

第二部

労働運動

第一編 労働組合の組織状況と組織運動

第一章 組織状況

第一節 単位労働組合の組織状況

労働組合組織の現状を述べるに当たって、その組織上の特徴ならびに最近における傾向を概括しておく。まず、わが国には二四〇〇万近い雇用労働者がいるわけであるが、そのうち労働組合に組織されているのは八三六万人（一九六一年六月末現在）、組織率にしてわずかに三五・四％ほどにすぎない。しかもこの八三六万人のうち、総評、全労、新産別の三つの中央組織に加入しているのは五一万九千人である。すなわち総評三九六万八千人（四七・五％）、全労一一〇万八千人（一二・三％）、新産別四万三千人（〇・五％）となっていて、これは全体の六一・二％に当たる。残りの三二五万七千人はこうした全国的な連合組織に加入していない。それぞれの産業だけで全国組合をつくるか、あるいは全然よそとは無関係の企業別組合に終始している。このことはわが国の労働組合でみのがせない特色の一つである。

第二に、組合員数が八三六万人というのは戦後最大の数字であって、これは最近の工業化に伴って雇用者の数が飛躍的にふえたためといえるが、それよりも一九六〇年七月から一九六一年六月にいたる一年間において、組合員数が約七〇万人、九・一％と近來にない大きなふえ方をしていること、労働組合組織率が三五・四％と、これまた一〇年ぶりで上向いたことが特に注目される。雇用者数の中に占める組合員数の割合、いわゆる組合組織率は、一九五〇年の五六％を最高として、その後一〇年間は減りつづけ、一九六〇年は三三・一％にまで下がっていた。

第三に、総評の組織にみられるように、その主力を占めるものは、官公吏、教員ならびに国鉄など公営もしくは国有企業の従業員である。だが、イギリスでも、西ドイツまたアメリカでも、これらの公務員・教員の組合は一般に労働組合の中央組織にははいっていない。それは、これらの国の労働組合が本来筋肉労働者を中心に結成されたからである。その点わが国では、ホワイトカラー、公務員、労働者の混合組合の形をとっている。しかし、最近では労働運動の中心がしだいに鉄道、鉄鋼、炭鉱など基幹産業の組合に移ろうとする傾向もみられ、ことに一九五五年以来の「技術革新」と設備投資は金属機械工業を中心に行なわれ、雇用の著しい増加をもたらしているのであるが、それに応じて組合員増加の中心は製造工業で

あり、そのうちでも金属機械関係で組合の組織化が大きく進んでいるという事実がある。

第四に、わが国の労働組合は、大企業もしくは少なくとも中小企業以上の労働者を中心として成り立っている。これはたとえばその組織率が、五〇〇人以上の企業で七〇・六％、一〇〇～四九九人規模で四〇・七％となっているが、一方三〇～九九人までの企業は九・七％、二九人以下は二・一％（一九六〇年六月現在、製造業）となっている事実からも明らかである。一般に中小・零細企業、特に浮動的な労働力の多い卸・小売業などでは組合の結成は困難である。しかし、この三、四年来これらの中小企業でも労組結成がかなり進んでいることは否定できない事実であって、その設立と解散による移動が激しいとはいえ、新規設立のみでは年約二〇万人に及ぶ組織化が行なわれているものと推定されている。そして、中小企業労働者の組織化の伸長は、これら雇用労働者問題の解決されないかぎり、労働組合全体としての成長がはまれる段階にきていることを意味する。賃金問題一つをとってみても、大企業の半分ないし三分の一といわれるような中小零細企業の低賃金が底辺に存在している以上、大企業の賃金闘争にもおのずから限界が生まれるであろう。総評や全労が中小企業の組織化に努力を傾注している理由もそこにある（本年鑑第34集第二部第一編二章参照）。

以下わが国の労働組合数ならびに労働組合員数の現状を労働省労働統計調査部「昭和三六年労働組合基本調査結果速報」によってみよう。

同調査はわが国にあるすべての労働組合および労働組合連合団体の基本的事項に関する調査である。そして、ここで労働組合とは次に定義する「単位労働組合」といわゆる「単一組織の労働組合」のことであって、また労働組合連合団体とは二つ以上の労働

組合が結成する団体（それに準ずる常設的協議組織を含む）をいう。

一、単位労働組合とは、独自の規約を有し独自の活動を行う組合であって、下部にかかる組合をもたない労働組合をいう。

一、単一組織の労働組合とは、その内部に単位労働組合としての機能をもつ組織があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形式をとっている労働組合をいう。

ところで、一九五四年度以降の調査（以下新調査という）では、単一組織本部および単位労働組合を一組合として集計するようになったが、それまでの調査（以下旧調査という）では単一組織の組合の下部である支部、分会で単位労働組合の実体を備えているものおよび単位労働組合がそれぞれ一組合として集計されていた。たとえば新調査では国鉄労組、海員組合等単一組織の場合にはそれらの本部を一組合として単位労働組合とともに集計単位を定めているが、旧調査ではこれらの単一組織の下部である国鉄労組の支部（その下部分会がすべて独自性を有しない支部）——一工場の職員のみで組織する支部、そして駅連区、保線区等の分会を単位労働組合に準じてそれぞれ一組合として集計していた。そのため新調査方式では旧調査方式より組合数が少なく、また単一組織の下部で非独立の支部分会の組合員数（単一組織組合員数のうち、下部で単位扱い組織を結成せず、本部または連合扱い組合に直接加入する形となっているもの）は旧調査方式では集計されなかったが、新調査では集計されるようになった。

すなわち、一九六一年六月末現在における左の労働組合組織の状況を単位労働組合と単一組織下部（単位扱い）組合とを合計した旧調査方式（①+③）でみれば、その組合数四万五〇九六、組合員数八一五万四千人であり、また単一組織の本部を一組合とし

それと単位労働組合を合計した新調査方式(1)+(2)ではその組合数二万四二三七、組合員数八三六万人となる。

労働組合の種類		組合数	組合員数(人)
単位労働組合	(1)	二、一八六	四、二六、九五七
単一組織	(2)	一、〇五二	四、三六、九三〇
本部		一、〇五二	}(非独立組合員数) 二五、七〇〇
下部(連合扱い)		一、二七	
下部(単位扱い)(3)		三、九二〇	四、〇五、三三〇
連合団体		三、五三三	—
連合組織		一、二二	—
協議組織		二、四三	—

同報告書では、新調査方式にもとづく集計(「単一労働組合に関する統計表」と同時に、年次別比較も可能なように、産業別、府県別等についての結果表は、旧調査における集計単位によるもの(「単位労働組合に関する統計表」)も合わせて収録してある。以下においては両統計表の差異に注意されたい。

一九六一年六月末現在における労働組合数は四万五〇九六、組合員数は八三六万人に達した。これを前年に比べると、それぞれ三五・三五組合、六九万八千人の増加となり、年間の増加としては一九四八年に次ぐ高い数であった(第90表)。一九六一年において、このように著しい増加を示したのは、前年にひきつづき雇用が大幅に増加したため、既設組合における組合員数が著しく増加したこと、および一九六〇年七月から一九六一年六月までの一年間に新設された組合、組合員数が、同期間に解散した組合、組合員数を大幅に上回ったことが主因となっている。

既設組合内での組合員増減および新設解散 まず、既設組合内における組合員の増減状況についてみると、過去一年間に組合員が増

加した単位労働組合は一万九二八七組合で、その組合員は五四万七千人となっている。これを増加理由別にみると、雇用の増大により組合員が増加した組合は一万五五一八組合(増加組合総数の八〇・五%)、その増加組合員数は、四三万一千人(増加組合員総数の七八・七%)となっている。組合員が増加した組合の数および組合員数を一九六〇年同期に比べると、二二〇〇組合(一二・九%増)その増加組合員数では八万五千人(一八・四%増)となっている。また、これを産業別にみると、製造業の六一〇八組合(組合員が増加した組合総数の三一・七%)二五万五千人(同組合員総数の四六・六%)増が最も多く、運輸通信業の三八六三組合、八万三千人、サービス業の二九九九組合、四万三千人、公務の二〇九一組合、四万二千人等がこれに次いでいる。またこれらの産業を中分類別にみると、製造業では機械、繊維、電気機器、輸送用機器など主として機械器具関係の産業で大きく、運輸通信業では、道路旅客運送、道路貨物運送、運輸に付帯するサービス、通信、サービス業では教育、公務では地方公務が多かった。

一方、既設組合内で組合員が減少したのは一万二八三三組合、組合員数は二四万二千人である。産業別にみて組合員の減少が最も多かったのは、製造業の三六八〇組合、七万一千人であり、これに次ぐのが、運輸通信業の二六五五組合、三万九千人、サービス業の二〇一二組合、二万八千人等であった。

次に、新設および解散の状況についてみると、過去一年間に新設された単位労働組合は五三〇五組合、組合員数四九万四千人で、一九六〇年同期に比べ一二・九組合、七万九千人の大幅な増加となった。これらのうち組織変更および分裂による形式的新設を除いた未組織労働者の組織化による実質的新設のみについてみると三八六一組合、二九万九千人となっており、一九六〇年同期に比べ一二・〇九

第90表 単位労働組合数および組合員数（各年6月末）

年次別	単位労働組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合員数の対前 年増減 (人)	推定組織率 (%)
1947年	23,323	5,692,179	2,011,162	45.3
1948年	33,926	6,677,427	985,248	53.0
1949年	34,688	6,655,483	△ 21,944	55.8
1950年	29,144	5,773,908	△ 881,575	46.2
1951年	27,644	5,686,774	△ 87,134	42.6
1952年	27,851	5,719,560	32,786	40.3
1953年	30,129 (18,228)	5,842,678 (5,927,079)	123,118 (一)	40.4 (41.0)
1954年	31,456 (18,127)	5,986,168 (6,075,746)	143,490 (148,667)	39.0 (39.6)
1955年	32,012 (18,013)	6,166,348 (6,285,878)	180,180 (210,132)	39.1 (39.8)
1956年	34,073 (18,935)	6,350,357 (6,463,118)	184,009 (177,240)	36.5 (37.1)
1957年	36,084 (19,297)	6,606,275 (6,762,601)	255,918 (299,483)	36.1 (37.1)
1958年	37,823 (20,132)	6,881,581 (6,984,032)	275,306 (221,431)	35.2 (35.7)
1959年	39,303 (20,725)	7,077,510 (7,211,401)	195,929 (227,369)	30.6 (33.3)
1960年	41,561 (21,957)	7,516,316 (7,661,568)	438,806 (450,167)	32.5 (33.1)
1961年	45,096 (24,237)	8,154,176 (8,359,876)	637,860 (698,308)	34.5 (35.4)

〔備考〕 1) 組合員数欄のカッコ内の数字は単一組織の組合員の単単位扱い組合に加入しないで、本部または連合扱いの組合に直接加入している組合員数を加えた数。

2) △印は減少を示す。

3) 推定組織率は総理府統計局「労働力調査」の各年同月雇用者総数に対する比率、ただし1959～1961年は、1961年10月の改算数値によって修正してある。

4) 労働省「労働組合基本調査報告」による。

組合、一万三千人の大幅な増加となり、ここ数年来停滞を続けた新規組織化の動きも、この一年間では著しい伸展を示したものである。これは好況に伴う企業経営の好調もさることながら、労働者の組合意識の向上および労使関係改善への自主的意欲がかなり強く現われた結果ではないかと思われる。実質的新設理由をみても「労働条件の向上、労務管理に対する不満など労働者の意志によることを主とするもの」の新設が最も多く二七二九組合（対一九六〇年、九一一組合増）、一九万六千人（同七万一千人増）で、実質的新設総数の七〇・六%、同組合員総数の六五・五%を占めている。なお形式的な新設は、「組織変更によるもの」が大部分を占め、一九六〇年に対し組合数では五二組合増加したが、組合員数では二万九千人の減少、「組合の分裂によるもの」は四二組合、四千人減少し、大きな変化はみられなかった。一方、解散組合についてみると、一九六一年六月までの一年間に解散した

第91表 理由別新設および解散単位労働組合数
および組合員数

区 分	1960年		1961年	
	組合数	組合員数 (人)	組合数	組合員数 (人)
合 計	4,086	414,990	5,305	494,389
実質的新設	2,652	185,820	3,861	298,645
形式的新設	1,434	229,170	1,444	195,744
合 計	2,609	280,948	2,756	247,041
実質的解散	1,306	69,108	1,349	70,081
形式的解散	1,303	211,840	1,407	176,960

組合数は二七五六組合、その組合員数は二四万七千人で、一九六〇年同期に対し一四七組合多く、三万四千人少なくなっている。この解散状況を実質的解散と形式的解散に分けてみると、実質的解散は一九六〇年同期に比べ四三組合、一千人の増加となり、形式的解散では、一〇四組合の増加、三万五千人の減少となっている。なお、実質的解散のうち、「事業所の休廃止および縮小」によることを理由とする解散が一九五九年以来漸減していることが注目される（第91表）。

なお、実質的新設の内容を民間企業の組合員数について企業規模別にみると、規模五〇〇人未満で合計一八万七千人と、実質的新設組合員総数の七二・六%を占めており、未組織労働者の組織化による

新設が一九六〇年にひきつづき中小企業労働者の組合が大部分であることを示している。

産業別分布状況

産業別の単位労働組合数および組合員数の分布状況をみると（第92表）、最も多いのは製造業で、組合総数の三〇%、同組合員数の三五・五%を占め、次いで運輸通信業、サービス業、公務などが多い。なお、製造業について中分類別にみると、織

第92表 産業別単位労働組合数および組合員数

産 業	組 合 数	組 合 員 数	対 前 年 増 減	
			組 合 数	組 合 員 数
全 産 業	組合 45,096 (100.0) 人 8,154,176 (100.0)	% 100.0	組合 3,535 人 637,860	% 100.0
農 林 業	662 (1.5)	88,530 (1.1)	53	856
漁 業	139 (0.3)	49,199 (0.6)	4	1,346
水 産 養 殖 業	1,033 (2.3)	308,894 (3.8)	△ 7	△ 33,580
建 設 業	2,629 (5.8)	512,055 (6.3)	184	34,345
製 造 業	13,547 (30.0)	2,892,443 (35.5)	1,356	348,694
卸 売 業, 小 売 業	1,975 (4.4)	231,162 (2.8)	121	27,848
金 融, 保 険 業	2,685 (6.0)	431,280 (5.3)	266	46,728
不 動 産 業	48 (0.1)	6,582 (0.1)	△ 61	△ 3,367
運 輸 通 信 業	8,702 (19.3)	1,551,853 (19.0)	485	95,017
電 気, ガ ス, 水 道 業	1,059 (2.3)	190,135 (2.3)	74	4,553
サ ー ビ ス 業	7,512 (16.7)	1,068,103 (13.1)	891	64,963
公 務 業	4,974 (11.0)	799,107 (9.8)	131	40,731
分 類 不 能 の 産 業	131 (0.3)	24,833 (0.3)	38	9,726

〔備考〕 1) △ 印は減少を示す。

2) 単位労働組合に関する統計表による。

第93表 都道府県別単位労働組合数および組合員数（1961年6月）

都道府県	組合数 (組合)	組合員数 (人)	対前年増減		都道府県	組合数 (組合)	組合員数 (人)	対前年増減	
			組合数 (組合)	組合員数 (人)				組合数 (組合)	組合員数 (人)
全国計	45,096	8,154,176	3,535	637,860	三重	616	129,457	32	9,777
北海道	3,800	443,769	152	13,118	滋賀	366	72,282	18	6,051
青森	621	73,290	60	5,066	京都	1,009	185,070	86	19,924
岩手	628	91,012	94	5,951	大阪	3,228	715,828	293	66,668
宮城	844	100,600	65	8,507	兵庫	1,770	546,865	170	44,484
秋田	766	90,734	84	3,502	奈良	301	44,454	5	2,970
山形	691	81,336	71	4,428	和歌山	409	70,798	18	4,779
福島	813	125,977	72	5,407	鳥取	406	37,273	37	2,835
茨城	561	105,267	22	8,559	島根	633	52,950	80	6,157
栃木	707	86,508	35	5,788	岡山	670	130,972	89	16,625
群馬	935	103,610	113	8,931	広島	1,033	202,357	67	17,197
埼玉	1,009	152,967	144	18,033	山口	697	144,469	44	4,450
千葉	747	124,293	29	22,349	徳島	486	51,870	44	2,986
東京	5,158	1,174,678	375	109,734	香川	452	56,620	59	1,867
神奈川	1,639	446,406	154	53,270	愛媛	576	93,453	21	2,578
新潟	1,000	172,417	41	12,290	高知	545	54,347	50	244
富山	509	99,200	9	7,055	福岡	1,596	442,267	126	11,501
石川	617	85,699	77	8,122	佐賀	393	62,279	8	863
福井	504	63,319	57	3,364	長崎	540	122,042	23	1,121
山梨	378	39,700	19	1,654	熊本	692	94,618	35	4,002
長野	1,711	170,140	108	16,677	大分	561	72,964	41	6,412
岐阜	572	126,289	37	4,088	宮崎	439	67,532	25	2,146
静岡	1,113	211,370	123	23,699	鹿児島	858	90,268	50	3,323
愛知	1,680	459,633	134	40,911					

〔備考〕 1) 都道府県別組合数および組合員数の合計は全国計と一致しない。これは2以上の都道府県に分布する組織で、本来、単一組織の本部または下部という関係になる組合であるが、関係都道府県ごとにはそのいずれも単位労働組合として調査されている組合があるので、それらの集計には、都道府県別ではいずれも単位労働組合として集計に含め、全国計ではそれらのうち下部組合とみなされる組合は除いているためである。

2) △印は減少を示す。

第94表 適用法規別単一労働組合数および組合員数

適用法規	1960年6月		1961年6月	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
合計	組合 21,957(100.0)% 人 7,661,568(100.0)%	組合 24,237(100.0)% 人 8,359,876(100.0)%		
労働組合法	17,931(81.7)	5,061,601(66.1)	20,043(82.7)	5,649,018(67.6)
公共企業体等労働関係法	47(0.2)	929,666(12.1)	77(0.3)	953,012(11.4)
地方公営企業労働関係法	377(1.7)	130,104(1.7)	396(1.6)	154,285(1.8)
国家公務員法	281(1.3)	278,872(3.6)	281(1.2)	287,748(3.4)
地方公務員法	3,321(15.1)	1,261,325(16.5)	3,440(14.2)	1,315,813(15.7)

〔備考〕 単一労働組合に関する統計表による。

維工業（一八九八組合、四八万七千人）、化学工業（一一六三組合、三一万二千人）、機械製造業（一五九一組合、二五万三千人）が組合数、組合員数とも比較的多く、電気機械器具製造業（七五五組合、三一万四千人）、鉄鋼業（五八五組合、一五万人）、窯業・土石製品製造業（八六八組合、一三万七千人）、食料品製造業（一一二〇組合、一二万二千人）、出版・印刷・同関連産業（八九九組合、一〇万六千人）は組合員数一〇万人以上の組織数をもつ。また、組合員数を前年同期と比べると、不動産業で減少したほかはいずれも増加をみており、ことに製造業の増加が著しく、製造業の増加のうちでは、金属、機械、鉄鋼関係産業での増加の占める割合が、五八・九%となっている。

都道府県別分布状況 都道府県別に単位労働組合員数をみると（第93表）、一九六一年では高知県一県を除き、いずれも増加をみた。増加の著しい都道府県をあげると、東京（三七五組合、一一人増）をはじめ、大阪（二九三組合、六万七千人増）、兵庫（一七〇組合、四万四千人増）、神奈川（一五四組合、五万四千人増）、愛知（一三四組合、四万一千人増）などである。

なお、適用法規別の組織状況は第94表のとおりである。

第二節 主要連合団体の組織状況

一九六一年六月末における連合団体は三五三二団体であり、そのうち連合組織は一一一団体（連合団体総数の三一・五%）、協議組織は二四二一団体（同六八・五%）となっている。これを前年同期に比べると、連合団体は合計二四七団体（七・五%）の増加で、内訳では連合組織四五団体（四・二%）増、協議組織二〇二団体（九・一%）増であった（第95・96表）。

右の連合団体のうち、日本労働組合総評議会、全日本労働組合会議、全国産業別労働組合連合の三団体、および上記三団体に加盟していない主要連合団体の組織状況は次のとおり。

日本労働組合総評議会（総評） 加盟団体は五九団体、その構成組合員数は三九六万八千人で、一九六〇年同期より二団体、二二万三千人（六・〇%）増加となり、構成組合員数の組合員総数のうちに占める割合は、四七・五%（対一九六〇年同期一・四ポイント減）である。

新規加盟の二団体は、国鉄動力車労働組合である。また、組合員数が増加したのは、全国金属労働組合（三万九千人増）、全日本自治団体労働組合（三万九千人増）、日本鉄鋼産業労働組合連合会（一万九千人増）、全国一般労働組合（二万八千人増）、および日本私鉄労働組合総連合会（一万七千人増）、など三七団体において、それぞれ組合員数が増加したことによるものである。なお、既加盟団体で組合員数が著しく減少したのは、日本炭鉱労働組合（三万人減）、国鉄労働組合（一万二千人減）などである。

全日本労働組合会議（全労） 加盟団体は、日本労働組合総同盟傘下の二三団体およびそれ以外の全労直接加盟一五団体の計二八団体、その構成組合員数は一一〇万八千人で、一九六〇年同期に比べ五団体、一八万四千人（一九・九%）の増加となり、組合員数のうちに占める割合は一三・三%で、一九六〇年同期より一・二ポイントの増加となっている。

加盟団体が増加したのは、国鉄職能別労働組合（二万九千人）、全国特定局労働組合（一万八千人）および全国電力労働組合連合会傘下の三団体（四万二千人）が新規加盟したことによるものである。構成組合員数が増加したのは、全国繊維産業労働組合同盟（三万三千人増）、全国金属産業労働組合同盟（二万四千人増）、日本自

第95表 地域および組合の種類別労働組合連合団体数

地 域	合 計	連 合 組 織	協 議 組 織
	組合 %	組合 %	組合 %
合 計	3,532 (100.0)	1,111 (100.0)	2,421 (100.0)
全 国 的	233 (6.6)	192 (17.3)	41 (1.7)
地 方 的	261 (7.4)	132 (11.9)	129 (5.3)
府 県 的	810 (22.9)	393 (35.4)	417 (17.2)
地 区 的	2,228 (63.1)	394 (35.5)	1,834 (75.8)

〔備考〕 1) 「全国的」とは組合規約において当該産業、職業または企業に属する労働者は全国いずれの地にあるかを問わず、その組合に加入することができるように定められており、かつ現実にもその組織が、1, 2 の地区、1, 2 の都道府県に限定されることなく、全国または数地方に分布するもの。

2) 「地方的」とは数都道府県に分布するもの。

3) 「府県的」とは1都道府県または近接府県に分布するもの。

4) 「地区的」とは1郡市1町村または近接市町村にわたって分布するもの。

第96表 主要団体別組合員数

(単位 人)

区 分	1959年6月末	1960年6月末	1961年6月末	対前年 増 減
合 計	7,211,401(100.0)	7,661,568(100.0)	8,359,876(100.0)	698,308
日本労働組合総評議会	3,666,357(50.8)	3,745,096(48.9)	3,968,123(47.5)	223,027
全日本労働組合会議	826,642(11.5)	924,076(12.1)	1,107,867(13.3)	183,791
日本労働組合総同盟	283,075(3.9)	303,868(4.0)	356,370(4.3)	52,502
そ の 他	544,306(7.5)	620,745(8.1)	751,497(9.0)	130,752
全国産業別労働組合連合	43,127(0.6)	46,063(0.6)	42,847(0.5)	△ 3,216
以上の団体に加盟しない全国組合	1,082,511(15.0)	1,235,815(16.1)	1,124,217(13.4)	△111,598
そ の 他 の 組 合	1,690,367(23.4)	1,845,052(24.1)	2,133,119(25.5)	288,067

〔備考〕 1) 2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は、それぞれの団体に重複して集計してあるので、主要団体別の組合員数の合計は合計欄の数と一致しない。

2) 組合員数には非独立組合員数を含む。

3) △印は減を示す。

自動車産業労働組合連合会（一万一千人増）および全国交通運輸産業労働組合同盟、日本海員組合（いずれも一万人増）の団体をはじめ、一団体で組合員数が増加したことによるものである。なお、組合員が減少したのは七団体で、なかでも全国石炭産業労働組合の四千人減少が最も大きかった。

全国産業別労働組合連合（新産別）加盟団体は五団体、構成組合員数は四万三千人で、一九六〇年同期に比べ一団体、三千人（七・〇％）の減少となり、組合員総数のうちに占める割合は〇・五％で、一九六〇年同期より〇・一ポイント低下している。

一団体の減少は、全国土建産業労働組合連合会（一万人）が中立系建設関係全国組合との合併に伴う脱退によるもので、構成組合員

数は各団体ともわずかながら増加している。なお、上記三中央組織に結集された組織労働者の総数は五十一万九千人となり、組合員総数の六一・二%（一九六〇年同期に比べると、四〇万四千人、八・五%の増加）となっている。

総評、全労および新産別に参加しない全国組合 上記三中央組織に参加しない全国組織は、三五団体、一一二万四千人となり、一九六〇年同期に比べ五団体、一万人（九・〇%）の減少を示した。減少の五団体は国鉄動力車労働組合（総評）、全国特定局労働組合、国鉄職能別労働組合、全国電力労働組合連合会（いずれも全労へ）、および全国麻産業労働組合協議会（解散）で、これにより組合員数の大幅な減少をみた。一方、日本電機機器労働組合（三万八千人増）、全国生命保険労働組合連合会（二万六千人増）、全国建設労働組合連合、日本繊維産業労働組合連合会（いずれも一万人増）等で組合員数かなり増加している。なお、中小企業労組の結集体である全日本中小企業労働組合総連合は四千人の減少を示している。

第二章 労働組合の分裂とその背景

戦後の組合分裂をみれば、分裂の発生しない時期はないといえてよい。しかし、時期を区分してみれば、若干の特徴なり傾向を指摘することができる。組合分裂が大量的に発生したのは、一九四七～四八年のころであるが、それは、産別会議の書記局内に民主化運動が発生して以来、その民主化運動は各単産内部に波及し、単位組合の分裂と単産分裂とが同時に進行するにいたったものである。そして、この時期の単位組合の分裂は読売新聞労働組合分裂が代表的な事例であり、分裂の原型を示しているといえる。読売新聞労働組

合のたたかひの目標は編集権の問題であり、専制的な経営に対する民主化の問題であって、読売においては、一時労働組合はこの目標を獲得したが、第二組合が発生して、やがて第一組合は崩壊した。一九四七～四八年頃の単位組合における分裂では、右と同様な目標か、あるいは、若い年齢層を中心とした賃金要求が年輩労働者の愛社精神と衝突して分裂したものが多かった。つまり、その単位組合の分裂の性格は、今日流行の用語によれば、年功的労働関係のもとにおける、年功的基幹労働者の愛社的な態度と中途採用者層を基礎とした企業をこえた一般的な要求との衝突であったといえてよい。そして、一般的要求というのは、当時のインフレ状態のもとでの食えるだけの賃金とか解放的ふんい気のもとにおける経営の民主化とかといった形のものをさしている。

他方、単産における分裂をみれば、産別系組合内における民主化の展開すなわち共産党のフラクション支配に対抗しようとする意図をもつものであって、フラクション支配排除という大義名分のもとに右派もまたこれに同調したものとみられている。そして、この単産の民主化運動をささえたものも、単位組合における年功的基幹労働者層の要求である。

ところで、戦後十数年を経過した今日では、分裂の契機そのものに、経済事情の変化に伴って異なったものがないではない。たとえば全鉱連における製錬部門の脱退（三菱、三井）をとってみれば、自由化に伴う外国鉱石による製錬部門の独立採算制が基本になっているといわれる。この事態は、自由化ということが契機となっているという点では新しい。しかし、企業別組合でありながら、組合を別にすれば賃金が上がると考える点においては、かつての動力車労働組の分裂のときと同様である。動力車労働組が国鉄労働組から分裂するときには、組織を別にし、団体交渉権をとれば機関士の賃金は上が

ると考えた。この考え方は、戦前からあった機関士初任給と車掌初任給の格差の回復ということの基本要求として、それに公労法に交渉単位制が規定されたことに誘発されて顕在化した。交渉単位制の本来の趣旨からすれば、機関士に独立の交渉単位を与えられるべきであるが、国鉄当局も労働省も、国鉄の交渉単位は一つとしたため、動力車労組は、その要求をくじかれた。このようにして分裂した動力車労組は、その後国鉄の技術革新、電化とディーゼル機関車の採用によって、蒸気機関士が斜陽職種となる運命のもとにおかれ、そのもとで動力車労組の戦闘化がおこってきた。

全鉱連の製錬部門をみれば、組織を別にすればという発想においては右と同様であるが、その他の条件については異なる。すなわち、これまで製錬部門は、鉱山の付属施設のような觀念のもとにおかれてきた。しかるに、自由化により製錬部門の地位は高くなり、そのことがこれまでの闘争においては常に製錬を闘争拠点とされたという被害意識と結合して、そこから、別に交渉すればという意識が生まれてきている。まさに、動力車労組の場合とは異なり、製錬部門は自由化による新興産業なりとの意識のもとにある。類似点と差異を区別してみればおおよそ以上のとおりである。

さらに、全林野労組における分裂をとってみよう。全林野労組における分裂は、定員内職員と作業員との関係が問題になっている。それは、全林野労組の闘争が作業員問題を中心に行なわれたため、定員内職員のうち主任層が組合と当局との板ばさみの状態におかれることがある。そこで、組合費を支払いながら、組合からなんの保護も受けられないという不満が基本となり、主任層を中心とする脱退がおこり、これに組合費を支払いたくないという人たちが同調したものである。もっとも、分裂の事例によっては、作業員を中心とする事業所班の闘争があまりにも激しく、定員内職員を中心とする営林

署班が行動をとるにしがたいという理由で分裂したものもある。この場合には、明らかに職員と作業員との身分意識が基本となっており、鉱山関係における職員と鉱員との身分意識の反撓と同質のものがある。とみてよい、全林野労組における分裂は、この身分意識や組合費をおさめたくないという態度を周辺の結合要因とし、主任層の地位、下級役付の立場からおこった問題である。だから、これは製造業における職工混合組合、石炭鉱業における職員組合、鉱員組合との関連で考えてみる必要がある。製造業における職工混合組合においても、職員と工員の対立は相当に存在するのであり、その身分差の著しい石炭鉱業においては、単位組合では別組織となっている。してみれば、ここで問題になることは、組合運営である。石炭鉱業においても、唯一の例外ではあるが、太平洋炭鉱においては、職員と鉱員とは一つの組合に組織されているし、金属鉱山においても、住友、三井、同和では職鉱混合組合として組織されている。このことは、組合運営の問題が分裂をみるさいにかなり基本的な問題であることを意味するものといえる。そして、組合分裂の発生を分析することによって、浮かび上がってくる組合運営上の問題点としては次のことが指摘されている（藤田若雄「組合分裂について」——労働調査協議会編「労働調査時報」第四二三号、一九六一年八月刊掲載——）。

第一は、組合指導が画一的であるということである。組合幹部は、何か特別なことをしなければならぬと考えている。また組合員の幹部を識別する目もその人目をひくような業績にあるようである。そこで打ち出されてくる方針は、華々しく人目をひくようなものである。しかも、すべての人がそれをしなければならぬという考え方をとっている。わが国の組合民主主義というものは、形は代議制をとっているが、その中には原始民主主義という

べき要素が妙に混入している。すべての人が行動を共にしなければいやだということが原始民主主義なのだ。また組合役員の年々の改選ということもそれである。すべての人が行動を共にするということも、よく考えてみると原始民主主義がもっていた平等意識から出ているとはいいたい。それはむしろ行動することに対する恐怖から出ているのである。これに支えられて、組合運営は画一的な官僚主義となっている。

行動が必要なところでまず行い、これを支援するところは支持の行動をとるといったことは容易に理解されない。また、組合員の中には意識の程度に差異があるから、この差異をそれなりに組織するという考え方はとられていない。

第二に、組合は組合員に組合員たる権利の保障を十分にしていない。組合は、その所属する単産や最も手近な班組織の組合規約を各人別に渡してあるであろうか。組合手帳が最近流行していて、その中には単産のものはのせてある（手帳は主として単産が発行するから）。しかし、班や分会の組合規約は時にはガリバン刷で渡されることはあるが、それは決して日常的な使用物の形をなしていない。まして、労働協約などを各人別に渡してある組合は極めて稀である。それは、労働協約が非日常的にしか書かれていないということにもよるであろう。

しかし、労働条件の引き上げが労働組合の主要目標であるとするならば、それが各組合員にわたっていないということは基本的な問題ではなからうか。

さらに、組合の機関紙をみてみよ。単産レベルで決定したカンパは、度々来るが、そして、それは各人の賃金の中からカンパをとって行くのであるが、単産機関紙は組合員一〇人に一部しか発行されていない。筆者の知る限りでは二人に一部が最も割の高い

方であった。二人に一部というのは現実には十人に一人位しか手渡らないのであり、十人に一部の時は百人に一部しかわたらないのである。一人に一部、読んでも読まなくてもわたるということが組合員の権利が保障されているということである。

発行部数は、発行回数をへらすことによって実現する。発行回数をへらせば、記事がおくれるという欠陥がでてくる。この矛盾は、総評系ならば、その系統単産の機関紙を統合することによって無駄が節約される。いかに多くの機関紙が日おくれ同様な記事を報道していることか。それ故に商業新聞にはとうてい勝てないのである。

組合機関紙は組合官報であってはならないだろうが、商業新聞と同様であってもいけないであろう。組合機関紙の統合をすれば、人員整理の問題が出るということになるかもしれない。しかし、無駄な仕事を組合がすることによって失業救済事業を行うというのでは理解ができないではないか。

いずれにしても、組合が組合員の権利を保障するという最も基本的な仕事を果している限り、大事に直面して組合はおそれることではないであろうと思う。

次に宇部室素労組、国鉄労組大阪地本それぞれの組合分裂をとりあげて、その実態を掲げておこう（資料は総評組織部編「組織分裂について」総評編「月刊総評」一九六〇年十一月号掲載による）。

宇部室素労組の場合——今回の組織分裂問題の直接の契機となった問題点は、非専従執行委員の選出方法を、会社、全促（全労加盟促進会）側に有利に改正しようとする全促側からの提案にあった。この提案の内容は、従来一一選挙区毎に推せんまたは立候補によって出た候補者を、全組合員の直接無記名投票にかけ、過半数によって決定していたものを、各選挙区毎に一名の候補者を

投票で決定し、その上で、全員投票の五分の二以上の信任を得れば、当選というものであった。この狙いは、過去八年間にわたる会社、全促の攻撃によって、代議員会（一〇名に一人）評議員会（五〇名に一名）という中間決議機関は、会社側のヒモ付きである全促側によって約三分の二をとられたが、全員投票で過半数の支持を必要とする執行部については、専従（七名）非専従をとわず、一名のポストも占めることが出来なかったため、執行部に役員を送り出すためにとられた会社、全促の方針であった。そして、この役員選挙の選出方法を改悪することによって、「合法的」に、組合全体を乗っ取るうとしたのである。

宇部室素労働組合は、昭和二七年に、太田総評議長（当時の組合長）を含む三〇〇名の首切り、賃下げ、配転などの計画に対し、五二日間にわたるストライキによって、会社の意図を粉碎し、当時、日本最強といわれた組合である。会社側は、この失敗にこりて、組合を正面から叩きつぶそうとする労務対策から、近代性を偽装したアクトイ労務対策に転換した。

それは、次のような方法で具体化された。

(一) 組合内に実質上の第二組合をつくる。

① 三田村四郎、山名正美などの職業的分裂屋をつかって、全労指向のグループをつくり上げた（昭和二九年一月二八日、全労加盟促進会結成大会）。② 自民党系二本謙吾の後援会である双葉会を結成した（昭和三〇年一月）。③ 労資協調、道徳意識の高揚のために、修養団「向上会」を結成した（昭和三十一年一月）。

(二) 中間決議機関の乗っとり。

前記の代議員会、評議員会は、その選出単位が、会社、職制の最も介入しやすい職場であるので、職制権力を用い、悪質な選

挙介入を行い、現在では、代議員会、評議員会の約三分の二を握るにいたった。

(三) 職制機構の強化と職制による切り崩し。

昭和二七年の長期ストライキのあとに、係長の脱退問題があったが、その後、主任会、組長会、班長会等の結成をはかり、職制機構を強化し、日常的な教育を通じ、いつでも会社の命令一下、組合弾圧に動けるような体制の整備につとめていた。このことが、中間決議機関の選挙に与えた影響は極めて大きい。

(四) 労資協調PRとHR活動の推進。

① 会社は、昭和二八年一月より、家庭通信を発行（家庭に郵送される）すると共に、労働広報、パンフレット発行、説明会などの開催を通じて、総評に対する批判を一貫しておし進めると共に、② 会社の援助によるレクリエーション、その他の世話役活動を行い、社宅においては、社宅の自治会幹部に、会社の総務（労務）につながる人々を出すように指導し、組合員が、職場、居住地の別なく、会社側の監視と圧迫の中におかれるようにつとめた。

(五) 以上のような労務対策に加え、組合活動への干渉と弾圧が加えられた。職場懇談会制限禁止、職場大会の禁止、報復手段としての組合費天引き拒否、各種組合役員選挙の干渉、運動方針に対する不当介入、不当労働行為、クラブ、社宅の使用制限など、考えられるあらゆる方法がとられた。

役員選出方法の改悪は、この八年間の労務対策の総しめくりとして提起されたのでない、これを成功させることによって、組合全体を御用化しようとしたのである。組合執行部は、全促側より出された改正案に対し、

改正案は、労組法、組合規約、規定の基礎である「民主的運

営」の精神に反している。

改正案は、組合員の選挙権、被選挙権という基本的権利を制限している。

非専従といえども、専従と同一であって、職場の代表ではない。

少数意見は、組合の運営の中で尊重すべきである。

多数決は、過半数を原則としており、現在の規則を五分の二に改悪する必要はない。

との立場を明らかにした。

しかし、八月一九日に開かれた評議員会では、執行部の全組合員の直接無記名投票によって賛否を求めるべきであるという意見を無視し、全促グループは執行部総退場のあと強引にこの改正案を可決した。このあと、八月二一日に、九九〇名の署名をもって、大会開催の要求がなされたので執行部は、八月二六日に組合員大会を招集したが、全促幹部は、二四日に全促の大会を開き、合化、総評脱退、全労加盟促進決議を行い、二六日の組合員大会のボイコットを決定した。そして八月二六日の組合員大会に際しては、会社労務と全促幹部は、私服警官までかり出して、会場にいたる道辻に全ピケをはり、組合員の大会出席に圧迫を加えるという妨害手段に出て来た。このため大会は、規定数より約五〇〇名の不足となり、成立することは出来なかった。

全促側は、さらに評議員会の開催を要求し大会の専権事項である合化、総評脱退、全労加盟、執行部の責任追求をせまってきた。

八月末に結集した、合化、総評のオルグ団は、執行部と相談し、九月九日に再度臨時大会を開催し、一切の問題を処理する方針を決定すると共に、一切のオルグ活動を大会成立に注ぐ一方、九月二日には、総評、合化、山口県労評、宇部地区連を中心とす

る「宇部窒素労組を守る共闘会議」を結成し、社宅、居住区を中心とする説得活動、連日のビラ入れを通じて、会社―民社―全労―全促の本質を明らかにし、組合員大会への参加をよびかけた。

急速に進められた支援体制のより上りに驚いた会社、全促は、九月三日より、組合脱退署名を管理職を使って強要し、九月六日、一七〇〇名をもって、組合を脱退し、新組合を結成した旨を通告してきた。九月九日の大会は、宇部窒素労組を守る共闘会議の組合員、オルグ団、約二千名の激励のものの、一七一五名の出席（全委任）を得て成立し、役員選出改正案、合化脱退、全労加盟を満場一致で否決した。

会社側の管理職総動員による妨害工作も失敗した。大会の成立後、全促からの脱退者が続出し、九月二四日には、二三〇名に達したが、その後やや頭打ち状態になり、加えて、九月一七日、組合側の申請した「組合費控除等に関する仮処分」が一九日に認められ、「九月分組合費は、八月二一日現在の組合在籍数の分を組合に支払え」という決定も、会社側の仮処分に対する異議申立てと執行の一時停止の申請が認められるにともない、会社側は、組合の団交開催要求に応じないばかりか、全促との交渉を進めるなどの不当労働行為をつづけ、九月分の組合費については、九一五名分だけを組合に渡すという露骨な分裂行動に出て来た。一〇月三日に開催した臨時大会には、委任をふくめ八七二名が出席し当面の方針として

一、全促加入者については、規約一三条による組合員の権利の一時放棄としたものとして取扱う。

二、全促役員六名の組合除名。

三、全促との無原則統一反対。

などを決定し、当面の組織運営方針（職場班、組織、地域組織、

役員改選までの諸選挙管理)、組合役員及び委員の改選、組合規約、諸規定の改正を決定し、新たな決意で力強い第一歩をふみ出すことになった。

一方全促側も、一〇月六日より綱領、規約の投票を開始し、八日開票したが、綱領については、賛成一二六八、反対二九六、組合規約については、賛成一二〇九、反対三五四で決定した。

国鉄労組大阪地本の場合——国鉄労働組合は、過去昭和二六年三月の機関車労組の脱退を皮切りに、昭和三年の仙台ならびに新潟地本、昭和三五年二月の静岡地本などに引続いて、小分裂は門司、北陸に相次いで発生し、現在までに四十万の国鉄労組は、一六組合に分裂している。今回起った国労大阪地本の分裂は、表面的には、第二〇回国鉄大会の決定を不満とする新生民同の組合からの脱退であるが、その質は、組合の日常活動の不足、職種、職能対策の不備、派閥のへい害を巧みに利用した民社、全労の分裂攻撃であったといえよう。分裂は、国労大会の運動方針に、新生民同から提案された修正案が少数否決となった事からだとい般的にいわれているが、実態は、例えば、大阪地本内の京都支部の場合には、大会開催前からすでに始められていた。

大阪地本において公然とその正体を現わしたのは、昨年秋の社会党大会における西尾一派の分裂、民社党の誕生と並行して行動を開始した。新生民同派の組合幹部はオルグの名目で、民社党の組織拡大に狂奔すると共に、組合事務所と民社党との連絡場所にするなど、労働組合を政党の下請機関化せんとして活動した。その手始めに行われたのが、総評攻撃、脱退署名である。職制の指導と援助の下に「署名しなければ昇給させない」「署名しないものはアカだ」などの脅迫までして集めた数字は約一万と言われた。これに対し大阪地本は、三月の三、四日の両日、地方委員会

を開催して意志統一によって組織を守ろうとしたが、臨時大会の招集が出された。しかも四月五、六日の両日に開催された臨時大会で、総評脱退動議の提案が少数否決されると退場戦術をとって大会の流会をはかった。その後、安保改定阻止の闘いを組織し、統一を保って来たが、全国大会が終了後、八月三十一日大阪地本執行委員会の席上四名の執行委員が辞意を表明、昨九月一日には、これ以上国労と行動を共にする事は出来ないとして辞表を提出した。大阪地本としては、直ちに臨時執行部を編成すると共に、辞表を出した辻本、藤下、市村、大岩の四氏を除名処分として発表、その対策について、国労本部とも連絡をとったが、中央本部においては丁度新中執発足の前の事でもあり、一週間程度はオルグ派遣不能との事で、直ちに総評関西ブロック共闘会議の中に「国労支援対策本部」を設置し各府県地評からオルグを投入する事を決定、二日から行動に入るのである。この結果各府県評とも、国労説得オルグ団を編成先ずその具体的な行動として

一、各単産組合員は、通勤途上国鉄駅で国労組合員に対して、「国労頑張って下さい」と激励する事を励行する、特に全通、電通、水道労組員で国鉄宿舍及び、国労組合員宅に業務で行った時は必ず組合員並に家族を激励する。又、単産組合員で国労組合員に学校の同窓生、友人、親戚その他知人のいる者は直接会って激励する。(以下二、六略)

以上のような具体的方針に即して、滋賀に、京都に、姫路、大阪にと、連日二〇〇名に上るオルグ団、激励隊が職場に入り、九月一〇日からは国労中執、国労隣接地本専従者等も加えて、職場に家庭に説得工作が続けられた。京都自動車工場や、鷹取工場では出勤者に毎朝府郡評のオルグから、激励のビラが配られ、姫路では総決起大会が、吹操では新労幹部とオルグ団との立会演説が

くり返された。この成果が着々と現れ脱退者がボツボツ復帰する職場もみえ、全員脱退を予測された京都車掌区、自動車工場も半数のみが新労に加入、姫路保線区等も分裂を食い止め、鷹取工場も全員残留、吹操分会でも「国労に残る」と声明して組織再編に努力する活動家も出てくる様になった。この結果、大阪の情況如何によつては「脱退も辞せず」と待機？ していた福知山地本も、千葉も大分も遂に分裂、脱退のチャンスを失った訳である。かくして、新聞記者を招請して、花々しく新組合結成の旗上げを中ノ島公会堂でしようと計画していた分裂主義者達も、成果の上らぬところから、会場を労働会館に変更、全労加盟の各単産代表をも集めて開催した一〇月一日の結成大会も僅か二〇〇名足らずの淋しいものとなつてしまった訳である。このようにして国労、総評が一体となつてのオルグの中で学びとつた成果と欠かんは

- 一、脱落者を最小限に食い止める事ができた。
- 二、長い間の国労のセクトを破つて総評オルグ団を全面的に受入れる中で、労働者の連帯感を強めた。
- 三、数多くの職場活動家を掘りおこすことに成功し、今迄見られなかった職場活動が始まった。
- 四、分裂との闘いによつて大阪地本が一番悪い点、派閥解消の緒口をつかむ事が出来た。

等であり、又今後の対策、問題点として

- 一、組合内に絶対に派閥を作らない事。
- 二、分裂策動者に対しては絶対に妥協を排し、厳しい態度で対決する事。
- 三、職場要求を掘りおこし、一つ一つ要求を解決する事なしに統一と団結を確保する事は出来ないし、分裂策動を封じる事は出来ない。

四、総選挙を通じて敵の巻き返しが予想される。従つて充分なる点検活動が必要とする事は勿論、職場オルグ、居住地懇談会等の中で組織を守り選挙戦を闘う。

宇部窒素労組、国労大阪地本における組織分裂の主要な経過は、以上の通りであるが、過去数年間、総評傘下組合のうちで、第二組合が結成された主なもの、例えば、全自動車日産、日鋼室蘭などを始め、近くは紙パ王子製紙、炭労三池などの場合には、いずれも長期争議の最中であつた。宇部窒素労組における組織分裂は、平時における分裂として、その特徴をみる事が出来る。すでに明らかにしたごとく、このような現象となつて現われた主要な原因は、過去八年間に亘る会社の労務対策に求める事が出来る。ここ二、三年、とくに今年度の総評大会前後から総評傘下各単産に組織分裂、第二組合の結成が目立っている。代表的な事例を列举してみると、

国鉄労組——大阪、新潟、仙台を中心とする十六組合の結成
 日教組——愛媛、徳島、山口、奈良、島根などにおける第二組合の結成
 自治労——秋田、大分、長野労の分裂
 全電通——九州における民主化同盟の発生
 全林野——秋田、長野、熊本を中心とする日林労の結成
 全国税——組織脱退
 私鉄——弘南バス、山陽電軌などの分裂
 合化労連——宇部窒素、日本化薬、別府化学
 炭労——三池
 全国金属——中小労組における第二組合
 紙パ——王子、金勢などの第二組合
 全鉦——日鉦労連の脱退

化学同盟——兵庫化学の分裂

第三章 全労の組織方針と 同盟会議の結成

第一節 全労の組織方針

一九六二年一月の全労第八回定期大会で決定をみた、同年度運動方針について、滝田議長は「民主的労働組合の進むべき指導理念が明確にされた」と語っているように、全労は経営と生産性の向上に積極的に参画し、そのなかで産業民主主義を確立していくという労働運動の基調を固めたといつてよいであろう。全労としては、国際収支の逆調、景気の渋滞、物価の値上がりなどをもたらしたのは池田内閣と経営者側の責任であるとして追及しようとしている。だが、その半面、現在の日本の資本主義は多くの欠陥や障害を伴いながら、経済成長をもたらしてきたし、労働者の生活も向上する可能性があると、現実の諸制度をふまえながら、改革を積み重ね、民主的労働運動を進める考えである。その手段として労使協議制や産業種別の産業会議などの機構を通じ、企業経営や経営政策に参加し、産業民主主義の確立を実現しようとしている。このような路線は総評とかなり趣を異にするものだが、総評幹部は「全労は日本の独占資本の性格が変わってきている」という前提に立っているようだが、この点では根本的に見方が違ふとし、全労路線は労働者を説得する力は薄いだらうとみている（全労会議一九六二年度運動方針第一章第四節より）。

(一) 民主的労働組合の基本的な姿勢 1、われわれは、資本主義のもとで、多くの欠陥や障害をともしないながらも経済成長が促進され、労働者の生活水準を向上する可能性があることを、事実の発展経過を通して認めてきた。この可能性をとことんまで追求し、それを現実に労働者のものとし、たたかいとていくところに労働組合の基本的な任務がある。このような実際の且つ前向きの闘争を進めるか、あるいは現実ばなれのした観念論のとりことなり、絶望的な破壊的闘争へ通ずる道を選ぶかが、民主的労働運動と然らざる運動との分かれ道である。（以下略）

(二) 産業民主主義の確立と労組の責任 1、民主的な議会制度にもとづく政治が行われているならば、経済発展の促進と小さきさまざまな改革の積み重ねによって、次第に資本主義そのものを改革させ得ることは事実である。……

2、国民経済の繁栄と産業企業の生産性の向上をめざし、そのための有効な諸企画や実践活動に進んで、参画し、主体的な役割を果していくことは、生産者の立場と消費者大衆の立場との双方を組織にそなえている労働組合として、当然の任務といわねばならない。このような労働組合の活ばつた活動があつてこそ、低賃金や劣悪な労働条件に依存している遅れた分野へのテコ入れと両々相まって効果を發揮することができるとし、全体として、産業社会の近代化を促進することになる。

3、これらの諸活動をよりよく達成する手段として、労使協議制や産業会議などの機構を通じ、企業の経営や産業経済政策に対する組合の参加と発言の増大を要求するとともに、社会的に責任ある労働組合の立場と建設的な行動を打ち出し産業民主主義の確立をめざして努力を重ねていかなければならない。

4、また、わが国経済の中に大きな比重を占めている官業や公共

企業体においても、その基本的な在り方については、以上の例外でない。能率的な経営、生産性の向上、サービスの改善等に対し、労働組合が積極的に取り組み、国民の利益に奉仕する態勢の中で、関係労働者の利益を守り且つ高めていくことが必要である。

(三) 反動的経営者との積極的闘争(略)

ところで、大会での論議の中心は、なんといっても、総評から分かれて全労が発足して以来の懸案である全労と総同盟の「二重組織」の解決だった。

結果は後述するように、現在の全労を全面的に改組し、全労と総同盟という両中央組織が並列関係となり、これと同列に全特定など公務員関係組合の全官公を加え、この上部構造に連絡協議機関をつくり、将来産業別に再編した民主労働戦線の大同団結をはかるという方針を推進することになった。だが、それは全労と総同盟間の翼下組織の奪い合い、財政、人事問題の対立関係を本質的に解決するものでなく、一時は両者の「協議離婚」が必至とみられていた仲をやわらげ、いわば「協議別居」の形に収めたものともいわれている。

第二節 同盟会議の結成

全労会議は、その憲章のうえからみるかぎり、全国組織あるいは、いわゆる中央組織でない。その性格は、全労憲章前文の冒頭に「全日本労働組合会議は、自由にして民主的な労働組合の団結によって、労働者を、強権支配、経済的搾取、貧困や生活不安など一切の脅威から、解放するための闘争を強化する目的のもとに、加盟組合相互間の緊密な協力を促進し、目的を同じくする国際労働者組織

との提携を図るために存在する」とあるのをみてもわかるように、統制力も指令権ももたない一個の協議体である。一九五九年の全労大会で、当時総同盟の総主事であり全労の副議長であった古賀専氏が「総同盟は攻守同盟体であり、全労は会議体の仲よしクラブである」と発言して物議をかもしたことがあるが、ともあれ、全労があくまで会議体としての性格にとどまっていれば問題はないが、事態の進行はそうはいかない。一九六一年一〇月の全国大会で決定した総同盟一九六二年度運動方針では、全労問題を扱った「当面の組織対策」中、「民主的労働運動の発展とその結集」の第六項で「元来、何か一つの組織ができる、ほとんど例外なくそれを強化するという方向の議論が生まれているもので、全労会議についてもその例外ではない。とくに全労会議以外に組合間の連繋組織のない場合(つまり、全織同盟、海員組合、自動車労連、全映演、電労連等の全労に直接加盟する産別組合の場合)にはその主張が強くなってくるのは自然である」と、全労の全国組織への発展の必然性を指摘し、また、機関誌「全労」一九六一年一〇月号の無署名論文「重ねて全労・総同盟問題について」は、「全労会議が七年前に発足した時「総同盟は攻守同盟体であり、全労は緩かな会議体であるから、全労のなかに総同盟が丸ごと参加してもおかしくない」という考え方が行われていたが、「緩かな会議体で出発した組織も、実践を経るにつれ、いわゆる攻守同盟体としての機能と性格を、年毎に増加しながら今日に至ったのである」と述べている。

つまり、全労会議は、好むといなにかかわらず、その実を、協議体から全国組織へと発展強化させられてきたのであり、それはまた、組織一般がもつ本来的な発展の方向でもあったわけである。しかし、こうなると、全国組織としての全労は、そのうちに総同盟というもう一つの全国組織をもつという「二重構造」を呈してくる。

しかも、それは単に構造の矛盾にとどまらず、新規加盟組織の産別整理の処理のしかたをめぐる組織競合、はっきりいえば組織の奪い合いと結びつくことによって、深刻な両者の対立を生みだすことになるのである。

全労、総同盟の組織競合は、もともと全労結成後いくばくもなくして発生していた問題であるが、組織整備に専念していた発足当時は、それが表面化しなかった。だが、両者の組織上の性格からすれば、おこるべくしておこる当然の理由があったといえよう。総同盟は産別組合・地方連合会から構成されているが、総同盟の組織原則は大産別主義であって（一九六一年度の方針でも、具体的には全金同盟、造船総連、新三菱労組の三者、全化同盟と全食品同盟の二者統合を内容とする大産別整理の方針が掲げられていたし、そのための組織間の話し合いも若干行なわれていたようである）、この考え方からすれば、いかなる業種の組織も上記の大産別に整理しうることとなる。また、これらの産業分野には中小企業をはじめとする広大な未組織労働者がある。一方、全労直接加盟の組織についてみると、海員組合、全織同盟、電労連のいずれもいわば業種別組織であり、かつ、残された未組織分野はほとんどないか、あってもわずかにとどまる。また、自動車労連の実態は日産自動車とその下請会社の労組の連合にすぎず、豊田やいすゞ、日野等が参加しないかぎり、これまた組織拡大の分野は限られている。

そこで全労の地方会議（通称「地方全労」）についてふれると、全労憲章第五条は「全労会議は、地方組織として、地方会議をもつ」と定めているが、この地方会議は、全労の「憲章に従うことのほか、自主的に組織、規約、行動を律するものとし、全労会議によって、その自主権を犯されない」（同第一五条第一項）とあるように、全労とは権利・義務の関係をもちない。ちょうど、発足当時の

総評と地評との関係に似た関係がいまもって続いているわけである。ところで、この地方全労が組織拡大をやろうとすると、先に述べた事情からして、本来からいえば総同盟の組織対象である分野に手を伸ばすことになる。もちろん、総同盟の都府県連もほとんど（というのは東京、福島では組織競合に端を発して、全労、総同盟の地方組織は現在、完全に分裂しているからである）地方全労に加盟してはいるが、総同盟県連や産別地方組織のないところ、あっても弱体なところでは、全織、海員、電労連等を主体とする地方全労が金属や化学の組合を組織し、産別整理をしないで、つまり総同盟の下部組織を新につくったり、それに加盟させたりしないで、地方全労に直結させてしまう傾向がでてくる。こうして、北海道の王子製紙、山口の宇部窒素の第二組合、広島電鉄第二組合、新潟交通等はいずれも地方全労直接加盟となっており、以上が総同盟と全労の地方組織をめぐる競合といわれるものの大まかの内容である。

しかし、競合は地方組織の段階にとどまらず、全国組織の問題にまで発展してきた。総同盟を除く全労の既存産別のわくからはみでる地方全労直結組合がしだいに多くなると、全労内部に、これを新たな産別組織として統合しようとの発想がでてくるのも当然といえよう。そこに、全労結成の当初からあった総同盟の会費問題が介在して、この傾向にいっそう拍車をかけた。総同盟は全労に正規に会費を納入しえない財政状態にあるが、これでは総同盟に組織をわたしても、全労の強化には役立たないという全労内部の言い分がそれである。そのほかさまざまな理由があったと臆測されるが、ともあれ、全労が一九六〇年、新私鉄の結成を発表し、総同盟傘下の全交運同盟に加盟する諸組合へもそれへの参加を呼びかけるにいたって、組織競合問題は全国産別の競合へと発展し、そしてさらに、全労が、総評全鉱を脱退した日鉱を中心とする新全鉱、宇部窒素第二

組合等を中心とする新合化、名古屋地方を中心とする窯業等の新産別組織結成の方針を打ちだし、総同盟の大産別主義にまっとうから切り込むにいたって、ついに競合は全労、総同盟の本体にまで及ぶことになったのである。こうして、全労、総同盟の間には、一九六〇年春以来、双方の組織問題を調整するために三役をもって構成するトップ会談が開かれ、また、総同盟内部においても「対全労特別委員会」あるいは全国主事、書記長会議等で討議するなど、ジグザグの過程を経ながら総同盟一九六二年度運動方針において、一応の最終的結論を得ることになった。同方針中関係部分を引用すれば次のとおり。

一 現在おきている競合問題に対して「総同盟と全労会議が統一して完全に一本の姿になってしまえば競合もおきない」という主張があるが、このような二重構造の解消といった単なる組織論的な割り切り方で解決できるものではない。もちろん、われわれとしても、総同盟の民主的労働組合としての伝統と長所が、日本の民主主義労働運動のなかに間違いなく継承されるという見通しがつくならば、総同盟として発展的な方向に進むことには、やぶさかでない。しかし、現在果して全労会議と総同盟との間にその条件が十分に成熟しているであろうか。否、両者間の理解には相互に深淺があつて、むしろその基礎固めは整っていないといわねばならない。従つて即時統一は困難である。

二 かくて、われわれは、総同盟を現在解体するのではなく、昨年度運動方針のなかに明確にかかげたように「総同盟の拡大こそが最も確実なる民主主義労働戦線の拡大発展である」と考えるし、全労会議は、その強化——組合会議から全国的中央団体への移行——によつて日本の民主主義労働戦線の結集を完成させようと考えらば、この現実と今日総同盟の拡大と全労会議の発展

が進んでいる事実のうえに、さらに、総同盟に全労会議の現状に満足できないでも、民主労働戦線に参加すべくして未だ参加していない多くの中立組合などの問題を含めて解決するためには、新しい次元での統一的解決が必要となってくる。

三 全労会議との関係は現状のままの推移はゆるされないで、すみやかに正規の代表を選び、関係組合との間に協議をはじめ、共通問題の処理などを通じて具体的条件の成熟をはかるなどの効果的な方法を考慮しつつ、民主主義的労働運動の大同団結を、近い将来を目標として積極的な努力を払う。

「民主主義の確立と労働者の福祉増進をめざし、日本の自由にして民主的な労働組合のすべてを一つの全国中央組織に統合し、これを真に強固な基礎の上にすえるため、あらゆる努力を払い前進するものである。」これは全労が従来の組織を発展的に解体して、全労と総同盟と全官公の三団体による「新組織」結成を目ざす結成大会宣言文の一節である。新組織の名称は「全日本労働総同盟組合会議」略称同盟会議で、一九六二年四月二六日の結成大会以後、わが国の二大労働団体は従来呼びならされた「総評対全労」でなく、「総評対同盟会議」と呼びかえられることになった。運動の原則と目標の骨格は、まゝに全労第八回定期大会で決められた一九六二年度運動方針の路線にそつており、「左右の全体主義勢力など、あらゆる反労働者的な動きに対抗して戦う。国民経済の繁栄をもたらす生産性の向上には進んで参加し、産業民主主義を徹底する」ことを強調している。新組織は全職、海員などを主体とする全労と総同盟、全官公の三者が並列関係に立ち、その上部構造として同盟会議という会議体が設けられる。この会議体には議長、事務局長および事務局を作り、(一)各組織間の相互支援活動、(二)組織間の組織調整、(三)国際労働組織との連絡なびに共通の国際的活動、(四)各種の大衆運動、外部

団体との連携や共同の活動を進めることを任務とし、将来は翼下の全労、総同盟、全官公のわくをはずして、同盟会議に結びつく形態にするとの「理想像」を描いている。だが、新組織の前途はなかなかわしいようだ。全労、総同盟、全官公を同格として並列させたが、上部構造との関係がごちなく、木に竹をついだ感じを免れない。同盟会議の第一の課題はやはり内部の組織調整ということにあるだろう。

第四章 総評の組織方針

総評は一九六一年八月の第一七回定期大会で労働者の身近な経済要求闘争を今後の運動の基調とする、いわば現実的な「新運動路線」を確立した。総評はそのなかで国内的には幅広く国民大衆を集める「反ファシヨ統一戦線」をつくり、社会党支持一本にふみきったことで、社会党との協力関係を強め、一方、国際的には自由労連をはじめとする国際労働団体との連帯性を強化して、池田内閣に対決する構えを固めていくことになった。「総評が労働組合主義的な闘争に重点をおいた運動方針を作ったのははじめてだ」と太田総評議長がいうように、新しい運動方針の基調を経済闘争におき、「社会党支持」をはっきりさせて、「右旋回」の姿勢をとったことはまちがいないとみられている。しかし、大会の論議を通じても明らかにされたように、総評は労働者の政治意識向上に伴って、政治闘争をいつでも展開するのだとしている。そして池田内閣が秋から来春にかけて経済政策の行きづまりから反動的な態度にでてくる場合を予想し、いまからその布石を進めるというのが総評首脳のはらで、その意味では総評の政治闘争がまったく弱まったとみるのは早

計であろう。

五日間の大会論議を通じて第一に指摘されることは、運動方針の基調を大幅賃上げと低所得層の生活向上などの経済闘争におき、さらに現実問題となってきた合理化攻勢の対策と総評の組織体制の確立などに比重をおいたことだ。これに対して、総評内の反主流派（高野派、国労革同派、共産系など）は、反米帝国主義を含む内外情勢の認識、反ファシヨ統一戦線、政党支持問題という「政治路線」に関する問題に論議を集中したが、岩井事務局長はそれぞれの問題点について、太田議長ら幹部と協議のうえ、大会の席上で執行部側の統一見解を次のように表明した。反主流派の元事務局長高野実（全国金属）、日教組の平垣美代司、国労革同派の細井宗一氏らと太田議長、岩井事務局長ら主流派幹部との間に、そのような政治路線をめぐり熱のこもったやりとりをしたのも、ここ数年来運動方針の「指導性」をめぐって主流、反主流両派の間にくりかえしてきた宿命的な争点だったからでもある。

運動方針に対する本部側統一見解

一 政治闘争と経済闘争を意識的に分離しようとするものであるとの批判に対する反論——われわれは決してこの二つを意識的に分離しようとは考えていないし、原案にも分離するという言葉は一言も書いていない。また政治闘争を弱めるとも書いてない。むしろ、今の資本主義の段階が国家独占資本段階である以上、政治闘争は一層やらねばならぬ、と書いているほどである。

高野さんは平和擁護こそが現在の労働運動の第一義的任務といわれるが、この考えにはわれわれはきっぱりとこれに同調できない。われわれは意識のちがうことを前提として団結している労働組合であるから、広く一般的な意味での労働条件の改善向上を闘う過程で意識の低い人、高い人それぞれが一例に並びうるような

政治教育に努力しながら政治闘争もやって行く。こういう立場に立ちたいと思う。たびたび引用する例だが、フランス総同盟のような先進的な組合でも、アルジェリア戦争のためにはまだゼネストが打てないといわれる。またイタリアのCGILでもNATO反対の政治闘争をやりすぎた結果、深刻な組織動揺が起き、その建直しに苦心したとは、ノベラ書記長の話である。繰返していえば総評は経済闘争と政治闘争を分離してもいないし段階説もとらない。しかし同時に並行させる立場でもない。

総評の主張は、労働者のごく身近な不満や怒りを常に組織して行く。そして闘う。そして団結を強めながら、その次の段階に進む、ということである。国家独占資本の段階では政治闘争を強化することは当り前であるが、しかしその強化の道筋には十分慎重でなければならぬ。政党のようにアメリカ帝国主義がこうだからと、いきなり幹部が理解するだけで、政治闘争の強化、ないし組合の強化ということにはならない。

二 統一戦線の問題——統一戦線とは労働者の側の力を強める目的を持った一つの戦線、ないしはやや長期的な戦術だろうと思う。中でも大切なことは、労働団体の、労働戦線の統一が大きな前提となり力となると思う。ところが統一戦線という場合、どうも社共両党の統一戦線ということ以外に考えられていないような印象を受ける。

率直に言って今日、共産党側から出されている統一戦線というもの、この考え方には、これを広めうる要素がないという判断から、これに同調することができない。なぜかと云えば統一戦線とは思想、主張において違いのある人が共通の問題について結ぶ戦線の形態である。共産党のように反帝、反独占、民族民主統一戦線という主張以外には同調しない、その主張のみが正しくて、それ以

外のあり方を認めない、という立場だったら、もうそれは共産黨員しかその戦線には参加できないのである。今日労働者の統一と団結を拡大強化してゆくという場合に具体的には中立、全労、未組織労働者の問題を考えないわけには行かない。

私たちは終局的には共産党その他の革新政党を含めて統一戦線をつくる、あるいは作りたい——という点について、これを拒否するものではない。だが現実はどういう事態になっているか。全労はどういう立場をとっているか、中立組合はどういう立場をとっているか。こういうことをまるで無視してかかるわけにはゆかない。総評は頭から共産党とは共闘しない、という考えは少しもないが日本共産党の民主陣営の中における位置づけ、あるいは力量を考える場合、答えは自ら明らかである。われわれは常にどうすればわが民主陣営の力を強大にすることができるか、しかもその中の指導的階級たる労働者階級の力を強大にすることができるか——という論理こそが、何度言われても一番正しい出発点だと思ふ。

三 二つの敵に就て——アメリカ帝国主義に対してわれわれが敵対矛盾関係に立つことを否定するものではない。ただしそれとの闘争のみが労働運動の第一義的目標だということまで行ってしまうと、総評全体、日本の労働者階級全体を強めることにはならない。

日本が完全な植民地であるならば、アメリカの駐留軍の役割は、主として国内における民主主義勢力に対する打撃、弾圧におかれるはずだ。しかし今、米軍なり自衛隊の役割は、むしろ国内における民主主義の動きに対して鋭敏な感覚を持ち、折あらばという気持を持っているかも知れないが、大局的に見るなら、社会主義陣営に対する資本主義陣営の擁護という戦略方針に、在日

米軍の役割があると思う。そういう風に見てくると、日本の独占資本がアメリカ独占に対してみずからの立場から、あるいは商業ベースから、軍事力の在留を認める、という大きな側面があると思ねばならない。そのことが正しい。

四 政党支持の問題について——この問題は、原案の中でほとんど説きつくされている。総評はここへきて急激に社会党と総評の関係を改めようといっているのではない。極端に言えば、十何年間、両者の関係は一貫している。その間ある時には労農党を加え、あるときには右派社会党を加えた時代もあった。しかしいづれにせよ共産党と支持関係を結ぶとか、政党支持の関係を全く自由にするとかいうふうな態度をとったことは一度もない。何度もうり返すが、われわれは共産党と共闘しないとか、全然敵対関係に立つといっているのではない。しかし多くの労働組合が、機関決定で、現実に社会党支持という方向を決めてきている。

こういう実情を考えた場合、細井君のこの問題は一年間討議を延ばそう、という意見を了承することはできない。討議をのばすということは政党支持関係を白紙にしようということである。すなわちそれ自らが一つの答えを持っていることだからである。

なお、同大会で別途提出され、承認をえた組織活動方針の要点は左のとおり。

一、総評が一層の前進をはかるためには、組織内部にある弱点を克服し、多くの未組織労働者を組織し、コンビナート、新重工業地帯の組織対策を強め、さらに国民との提携を深めることによって、労働戦線の力量に幅と厚みを加えなければならない。

一、従って今年の戦いを進めるにあたり①産業別組織の確立と総評の強化②未組織労働者の組織化③新重工業地帯の組織対策と大産別共闘の強化④中立労連、全労対策などの点に注意しながら、

組織の強化をはからなければならない、このため九月上旬組織対策委員会を開き、未組織労働者の組織化をはかる長期計画などをたて、今秋から来春にかけて運動を進める。

第二編 主要な労働争議

第一章 労働争議の概況

第一節 統計からみた争議

労働省の「労働争議統計調査」を土台にして、労働争議の概況をみることにしよう。日本の現行労働争議統計には、この「労働争議統計調査」のほか、業務統計として、中央労働委員会で集計する各労働委員会の「労働争議調整取扱件数・参加人員」があり、中央労働委員会事務局編「労働委員会年報」に発表されている。しかし、中央労働委員会の業務統計は、労働委員会が関与した争議だけを対象にしているから、包括的なものではないし、公共企業体における労働争議は含まれていない。そのうえ、集計結果の発表もおそいで、ここでは、すでに年集計（一九六一年）の数字が得られる労働省の「労働争議統計調査」にもとづいて記述する。

（注）労働省の「労働争議統計調査」における調査単位は、独立の工場・事業所である。したがって、共同争議や労働組合連合体の労働争議の場合も、それぞれ独立の工場・事業所ごとに調

査している。だが、集計単位としては、労働組合連合体の争議、一企業系統の争議、共同争議などの場合も、いずれも一件の争議として集計することになっている。

争議件数および参加人員数 一九六一年の労働争議（この一年間に新規発生した争議と、前年から繰り越して継続した争議とを合計したもの）は、これを総争議（争議行為を伴わない争議と、争議行為を伴った争議との合計）についてみると、件数二四五一件、その総参加人員数七三七七九〇五人であり、前年に比べて、件数で二二九件、総参加人員数では四二万四九四九人の増加となっている（第97表）。

一九六一年の総争議件数は、第二次世界戦争後はじめて二〇〇〇件の大台をこした前年の水準を、さらに上回った。ただし、労働争議件数の増加は、特に争議行為を伴わない争議において著しく、総争議件数中に占める争議行為を伴った争議件数の比率は、一九五八年六六・九％、一九五九年六九・八％、一九六〇年七六・八％と増大してきたにもかかわらず、一九六一年には七一・八％へ縮小している。

総争議総参加人員数も、前年に比べると、いっそう大幅に増加し、七〇〇万人の大台をこえたが、なお、第二次世界戦争後の最高記録を示した一九五七年の水準（八四六万三三六四人）には及ばな

第97表 年別・争議形態別労働争議件数および参加人員（発生・繰り越し）

年別	総 争 議			争議行為を伴		争 議 行 為 を 伴 っ た 争 議									
	件数	総 参 加 人 員 数	加 数	わ ない 争 議		小 計		同 盟 罷 業		工 場 閉 鎖		同 盟 怠 業		業 務 管 理	
				件数	総 参 加 人 員 数	件数	行 為 参 加 人 員 数	件数	行 為 参 加 人 員 数	件数	行 為 参 加 人 員 数	件数	行 為 参 加 人 員 数	件数	行 為 参 加 人 員 数
1958年	1,864	6,362,407	617	1,275,635	1,247	2,536,574	887	1,179,566	58	116,134	551	1,679,789	3	388	
1959年	1,709	4,682,002	516	1,225,748	1,193	1,917,545	872	1,213,593	52	6,547	522	1,104,051	2	107	
1960年	2,222	6,952,911	515	2,009,723	1,707	2,334,646	1,219	917,413	34	14,770	972	1,776,995	2	154	
1961年	2,451	7,377,905	1,031	2,951,090	1,761	1,845,470	1,369	1,463,421	45	7,309	731	643,233	3	80	

【備考】 1) 総争議の件数は、①当該期間に争議行為を行なった争議、②当該期間に第三者の関与があった争議、③以前に争議行為または第三者関与があったが、当該期間には争議行為も第三者関与もない前期からの繰越し争議のそれぞれの件数の合計である。

2) 総争議の総参加人員数は、争議に参加した人員の総数（争議団体の統制下にある構成人員の総数）である。

3) 争議行為を伴わない争議の件数および総参加人員数は当該期間において争議行為のまったくなかった争議のみを示す。

4) 労働省「労働争議統計調査」による。年集計、以下特に付記しないかぎり同じ。

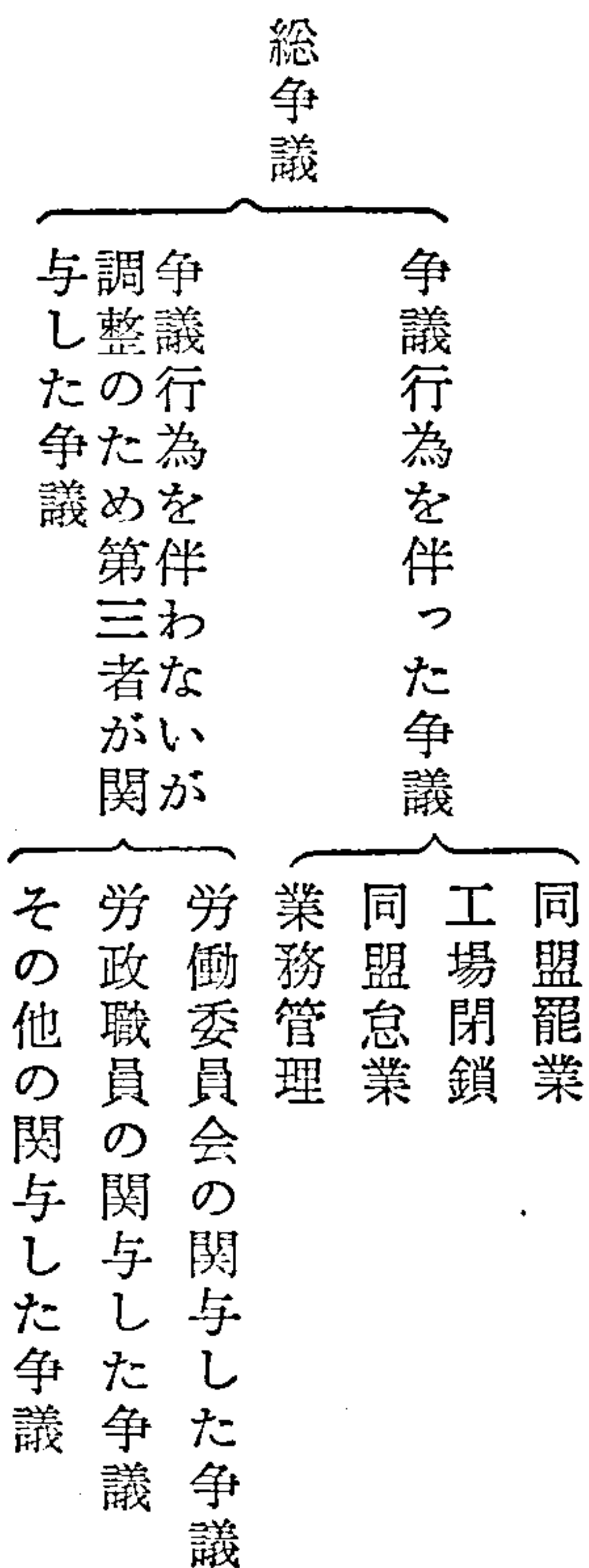
かった。前年対比の増加率からいえば、総争議件数が一〇・三％増、総争議総参加人員数が六・一％増であるから、前者が三〇・〇％増、後者が四八・五％増であった前年に比べれば、一件当たり参加人員の少ない中小企業における争議が、ふたたび多くなってきたようだ。

為参加人員数の割合は、一九五八年三九・九％、一九五九年四一・〇％まで増大したが、その後、一九六〇年三三・六％、一九六一年二五・〇％と縮小の傾向にある。

争議の形態と労働損失日数 労働省の「労働争議統計調査」では、労働争議を、次のように分類している。

しかも、争議行為を伴った争議だけについてみると、件数がわずかながら増加（五四件増）しているのに、行為参加人員数はかえって大幅に減少し、一九五七年（二三四万五三一三人）以来の最低を記録した。これは、争議行為を伴う争議のような積極的形態が、一件当たり行為参加人員数の少ない中小企業における争議で、いっそう多く組織された事実を反映している。

なお、総争議総参加人員数中に占める争議行為を伴った争議の行



(注) 争議の形態別分類法 たとえば、一つの争議が、集計期間中に最初は争議行為を伴わず、のちに同盟怠業を行ない、次いで同盟罷業が発生し、しばらく休止して、さらにまた同盟罷業が発生するなどのように、数種の形態が行なわれることもあり、また、同時に異種の形態の争議が行なわれることもあるわけである。現行の「労働争議統計調査」では、実際を現わすという方針のもとに、数種の形態が行なわれた場合には、各形態ごとにそれぞれの参加人員を用いて一件の争議として扱い、争議行為を伴ったものの小計欄にはひとまとめにして一件の争議として計上し、参加人員の各形態のうち最大の参加人員をもつ一回だけ集計するという方法を採用している。しかし、同じ形態が二回以上行なわれたときは、一回だけ計上することになっている。第三者が関与した争議で、争議行為を伴ったときは、争議行為を伴った参加人員と総参加人員との差を、争議行為を伴わないものの欄に各一件として集計し、総計欄には一括して一件とし、総参加人員を用いて計上する。したがって、各争議形態ごとの件数・参加人員の合計は、争議行為を伴った争議参加人員の小計と一致せず、争議行為を伴った争議の小計件数と争議行為を伴わない争議件数との和は、総計の件数に一致していない場合がある。

争議行為を伴った争議を、各争議形態別にみると、すでに第97表に示したとおりである。

同盟罷業は、一千件の大台を突破した前年の水準を上回り、一九六一年には、わが国労働組合運動史上の最高を記録した。行為参加人員数においても、一九五七年以来の規模を示している(一九五七年は一五五万四九六八人)。増加率からいえば、行為参加人員数のほうが多いわけだから、前年より一件当たりのストライキの規模は

大きくなった、とみてよいだろう。

同盟怠業は、件数・行為参加人員数ともに、一九六〇年より減少した。ただし件数については、一九六〇年がわが国労働組合運動史上の最高であったが、一九六一年も、減少したとはいえ第二位である。行為参加人員数は、一九五六年以来久しぶりに一〇〇万人の大台を割った(一九五六年は七三万七一一三人)。

ところで、労働省の「労働争議統計調査」における同盟怠業の増減は、必ずしもサボタージュの増減を、そのまま示しているわけではない。現行統計では、作業停止継続四時間未満の時限ストライキを、「同盟怠業」に含めて分類すると規定されているからである。したがって、一九六一年における「同盟怠業」の減少は、戦術としての時限ストライキの減少を反映したものと思われる。

業務管理は、最近の傾向として、件数・行為参加人員数ともに、ごくわずかであるが、特に、行為参加人員数の激減が目だつ。

工場閉鎖は、前年と逆に、件数においてやや増加し、行為参加人員数において半減した。これは、一九六一年中に、大規模なロック・アウトがなかったことを物語る。

次に、労働争議による直接労働損失日数の年別推移をみると、第98表のとおりである。

第98表 直接労働損失日数(発生・繰り越し)

年 別	総数(A)	同盟罷業によるもの	工場閉鎖によるもの(B)	$\frac{B}{A}$
1960年	千日 4,912	千日 4,811	千日 2,746	% 55.9
1961年	千日 6,149	千日 6,091	千日 144	% 2.3

〔備考〕 1) 同盟罷業と工場閉鎖の両者が同時に行なわれることがあるので、両者の労働損失日数の計は総数に一致しない。

2) 労働省「労働争議統計調査」による。

第99表 産業別作業停止労働争議件数・
行為参加人員数（1961年）

産 業			件 数	行為参加人員数
全	産	業	1,401	1,680,011
農	林	業	1	33
漁		業	—	—
鉱		業	81	329,986
金	属	業	17	1,482
石	炭	業	48	326,919
そ	の	他	16	1,585
建	設	業	31	35,618
製	造	業	828	909,834
織		維	83	178,259
木	材・木	製	28	4,668
パ	ル・プ	・	69	36,485
出	版・	印	47	10,433
化		学	94	112,862
石	油・石	炭	12	8,903
ゴ	ム	製	22	20,162
窯	業・土	石	55	12,579
鉄		鋼	37	119,490
非	鉄	金	7	27,457
金	属	製	32	9,382
機		械	104	84,888
電	気	機	75	149,564
輸	送	用	72	102,898
そ	の	他	81	30,377
卸	売・小	売	39	6,363
金融・保険・不動産		業	10	7,669
運輸	通	信	278	302,722
電気・ガス・水道		業	14	14,731
サ	ー	ビ	105	60,284
公		ス	12	12,746
分	類	不	1	25

〔備考〕 労働省「労働争議統計調査」による。

すなわち、一九六一年は、総数において一九五二年に次ぐ記録であった（一九五二年は一五〇七万五千日）。しかも前年は、三井三池炭鉱争議におけるロック・アウトが大規模であったため、工場閉鎖による直接労働損失日数が、第二次世界戦争後の最高を示したのであるけれども、一九六一年は、工場閉鎖による直接労働損失日数が、一九五七年に次いで少ない（一九五七年は一二万八千日）。したがって、一九六一年における直接労働損失日数の増加は、もっぱら同盟罷業による直接労働損失日数の増加にもとづいている。

（注） 労働省の「労働争議統計調査」において、労働損失日数は、二種類に大別される。その一つは、同盟罷業や工場閉鎖に直接関係した労働者の延人員をもって表示される直接労働損失

日数である。その二つは、一部の労働者が同盟罷業を行なったために、その事業所の他の労働者が作業停止をせざるをえなかった延人員をもって表示される間接労働損失日数である。しかし、間接に作業を停止せざるをえなかったが、事業所が異なる場合には、間接労働損失日数には含まれない。労働損失日数は、長期争議の場合、作業停止をした人員に可能労働日数を乗じて算出する。可能労働日数とは、歴日の日数から、その事業所において実際に休日と定めた日を差し引いた日数である。なお、一日のうち四時間以上の罷業は、一日として計算することになっている。

争議の産業別・企業規模別分布 一九六一年の労働争議を、作業

第100表 企業規模別労働争議発生企業数（総争議）

年次	合計	1～99人	100～499人	500～999人	1000人以上	不明
1958年	3,354 (100.0)	1,235 (36.8)	940 (28.0)	377 (11.3)	799 (23.8)	3 (0.1)
1959年	2,402 (100.0)	803 (33.4)	627 (26.1)	302 (12.6)	633 (26.4)	37 (1.5)
1960年	3,137 (100.0)	1,263 (40.3)	841 (26.8)	320 (10.2)	701 (22.3)	12 (0.4)
1961年	4,054 (100.0)	1,443 (35.5)	1,291 (31.8)	446 (11.0)	878 (21.7)	

〔備考〕 1) 1958年の企業数は、所属が県市町村などの自治体である日教組の勤務評定反対運動の分を除いた数である。

2) 1960年の企業数は、官公庁関係の争議を除いた数である。

3) 労働省「労働争議統計調査」による。

停止争議についての産業部門に多く発生したかをみると(第99表)、前年に比べ、建設業、製造業、卸・小売業、運輸・通信業、サービス業などでの件数が増加している。また、製造業の産業中分類別には、繊維、パルプ・紙、ゴム製品、窯業・土石製品、機械、輸送用機器などでの件数の増加が目だつ。

作業停止争議の行為参加人員数も件数の場合と同様に、大部分の産業部門で増加しており、特に、建設業、製造業、運輸・通信業などでは激増した。また、製造業の産業中分類別

第101表 主要要求事項別労働争議発生件数

要求事項	1960年	1961年
(積極的要求)		
組合の承認または組合的改訂	31	33
労働協約の締結または全面的増額給付	56	69
賃金給付制度の確立	805	1,104
臨時金制	638	812
退職金	48	44
労休経福	16	38
利厚生施	11	14
対当反復	9	3
(消極的要求)		
賃金削減	7	11
賃金削減	13	11
賃金削減	10	9
賃金削減	15	22
賃金削減	93	117
賃金削減	34	86
賃金削減	13	29
賃金削減	8	4
賃金削減	46	46
賃金削減	369	106

〔備考〕 労働省「労働争議統計調査」による。

には、繊維、化学、鉄鋼、非鉄金属、輸送用機器などでの増加が著しい。

(注) 労働省の「労働争議統計調査」でいう作業停止労働争議とは、同盟罷業または工場閉鎖の行なわれたものをいう。したがって、四時間未満の制限ストライキは、統計上、「同盟怠業」に含まれているので、ここにははいらない。

一九六一年の労働争議(総争議)を、企業常用労働者規模別について、その分布をみると、第100表のとおりである。すなわち、労働争議が行なわれた企業数の最も多いのが、常用労働者九人以下の小企業である。しかし、このような小企業の間で、労働争議が行なわれた企業の絶対数は増加しても、争議発生企業総数のなかに占め

第102表 継続期間別労働争議解決件数（総争議）

年次	合計	10日以下	11～20日	21～30日	31日以上
1960年	2,142 (100.0)	983 (45.9)	440 (20.5)	154 (7.5)	565 (26.4)
1961年	2,347 (100.0)	1,158 (49.3)	446 (19.0)	251 (10.7)	492 (21.0)

〔備考〕 労働省「労働争議統計調査」による。

る比率が低下してきている。そして同時に、一〇〇～四九九人の中企業における労働争議の発生比率は、前年と同じく、いっそう急速な上昇をとげた。さらに、一九六一年の新しい傾向は、五〇〇～九九九人の大企業における労働争議発生件数の比率が、増大してきたことである。これに対して、一千人以上の巨大工場の場合、比率が縮小し、過去五年間の最低を記録した。

争議の要求事項と継続期間 労働省の「労働争議統計調査」で調査している労働争議の要求事項は、争議の最初に労働者側から提出された要求内容を、その対象としている。労働争議の原因と要求事項とは、一致する場合も多いが、争議の最初に提出された要求内容を、そのままその争議の要求事項とはしない場合もある。また、「労働争議統計調査」では、主要要求事項の全般について調査が行なわれているが、そのため、基本的要求と副次的要求との区別が無視され、同列に一件として計算されていることには、改善の余地がある。

一九六一年に発生した労働争議の主要要求事項をみると、第101表のとおりである。一九六一年には、「賃金増額」、「臨時給与金支給」、「労働時間の変更」、「解雇反対または被解雇者の復職」などの要求事項が、前年に比べて特に増加し、「退職金制度の確立または増額」、「福利厚生施設」、「賃金定期支払」、「解雇休業手当」、「労働協約の効力」などの要求事項が、それぞれわずかずつではあるが減少した。

次に、一九六一年の労働争議（総争議）解決件数を、継続期間別にみると、第102表のとおりである。一九六一年の労働争議（発生・繰り越し）二四五一件のうち、同年内に解決したものは二三四七件で解決率九四％（一九六〇年三八％）となっている。この解決した労働争議について、継続期間をみると、特に三十一日以上長期争議が、かなり減少した。

第二節 争議の月別概況

労働省の「労働争議統計調査」によって、月別・争議形態別労働争議件数および参加人員（一九六一年）を整理すると、第103表のようになる。この表の数字が示す内容を検討するために、一九六一年における労働争議の月別概況をみることにしよう。

一月 一九六〇年の年末一時金をめぐる争議が、前年中にほとんど妥結し、また一九六一年春季闘争も、総評・中立労連による春闘共同闘争委員会が発足するとともに、主要な労働組合では、大会あるいは中央委員会を開いて、要求と戦術を決定するなど準備を進めたが、実際の闘争は三月以降にもちこされたから、争議件数は前月より著しい減少を示し、ほぼ前年同月の水準にもどった。

しかし、大幅賃金引上げの要求を掲げ、一九六〇年十一月以来、

賃金引き上げ要求を中心とする各労働組合の動きが活発化し

皮切りに、ふたたび全国的規模の争議を開始した。

第103表 月別争議形態別労働争議件数および参加人員(1961年)

月 別	総 争 議			争議行為を伴 わない争議	争 議 行 為 を 伴 っ た 争 議											
	総 件数	数 参員 加数	発 件数		生 参員 加数	小 計		同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理		
						件数	行為 参加 人数	件数	行為 参加 人数	件数	行為 参加 人数	件数	行為 参加 人数	件数	行為 参加 人数	
1 月	128	200,456	46	28,771	76	117,820	52	31,576	42	12,971	3	552	15	19,794	—	—
2 月	204	499,830	109	334,568	97	142,402	107	134,058	72	110,506	3	230	14	20,549	—	—
3 月	488	2,419,515	370	1,926,777	149	1,062,997	339	486,407	249	405,548	4	440	161	159,783	—	—
4 月	709	1,956,105	371	494,983	181	389,563	528	796,655	439	710,643	7	852	191	181,741	—	—
5 月	373	707,925	126	246,845	207	401,534	166	135,419	139	78,403	14	5,162	42	70,964	—	—
6 月	341	964,625	185	674,948	184	620,576	157	145,785	127	73,862	9	2,006	55	87,876	—	—
7 月	383	1,142,929	231	576,693	198	852,404	185	72,161	151	62,321	8	1,116	50	16,081	1	17
8 月	284	1,191,795	104	301,153	130	627,945	134	242,971	103	195,718	11	596	41	52,482	1	17
9 月	179	954,577	82	680,384	88	503,412	91	92,685	64	87,439	7	389	22	5,278	—	—
10 月	233	776,414	144	349,551	121	477,008	112	78,022	65	41,523	4	676	57	39,762	—	—
11 月	454	1,101,819	318	736,462	160	587,930	294	219,965	212	149,327	9	1,930	118	77,852	1	43
12 月	573	1,589,833	314	636,070	264	668,547	309	274,762	241	182,236	9	797	104	102,838	2	57

【備考】 1) 総争議の発生欄以外は、すべて前年あるいは前月からの繰り越しを含む。

2) 労働省「労働争議統計調査」による。

総評・中立労連の春季闘争の賃金引上げ要求額が、ほぼ次のとおりでそろった。そのほとんどが、前年より一千元以上は上回る要求となっている（カッコ内は前年要求額）。

炭労Ⅱ一万二〇〇円（八千円）。全鉱Ⅱ四千元（三千元）。合化労連Ⅱ総合化学部門三六〇〇〇五五〇〇円（三二〇〇〇四九〇〇円）、硫安部門四八〇〇〇五九〇〇円（三五〇〇〇四五〇〇円）、過石部門三五〇〇〇四五〇〇円（三四〇〇〇円）。化学同盟Ⅱタイヤ部門四一〇〇〇四三〇〇円（二五〇〇〇三四〇〇円）。鉄鋼労連Ⅱ五千元（二千元）。全国金属Ⅱ統一要求五千元以上（三千元以上）。電機労連Ⅱ三五〇〇円（二七〇〇円）。全造船Ⅱ四千元（二五〇〇円）。私鉄総連Ⅱ四千元（三千元）。全港湾Ⅱ五千元（三千元）。公労協Ⅱ五千〇六六〇〇円（三千〇七千円）。

三月 総評・中立労連による春季闘争が、三月四日の第一次統一行動を皮切りに開始され、第二次統一行動第一波の実力行使が行なわれた三月三十一日には、民間労働組合を中心かなりの盛上がりを示したため、争議件数、参加人員数、労働損失日数などの諸指標は、いずれも前月より著しい増加となり、前年同月との比較でも、春季闘争が前年より早く展開されたため、大幅に上回った。

作業停止争議を産業別にみると、件数では、道路旅客（三八件）、機械（二五件）、医療保健（二二件）、パルプ紙（一九件）、輸送用機器（一九件）、化学（一六件）、また行為参加人員数では、石炭（九万人）、鉄鋼（八万九千人）、輸送用機器（五万五千人）などで多くなっている。

四月 春季闘争の中核とみられていた公労協が、三月二十八日、公労委の仲裁裁定で妥結を決定し、三月三十一日予定の半日ストライキを中止したため、その後は民間労働組合だけの闘争となった。そして、四月五〜七日に第二次統一行動第二波、四月二五日に第三次統一

一行動が行なわれたのである。

一九六一年春季闘争における賃金引上げ妥結状況は、次のとおりであった（カッコ内は前年妥結額）。

私鉄総連大手Ⅱ三千元（一六〇〇円）。鉄鋼労連Ⅱ二五〇〇円（一〇〇〇円）。全石油Ⅱ四千元（二四〇〇円）。紙パ労連Ⅱ二千元（一四〇〇円）。電機労連Ⅱ二四〇〇〇三千元（二一〇〇円）。全造船Ⅱ二千〇三千元（一一〇〇円）。合化労連Ⅱ三千〇三五〇〇円（二千元）。全電線Ⅱ二五〇〇〇二八〇〇円（一八〇〇円）。炭労Ⅱ一三四一元（三九五円）。全鉱Ⅱ二四三〇円（一三三〇円）。セメントⅡ三千〇三五〇〇円（二千元）。全国金属Ⅱ妥結支部総数の五七%が三千元以上。

五月 春季闘争は、前月までにほとんど妥結したが、合理化反対闘争とからむ炭労の日炭、杵島、宇部、日鉄、雄別、および全鉱の同和、日鉄、石原、さらに全自交の東京、神奈川、京都など各地連が、争議を五月に繰り越した。特に全自交は、五月四日に第九波二四時間ストライキ、一五日に第一〇波として、未解決組合は二四時間ストライキ、解決組合は時限ストを行ない、月末までに、東京、神奈川、京都の各地連を残して、二千〇三千元の増額、固定給は二万円ないし二万五千元で妥結した。

六月 夏季手当の要求に関連した争議が増加したけれども、一般的にみて短期間で妥結したものが多し。私鉄総連の場合は、中小の各組合が六月二日から全面または時限ストライキを行なったが、月末までには、そのほとんどが妥結した。また、合化労連傘下の昭和電工が、賃金引上げと夏季手当の要求で、第一波（六月八〜一〇日）二四時間ストライキ、第二波（一五〜一九日）九六時間ストライキ、一九日から部門ストライキを行なった。夏季手当以外の争議では、炭労が、石炭政策の変更を要求して、六月二六日、全山いっ

せい一時間五〇分の時限ストライキをやり、杵島と日炭は、合理化反対で、無期限ストライキを続けた。

七月 一九六一年六〇七月に支払われた夏季手当は、前年同期に比べ、一七・八％増で、一九六〇年同期の一九・九％増にほぼ匹敵している。おもな労働組合の妥結状況は、次のとおりである（カッコ内は前年妥結額）。

全鉱Ⅱ二万八千〇三万四千円（二万三千〇三万一千円）。全織同盟Ⅱ二万三千〇三万五千円（二万三千〇三万三千円）。新聞労連Ⅱ八万二千〇九万六千円（五万八千〇八万五千円）。全石油Ⅱ七万三千〇一〇万七千円（七万〇八万八千円）。電機労連Ⅱ四万三千〇六万六千円（四万一千〇三万七千円）。私鉄総連Ⅱ二万六千〇三万七千円（二万一千〇三万七千円）。

八月 全織同盟の各部会は、八月四日、いっせいに争議通告を行ったが、羊毛・地織・麻・化織の各部会はまもなく妥結した。しかし、綿紡部会だけは歩みよりがつかず、八月一七日、無期限ストライキにはいった。しかし、八月二五日、中労委のあっせん案を受諾したので、九日間にあつた綿紡ストライキは、一応妥結した。

無期限ストライキを続けてきた炭労の日炭、杵島は、八月二日の大手各社による一時間五〇分の支援ストライキのあと、九日の同二四時間ストライキを前に、炭労と経営者側との再度にあつたトップ会談の結果、九日、了解点（賃金引下げ額一千円など）に達し、炭労はストライキを中止した。しかし、杵島労組は、この妥協を不満として、八月二三日に現地大会を開いたが結論を得ず、二八日、全員投票によって炭労の方針を承認し、ようやく妥結した。

九月 全日通は、八月以降五〇二八円の賃金引上げを要求したが、九月一六日に示された中労委のあっせん案を労資双方が受諾しなかったため、一九日と二〇日の両日ストライキが行なわれた。し

かし、九月二一日には、一〇月以降三三〇〇円の賃金引上げを内容とする条件で妥結した。

また、一九六一年一〇月からのダイヤ大幅改正を前にして、それに伴う要員問題などを当局と交渉してきた国鉄労組は、九月一五日午後から、全国客貨車区における一時間の時限ストライキを行なった。そして、さらに九月二一日には、始発時からの機関車および電車など二時間の時限ストライキを行なうという方針をたてたが、この直前、二〇日にいたって、「要員五四二五名増員、ダイヤ改正に伴う労働条件の低下はさせない」などの条件で妥結した。

一〇月 炭労の石炭政策転換闘争を軸とする総評の秋季闘争が、公務員共闘、全日自労、政労協などをも主力に含んで、開始された。まず、一〇月一二日に第一統一行動、次いで二六日には、政治的暴力防止法案反対闘争と合わせて第二統一行動が組まれたのである。

また全駐労は、「賃金引上げ五千円、賃金体系改訂反対、年末手当二・五五分」などを要求して、一〇月一三日に第一波統一ストライキの前段闘争として二四時間の第一次部分ストライキを、一六日には全国いっせい全面二四時間の第一波統一ストライキを行なった。

さらに、合化労連の総合化学部門九組合（東亜合成を除く）および硫安部門四組合は、労働時間短縮について、「現行週拘束四八時間を、週拘束四四時間に、全事業所の土曜半ドン実施、交替勤務者は、四班三交替・土曜半ドンにみあう勤務制をとる」の要求を、また、時間外割増率引上げについて、「現行所定外労働、休日出勤、深夜業割増率いずれも二五％を、所定外三五％、深夜業四〇％、休日労働五〇％に引上げる」などを要求して、一〇月三〇日、中労委にあっせん申請した。

一一月 年末一時金の要求で争議が多くなり、特に、合化労連の

総合化学部門が、十一月三日、第一波統一行動として二、四時間の重点部分ストライキ、二二、二四日には第二波として二四、七二時間の部分ストライキ、二九日から第三波無期限部分ストライキを行なった。また、硫安部門の東北肥料が十一月二日に二〇時間の全面ストライキ、過石・チタン共闘グループが無期限部分ストライキにはいった。

さらに、鉄鋼労連の日新製鋼、日本特殊鋼、特殊鋼管など、中小の一部が、十一月二九日、全面二四時間ストライキ、紙パ労連でも、興国人絹、日本紙業、高崎製紙などの労働組合が、三〇日に、全面二四時間ストライキを行なった。

一月 二 月 私鉄総連の「時間短縮および定年延長問題」をめぐる労働協約改定闘争は、中労委の職権あっせんにより、一月一六日、時間短縮問題については、別途機関を設けて検討すること、定年は来年四月以降五六歳（現行五五歳）とすること、で、大手がストライキを回避したけれども、中小は六三組合がストライキにはいり、うち一一組合が二四時間ストライキを行なった。

おもな労働組合の年末一時金の妥結額は、全石油の約八万五千円を筆頭に、全国金属、全造船の約六万円、合化労連、私鉄総連、鉄鋼労連などの約五万円強、全織同盟約四万円、炭労約三万円となっており、前年同期に比べ一〇、三〇%の増加率、特に全織同盟と私鉄総連の上昇が注目をひく。

第二章 炭労の石炭政策転換闘争

三池争議や北炭三山分離反対闘争などのあいつぐ不満足な事態収拾の経験のなかで、炭労は石炭政策変更要求を七項目にまとめ、さ

らに第二九回定期大会（一九六一年二月）において「石炭政策転換を中心に、あらゆる要求を結合して、政府、石炭資本の合理化攻勢と全面的に対決する」ことを基調にした行動方針を決定した（本年鑑第34集参照）。

この大会直後から、ほとんど石炭全社にわたって合理化攻勢が強まり、貝島、宇部、杵島、高松などでは大幅賃下げに対して、長期ストをもって抵抗が行なわれたが、全体としては資本の要求が貫徹され、多くの労働者は山を追われ、労働条件は低下の一途をたどり、災害は増大するという、炭鉱労働者にとって最悪の事態を招来した。

ここにおいて炭労は第三一回臨時大会（一九六一年九月）を開催し、「炭鉱合理化における非社会的な実態を明らかにし、一大国民運動を通じて社会問題に発展させ、もって石炭政策の転換を政府に迫る」という基本方針のもとに、本格的な政策転換闘争にふみきったのである。政転闘争の路線を決定した理由については次のようにいわれている（炭労第三四回定期大会資料「政策転換闘争報告書」より、以下引用はすべて同じ）。

その一つは、不均等にかけられてくる首切り攻撃に対して、労働組合がバラバラに対決する戦術では結局、各個撃破されることになる。この現状を打開するためには、「政策転換」という統一指標のもとに統一闘争ではねかえす体制をとらなければならぬ。つまり炭労の闘いを統一闘争の次元に引き上げるには、政策転換闘争にとりくむ必要がある。

二つには、ここ二、三年の間にすでに八万人がヤマを追われたが、三七年九月以降の貿易自由化によって一段と合理化テンポが早められ三八年末までにさらに六万人を対象とした首切り攻勢が必至の情勢をむかえている。この強行を阻止するためには、首切

りの根源になっている「合理化計画」そのものを變更させる以外に手段がないこと。

三つには、今日の石炭危機とその労働者の問題をもっと社会問題、政治問題化していく中で、石炭産業の恒久安定と炭鉱労働者の雇用と生活の安定も図り得るとの確信をもったこと。

秋季闘争の段階では、政転闘争は主として広く社会的関心を広めることと、共闘態勢を強化することに重点がおかれた。一千名の本土縦断大行進、四千名の上京団など大規模な大衆行動の展開による、国民世論への訴えは大きな反響をよびおこした。

社会党と総評は、炭労の要求と闘争方針を全面的に支持し、三者は「政転闘争最高指導会議」を構成するとともに「闘争本部」を設置して統一指導に当たった。炭労はまた全炭鉱、炭職協とは分裂以来はじめての「政策共闘連絡会議」をもち、関連産業の労働組合に共闘、協力の要請を行なうなどの共闘態勢もとられた。一〇月三十一日、第三九臨時国会は「石炭産業危機打開に関する決議」を行なった。この内容は、すみやかに総合エネルギー対策を確立すべきであるが、当面の緊急な問題として政府は次の措置を講ずべきであるとして、一、石炭産業の近代化、合理化を促進するための資金の大幅確保、二、流通合理化対策、三、雇用の安定的確保と離職者対策、四、需給確保対策、五、産炭地振興、六、地方自治体への財政措置、を確認したもので、この決議案の提案理由と同趣旨のものは、炭労と政府の間の申合わせとしてとりかわされている。

こうして秋の政転闘争は、いくつかの足がかりを獲得したのであるが、問題の具体的解決は春闘段階でのゼネスト体制を中心とした決定的対決へと持ち越された。この間、一、たたかいの重点が対政府に傾斜し、独占資本とのたたかいが弱かったためにアベック闘争ではないかとの批判をうけ、二、政転闘争と山のたたかいとの結合

が十分でなく、三、他の組織労働者との共闘面が弱かった、などの弱点も指摘されている。

年が明け炭労第三二回臨時大会（一九六二年一月）は、山元における大衆討議を経て、「動員よりは実力行使、ゼネスト体制による三月中旬以降の対決」という方向で、満票によるスト権確立を行なった。これより内部体制強化の交流オルグ三〇〇名、共闘と世論喚起のための逆オルグ二〇〇名が行動を開始、二月末には中央に集結して陳情行動などを実施した。しかし政転闘争最高指導会議は、ゼネスト体制のみでは不十分であり、これを強化するものとして大量動員行動が必要不可欠であると判断、これにもとづいて炭労中央闘争委員会は、三月二八日二四時間スト、四月五日以降無期限ストという実力行使体制とあわせて、組合員の連日一千名動員、解決まで職場に復帰しない、いわゆる一〇万人根こそぎ動員戦術を決定、指令した。第三三回臨時大会（一九六二年三月二三・二四日）は、情勢の変化に対応して連続動員は一週間繰上げ実施と修正、組合員は続々と上京を開始した。

炭労はこの段階における政転闘争の目標を、一、雇用の安定、二、生産の拡大、三、最低賃金の確立、の三点にしぼった。

第一の雇用の安定は、具体的には「転換職場と生活保障のない首切りは中止させる」ことであって、これを社会党が提案した「炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案（解雇制限法）」の形で法制化させることに一つの目標をおいた。

第二の要求は、石炭の拡大生産方式に基いて、出炭量五五〇〇万トン、一二〇〇円のコストダウンという現行の合理化計画を變更させることである。これは党の「エネルギー基本法案」の提出によって、総合エネルギーの中に占める石炭産業の位置を明らかにさせることにおいた。

第三には、炭鉱最低賃金を制定させることである。

政府に対する要求書は二月二二、二三日に政府、関係各大臣に手交され、経営者に対しては三月一五日に提出された。また社会党も石炭鉱業安定法案と炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案を衆議院に提出（三月九日）するとともに、三月二二日には石炭政策確立、雇用安定について政府に申入れを行ない、二四日にはエネルギー基本法案要綱を発表、二七日に「国民に訴える」党声明を発表、また政府折衝など院内活動で闘争を推進した。

三月二八日、炭労はストライキに突入し、連日動員の組合員は、所沢、柏、永福町に建設された幕舎などに分宿しながら国会陳情や春闘統一行動に参加した。三月二八日から四月六日まで、北海道、九州、常磐から四九九九名が動員（着京）された。このなかで政府もようやく事態收拾の腹を固め、四月五日午前二時二五分、政府回答の最後案を示すにいたった。

石炭対策についての政府回答

政府は石炭政策に関し、従来その確立に格段の努力を払ってきたが、最近の情勢に鑑み、更に石炭産業の安定化対策を一層促進するため、左記の措置を講ずるものとする。

第一 当面の措置

政府は、この際権威ある調査団を編成し、これに対し、石炭鉱業の近代化、合理化および雇用の実状調査を要請し、今後の政策について答申を求め、これを尊重する。

雇用に関しては右調査団に対し特に早急に答申を求めることとし、その答申に基づく措置につき政府の決定があるまでは、経営者側は新規の人員整理（石炭鉱山保安臨時措置法および石炭鉱業合理化臨時措置法に基づく事業の廃止および現に実施中または労使交渉中のものを除く）を行わず、労働者側は、紛争

行為を行なわないことを期待するものとする。

第二 今後の石炭政策

一、総合エネルギー対策の確立を図るため、近く通産省内に強力な審議機関を設けて審議検討するものとする。

二、出炭規模の拡大について、総合エネルギー対策の一環として再検討するものとする。なお、その際未開発炭田（主として原料炭）の開発については、今後の長期計画のなかで積極的に取上げるものとする。

三、炭価の千二百円引下げについては、従来の方針によるものとするが、三七年度、三八年度の年次計画については、近く開催予定の石炭鉱業審議会の答申をまわって実施するものとする。

四、炭鉱労働者の雇用の安定を図るため、新たに雇用奨励金制度の創設をはじめその離職者対策等について昨秋以来特段の措置を講じたが、更にその事態の推移に即応して雇用の安定を一層強化するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 石炭鉱業の合理化に伴う整備計画（人員整理および閉山計画）についてはこれを地域別、炭田別に毎年石炭鉱業審議会において審議検討する。

(2) 石炭鉱業の第二会社化については、労使協議の上双方が雇用対策上必要と認めた場合に限定するものとする。なお、租鉱権の設定については、坑口の使用許可基準を明確にする。

(3) 石炭鉱業の坑内作業について法の禁止する労働者供給事業に該当する場合の基準を明確にし、その基準に該当する場合の取締を強化する。

(4) 炭鉱労働者の安定職場への計画的転換の促進に資するため、産炭地域振興事業団の融資機能の活用を図る。

(5) 大手の企業に対しては、炭鉱労働者を解雇する場合には、解

雇された離職者をできるだけ多く系列会社等に就職させるよう特に勧奨する。

(6) 炭鉱労働者の再雇用を促進するため、政府関係機関、特定の成長産業に対して協力を要請する。

(7) 炭鉱離職者に対する失業保険給付の改善を考慮する。

五、石炭鉱業の近代化、合理化を促進してその安定を図るため、特段の金融措置を講ずるものとする。

六、石炭鉱業の最低賃金に関する中央最低賃金審議会の間答申を尊重し、同答申にうたわれている専門部会を設置する。

炭労は四日真夜中から五日の午後三時半まで、それぞれの機関で討論の結果、多くの不満はありながらも事態收拾を決定し、ストライキの中止、八日から動員団を帰山せしめる方針を決めた。

炭労拡大中調委員会においては「賃上げと政転および大正問題を同時に解決する」という大会方針と事態收拾の内容との食違いについて、活発な議論が行なわれたが、つぎにのべる情勢分析を諒承して事態收拾に伴うその後の闘いについて左の決定を行なったのである。

(1) 賃上げと経営者に対する政転要求は並行して進める。

経営者に対しては、①経営者も積極的に政府に働きかける、②出炭量五、五〇〇万トンの枠の拡大、③生産計画をださせる、④首切りはしない、⑤五千円の賃金アップなどの要求に明確な回答を求める。

(2) 回答に不満な場合は一〇日、一番方から無期限ストに入る。

(3) 大正鉱業の闘争は、動員団の行動によってかちとられた「佐藤通産大臣の責任において解決する」との言明に基き、その実行促進を通じて解決を図る。

たたかひの成果として、一定の期間という条件つきではあるが雇の制限をかちえたこと、政府が長期的な展望をもった合理化計画再検討を余儀なくされ、実質的に既定の合理化計画を変更せざるをえない端緒を開いたことなどがあげられるが、何よりも前年秋の第一段階に比べて、春闘段階ではたたかひの質的飛躍があり、ストと動員の組織力を背景に首切り中止に焦点をしばって、これを国の政策としての石炭労働問題の解決というところまでもってきたことが最も高く評価されている。

闘いの教訓

(一) 実力行使と与論の獲得を背景とした、強力な闘いがある限り政転闘争は、前進の展望を切り開くことを実証した。もし、政策をかかげて、政府と独占と交渉することが政転闘争であると理解したり、安易に政策転換がはかれると考えれば、これは大きな誤りである。

炭労のような闘う体制があつて、はじめて政策転換は前進するものであることを、この闘いは教えている。

(二) 切り開いた政策転換の端緒は、たえず、労働者の職場活動をはじめ、組織的な労働者の闘いによって監視しその内容をおしひろげていかなければならない。単に国会活動や政府の回答を頼りにして、労働者の生活と雇用の安定を保つことはできないのである。これは、これまでの国会決議、炭労と政府との申し合わせや大臣言明にもかかわらず首切りと賃下げを中心とする合理化が進行した事実によって立証されている。

(三) 政転闘争における闘いの主要な方向が、ある局面においては主として石炭独占にむけられ、またある局面においては、政府に傾斜していく場合もあるが、闘う対象が一方にだけむけられていたのでは充分の効果を發揮することはできないことを認識し、

政府、独占の二つの目標にむけ有機的においこんでいく必要がある。

(四) 一つ一つかちとった政転闘争の成果は、国会決議や行政指導またはその時々予算獲得という形だけでは、極めて不安定である。これはその後の政治経済情勢、景気変動、労使の力関係の変化によってたえず変動するものであるから、どうしても積極的に制度化し、法律の形に定着させていくことが必要である。

(五) 炭労を中心とした政転闘争の一定の成果は、単に炭鉱労働者だけでなく、他産業労働者の今後の闘いに大きな影響をもっている。離職対策の一定の前進面、一時的なものであるが、解雇制限の獲得、そして何よりも、国の政策を変更させることによって労働者の雇用と生活の安定をはかろうとする闘い方、私的企業であつても今日のように国家が経済過程に介入している段階では、その労働組合が直接政府を相手に要求し政策の転換を迫り、これと「協定」をかちとっていく闘い方は、他産業労働者の今後の闘いに大きな示唆を与えている。そしてこの闘いは、今後の合理化反対に一つの突破口を切り開く重要な位置を占めている。

(六) 炭労の政転闘争が示した一定の成果と前進は、いま合理化闘争にとりくんでいる組合はもちろん、労働運動全体に影響を及ぼしている。全鉱をはじめ国労、全電通、駐留軍などの組合も、政策転換闘争へのとりくみをはじめめているが、その組合の背おつてきた歴史的な背景と、組合のおかれている実状によって、その闘い方も一様ではありえないことはいうまでもない。しかし、炭労の闘いが、今後、政転闘争にとりくもうとしている組合員に、ある種の刺激と展望を与えたことは事実である。そのような立場から炭労の闘いは、多くの労働者の組合の手によって検討されその経験が正しくせしめられることが大切であらう。

(七) 社会党は、この政転闘争を通じて、労働組合と一体の闘いを展開し、労働運動に対する指導性を発揮したことはいままでにない画期的なことであつた。今日までの党の姿勢は、どうしても労組の闘いを支援する域にとどまり、党の指導性は強調されながらも中途半端なものに終っていた。

このように一つの労働組合の運動に対して党が牽引車となり労働組合と一丸となつて推進する闘いの中では、抽象的な政党支持の議論などは無用であつて、闘いの中におのずから党と労働組合との正しい結合関係は規制されてくるものであることをこの闘いは示している。

第三章 公労協の争議

一九六一年の春季闘争(本年鑑第34集二〇五ページ参照)をもつて

「スト権奪還闘争」に第一歩をふみだした公労協(公共企業体等労働組合協議会)の各組合は、国鉄や郵政省をはじめ各関係当局による大量処分や合理化攻勢に対して、組織強化、合理化反対、そして生活擁護のための激しいたたかいを展開した。一九六一年秋から一九六二年四月にかけての活動のうち、ここでは、一九六一年秋の国鉄労組のダイヤ改正に対する闘争、全通信労組の年末(要員確保)闘争、一九六二年三月の国鉄労組の年度末手当闘争、公労協春季闘争など、広範な実力行使をもつて展開された闘争を中心としてみよう。

(注) 公労協とは、公共企業体等労働関係法(公労法)の適用を受ける国営企業、いわゆる三公社五現業における労働組合のうち、総評加盟の各組合の連絡協議機関で、一九五三年以来統一闘争を行ってきた。国鉄、国鉄動力車、全通信、全電通、全

林野、全専売、全造幣、全印刷、アルコール専売の九組合によって構成されている。組合員総数は七十九万八千名でこのうち国鉄三一万名、全通二〇万名、全電通一六万名、などが大きい。

国鉄労組の合理化反対闘争 国鉄の近代化・合理化は、輸送力の画期的な増強を目ざして最近急速度で進められている。主要幹線を中心とする電化、ディーゼル化、スピード・アップ、輸送キロ数の増大などをはじめ、全部門における自動化、合理化、および自動車、被服工場など「付帯部門」の整理などの合理化措置が進行するなかで、労働者に対しては労働強度の増大や労働時間の延長、配置転換といった合理化政策がおしつけられてきた。他方、国鉄要員対策委員会では、国鉄労働者の年齢構成が「なかぶくれ型」であるとの理由で四〇歳以上の労働者を一九六五年以降毎年一万五千名ずつ解雇するという意見を発表した（一九五九年九月の答申）。

さらに一九六一年度から始まった国鉄第二次五ヵ年計画のなかで、列車時刻の大改正が同年一〇月一日から実施されることになった。これは国鉄始まって以来の大規模・全面的な改正であり、これによる列車の増発キロ数は約一二万キロ（現行の八・八%増加）、列車本数三・六%増、このための要員増加は乗務員、地上要員合わせて四七〇〇名とされたが、このうち一七〇〇名は国鉄内部における合理化・配置転換によって生み出すという計画であった（四月発表）。国鉄労組はこのダイヤ改正によって予想される労働強化について次のように指摘した。

とくにダイヤ改正によるスピード・アップによって列車間合が短縮され、保守・列車検査部門などは作業の時間帯がめづられてくるから仕事がいよいよぶんでなく、危険度が高まる。駅の小荷物関係などでは荷物の積み込み時間が短縮されるため、滞貨や列車遅延が出る。乗務員にいたっては限られた要員の中でスピード・

アップ、ロングランにより一週に二日くらいしか自宅休養がとれないとか、一日二時間から三時間くらいしか睡眠時間がとれずに、つぎの列車運転に従事するとか、まったく安全運転に責任がもてない状態となる。こんどの白紙ダイヤ改正はまさに非人間的な扱いを労働者に対して押しつけようとするものといえよう（国鉄新聞一九六一年九月八日付）。

このような合理化政策に対してこれまで国鉄労組は、労働条件の変更に対する国鉄当局との事前協議制の確立（1）事前に協議して結論を得なければ一方的実施は行なわない、（2）労働者に不利益な計画は変更、延期させまたは中止させる）の要求を中心においてたてられてきた。しかし、他方では職場ごとになまじな形態をとって次々に出されてくる合理化政策に対しては、各個的な職場闘争を全国的な統一闘争として有効に組織することができなかった（一九六一年度運動方針（案）による）。

国鉄労組は、一九六一年度の合理化反対闘争方針を次のように決定した（一九六一年七月、第二一回定期全国大会）。（1）長期的に安定した雇用契約によって首切りや降職をさせない。（2）近代化、機械化の導入によって起こる余剰人員を時間短縮にふり向け余暇の増大をはかる（総評の当面の統一目標である週四〇時間制、休日二日制の確立）。（3）完全雇用の協定化により、配置転換が起る場合原則的にはこれを認め、事前協定により配転の際の労働条件をより向上させる。（4）要員の不減不増ではなく、これ以上要員は削減させないこと、また自然減耗、欠員の補充は雇用拡大の前提として確実に行なわせ、業務量に見合う要員の増大をはかる（以下略）。

一九六一年一〇月のダイヤ改正に対する闘争は、こうした合理化反対統一闘争の一つの大きな山として、労働強化に反対する要員確保闘争を中心に展開された。国鉄労組は七月の全国大会において要

員措置のないダイヤ改正に実力をもって対決する方針を決定し、(1)ダイヤ作成基準(折返し待合せ時間や休憩、食事時間などにつき過労にならないだけの時間を確保する)、(2)客貨車検査規定改正(列車の点検方式を整理・統合し点検回数を減らす)の反対、(3)運転車掌廃止(二人制の車掌のうち後部の運転防護車掌を廃止するもので、前(2)項とともに国鉄当局の要員生みだし方策)の反対、(4)要員増加要求(従来の欠員や業務量増加による不足要員の補充、ダイヤ改正に必要な要員の確保、合理化による要員生みだし反対)、などの要求をもって国鉄当局と交渉が続けられたが、進展をみなかった。

組合は八月三十一日の全国代表者会議において超過勤務の拒否(九月一日以降)、厳密な車両検査などによる客貨車の二割減車闘争(九月五日〜一四日)、順法闘争、および臨時列車等要員の伴わない業務の切捨て闘争(九月八日以降)、時間内職場集会の実施(九月一五日、二〇日ごろ)などの実力行使を決定し、指令した。その後、客貨車二割減車闘争により、特に岡山、米子、広島、熊本、静岡、水戸、千葉、秋田、南近畿などの客貨車区においては構内が満線状態となり、また順法闘争によって門司や米子の各地方本部内などにおいて列車の遅延が増加するなど、闘争の波はしだいに全国に拡大していった。九月一五日には全国客貨車区において休憩時間から勤務時間内にわたる一時間の時限ストが決行された(最低昼の休憩時間内の職場大会、東京、大阪、札幌、門司など八地方本部の五七客貨車区では勤務時間内に一〇分から二九分くらいこんで職場大会が開かれた)。

その後、交渉は進展せず、組合は九月一五日、これまでの実力闘争をさらに強化するとともに、九月二一日全国の機関区、電車区、車掌区、駅、客貨車区など一二〇ヵ所において始発から二時間の時限ストを決行するよう指令するにいった。

しかし、この実力行使を直前に控えた九月二〇日深夜の交渉において、次のような一応の結論が出され、協定が結ばれた。そして二一日の時限ストは中止された。(1)今回のダイヤ改正により労働条件を低下させない。(2)客貨車検査規定の改正に伴う過員(約千名)については、車両全体の増備による業務量増のなかでその要員の消化をはかる。今次の改正に伴い配置転換を行なう場合には本人の意向にそって措置する。このほか定員増などにより約九〇〇名の増員。

(3)運転車掌廃止(運転取扱い心得の改正)に伴う過員(約八〇〇名)の配置転換は行なわず、業務量に応じて定員化する。労働条件の低下、責任度の加重をさせない。(4)ダイヤ作成基準については、深夜行先地で宿泊を必要とする場合の睡眠時間は四時間以上とするこゝと、など。また勤務終了後次の勤務までの休憩時間(在宅日数を含む)については対立のまま交渉継続。(5)ダイヤ改正に必要な人員は予算のわくにかかわらず増員し、定員化する(全体で約六千名増加)。そしてこのような集約によって、ダイヤ改正に対する中央交渉は終わり、残りの具体的な問題については各地方交渉によることになった。

この闘争について国鉄労組では「客貨車を中心にした統一的な闘いが組織できたこと」を成果として、今後の合理化反対闘争にこの経験を生かすべきことを訴えた。と同時に「結果的には規程改正に中心がおかれ、職場からの要員要求を集約し当局の計画と根本的に対決することが不十分だった」ことを認め、また、運輸・運転部門以外の部門では「直接問題がないとして闘うかまえさえしなかったところも」あり、さらに闘争過程で組合脱退者がごく少数だが生じたこと(郡山保線区分会内一五〇名など)などにみられるような闘争体制の不十分さ、そしてダイヤ改正実施後は「要員不足による労働強化が一層はげしくなり、多くの問題を残している」ことを欠陥

として指摘している（一〇月第五九回中央委員会「当面の闘争方針」による）。

なお労働時間短縮問題について、国鉄労組ではかねてから現行の実働一週四八時間制を他公社なみに拘束四八時間（実働四三・五時間）にすることを要求し、公共企業体等労働委員会に調停申請を行っていた。その後八月一八日に示された、段階的に（まず実働四六時間程度にまで）時間短縮を行なうよう労使間で検討すべきだとの調停案を受諾し、総評の統一目標である四〇時間制の確立を目ざして、当面は日勤勤務者の一週実働四五時間（現行の三時間短縮）などの要求をもって交渉を続けている。京都自動車工場、豊川分工場、大崎、大宮両被服工場の統合・廃止問題については、三月三日、四工場一時間の時限ストを背景とした中央交渉において、国鉄当局のこれら四工場の統合あるいは漸次的縮小計画はのみ、従業員解雇、降職、労働強化を妨ぐ要員確保などの「雇用安定協約」を締結することによって（有効期間は三年間、その後はふたたび団交で協議する）、一応終結するにいたった。

全逓信労組の年末闘争（要員確保闘争） 最近郵便物の増加は著しく、特に第三種（第五種の増加や大型化によって郵便遅配現象が慢性化し、一種の社会問題となった。郵政省当局は、この原因がもっぱら従業員の労働状態の不良、ひいては全逓の組合活動にあるとし、遅配解消、不良局査査と称して、多数の特別査査班を本省から滞貨の著しい郵便局へ派遣した（通称「トラック部隊」）。そして従業員の労働状態を直接監視指導させ、休息時間のとり方など勤務形態にまで手をつけた。こうした方法によって滞貨をなくそうとしたのである。この特別監察は全国的に実施され、一九六一年にはいつてこの活動はますます広範に、そしてきびしいものとなってきた。

これに対して全逓では、郵便遅配の原因は、何よりも人員不足と

設備の劣悪さにある。このことは監察の結果によっても明白であるにもかかわらず、当局はそれをおおい隠してなんらの対策をたてようとせず、遅配の責任を従業員と組合におしつけ、ただ監査強化と労働強化によってのみ遅配解消を図っていると、強くこれに抗議した。そして、過重労働の緩和のための大幅増員獲得の大規模な闘争を年末繁忙期にむかって組織することになった。

全逓は一〇月二七日、増員問題についての要求書を郵政大臣に手渡した。増員要求は総計三万九千九百三名、このうち郵便事業の増員は約二万七千名（内勤一万二千名、外勤一万四千名）。この要求は「事業の正常な運営の確保、遅配解消と現行諸協約に規定された労働条件を確保するための必要最少限度の要求であり、……全国的に実態調査を行った結果、集約された数字である」（全逓新聞一九六一年一〇月二五日付）。また、十一月三日（五日の第二五回中央委員会において秋季年末闘争の中心目標が次のように決定された。（1）四万名増員による労働軽減、遅配の解消。（2）組合案による仲裁裁定完全実施（先の春闘の賃上げ裁定の配分問題）。（3）一方的労働指揮権の排除（特別査査班の活動によって代表される業務命令と処分を背景とした強制的労働強化、「管理運営事項」を理由とした団交拒否——団交権の侵害と労働慣行の否定、労働協約の一方的解釈による押しつけと労働協約の一方的破棄）。（4）郵便合理化の事前協議協約の獲得。（5）年末手当一・五ヵ月分の獲得。そして他方では総評、公労協の支援のもとに、ビラの配布や街頭署名などを通じて一般市民に対する宣伝活動を行ない、遅配解消のため増員がぜひとも必要であると訴えた。

十一月八日、全国いっせいに休憩時間中の職場総決起大会を開き、闘争にはいった。十一月九日以降、全国各職場においていっせいに無期限の超過勤務拒否闘争にはいり、これとともに順法闘争

(三)五種郵便物や小包については信書封入有無や大きさの点検、郵便物の重量制限、区分けのさいの再点検、新道路交通法による交通区分の厳守、など、業務命令拒否闘争などの職場闘争を強化した。郵便物の滞貨は二月一日現在全国で一一五九万通、二月八日には一七八〇万通に達した。

このような情勢のもとで二月一日から団交がもたれ、一方的労働指揮権の排除問題で難行したが、二月一五日早朝次のような内容で妥結をみた。(1)増員数については、かねて郵政省が一九六二年度予算の概計要求として行なっていた一万一七六六名(うち郵便関係七九九九名)に加え、非常勤賃金により予算要求をしていたもののうち二千〇二六〇名を定員に組みかえる。その後の予算決定による増員数は一万五六二四名(業務増に対するもの七六七八名、賃金振替分七九四六名)。(2)一方的労働指揮権の排除問題については、対立の根がきわめて深いものであるが、「お互いの立場を尊重し、相互信頼の上にたち、労使関係を一層正常化するために努力する」ということで、今後の継続交渉にゆだねられた。(3)春闘仲裁裁定の配分問題については、組合の一律一四〇〇円プラス三%と、職級別に大きな格差をつけた郵政省案が対立していたが、二月九日の仲裁裁定により、本俸各号俸に定額九〇〇円と定率約六%を加えることで妥結し、組合要求の線がだいたいにおいて通った。

(注) なお、日本電信電話公社の電話自動化に伴って不用化した郵便局の電話交換守の強制配置転換に反対し労働条件を確保する闘争(電通合理化反対闘争)が、全通労組によりこれまで長期にわたって展開されてきた。そしてそのための主要戦術として、交換手が従来の職場にそのまま居残るという闘争方法(居残り闘争)がとられてきた(本年鑑第34集二〇九ページを参照)。全通では、労働条件に変動をもたらす問題はすべて組合

と郵政省当局との間の事前協議および決定によって実施すべきであるという、事前協議体制の確立を基本要求としてこれをたたかってきたが、「年末まで現行の居残り態勢を持続させる事は困難であると判断し」、一九六一年六月一四日次のような内容で妥結するに至った。(1)合理化計画(要員計画を含む)については事前に協議する。(2)電通合理化に伴う過員の解雇、本人の意志に反する「依願退職」はさせない。また「客観的にみて無理な」配置転換はさける。(3)現在の居残り者については右のような原則の下に改めて協議する。(以上、全通本部の妥結報告——全通新聞六月二八日付による)

国鉄労組の年度末手当闘争 組合では一九六一年の年度末手当として基準内賃金の〇・五ヵ月分プラス三千円(新賃金要求約六千円の半月分、三月二三日支給)を要求し、これを一九六二年二月七日国鉄当局に申し入れた。国鉄当局はこれに対して二月二日、団体交渉を行ないたい旨回答を行なったが、三月にはいつてからの団交では具体的な回答を出さないまままで引き延ばした末、三月二三日〇・四ヵ月分回答はあまりにも少ないと再検討を求め、同時に闘争体制を強化し、順法闘争、業務切捨て闘争を三月二八日以降強化するよう指令した。

しかしその後国鉄当局は、国鉄労組との交渉を進展させないまま、他方では約三三万名を組織する国鉄労働組合以外の組織である国鉄動力車労組(約五万三千名)、および国鉄職能別労働組合連合会(国職労連、約一万名)、国鉄地方労働組合総連合(総連合、約二万三千名)といった第二組合との間に妥結を急ぎ、国鉄労組の抗議を無視して、二八日朝これらの組合と〇・四ヵ月プラス千円(三月

三一日支給)で妥結してしまった。

国鉄労組では、当局のこの措置は、国鉄従業員の大多数の意志を無視し今日までの労使の慣行をふみにじった背信行為であり、動力車労組や第二組合を利用した国鉄労組に対する分裂支配であるとして、強くこれに抗議したが、国鉄当局は先の妥結を撤回しようとはしなかった。組合は二七日、闘争体制を強化するため、三〇日二時から三一日午前八時にかけて全国四〇カ所の拠点における運輸・運転部門の勤務時間内二時間の時限ストを指令し、これと併せて支社長、局長などに対する集団抗議交渉を連日行なうこと、順法闘争、業務切捨て闘争の強化を指令した。しかし、三月三〇日の夜から社会党、総評幹部、国鉄労組顧問の国会議員団なども一体となって、国鉄当局および政府に対し交渉・折衝を重ねた結果、三一日午前五時半にいたって妥結が成立した。その内容は、(1)国鉄当局から「今回の紛争が従来の労使の慣行を破ったものとは思わないが、今回の事態はまことに遺憾であり、今後再びこのような事態が起らぬよう努力する」という確認をとった、(2)年度末手当は〇・四ヵ月プラス千円、(3)報労物資の支給についてはひきつづき協議する、というもので、これによって三一日の時限ストは中止となった。

しかし、三〇日の午後二時から大阪、名古屋地区が、次いで二三時から静岡、岡山地区が二時間ストに突入し、東海道、山陽本線の全列車を二時間完全に停止させた。大阪地区尼崎駅では総評支援労組員を含む四千人が線路にピケをはり、警官隊と激しくもみ合った。またその他の地区でもひきつづいで時限ストに突入した。東京地区では東海道、東北、常磐、上信越、中央、総武の各線の主要地区二七カ所を指定し、三一日始発から七時までの時限ストを計画した。品川駅では上京中の炭労など各支援労組員を含めて約二五〇〇人がホームや車内をうずめた。品川、池袋、上野、中野などの各駅

には国鉄組合員、支援労組員など合わせて一万人が動員され、東京の国電は早朝一時間ストップした。こうして、三月二五日以降始まった順法闘争や三〇日午後二時以降の時限スト突入の結果、特に三〇日午後から三一日朝にかけて全国的に大規模な列車ダイヤの混乱が生じた。

国鉄労組では、この闘争について、闘争の大規模さに比べて目に見えた成果はなかったが、国鉄当局の団交軽視、労使慣行無視の態度を改めさせ、組合の基本的権利を守るという成果をあげたことを指摘した。しかし他方では、動力車労組との間の意見調整ができなかったことが、当局につけこまれて分裂策動を強行させた弱点であるとして、同じ総評加盟組織として動力車労組と今後話し合いを深め統一行動を組織していくことを述べている(四月一七日、第六一回中央委員会「当面の闘争方針」)。

しかし国鉄当局は四月二一日、この闘争に対して解雇三六名、停職二七五名をはじめ処分者総数一八一九名の大量処分を発表した。これは一九四九年の京浜地区の「国電スト」(解雇六六名)以来のきびしい処分である。さらに刑事弾圧も強まっている。労使慣行無視によって闘争を挑発し、国鉄労組を孤立させてさらに大量処分をおいかぶせ、特に各地区の組合役員を重点的に解雇して地方組織の動揺を図る、というきわめて露骨な分裂攻撃を国鉄労組にかけてきている。国鉄労組ではこの処分に対して直ちに総評一体となって反撃を行なう態勢を整えている。

一九六二年春季賃金闘争 公労協共同闘争委員会(代表幹事、山田国鉄労組書記長)は一九六一年一月二日八日、「生活不安を緩和するため最低要求」として、(1)基本給を定額五千円プラス四%(平均約六千円)引上げる、(2)一八歳労働者の最低基本給を一万五千円以上とする、などの賃上げ要求ほか六項目の統一要求を政府に申し

入れた（詳細は「大幅賃金引上げを闘い取るために」——「全通時報」一九六二年一月号、などを参照）。

その後各組合ごとの団交にはいったが、公労協では総評の春季統一闘争の一環としてたたいに進めるなかで、二月二〇日を中心として公労協関係当局に対する統一集団交渉を強化していき、春闘第一波実力行使が展開された三月二八日には勤務時間に三〇分くいく職場大会を行なった。そして春闘最大のヤマである四月一〇日には三時間の時限ストを実施することを決定した。

一方、国鉄や郵政当局は、それぞれ国鉄労組や全通労組などの団交を一方的に打ち切って、三月一六日公労委に仲裁申請を行なった。公労協もまた、公労協関係当局が自主的解決を放棄して第三者機関にもちこんでしまい、交渉に応じようとならない状況では、事態を早急に解決するには仲裁裁定を求めるほかないとして、三月三〇日当局側と合意のうえで仲裁申請を行なった。

こうして交渉は、一応公労委仲裁委員会の領域にもちこまれた（三月三一日委員会発足）。

公労協では四月二日、既定方針どおり四月一〇日の三時間の全国統一時限スト（列車始発時あるいは始業時から）実施を指令し、闘争宣言を発した。しかしその後、仲裁裁定の出るのは一〇日過ぎになることが確実となり、また鉄鋼労連は四月八日、鉄鋼大手五社の示した一八〇〇円の賃上げ回答を受諾することを決定し、一〇日予定の四八時間スト中止を指令した。こうした情勢から、公労協内部でも、一〇日の実力行使をやったとしても裁定額の引上げはきめて困難だ、また民間各組合の動向や組織内の実態などから考えて実力行使は中止すべきであるとの意見が大勢を占め、一時間の時限ストを打ってでも一〇日の春闘統一闘争に参加すべきだと主張するのは国鉄労組だけとなった。結局四月八日午後、仲裁裁定に期待をかけ

るとの理由で一〇日予定の実力行使の中止指令を発するにいたり、四月一四日の仲裁裁定によって妥結した。裁定内容は次のようである。(1)基準内賃金の六%相当額を四月一日から引上げる（定期昇給を除いて平均一四九〇円の賃上げ）。また公労協のうち全林野労組については八%引上げ。(2)このための源資の配分方法については労使当事者間の協議によって定める。

第四章 日教組の学力テスト拒否闘争

文部省は、昭和三十一年度の国語・算数を皮切りに、全国的な学力調査をはじめ、三三年度には社会・理科を、三三年度以降は、さらにほとんどの教科にわたり、小・中・高等学校の最高学年を抽出指定し、学力調査を行ってきた。これによって、文部省は、「教育課程の改善、教育条件の整備に役だつ基礎資料」を得ようとしているのであるが、特に昭和三六年度からは、従来行ってきた小学校と高等学校の抽出調査を続けながら、中学校に対しては、二・三年生全員四四七万六千人を対象として、全国いっせい学力テスト（国語・算数・社会・理科・英語）を行なうことになった。これまで、文部省による学力調査の費用は、せいぜい五〇〇万円ほどであったが、昭和三六年度には、その二〇倍が用意されたのである。

一九六一年四月二七日付で文部省が発表した「昭和三十六年度全国中学校一せい学力調査実施要綱」によれば、この学力テストの目的を、次のように規定している。

- (1) 文部省および教育委員会においては、教育課程にかんする諸施策の樹立および学習指導の改善に役立たせる資料とすること。

(2) 中学校においては、自校の学習の到達度を、全国的水準との比較においてみることに、その長短を知り、生徒の学習の指導とその向上に役立たせる資料とすること。

(3) 文部省および教育委員会においては、学習の到達度と教育的条件との相関関係を明らかにし、学習の改善に役立つ教育条件を整備する資料とすること。

(4) 文部省および教育委員会においては、能力がありながら経済的な理由などからその進学が妨げられている生徒、あるいは心身の発達が遅れ、平常の学習に不都合を感じている生徒などの数をは握し、育英、特殊教育施設などの拡充・強化に役立てるなど、今後の教育施策を行なうための資料とすること。

元来文部省は、一九六〇年夏に全国いっせい学力テストの構想を発表したのであるが、その当時は、「人材開発」、「高校入試利用」などのねらいも、はっきり掲げていたが、これらの点については、特に批判が強く、右に引用した実施要綱では、目的のなかから姿を消している。しかし、実施要綱が発表された直後の日本教職員組合（日教組）第二三回定期大会（一九六一年六月一九—二三日、再開七月二—四日）が、全国いっせい学力テストに反対する方針を決定したことを契機に、この問題についての世論がわきはじめた。教育委員会の間でも、全国いっせい学力テストの強行に動揺する気配が現われ、中学校長会内部でも、異論がおさまらないありさまであった。文部省は、さまざまな批判や疑問にこたえるため、七月には「全国中学校一斉学力調査問答集」をつくり、各教育委員会に配布したけれども、これによって、かえって新しい論議がまきおこされたようにもみえる。

日教組は、九月九日、文部大臣に対し、一〇項目よりなる「学力テストの実施に関する質問書」を提出し、全国いっせい学力テスト

を強行実施しようとする文部省の意図、調査結果の活用、入試・就職との関連、学力調査実施の法的根拠、標準化換算点の指導要録記入の根拠、文部省の現状認識と責任の自覚、などについてききただした。これに対する文部省の回答は、一四日に行なわれたが、その回答を通じて、文部省自身が全国いっせい学力テストの教育的限界を認めたこと、調査結果の指導要録記入は法的根拠が示せないこと、調査報告と調査事務を教育委員会と教師に義務づけようとする文部省の論理が法解釈上の混乱を生んでいること、などが明らかにされた、と日教組では評価している。「とくに回答全文を通じ、このたびの一せいテストが教育の国家統制のための政策テストであることが、逆に明らかにされた」（日教組教育新聞）一九六一年九月二二日）。

さらに日教組は、一〇月一日、全国いっせい学力テストの強行を目前にひかえて、文部大臣に再質問を試みた。この再質問は、全国いっせい学力テストの問題点が、最終的に煮詰まってきた段階における日教組の主張をよく物語っているもので、その内容を抜粋しておこう。

一、文部省は前回の質問に対する回答のなかで、今回の学力調査の目的として、①教育課程に関する諸施策の樹立、②学習指導の改善、③教育的諸条件の整備、④育英、特殊教育施設などの拡充、強化の四点をあげていますが、そのうち

②学習指導の改善……これは教師の反省資料という意味を含めていると思いますが、教師が自己の教育指導について反省するには、子供の生活環境、特性、能力を知った上で選択した教科書、教材にもとづいて自らが行った教育が子供達にどう理解されたかを知らなければなりません。個々の現場の指導を無視し、使用した教科書、教材とも無関係に文部省が画一的に作成した問題によ

って行つた一片のペーパー・テストでは、反省の資料にもまた指導法改善の資料にもならないと考へます。

③教育的諸条件の整備……文部省は今回の一斉学力調査で「学習の到達度と教育的諸条件との相関関係を明らかにし、教育的諸条件、即ち学校の施設設備の充実に資したい」と述べていますが、施設、設備の調査を行わないで、五教科（国語、数学、社会、理科、英語）のペーパー・テストでもって当該学校の施設、設備の充実度合や相関関係が解るとしたら、それは魔術に等しいと考へます。

本来に文部省がその任務である教育諸条件の整備、充実に資するならば、学校設置基準の再検討と適切な施設、設備の基準を定め、これにもとづく充実度合の実態調査を行い、予算措置を講ずるべきだと考へます。

④育英、特殊教育施設の拡充・強化……これがいわゆる人材開発で文部省は「能力がありながら経済的な理由などから進学を妨げられている生徒の数を把握し、育英事業の充実に役立てる」と云っていますが、生徒の家庭環境、経済事情、進学の可否が解っているのは担任教師（学校当局）です。五教科のペーパー・テストでは、生徒の総合的な能力は図り得ないのみか、その生徒の進学がどのような理由で妨げられているかどうか、育英の対象になる生徒か否かが何故わかり得ましようか。また文部省は「心身の発達が遅れ平常の学習に不都合を感じている生徒の数を把握し、特殊教育の拡充、強化に役立てる」といっていますが、五教科のペーパー・テストでは心（総合能力）の判定も極めて不十分なうえに身（体質、体力）の発達が遅れているかどうか平常の学習に不都合を感じているかどうか、即ち特殊教育を必要とする生徒か否かが何故わかり得ましよう。

以上のように一つ一つを真面目に検討した場合②学習指導の改

善③教育的諸条件の整備④育英、特殊教育施設などの拡充、強化などは全国一斉学力テストの強行に対する批判をかわし父母、国民大衆の関心をひいてその実施に協力させるための空手形に他ならないと考へます。

そうすると結局その目的とするところは、文部省の意図する教育、言葉をかえていえば国の政策にそつた教育がどの程度徹底しているか、またどの面が不足しているか、という事実を毎年定期的に確め、これを参考資料として指導要領の改定、これが実施の徹底のための諸施策を樹立するという、いわゆる教育の国家統制にあると考へられますが、どうですか。

二、文部省は昭和三十一年以来、毎年実施してきた小・中・高校の学力調査（抽出調査）の結果「理科の学力と設備の充実状況との相関が高いことがわかつたので理科教育の補助金を年々増額し、設備の充実度の低い学校へ配付する措置をとつた」と回答していますが、理科とか体育とか工作という教科にとって実験、実習の設備や運動器具の充実が、教育効果と相関が高いことは教育を知る者の常識であつて、学力調査によつてその相関が高いことが解つたからその補助金を増額したなどと今更文部省がいうことは、自らその無能ぶりをバクロしたことでしょう。

また学力調査の結果「へき地の学校が一般に教育条件が悪く学力も低いことがわかつたのでへき地教育関係予算を年々増額した」と回答していますが、これも教育的諸条件の改善と銘打つて過去五年間にわたつて抽出調査を行った以上、何に役立てたかとの質問に対してやむなく行つた回答だと思ひます。

何故なら理科教育の設備充実にについては、技術革新、企業合理化のための産業界からの強い要請によつて既に昭和二十六年に制定された産業教育振興法、更に昭和二十八年成立の理科教育振興

法によって、またへき地教育に関しては日教組をはじめ関係団体の多年に亘る努力、つまり国民的要求によって、昭和二十九年に制定されたへき地教育振興法によって年々補助金支出が行われているのであって、これを学力調査と結びつけることは全くいいのがれに過ぎないと考えます。

しかも理科教育振興法一つを例にとってみても、法律の制定以来既に八年を経過していますが、その施設設備は文部省の調査によってもいまだ目標の三〇％に達しているに過ぎません。このような事実を照した場合文部省の回答や宣伝は、父母や国民を誤魔化してほかの目的のためにあくまで学力テストを強行しようとしているのではないでしょうか。

三、今回の中学校全国一斉の学力調査が、個々の生徒の学力を行政機関である文部省が自らの基準によって評価し、しかもその成績の如何が将来のための入試や、就職のための採用試験やまた育英資金貸与の際の基礎資料になるかも知れないというムードを作って、生徒や教師、学校相互間に競争心を助長したり、差別感を植えつけたりするものでなく、真に教育的諸条件の整備を主目的とする教育に関する調査統計の事務であるならば、

①必ずしも全地域、全生徒を対象とする必要はないではありませんか。

②テスト用紙に生徒の氏名の記載を強制する必要はないではありませんか。

③生徒の指導要録への記入を画一的に強要する必要はないではありませんか。

④正式の調査統計事務といえる各県別、学齢別生徒児童数、年齢別、俸給別、資格別、男女別教員組織実態調査などですら、数年に一回実施している状況のなかで、学力調査のみに最力点

を注いで毎年実施する理由はどこにあるのですか。

⑤十月二十六日の中学校全国一斉学力テストの結果を、文部省はどのような日程で集約し、何時頃どのような方法で国民に公示しますか。

⑥昭和三十七年度には中学校二、三年生の他に小学校五、六年生を対象として、全国一斉学力調査を実施する計画で予算要求を行なっていると聞いておりますが事実ですか。もしそうだとすればその対象および目的を明示して下さい。

四、文部省は今回の学力調査の唯一のよりどころとして、地教行法第五十四条第二項をあげておりますが、この項は法律条文に明らかなように「教育事務に関する調査、統計、資料の報告の提出」即ち、生徒、児童の学齢別人数、教職員の配当数、教師一人に対する生徒児童数、学校面積と生徒児童数の関係、その他施設設備等外的条件の調査であり、教育内容に関する調査権は文部大臣（教育委員会）には与えられておりません。

したがって文部省が、この法律条文にもとづいて、教育内容にかかわる学力テストの問題を作成し、その実施を強制し、採点を行なわせ、個々の生徒、学校、地教委単位、県別の成績評価を行なうことは法律の拡大解釈、或は乱用といったたぐいのものではなく、明らかな違法行為であると考えます。

なお文部省は前回の回答で「文部大臣が教育委員会に対して必要な調査報告を求めた場合、教育委員会はこれに応ずる法律上の義務がある」と述べていますが、それでは若しそれに従わない教育委員会があった場合、どんな法律によってどんな処置をうけることになりますか（以下五〇七略）。

しかし、日教組の全国いっせい学力テスト拒否闘争については、組合員の間でさえ、「学力テスト問題は父母になかなかわかって

「親たちはテストが実施されることを望んでいる」、「テスト問題では父母と教師の結びつきを強めることができない」などの声も少なくなかった。一〇月六日から二日間におたつて開かれた日教組第五六回中央委員会は、次のような「わたくしたちの訴え」を発表した。

父母国民のみなさん

……ご承知のように、十月二十六日には全国いっせいに中学校二、三年生に対して文部省は学力テストを強行しようとしています。このテストは、子どもたちの学力を真に向上させるために行なわれるものでないことは、早くから多くの教育学者が指摘しているところです。テストによって子どもたちの世界に差別を持ち込み進学組と就職組に区わけし、就職組の子どもたちは不平不満をいわない「労働力」としてのみ育てようという、産業界を牛耳る一部の人びとの意向が、このテストのなかに反映しております。

日常、子どもと直接学びあっている教師にとって、たった一日の機械的、強圧的なテストによって子どもたちの将来の生活を差別しようとするこの政策に対して、これを黙視することはできません。明るい未来を自らの力できりひろく、たくましい智慧と力を子どもたち一人ひとりのものになしたいと願い、そのための努力を続けている教師たちは正しい教育を一部の支配者のためにねじまげようとする政治的なテストを、あくまでも拒否しようとしてたちあがっています。

高校への全員入学、すしづめ学校の解消、教育費をただにしていくことなど、教育の向上と発展のために、国がやらなければならぬ問題は山積しています。私たちは、これらの問題の解決に日本の政府が本腰を入れることを強く要求しているのです。しか

し、文部省や一部の教育委員は、法をねじまげ、教師や教育委員の正しい任務をおさえつけて町や村の有力者や警察の力をかりて、力づくでもこのテストを強制的にやろうとして、はじめからかまえてきているのです。このひどい権力行為は九月二十六日の高校、小学校の抽出学力テストの際に全国各地に発生し、地域の人びとの憤りをかっているところです。

父母のみなさん。テスト強行の日は目前に迫っています。いま私たちが期待する最大なものは、皆さんが日頃考えているさまざまな教育に対する希望や要求を結びあわせ、私たちとともに、それらの問題も解決するための共同の行動です。この行動を全国いたるところでわきおこして無暴な政策をおしかえさなければなりません。

この「訴え」を発表した日教組第五六回中央委員会は、「当面の闘争推進について」の第一号議案のなかで、特に一〇月二十六日に予定された全国いっせい学力テスト拒否闘争に関する小委員会を設け、左の方針を満場一致で決定した。

イ 一〇月二六日は年度当初の教育計画にもとづく授業（または学校行事）を実施して文部省の学力調査には応じない。

ロ とくにテスト責任者、テスト補助員、立会人は地教委、校長の要請の如何に拘らず、これに従うことなく平常の授業計画を実施する。

ハ 以上の行動を統一かつ確実に実施するため、

①当日全組合員（小・中・高）は原則として中学校区単位に早朝集会を組織し、諸行動を行なう。

②集会は午前九時半を目途とし、その間組合員相互の意志統一、平常授業の確保、中学校長及び地教委との交渉、テスト執行者への説得活動などを行なう。

③各支部は前日までに中学校長および地教委への交渉団の編成、テスト執行者の説得行動隊（小・高組合員を主体として人数、地域の実情によって編成する）の編成を終了し、当日早朝から行動を展開する。説得は時間を規定せずねばり強く行なう。

④交渉団と説得隊については、任務の完遂を他労組および民主諸団体の協力を得てはかる。

ニ 前項の行動をとってなおかつ権力が一方的に学力調査を実施した場合、次の行動をもって闘う。

①採点員の委嘱を拒否して採点作業に応じない。

②他の手段をもって（教員以外の者の労務提供）採点が行われたにしても、生徒指導要録に絶対に記入しない。

一九六一年一〇月二六日、予定どおり全国いっせい学力テストが強行された。この日の学力テスト拒否闘争について、十一月三日から二日間にわたって開かれた日教組全国代表者会議への報告によれば、文部省は全国の実施県が約九四％に達したと報告しているけれども、実際は、岩手県九〇％以上、北海道・高知県六〇％以上が拒否し、宮崎・鳥取・滋賀・石川などでの各県でも中止校ができ、完全実施県はきわめて少数にとどまったという。そのうえ、福岡県教育委員会が、実質的な中止を認めざるをえなくなったほか、各地の教育委員会の間でも深刻な動揺がおり、中止声明をだしたところもあり、さらに、多くの府県で生徒の白紙提出、無記名、集団ボイコットが発生したのである。

一〇月二六日の学力テスト拒否闘争に対しては、その直後から、岩手県を中心に、北海道、山口、山形両県などで、日教組の組合員をはじめ、共同闘争に参加した労働組合員の大量逮捕が行なわれた。このような情勢のなかで、日教組全国代表者会議は、統一闘争の方針として、次のような内容を確認している。

(イ) 採点員の委嘱を拒否して採点に応じない。

(ロ) 生徒指導要録への記入を絶対に拒否し、省令改悪に反対する。

(ハ) 不当弾圧には組織全体ではねかえす闘いを組む。

(ニ) 進学準備や平素の学習指導における教育評価についての点検活動を職場ごとに積極的におこない、教育課程の自主編成の闘いを基調として、高校全入、教育予算増額の諸要求と結合させ、教育研究活動とも一体的に永続した闘いとして発展させる。

第五章 停船ストをめぐる海員組合の協約改定闘争

全日本海員組合は、第二〇回定期大会（一九六一年一〇月）の決定にもとづき、本年度の労働協約改定について一〇月二〇日付で、五船主団体に申入れを行なった。要求の主要な点は、週四八時間労働と週休一日を原則とすること、有給休暇の早期付与、平和条項における協約有効期間の自動延長の廃止と、調停あっせんで解決をはかったのちでないとは争議行為にはいれない現規定の削除などである。

申入れ全項目と主要な部分の内容を紹介すると、

一、「第一章 総則」関係

(1) (有効期間) この協約の有効期間は昭和三十七年一月一日から昭和三十八年一月三十一日までとする。

(2) (協約の改廃)

(3) (有効期間中の協約改定)

二、「第五章 紛議処理並びに平和条項」関係

(4) (平和条項) この協約の有効期間中は、この協約に定めら

れた事項にかかる紛争議について会社、組合とも怠業、罷業あるいはロックアウト、係船等の争議行為は行なわない。

三、「第七章 労働時間」関係

(5) (労働時間)

乗組員の乗船中における労働時間は一日八時間以内とする。

2、会社はこの協約にもとづいて作業時間割を合理的に制定し、規定労働時間内に作業を遂行するものとする。

3、停泊中(入出港日を除く)は昼間労働を建て前とする。但し、船務の都合により止むを得ず夜間(十八時～六時迄)労働につかせる場合は次の条件に従うものとする。

イ、一日八時間を守るために昼間に休息を与える。

ロ、少なくとも連続した八時間以上の休息を与える。

ハ、特定の者が断続労働によって過重労働とならないようにする。

ニ、夜間割増手当(時間当り賃金の五割相当額)を支給する。

4、会社は船舶の入渠中、保安上止むを得ざる場合を除き、乗組員を夜間(十八時～六時)労働につかせてはならない。

(6) (時間外労働)

上長の職務上の命令により、前条の労働時間を超えて労働に従事した時間及び休日に労働に従事した時間(休日補償に相当する時間を除く)を時間外労働という。

2、時間外労働を行なわせる場合、船長は特定の者が労働過重にならないよう配慮する。

3、時間外労働を行なわせた場合、船長はこの時間を記録簿に記入しておく、会社はこれにもとづいて時間外手当を支給する。

4、前各項における時間外労働の時間算定において、時間の端数部分については一時間として扱う。

(7) (例外規定)

(8) (経度変化及び夏時間による時差の扱い)

(9) (待機時間)

(10) (年少者に対する夜間労働の禁止)

(11) (過重労働及び危険作業の禁止)

(12) (規制作業)

(13) (例外規定)

四、「第八章 休日、休暇」関係

(14) (休日)

(15) (有給休暇) 有給休暇は連続した乗船期間九ヵ月(現行一年)で与え、その日数は二五労働日とする。但し、九ヵ月を超えた期間一ヵ月につき三労働日の割合で加算し、一年三ヵ月以内に休暇を与えなければならない。労働日以外の日については自宅待機扱いとする。

(16) (算定の基準)

(17) (乗船期間の定義)

(18) (乗船期間の通算)

(19) (手続)

(20) (休暇の起算)

(21) (有給休暇中の乗船命令)

五、「第十章 給料その他の報酬並びに旅費規定」関係

(22) (船長、機関長特別手当)

六、その他

(23) 右に関連して関係条文を整理する。

これに対して船主側からも労働時間その他について七項目の申入れがあり、十一月一日合同交渉委員会を皮切りに、翌一九六二年一月六日まで、分科会および集団交渉を重ねること外航で八回、内航

で七回に及んだが、労使の意見は根本的に対立、ついに交渉は決裂した。船主側は一月六日付で船員中央労働委員会に調停を申請、以来三ヶ月の長期にわたり二二回の調停委開催を経て四月五日左のような船員中労委の調停案が提示された。

調停案

一、労働時間

労働時間は、一日について八時間、一週間について休日一日の制度とすること。

二、休日保障

航海中、出入港日の所定休日に対しては保障を行なうものとし、保障対象者及び保障方法は（内航の実情に鑑み特に）慎重に労使協議すること。

注（一）内は内航のみ。

なお、保障方法としては、次の方法等が考えられる。

- ① 現金支給 ② 振替休日 ③ 有給休暇に引き続き与える休暇 ④ ①②③の組合せ

三、有給休暇

有給休暇については、現行の付与期間を労使協議の上、短縮すること。

四、その他

その他の案件については、労使慎重に協議すること。

この調停案は協約改定の焦点である労働時間、休日休暇のみに関し、それも原則を示しただけであったが、組合はみずからの主張の基本的な点は一応認められたとして、即日条件つき受諾の態度を決定、次いで船主側も四月一六日に調停案を受諾した。しかし、協約内容具体化のため再開された団体交渉はなんらの進展もみせず、四月一九日にはふたたび決裂、交渉打ち切りの事態となった。

この間、組合は三億五千万円余の争議資金積立てを背景にして四月六日からストライキ方針に賛否を問う組合員の一般投票を開始していたが、四月一九日までに九七・一％の賛成を得てスト権を確立し、四月二〇日、ストライキ宣言とともに左のスト指令を発した。

四月二三日〇時より二九日二四時まで一週間第一波停船スト、対象全船舶、客船を除く。

また第二波としては五月三日から一二日までの一〇日間、なお解決しない場合は第三波は無期限ストその他最強の手段をとることを予定した。スト対象となったのは汽船部を主力とする二四〇社、全国五二港湾の船舶一三三四隻、組合員五万八八三四名で、突入時（四月二三日午前六時現在）で一五一隻が停船ストにはいった。日を追ってストは漸次拡大、第一波スト最終日（三日間延長して）の五月二日までに四九港の五七九隻がストに参加した。船主側も四月二五日には停船スト中の船舶に対してロック・アウトを実施、組合はこれに対抗して当該船舶に総下船指令を発した。

停船スト第一波は五月二日二四時をもってロック・アウト船二一八隻を除き解除された、ロック・アウト船に関しては五日の団交の結果、スト解除。政府は海運政策強化の方向を認めるとともに、運輸相が船員中労委に対して職権あっせん方を要請、船員中労委は四月二八日から五月三日までの労使自主団交の経過不調をみて、五月三日あっせん員の「意見」を示した。しかし組合は、「意見」の内容は検討に値せずとこれを無視、あわせて船主側がロック・アウト通告を撤回するまでは解決がないとの強い態度を固め、五月八日次の第二波スト指令を発した。

五月一〇日〇時より二〇日一二時まで第二波停船スト、対象全船舶、内国旅客船を除く。

運輸相は八日、労使に対して早期解決を要望、これを受けてその

後の団交は労使とも譲歩のいろをみせ、解決のきざしも現われてきた。しかし、九日の交渉は意外に難航、ついに時間切れで第二波ストに突入し、団交も一〇日午前六時には組合側の退場でいったん打ち切られてしまった。この事態に船主側はあらためて組合の基本要
求を認めるとの申出を行ない、異例の組合本部における話し合いが行なわれ、その結果、争議は急転解決した。

五 船主団体との確認書

船主団体十六社会、二十三社会、若葉会、火曜会、一洋会と全日本海員組合は労働協約改定に関し、左記の通り確認する。

一、所定労働時間は航泊を通じて一日八時間、一週四十八時間とする。

二、所定休日は次の通りとする

日曜日・国際日・海の記念日(七月二十日)、十二月三十一日より一月二日まで

三、航海中の所定休日については、すべての乗組員に対し、八時間相当の時間外手当(時間率千分の六・五)支給によって保障する。

船長と機関長については、これとみあって別に定める。

四、次の超過労働に対しては時間外手当(時間率千分の六・五)を支給する。

「航海中」一日八時間を超える労働

「停泊日(出入港の当日を含む)」一日八時間を超える労働および所定休日における労働

五、停泊中(入港スタンバイ終了時より出港スタンバイまでの夜間(十八時より六時までの間)に行なわれた労働に対しては、三割の夜間割増手当(時間率千分の一・五)を支給する。

六、有給休暇は乗船十ヶ月をもって資格が発生し、乗船一年六ヶ月以内に与えるものとする。

七、有給休暇の日数は、乗船十ヶ月につき二十一労働日とし、以後乗船一ヶ月を増すごとに二労働日宛を加える。(一年六ヶ月で三十七労働日)

八、新労働時間制および休日の実施に伴い、現行の特別休日と停泊中七日目休日の制度は廃止する。

九、その他の案件については別途協議するものとする。

十、新労働協約の有効期間は、昭和三十七年六月一日より昭和三十八年五月末日迄とする。

右確認の上に立って組合はストライキを解除し、労使双方は直ちに労働協約の細目交渉を行う。

昭和三十七年五月十日

船主団体十六社会会長	伊藤幸雄
船主団体二十三社会会長	山地三平
船主団体若葉会会長	斎藤保次
船主団体火曜会会長	三木友輔
船主団体一洋会会長	江口武雄
全日本海員組合組合長	中地熊造

労働協改定闘争の終結に当って(「船員しんぶん」五月二一日号主張)

この争議は、一般に四十八時間制の確立に焦点がしばられて報道されていた。そして要求そのものは無理とは思われず、むしろ理解されていたと考えられる。ところが、船主側は勿論、労働委員会や運輸省筋は船主経済に及ぼす影響ばかり重視し、終始組合の譲歩を期待していたようである。さらに船主は内部のまとまりと責任態勢がととのわず、専ら他力依存の解決を望み工作していたことも推測に難くない。

本組合が幹旋員意見を排除し、第二波をバックに自主解決をせまり、他の要求は譲歩或いは後日に残したにもかかわらず四十八時間制に関する限り、要求の本旨を貫いたことは、力を背景にした強引な態度だと批難した向きもあった。

しかし、四十八時間制に関する限り、新しい制度の問題であつて、無原則な妥協はできないし、船主がいろいろ事情があつたとはいへ、自主性と責任態勢が整わない以上、今回のような経過をたどったこともやむを得ない。

船員が職場に対する希望を失ない、陸上転出の傾向が増大しつつある現状を思うとき、船主経済の現状を考慮しても、この程度の改善は当然である。しかし組合は、海運企業の現状に眼をおおるものではなく、今後海運発展の見地に立って経営者の努力に対応して、近代的労働秩序と合理的就労態勢の確立に協力を惜しむものではない。

海運界自体も国際競争態勢をつくるとともに政府も筋のおつた策を強く推すべきである。

船中労委に対する内外の批判もあるようだが、団体交渉における労使態勢の是正が先決であつて、これがまともになれば、その機能は当然効果的に発揮されるであらう。

第六章 放送労働者の争議

この一年來、テレビ、ラジオなど放送関係部門の労働者のあいつぐ争議が注目をあびてきた。

放送労働者の組織としては、NHKの日放労（日本放送労働組合）のほか、民放労連（日本民間放送労働組合連合会）がある。民放労

連は一九五三年にできたが、当初はテレビ局もなく、全国一四の単組が集まり、参加組合員一七〇〇名で、一九六一年の春闘の参加組合は三〇単組、ストを行なったのは四単組（北海道放送労組は六波、テレビ西日本労組は六日間の無期限スト）であつた。一九六二年五月現在における労連傘下組合は五六単組、一万一五〇〇人であり、未組織局はニッポン放送、フジテレビ等九局、労連未加盟局は沖縄テレビ等三局である。

民間放送関係労働者は他産業に比べ、平均年齢二八歳（全産業平均三二歳）、高学歴者比率六六・三％（全産業平均一〇・二％）という特殊性をもち、労働強度が高いにもかかわらず、賃金や労働条件（残業、深夜業、宿直、休暇、休憩時間等）は一般に悪く、特に時間的緊張などによる精神的疲労度は他産業に比べて著しく高く、その結果として胃腸障害の比率もきわめて高い。東京放送テレビ労働者に対する労研の疲労度調査（一九五八年一〇月）によれば、身体的疲労症状は日勤三七％、宿直四三％（他産業平均一九％）、精神的疲労症状は日勤四七％、宿直五一％（他産業一二％）、神経感覚的疲労症状は日勤二七％、宿直三四％（他産業一〇％）という高さを示している。一九五九年に北海道放送ではフィルムやスライドを扱うテレビネの職場で続けざまに二人が発狂して現在なお加療中であるという。

北放労の労働協約闘争 北海道放送労働組合が、時間短縮、勤務協定、ユニオンの範囲拡大などを含む組合要求を出したのは一九六一年三月であり、その後五月に会社側から全面的な労協改悪案が出され、以後長いたたかいが続いた。一〇月に開かれた民放労連第四回中央委員会は、この労協闘争のもつ重要性を訴え、北放労への攻撃粉碎決議を行なうとともに、五項目にわたる共闘体制強化の提案を可決した。北放労は労協スト権集約の投票を行ない、二五日開票

の結果、総投票数五六七のうち賛成四八三（八六％、組合員比七四％）でスト権が確立され、(1)労協組合要求を勝ちとるたたい、(2)会社側の現労協違反を追及しはね返すたたい、(3)労協会社改悪案を完全に粉碎するたたいの三点に目標を集約した。

一月六日 北放労臨時大会。労協および年末手当の闘争方針決定。労協闘争は団結の力で一月中に解決することなどを決定。夜、決起大会。

一月七日 竹村労連書記長、遠藤教宣部長に再度職場復帰の業務命令が出る。組合、本人とも拒否。

一月一〇日 第二三回団交で最終的決裂。組合闘争宣言。闘争指令第一号、闘争体制にはいる。

一月一六日 第一波実力行使（午後四時から七時までの三時間時限スト）第二波指令。

一月一八日 深夜まで団交、決裂。しかし会社側はこの団交で専従者四人を認めた。

一月一九日 第二波実力行使（午前四時から正午までの時限スト）テレビ、ラジオとも強力なピケを張り、放送はほとんど完全に止まった。

一月二〇日 会社側、地労委に七点につきあっせん依頼。組合側抗議。

一月二一日 組合側は、ユニオンの範囲、勤務協定、時間短縮の三点で地労委のあっせんを受けることに決定。このころから組合内の課長グループに統制違反行為（スト指令の返上）。

一月二三日 午前〇時から第三波実力行使（二四時間スト）にはいる。あっせんは並行して行なわれたが、午前六時自主あっせん案が労使双方に提示された。会社側受諾。組合側も受諾を決定、九時半スト中止。

一月二五日 争議終結のための覚書調印。処分者は出さない旨確約。指名スト解除。

一月二六日 会社側、竹村労連書記長、遠藤教宣部長の専従発令。

二月一日 正式協定書調印、同時に労協に関する闘争体制解除。なお一六日の臨時大会において、札幌課長グループ一七人の統制違反に対する処分として、一六人に一四日間の権利停止、一人に戒告が決定したが、会社側は権利停止者に対する無給休職の発令を拒否した。

妥結内容は左のとおりである。

一、労働協約改定について。(イ)ユニオンの範囲。課長は非組合員とする（今までは組合員、計二五名）、守衛、雇員は組合員とする（今までは非組合員、計五一名）。(ロ)専従条項。今までの条文は変えず、覚書で四名とする。労連専従は認めたことになる。(ハ)労使協議会は継続審議。(ニ)労働協約の改定時期は昭和三十七年一月一日とする。

二、勤務協定について。勤務に関する協定の実施時期は三十七年四月一日を目途とするも、その間に協議ととのったものについては直ちに実施する。

三、時間短縮について。三十八年四月一日実施を目途に、三十七年八月までに調査を完了し、爾後その内容、方法について労使間で協議する。

この闘争に対する共闘支援体制は、労連始まって以来の規模となり、北放労支援のみを目的としたスト権を確立したもの、南日本放送労組、北海道放送映画社労組の二単組、年末手当のスト権とからませて支援スト権を確立したもの、東京放送労組など五単組、リボン闘争を行なったもの、読売テレビ労組など六単組、年末手当の要

求とともに専従条項を要求したものの八単組（このうち大阪放送労組、読売テレビ労組、テレビ西日本労組、熊本放送労組はそれぞれ専従一名を獲得）、支援決議を行なったものの二六単組、資金面では融資わくとして労連に申出のあったもの、東京放送労組ほか計三五〇〇万円であった。

この労協闘争によって、組合側は、時間内組合活動の規制、ストの四八時間前通告、放送中断回避の義務、非組合員のスキップ可能条項、平和条項など、会社側の組合弱体化の意図をいっさい撤回させ、労連専従を認めさせたこと、など、課長の非組合員化の点を除いて全面的な成果をあげたが、地労委のあっせんを受けたことについては組合内でも強い批判があり、労働委員会対策は今後の問題として残された。

一九六一年の年末手当闘争 民放労連は一〇月一四日から三日間にわたって第四回中央委員会を開き、年末手当闘争の方針を決定したが、そこで「すべての闘争を組織強化に」の原則が確認され、「ストライキでかちとる」という決意が共通の態度となった。年末手当としては、前年度最高額プラス二万円以上の要求を行なうことを決定し、一〇万円以上の獲得を目標とし、最低でも七万五千円を下らないよう努力するなどの方針を決定した。期日としては十一月一日に要求提出、同一七日回答要求日の線がきめられた。この中央委員会の決定に従って、十一月一〇日には三八単組が要求を提出、その他の単組もほとんどが一週間以内に要求を出した（参加組合四九、不参加は年間臨給協定をもつ札幌テレビニュースと朝日テレビニュースの二単組のみ）。額においては、三五単組が前年度最高額プラス二万円以上を要求し、一〇万円以上を要求した単組は二に上った。

中央委員会は共同闘争の体制を強化する方針を決定していたが、

労連の指導のもとに、地域別、企業連、さらにネット系列内の共闘が進んだ。NTV系四単組（札幌テレビ、日本テレビ、読売テレビ、テレビ西日本）は共闘決議を行ない、相互にスキップになるような通常プロ以外のプロ送り出し拒否を決定し、またTBS系列の三単組（東京放送、中部日本放送、RKB毎日放送）は北放労協闘争にさいし会社とスキップ禁止協定を結んだ。

労連の統一要求日に要求した三八単組のうち、回答日に会社回答を受け取ったものはわずか一〇単組であった。全単組はスト権投票を行ない、要求提出後一ないし二週間内に、四九単組のうち三四単組がスト権を確立した。実行使は、北放労の労協闘争を別とすれば、大阪放送労組が十一月二日一四時一五分から六五分間抜打ち的に行なった時限ストに始まった。経営者側の態度は強硬で、一〇万円のかべは容易に突破されなかったが、二七日にラジオ中国労組によってこのかべが打ち破られた。これに自信を得た各単組はいっせいに実行使にはいり、二九日から二月初めにかけてストの波は全国に広がった。特に大阪地区では、関西テレビを除く全単組が連日実行使を行なった。非組合員による操業は不能となり、朝日放送は一日深夜から、大阪放送は二日早朝から停波にいたった。東京地区でも、十一月二九日早朝から、キ局東京放送がはじめて実力行使にはいり、教育テレビも同日一時間五五分の時限ストを行なった。結局、年末闘争で実力行使を行なった単組は左のように、計一四単組、五五波、延時間六一二時間四〇分となった。

北海道放送 三波二〇・三〇時間 十一月一六、一九、二三日（労協闘争）

東京放送 一波六・三〇時間 十一月二九日

東京テレビ映画 一波六・三〇時間 十一月二九日

東北放送 三波一〇時間 十一月三〇日、十二月一、三日

教育テレビ 一波一・五五時間 一月二十九日

新潟放送 一波一二五時間 一月二十九日～二月四日(無期限)

毎日放送 三波四・一五時間 一月二十九、三〇日

朝日放送 六波八九時間 一月二十七日、二月三日

大阪放送 一波八三・二五時間 一月二十二、二十八日～二月四日

四日

読売テレビ 一六波二二二・一五時間 一月二十八、二十九、一

二月二、四、二〇日

ラジオ関西 四波九・三〇時間 一月三〇日、二月一日

山陰放送 二波七・〇五時間 二月三、四日

ラジオ高知 一波一八・四五時間 一月三〇日～二月六日

熊本放送 二波五時間 二月一日

このうち停波するにいたったのは、北海道、朝日、大阪、山陰、高知の五社である。また右のほか、実力行使の日時まで会社に通告したが、その直前に解決して実力行使にいたらなかったもの八単産がある。スト戦術は、全職場が同一時間に行なう全面ストがほとんどで、部分ストは、ラジオ関西の現業部門、大阪放送のスタジオ録音担当部門で行なわれた。指名ストは、東北放送が新潟放送支援のためにネストスイッチャー四名に指令したほか、東北、東京、朝日、大阪、毎日の各放送、教育テレビなどが闘争委員の指名ストを行なった。

年末闘争の成果は前年度に比べてはるかに大きく(平均八万二一四八円)、獲得額が前年を二万円以上上回ったものは二四単組、そのうちスト権確立一九、スト実施一〇単組、スト予告で実施前に妥結したもの三単組である。獲得額が一〇万円を越えたもの一〇単組、うち文化を除く全単組がスト権を確立し、六単組が実力行使を行なっている。一方、獲得額が七万五千円を下回ったもの一五単

組、前期より下回ったもの一単組であり、上昇率の最高はラジオ高知で、前期に比し六四%の増加であった。また、多くの組合では年末一時金要求のほか諸権利獲得の闘争をあわせて行ない、東北、新潟、四国は一時間の時間短縮および祝祭日の休日化を獲得し、大阪放送は人事同意約款、年休、傷病協定などを締結、身分制では日本テレビが三一五名の社員化に成功し、テレビ西日本では臨時工制度を廃止させ、日本教育テレビでも臨時雇の社員化を実現した。専従条項では、大阪、読売、テレビ西日本、熊本がそれぞれ一名の専従を獲得し、日本テレビ労組も一月にはいつてから東京地区初の専従制を獲得した。

年末闘争のなかで最も激しいたたかいたったのは読売テレビであり、計一六波、延べ二二五時間一五分にわたる同組合の実力行使は、民放労連始まって以来の大規模な闘争であった。読売テレビ労組は他組合と同じく一月一日、年末手当九万八三五〇円要求を、休日、専従協定要求とともに提出したが、会社側は団交を拒否し、組合幹部の処分を声明した。二七、八日の二波にわたる時限ストによって団交は再開されたが進展をみせず、組合は二月七日までの一波に及ぶ時限ストに続いて二四時間ストに突入し、大阪地労委に不当労働行為を提訴した。会社側は八日ロックアウトを宣言し、新聞販売店主団などを含めてピケ隊排除が試みられた。これに対して組合はひきつづき一三波、一四波の二四時間ストにはいり、天満警察の「暴力犯罪防止」申入れがなされた。一〇日には、職制が警官に守られて生駒山送信所に籠城し、日本テレビ番組の「たれ流し」方式による放送を開始するにいたった。組合は一二日に一六波全国無期限ストにはいるとともに地労委にあっせんを依頼した。あっせん案は一五日に出され、労使とも受諾した。妥結内容は、八万七千円(ただし一人平均六千円近くのカットを受けた)な

どであったが、別に申合わせ事項として、会社側はいっさいの処分をしない代わりに、組合はこの争議についての陳謝文を書くことになった。

一九六二年の春闘 一月末三日間にわたって開かれた民放労連第五回中央委員会は、春闘の方針を決定したが、その内容は左の諸項目を統一要求とするものであり、二月二〇日までに要求を提出し、二八日まで回答を求めるというものであった。

(1) 基本給の一律五千円引上げ
(2) 初任給大学卒(二二歳)二万二千元、高校卒(一八歳)一万八千元

(3) 二七歳(結婚年齢)の基本給三万五千元

(4) 全国最低賃金八千円の法制化

(5) 民間放送最低賃金一万二千元

(6) 労働諸条件の改善

(7) 身分制の打破と臨時労働者の本採用化

予定どおり二〇日までに要求を提出した単組は三七、残りの単組もそれに続き、春闘に参加した組合は、労連傘下五五組合のうち五二単組(スト権確立四〇単組)であり、賃金要求の平均アップは六三五九円であった。なお、春闘と並行して二三日に放送労協(民放労連、日放労)で、「放送の自由を守る委員会」が発足し、さっそく東大新聞研究所などの協力を得てモニター活動にはいったことが注目される。

回答要求日になったが、経営者側の結束は固く、回答は大幅にひきのばされた。三月一日、日本テレビなど四テレビ単組は「支援ストを含む一切の共同闘争を組織する」との共闘宣言を発した。七日までに回答のあった一九単組のうち、ほとんどが二千元以内(宮崎は「ベアの意志なし」)であったが、組合側のペースはおそく、一

三日までにスト権を確立したものは五単組にすぎなかった。またこの日、信越放送では、高姿勢の会社に対して組合は腕章闘争にはいって、専務をはじめ職制の一团が職場を回り「業務命令」で取りはずさせ、その切りくずしのなかで組合脱退者が続出したため、組合はやむなく一六日、定昇こみ平均三千元で妥結した。その後脱退者は三月末までに組合員一五九人中一二〇人をこえ、別に「社員会」を結成するというありさまとなった。

ストのトップを切ったのは、ゼロ回答宮崎放送の一五日の第一波時限ストであった。二〇日には大阪放送、二一日には南日本、教育テレビ、二二日には北海道放送(執行部謝罪要求に対する抗議)がストにはいり、九州では統一した戦術のもとに、二三日熊本放送、二四日テレビ西日本、二五日南日本の各組合が無期限ストに突入した。これまでにスト権確立単組は三四、スト決行単組は一三となり、北放労などは一日のうちに四波にわたる波状ストをうった。

春闘の山は二五日の第三次統一行動から二八日の第四次までの間となり、この間に大阪放送が無査定一律三五〇〇円で妥結、山口放送は大学卒初任給一万九八〇〇円で中小単組の一つの突破口を作り、ラジオ中国も平均五千元を引き出した。九州各社も二九日までに次々妥結した。そしてこれ以後、労連のたたかいは北放労、テレビ西日本、南海の三単組にしばらく続いた。

こうした情勢のなかで二七日に「迫水発言」が行なわれた。同日の夕刊各紙は、スト規制をほのめかした迫水郵政大臣の閣議発言をセンセーショナルに取り上げ、公共性から民放ストの制限の必要を示唆する記事をいっせいに掲載した。労連は直ちに抗議文を作成して発言の撤回を求め、翌日の衆議院委員会でも追及されたが、この発言を契機として、テレビ西日本および北海道放送の会社側の組合組織攻撃は激しさを加えた。一方、日放労は民放労連各単組への全

面的支援を中央委員会で決定し、放送協会に対し民放から協力要請がきても、これに応じない旨の約束をとりつけた。

民放労連は、三十一日には闘争委員全員一三人の解雇を非公式に出されたテレビ西日本労組を、また四月二日には職制がピケラインを突破し、タレ流し放送を始めた北海道放送労組を、それぞれ支援するため、非常事態宣言を発し、残された三組合への支援行動を全単組に呼びかけた。組合の闘争は、経済要求から始まって、組織と権利を守るたたかいに移っていった。テレビ西日本は一四日間、計三四七時間にわたる無期限スト（停波一五日）、北放労は計二七波、四三六時間にわたる時限ストを行ない、一方では、北放労でも、テレビ日本西でも、南海でも、立入り禁止の仮処分が出された。

テレビ西日本は、四月七日、三役の三ヵ月休職というあっせん案で、北放労は一日、二千万のほか、「処罰その他の不利益処分はしない。もし処罰する場合は労働協約の同意事項による」との覚書で、団結をくずさずそれぞれ妥結した。南海も一六日、定昇こみ四〇四〇円、解決金三〇万円のほか、四六項目にわたる日常諸要求を獲得して妥結した。こうして二ヵ月にわたり延べ二二〇〇時間のストを経験した民放労連の春闘は終了したが、平均ベアは三四〇〇円であった。これは民放連、日経連の努力した制限額を突破しており、また人事同意約款、専従の獲得、完全無査定などの成果が得られ、闘争のなかで新たに四国の西日本放送において組合の結成が行なわれた。

第七章 私鉄総連の争議

私鉄総連は、一九六一年一二月二〇日私鉄経営者協会に対して中

央統一交渉大手一四組合、中小一四組合などの賃金統一要求書およびその中央統一交渉要求書を提出し、これに対する経協側の回答を一九六二年一月一五日までに提示するように求めた。要求書は次のようなものである。

要求書（賃金要求）

別添各社の一九六二年度賃金（一九六二年四月分以降一九六三年三月分迄の賃金）として左記の通り要求します。

一、初任給については、一八歳高校卒で一万二千五百円以上とすること。

二、各人の基本給を一律に二千五百円引上げること。

三、二十五歳、高校卒、勤続七年の者については、一万七千円の賃金を保障すること。

四、その他、関係各単位組合の要求通り実施すること。

以上の要求はすべて税込み金額とし、現行労働条件を改悪しないことを条件とする。

要求書（交渉方式）

別添各社の一九六二年度賃金に関する交渉について左記の通り同意されるよう要求します。

一、賃金引上げ総額および一八歳高卒者の初任給、各人基本給の一律引上げ額、二五歳勤続七年高卒者の保障賃金については、貴協会と当会との間の中央統一交渉で決定することとし、このため貴協会は関係各社から交渉の委任を受けること。

二、その他については、右による中央統一交渉が妥結、調印に達した後にその中央協定にもとづいて、関係各社と各単位組合との交渉で決定すること。

（注）別添資料は省略する。なお中央交渉参加組合のうち大手一

四組合は、東武、東急、京浜、京帝、京成、営団、小田急、名

鉄、京阪神、阪神、京阪、南海、近鉄、西鉄。中小一四組合は、南部、茨交、鹿島、常総、富山、北鉄、京福京都、京福福井、山陽電、奈良電、神戸電、岡山電、伊予鉄、土佐電である。

このような要求書に対して二月二四日第一回交渉が開かれたが、私鉄経営者協会（私鉄経協）は、「大手九社以外の中小各社の態度は二八日中に明らかにしたい」と約束した。私鉄総連は、経協委任に応じない各社に対し、さらに強く説得を続けるよう経協に要求した。さらにこの日の交渉は、総連が要求書の内容について説明し、昨年の賃金闘争以後の物価の上升、社会的な生活水準の向上に比べた私鉄・バス労働者の貧困、栄養水準の停滞、将来の生活への期待薄などのため、五千円の要求はなんら過大なものでないことを主張した。これに対し、経協は二、三の質問を發しただけで次回に要求全般について回答すると約束した。

三月二日第二回団体交渉が開かれたが、経協は、交渉委任を受けた大手一〇社と中小一一社名（営団、京浜、東武、京帝、京成京阪神、阪神、南海、京阪、西鉄、茨交、鹿島、常総、富山、北鉄京福福井、京福京都、神戸、山陽、奈良電、伊予、土佐）を回答した。総連は、「名鉄は会社側も委任を承諾したときいているが、なぜ経協が拒否したのか」と質問し、これに対し経協はあくまで「名鉄の委任はうけない、理由は内部問題でいえない」と回答した。総連は三日の第三回団体交渉において統一交渉に応じた各社の三日の时限スト中止を通告した。

三月一〇日の第四回中央統一交渉において経協は大手組合に対し、一九六一年一月分の手当平均ベースは、二万二六七九円であるが、これに見合う定期昇給分は八六〇円となるので、賃上げ分として大手一千円、中小八五〇〜六五〇円を出したいと回答した。中

小組合の回答は、経営者側の意見がまとまらないため一四日の交渉にもちこした。一方バス集団交渉（千葉交、臨港、阪急、京阪、神姫、京都、瀬戸内バスの七社）は、二月二七日から行なわれ、瀬戸内バスを除く六社が統一的に八五〇円、瀬戸内バスは七〇〇円の回答を行なった。しかし組合側は会社側の回答を拒否したため中央統一交渉・集団交渉ともに行きづまり、経営者側は第三者の調停・あっせんに移したいと主張し、三月二〇日決裂を宣言して中労委に申請を行なった。

こうして大手・中小・バス三一組合の中央労働委員会調停は三月二六日から開始され、四月三日から非公開の形で調停が進められた。この非公開の調停において経営者側は一五五〇円をゆずらず、職権あっせんを主張し、さらに中小、バスについては格差をつけることを要求した。このような経営者側の主張に対して組合は反対を表明し、調停は難航したので、調停委員会はいかに双方に自主交渉を勧告するにいたった。

この間に春闘第六次の統一行動日である四月一〇日になり、私鉄総連を先頭に全自運、全自交など交運共闘、炭労、合化、金属、紙パ、電機、造船など民間単産約一五〇万の労働者が、全面一四時間ストの統一闘争に突入した。私鉄総連は、一五九組合がストに突入（スト回避は分裂している福島県南など一一組合）した。またこの実力行使を背景にして熊本電鉄など一五組合がいずれも昨年額を上回って妥結をみた。私鉄総連は、このような事態のなかで大手および中小、バスの三三組合の中労委調停ならびにその勧告による自主交渉を積極的に進めたが、経営者側は調停のなかで二千円の数字をほめかしただけで終日動きがなく、一日中ストライキが実施された。このストライキは、鉄鋼労連が二七〇〇円で妥結し、公労協も仲裁まちで四月八日の时限ストを延期し、春闘は事実上終わったと

いう見方が一般化するなかで行なわれたものだけに大きな注目をあびた。

このストライキの前後に、仙南交通（二五〇〇円）、庄内交通（二八〇〇円）、草軽電鉄（二五〇〇円）、高尾登山（四五〇〇円）、東海バス（二五〇〇円）、下の若（二四〇〇円）、北日本（二七〇〇円）、三岐鉄道（三〇一七円）、北恵那（二二〇〇円）、北丹鉄道（二千元）など一五組合が妥結した。私鉄総連は、一五、一六日の四八時間ストに突入できるように次のような指令第一四号を発令した。

指令第一四号（要旨）

一 各組合は一〇日の二四時間全面ストを敢行したうえに立つて、さらに、一五、六両日の四八時間全面ストを整然と実施し得る体制に万全を期すこと。

二 このため、各組合は、当日までの間において、情勢報告や抗議のための職場集会を随時随所で開催し、私鉄経協ならびに、各経営者に対する抗議電報を打電し、また、各組合相互の職場激励交流を実施するなどの大衆行動を組織すること。

四月一五、一六日の四八時間ストを目前に、大手はじめ中央統一、集団交渉組合は、解決の努力を続けた。すなわち一三日には中央統一交渉が行なわれたが、結局「双方誠意をもって解決する」というだけで具体的な線は出ず、すべてが中労委調停にもちこされた。一四日に行なわれた中労委調停においては両者の見解の差が大きく、直ちに不調となり、公益委員による職権あっせんにきりかえられた。経協側、総連側はそれぞれ一二時までに五回にわたる事情聴取を受け、その結果次のようなあっせん委員の意見が打ち出された。

大手組合 二四〇〇円
山陽、富山 二四〇〇円

京福、奈良、北陸、神戸 二二五〇円
南部、茨交、鹿島、常総、伊予 二一〇〇円
阪急バス、京阪バス、京都バス、神姫バス、臨港、千葉 二二五〇円

瀬戸内 二一〇〇円
日の丸 一五〇〇円

このあっせん案については、金額、格差に対する不満が強かったが、結局大手は妥結をきめ、配分も一律一一〇〇円、初任給現行プラス一一〇〇円、二五歳七年・高卒一六〇〇円とまとまった。しかし中小組合は格差を縮小するため、他の多くの自主交渉組合とともに四八時間ストに突入した。妥結状況は次の通りである。

二千元以下	一九
二千元以上二三九九円まで	五九
二四〇〇円	五二
二四〇〇円以上三千元まで	二〇
三千元以上四千元まで	一〇
四千元以上	一

第104表 労働協約の適用をうける単位労働組合数および組合員数

年	適用組合数	締結率	適用組合数 員	適用率
	組合	%	人	%
1947	5,591	23.9	—	—
1948	20,301	62.8	3,921,945	79.0
1949	14,099	50.4	3,744,763	65.5
1950	9,746	45.1	2,552,681	58.8
1951	10,329	50.5	2,646,219	61.8
1952	11,054	54.4	2,969,576	69.4
1953	13,538	59.4	3,347,680	71.6
1954	14,226	60.7	3,506,961	73.7
1955	16,182	64.9	3,797,573	78.1
1956	17,095	63.7	3,856,436	77.1
1957	18,370	64.2	4,042,317	77.7
1958	19,302	64.3	4,231,965	78.1
1959	19,843	63.8	4,347,178	77.8
1960	20,947	63.5	4,658,239	77.7
1961	22,859	63.0	5,105,956	77.7

〔備考〕 1) 締結率 = $\frac{\text{協約適用組合数}}{\text{協約締結可能な総組合数}} \times 100$
 適用率 = $\frac{\text{協約適用組合員数}}{\text{協約締結可能な総組合員数}} \times 100$

2) 協約締結可能な組合数および組合員数は、1948年以前は総組合数および総組合員数、1949年以降は労組法、公労法、地公労法適用の組合数および組合員数であって、国公法、地公法の適用をうけるものは含まれていない。

統計数字からみると一九六一年における労働協約の適用をうける

第一章 総説

第三編 労働協約

単位労働組合数および組合員数は第104表のとおりである。いずれも絶対数においては若干の増加を示しているが、前年度に比較すれば締結率、適用率ともにあまり大きな変化を示していない。

最近では労使関係が相対的に安定してきたためいったん労働協約が締結されたところでは（その期間はほぼ一、二年が多いが）、協約

改訂においてもそれほど交渉が難行をしないで妥結するのが大部分である。したがって労使関係がその労働協約のなかにかなり明確に看取することができるようになった。その意味で今回は最近の労働協約の調査から、組合活動に関する条項の実態を取り上げその一般的傾向をみることにする。

次に産業別協約闘争の実情を述べ、終わりに最近の協約において特別に問題となっている事項を述べることにする。

第二章 最近における労働協約の実態

最近における労働協約の内容のうち組合活動に関する条項の一般的傾向を中労委事務局の行なっ

た。「労働協約調査」(一九五九年九月現在)の結果をもとにして究明すればおよそ次のとおりである。なお、右の調査の対象として協約は資本金一億円以上、従業員一千名以上の企業における二八〇協約であるからだいたい大企業における実情と考えてよい。

ショップ制

調査総数の九五%に当たる二六六協約がユニオン・ショップ制の規定をもっている。ショップ協定をとっているということは組合の力が一応それだけ強いことを示しているが、一口にショップ条項といわれるものでも、組合加入強制の実質的担保である使用者による非加入者または脱退者の解雇条項を伴うものでなければ組合の統制力強化にはあまり役立たない、実情はショップ協定をもつ二六六協約の六四・三%に当たる一七一協約が原則的解雇条項または解雇についてなんらかの制限的留保をつけるいわゆる「尻抜けユニオン」であり、無条件解雇を規定している完全ユニオンはわずか七協約にすぎない。さらに組合員の資格を従業員に限定する、いわゆる「逆締付け規定」のあるものが八三協約で全体の二九・六%に及ぶ事情をあわせ考えると、協約闘争における組合の団結力強化のためのショップ協約獲得闘争もなお、今後の努力に待つところが大きいとみねばならない。

組合活動

就業時間中の組合活動については戦後会社側は一般的に禁止ないし制限強化をしてきているが、本調査でも就業時間中の組合活動を会社側が一般的に公認している例は二七協約(九・八%)しかない。しかし、組合側の力が強いところでは例外的に認められる組合活動の範囲もそれだけ広がる傾向がある。調査結果によれば、就

業時間中の組合活動について規定のある二七五協約の八二・五%に当たる二二七協約が労使間の協議交渉について認めているのはむしろ当然の現象として、組合主催の会合(一九八協約三二・四%)以外に上部団体の召集する会議(八九協約三二・四%)にも使用を認めさせているのはもっぱら組合の交渉力の強さの表明といふべきであらう。

次に組合専従者をどのくらい確保しうるかもまた組合の力いかによるところが大きい。専従者に関する規定をもつ協約は二六二協約あり、今日の大企業組合ではまず専従者をおくことを会社が認めるのが通常であるといえる。上部団体等外部団体への専従を認めるものも一一八協約を算する。しかし、専従者を認めるところでもその数を制限し(二三八協約五二・七%)、あるいは選任手続きとして会社の承認等を条件とするもの(一五四協約五八・八%)が多く、専従者をもっぱら組合の自由意思で定めるところはまだきわめて少ない。

人事条項

採用、異動、解雇、賞罰等組合員の人事に関する事項であるが、労働協約がない場合には、これらの事項は経営専管事項として使用者の一方的処置にゆだねられることが多い。そこで近時の協約には組合が人事問題にタッチして少なくとも協議決定の線までもっていかうとする傾向が著しく強くなっている。調査協約中圧倒的多数のもの(二六四協約)がなんらかの人事条項をもっている事実はこの物語っている。人事条項のなかでも特に組合にとって関心の高いものは解雇および懲戒である。

解雇については総数の九一・一%(二五五協約)が規定をもち、かつそのほとんど(二二九協約)が解雇基準について定めている。

また解雇の具体的決定方法についても二四二協約がこれに触れている。このことは解雇が労働者の生活に最も重要な影響を及ぼし、かつ組合運動に対しても決定的影響を与えるところから、使用者の「解雇権」に対する制限として組合側の要求が結実したものといえよう。けれども、解雇の決定方法が規定されている場合にも「使用者が専行する」というのでは組合にとってなんらの意味もない。しかもこれが九一協約（三七・六％）を占めているから、解雇について組合側の発言権を認めているのは一五一協約にすぎない。そしてそのうち五〇協約は単に会社側が「説明または通知する」（事後通知一〇協約を含む）ものであり、純粹に「協議する」のは七二協約にすぎないことが明らかにされている。また、このような基準や決定方法は企業にとっての平常の状態を前提にしたものであって、「天災地変その他やむをえない場合」や「企業経営上やむなく事業の縮小または閉鎖のため人員整理の必要を生じたとき」等の大量人員整理の場合には当てはまらない（一七二協約がこれについて規定している）という事実が存する。こうみてくると、組合の解雇権制約のための協約闘争は一般にまだその緒にいたばかりだという段階である。

懲戒については二四二協約（八六・四％）がこれを定めている（ただし二〇協約は就業規則にゆだねている）。懲戒規定は職場秩序の維持をその眼目とするものであるが、これをたてに使用者が専制的権威をふりまわしたり、組合活動を抑えたりすることになり、処罰としては懲戒解雇という極刑を含むのであるから、組合としても具体的事由を明確にし、その決定に参与する等の方法でこれをチェックすることが必要になる。懲戒の基準を定めるものは一六七協約であるが、具体的決定方法を定める二〇九協約のうち、「使用者の専行」が九四協約（四五％）「説明または通知」が三六協約、「諮問す

る」が一五協約で、協議または同意は一〇六協約である。この点でもまだ、懲戒権の行使に対する組合のコントロールの力は強力であるとはいえない。

人事異動についてはその基準を定めているものは五五協約にすぎないが、その具体的決定方法については二一〇協約がこれを定めている。その内訳は「使用者専行」が九五協約、「説明・通知」が八五協約、「諮問」が八協約であり、協議ないし同意条項をもって使用者側の「人事権」をなんらかの程度でコントロールするものは三協約にすぎない。ただし組合役員のそれについては、「組合の同意」を要するもの三〇協約、「協議」四四協約、「組合の諒解」一八協約、「組合の意向聴取」一〇協約となっていて、組合がかなり積極的参与権をもっている。このことは使用者が人事異動に便乗して組合活動を支配することに対する組合側の制約の要求が結実したものといえることができる。

争議に関する条項

労使の紛争が団交で自主的に解決できない場合に、労働委員会に申請することを協約中に定めるものは二八〇協約中一九五協約（七〇・〇％）に達する。そして右の申請付託を含めて一定の紛争処理手続きを経るまでは争議行為を禁止する「争議行為制限条項」をもつ協約は一七三協約（六一・八％）ある。ちなみに両者の関係を見ると、労委に申請することを定めた一九五協約のうち一五一協約（七七・四％）までが、労委のあっせん、調停または仲裁が出るまで争議行為に出ないことを規定している。これは今日大企業の組合が労働委員会を争議解決の場として重要視していることを意味する。しかしここ二、三年来全織同盟、合化労連等の単産あるいは単組において、この労委付託義務の排除、争議行為制限緩和が協約闘

争の一目標としてとりあげられはじめているのは注目すべきことである（全鐵協約闘争の項参照）。

団交決裂後争議行為開始までに「冷却期間」をおいたり（五五協約）、「争議行為の予告」の義務を課すもの（二二八協約）が近時増加している。これは抜打ちストによる混乱または損害を避けようという趣旨であるが、組合側にとってはストライキのタイミングをはずされ、あるいは心理的效果を減殺するなどマイナスの効果を懸念されている。

ストライキにさいして代替要員（スキヤップ）の雇入れを禁止することを使用者に約束させる趣旨のスキヤップ禁止条項は、組合にとってはストライキの効力を大にし、無用の混乱や感情的激突を避ける意味において期待するところが大きい。しかし、この種の規定のあるものはまだ全体の四〇％に当たる一二協約しかない。近年の大争議に非組合員や代替労働者の就労強行をめぐって紛争がおきやすい現状からいってそういう点の協約による解決が望まれるところである。

第三章 産業別統一闘争

私鉄総連 私鉄総連では一九五四年以来、協約闘争についてはほぼ三年に一度の割で統一闘争を組み、統一闘争のない年には各地方、各単組別に改訂闘争を行なってきた。しかし、統一闘争の場合にも協約の内容が各社によって大きな差異があるため、実際には本部として単に統一的指導を行なうにとどまっていた。けれどもこのような行き方に対してはしだいに組織内で批判と不満の声が高まり実質的な統一闘争の展開を望む声が高まってきたので、二、三年前か

らその第一段階として、各単組の協約の有効期限を統一（九月末に）するという運動を進めてきた。

一九六一年秋の定期大会では労働協約の統一闘争を大手一三組合については私鉄総連と私鉄経営者協会との中央交渉によって、他の組合は本部の統制下に各社別の個別交渉をもって解決をはかることとした。個別交渉の場合にも指令権と妥結権は本部にある。この闘争に参加する組合は一五四、組合員数は一〇万以上に及んだ。参加組合は要求項目として各単組独自の要求七項目のほかに、各地方連合会ごとに地連統一要求項目と総連の統一要求項目を加えて交渉に臨み、大手各組合の中央交渉では次の四点に特に重点がおかれた。

A 基準労働時間を拘束七時間四〇分、実労働時間を六時間四〇分とする。

B 定年制を満六〇歳まで延長する。

C 基準外労働の割増賃率を五割以上に引上げる。

D 労働時間に含まれている名称の統一。

こうして今次の私鉄総連の協約統一闘争は主として時間短縮を主眼として展開されたのである。

海員 全日本海員組合では、今次の協約改定にさいし特に労働時間の短縮にその重点をおき、短縮が事実上不可能な場合はそれに見合う分を時間外手当として支給することを要求、強力なストライキを敢行し、ついに船主側を屈服させて大幅な要求をたたかいた。

協約改訂にさいしては組合費のチェック・オフ等の問題もあったが、その中心は時間短縮問題であった。組合側の主張は具体的には、現行の航海中の週五六時間労働制を四八時間制にせよ、ということであり、その差の八時間については時間外手当（一時間当たり千分の六・五）での支払いを求めることになるから、実際には一人

平均四五〇〇円（船主側の計算では四九〇〇円）の賃上げ要求の意味をもっていた。船主側は四八時間労働制は認めるが、現行の賃金体系が五六時間労働制を前提として算定されているから、まず賃金体系の手直しが必要であり、組合要求をのめば年三五億円の支出増になって赤字続きの船主には負担しえないと反対した。去る一九五四年のストで獲得した完全ユニオン・ショップにより組織を固めた組合は一九六二年四月二三日から二九日までの第一波、続いて三〇日以降の第二次停船ストを計画、四月二三日午前零時から各港で停船ストにはいり、同三〇日現在に組合側調べで全国五〇主要港で港内五二八隻、港外一三五隻が停船、参加組合員約二万人、ストによる船主側損害九九三九万二九七四円に上った。船主側は海運史上初のロック・アウト宣言（スト中でも支払わなければならない基本給の三分の一の賃金カットを免れるため）を行ない、これに対し組合側は全員下船を指令するなど事態は緊迫した。同二七日、斎藤運輸大臣は船員中央労働委員会に職権あっせんを要請し、同二八日からあっせんが行なわれた。船員中労委は種々あっせん工作に努めたが、海運不況のおりから労使の意見がするどく対立してあっせんによる解決の見込みが得られないので、(一)航海中の実労働時間は四八時間を理想とする、(二)海上労働の特殊性によりやむをえず週五六時間の実働者には一週一日の休養を与えることが望ましいが、所定休日に対する保障は振替え休日をはたてまえるとする、(三)振替え休日がとれない場合は一日八時間分の時間外手当を支払う、旨の「あっせん員意見」を示してあっせんを打ち切り自主交渉にゆだねた。その後問題は船員中労委の調停にかけられ、同委は五月五日、組合側の主張である週四八時間制を認めて次の調停案を出した。

一 労働時間は一日八時間、一週間について休日一日の制度とする。

一 航海中、出入港日の所定休日に対しては保障を行なうものとし、その方法（現金支給、振替え休日など）や対象については労使で協議する。有給休暇の付与期間は労使協議のうえ短縮する。結局、調停案の線で解決をみたが、組合側は強力なスト態勢を背景に終始主導権を握り、ついに船主側の全面的屈服、譲歩により労働時間の短縮をかちとったことは他組合の時間短縮闘争に足がかりを与えるものとして高く評価することができよう。

全職同盟 一九六〇年における強力な協約改正闘争の末、一〇月中労委のあっせん案をのんで妥結にいたった全職同盟にあっては、諸休暇の統一、労働委員会への提訴義務づけの排除、寄宿舎の諸条件の団交対象化といういわゆる規制三項目を中心として各部会各社別に交渉が継続されていたが、本年五月ごろまでにほとんど妥結をみた。妥結の内容はほぼ次のとおりである。

(一) 諸休暇・休日の統一 全職同盟は、休日休暇の問題は賃金、労働時間に次ぐ重要条件であるとして、特に特定休日、生理休暇、有給休暇の三つをとりあげ、なかでも日給者の地位向上のため有給化に重点をおいた。その日数は綿紡、羊毛、化繊それぞれの部会ごとに比較的高いところに統一することを目標とした。これに対して経営者側は休日、休暇の有給率の増加は大幅な実質的賃上げになるし、月給者と日給者の取扱いの差異は職能上の差にもとづくものだとし、譲らず交渉は難行した、妥結内容を見ると、特定休日の有給日数は今までより一〜三日程度増加して六〜一〇日となっている（たとえば日東紡では四日が六日に、呉羽紡では九日から一〇日に、東洋紡では二日から六日、倉敷紡では七日から一〇日になった）が、有給率は五〇％から七五％程度であまり上昇していない。生理休暇は一来潮時に二日程度でほとんど変化はないが、その有給率は五割から七割へと上昇している（たとえば富士紡では五〇％から七〇％

へ、中央毛織では無給から平均七〇％へ、兼松羊毛では無給から五〇％へ増加。年次有給休暇は大部分が基準法どおりか一日増し程度で大きな変動はなく、ただ一年未満六ヵ月以上勤務者に二・三日与えることにしたものが相当ある。労働委員会への提訴義務の排除については、全織では特に調停の申請手続きが完了するまでストにはいれない旨の規定の削除を主眼としていたが、各社別交渉では先の中労委あっせん案の内容を覚書として付加することで妥結した。日東紡における覚書は次のとおりであり、各社もこれと同一である。

第一回のあっせん又は調停開始後三十日を経過した場合には、その翌日以降争議行為に入ることができる。但し、あっせん又は調停の申請があり、その後一週間以内にあっせん又は調停が開始されない場合は、申請後一週間を経過した日をもって第一回のあっせん又は調停が開始された日とみなす。

寄宿舎問題については、全織側はこれを労働条件として協約上明文化することを主張したが、経営者側は、これを福利厚生施設の問題であるから居住者の自治にまかせるべきだと反論し、結局、団交の対象とされず協議事項とすることになった。

電労連 電労連は本年（一九六一年）の協約改訂にさいして、統一基準案を作成し、その重点を時間短縮（週四〇時間）、年次有給休暇（一律二〇日）、定年延長（二年）、事前協議制の獲得におき二月以降協約改訂闘争にはいった。これに対して経営者側も協約有効期間を現行の一年から二年に延長し、非組合員の範囲を拡張する案をもって交渉に臨んだ。傘下の東電労組の場合、組合側は時間短縮については現行の実働四二時間を四〇時間に短縮する要求を出したのに対し、会社側は時間外労働削減の先決を主張して譲らず、結局組合側が要求を撤回した。年次有給休暇については、現行の在勤二

年未満につき一〇日、二・七年以上につき一五日、七年以上二〇日を一九四七年前の慣行である一律二〇日にひきもどす組合側の要求を会社側が認めず要求撤回となった。定年延長については組合は要求をしなかった。採用基準について組合は、現行の採用基準についての協議を人員数についても適用させることを主張したが、これも会社側の受け入れるところとならなかった。事前協議制については組合は統一基準案（事前協議協定の項参照）どおりの要求ではなく、経営協議会の付議事項として「経営施策の基本方針及び業務年次計画に関する事項」を付加する要求案を出し、会社側は「付議事項を五週間以内に審議する」旨の対案を出したが、双方ともに反対して両案とも撤回された。その他会社側から、時間中の組合活動の事前届出、平和義務の確認、争議不参加者の職種の指定、勤務時間の繰上げ、繰下げ、時間外代休の当日付与、有効期間の一年延長等の主張が出されたが組合側が拒否し、結局、現行協約中双方改訂に同意したものは苦情処理手続きに関する若干の規定のみであった。

全石油 全石油労組では第八回全国大会において労働協約の統一的要求の基本線を定め、そのため協約委員会を設置して統一要求基準案の作成を検討していたが、一九六一年三月一四日答申書を作成した。答申書の作成にさいし委員会は形式的な条項、無意味な条項、組合活動を著しく制限している条項を全面的に削除または修正し、代わりに組合として積極的に獲得すべき条項をもちこむことに留意したが、それらは主として次の諸点である。

(一) 削除または修正する条項

- イ 協約優先の原則
- ロ 経営権と労働権
- ハ 機密の保持
- ニ 政治活動の制限

ホ団体交渉および争議に対する締付条項

ヘ労使協議会（経営協議会）制度の廃止

ト苦情処理制度の廃止

チ組合活動の休暇、外出等の許可制の廃止と届出制の採用

(ニ)組合として積極的に獲得すべき条項

イ完全ユニオン・ショップ制の確立

ロ協約の適用範囲の拡大

ハ自主化対策の中で確認した事前協議制の協約化

右のほか、答申は「人事」、「就業時間、休憩、休日および休暇」、

「賃金」、「不就業に対する賃金」、「災害補償」、「退職手当」、「教育

および福利厚生・安全衛生」、「旅費」、「付則」などの条項について

は、労働時間を全石油の方針による週四〇時間制にしたほかは、全

部、各単組の最高レベルをとって到達目標とし、基準法その他関係

によって定められている条項は削除を前提としつつ、条項によって

はそのまま残置し、将来法律以上の条件にもっていくためにそなえ

、としている（詳細は全石油月報三六号参照）。

全石油の基準案は今後各単産が単組に協約闘争を指導していくた

めの参考となると思われる。

合同労組——京都合同繊維の場合 京都合同繊維は一九五九年の

運動方針に従い、労働協約の質的向上と推進をはかるため労働協約

委員会を設置、協約基準案の作成を準備してきたが今回、全文三五

条から成る基準案を得、これにもとづき最近では六社が協約を結ぶ

という成果をあげるにいたった。基準案は第一章、労働時間・休日・

休暇、第二章人事、第三章組合活動、第四章賃金および退職金、第

五章労使協議会、第六章団体交渉、第七章付則全文三五カ条と、別

に月給制賃金規定七カ条、請取制賃金規定一五カ条の簡単なもので

あるが、職場、組合員の要求をほりおこして具体的にわかりやすい

ことばで規定したものといわれ、これを基礎にしたいに総合的協約に発展することが期待されている（基準案の詳細については労政時報第一六一二号参照）。

第四章 協約における特殊問題

一 時間短縮

一九六二年の第四六回ILO労働時間委員会では週四〇時間労働の基準を内容とする時間短縮に関する勧告が可決されたが、すでに国内では二、三年前から、労働時間の短縮が組合側の大きな関心をひき、時間短縮の協定・協約化の動きが出てきている。既述のように海員組合では週四八時間制の短縮をちとり、電労連の協約改訂闘争においても主要目標の一つとなった。しかし個別組合では現在のところ明確に協定として獲得したところはまだ多くない。名古屋精糖糖労組および日本光学労組のケースはその一例である。名古屋精糖では昨一二月二五日に時間短縮に関する協定を獲得した。ここではそれまで週四二時間制であったが、一挙に四時間を短縮して実働三八時間となったのである。三交替制勤務者は実働七時間であるが、別途に休日を含めて定めている。時間外勤務手当の算定基礎となる労働時間を一七五時間から一五八時間に短縮したことも実質収入の低下を防止する意味において重要である。同時に締結された事前協議協定とともに今後の各組合の前進目標となるであろう。

一 労働時間短縮の原則

労働時間の短縮については実質的労働時間の短縮をその本旨とすることを確認し、週平均実働三八時間を原則とする。但し会社の

現在の作業形態の中で画一的方法によることなく可能な方法で各事業所別、勤務態様別に実施する。

二 実施方法

(1) 常日勤者

平日 九時～一七時（又は八時三〇分～一六時三〇分）

土曜日 九時～一二時（又は八時三〇分～一時三〇分）

土曜日の半休が恒常的に不可能な職場に限り平日に予め指定振替半休を与える。

(2) 三交替勤務者

三交替勤務者については製糖作業日は拘束八時間、実働七時間（但し事業所に於いて上記原則の範囲内で若干の異なる勤務時間を定めることを妨げない）とし土曜日を半休としないが、次の方法により別途休日を指定する。尚、休日とは明け休みを含むものとする。又勤務時間割については各事業所ごとに別に定める。

イ 連続勤務の場合

暦上の日曜日数に土曜日二回をもつて一日とみなした数を加算した日数を休日として指定する。但し原則として指定休日は製造期間中に四日、整備期間中に二日とし、一暦月中に日曜日及び土曜日が五回ある場合には整備期間中に一休日及び半休日を指定する。

ロ 週休の場合

暦上の日曜日を休日とし、土曜日二回をもつて一日とみなした数を休日として整備期間に指定する。一暦月中に土曜日が五回ある場合については前項と同様とする。

(3) 特殊勤務者

警備、食堂、寮等の特殊勤務者についても週平均労働時間は普通勤務者に準じて取扱い、勤務割は各事業所別に定める。

三 実施の時期

三六年一月一日より実施する

四 その他

(1) 時間外勤務手当の算出基礎となる所定労働時間は一ヵ月一五八時間とする。

(2) 実施に当り疑義を生じたときは双方協議のうえ決定する。

日本光学労組では一九六一年の労働協約の改訂に当り、時短問題を強力に推進する方針を定め、協約改訂専門委員会の答申書に

イ 実働七時間制

一日の実働時間を三〇分短縮して、実働七時間制、週四二時間制とする。

ロ 夏季週休二日制

明年以降、毎年七月二十一日より八月二十日まで、週休二日（土、日曜を休む）週四〇時間制とする（一日実働八時間）。

ハ 昼の休憩時間を一時間（現行四五分）とするとともに、

ニ 終業時間を一五分繰上げる。

ことを要求し、その根拠について次のように述べている。

イ 労働時間について、最近の世間水準をみると、実働七時間半は、大企業にはあまりみられない低劣な労働条件である。

ロ 国際的にも、国内的にも、また光学産業においても、労働時間短縮の方向が強まっている。

ハ 効率の低い労働を続けるより、合理的かつ能率的な労働体制の中で、生活の向上をはかることが、われわれの正しい方向である。いたずらに長時間労働下にあることは、逆に過重労働と貧困を招くものである。

ニ 時間短縮をすることが会社経営にどのような影響を与えるか今日の会社の実情では、時間短縮をすることが、かえって不満

な点を多くもつ現在の生産体制の合理化、能率化を促進し、労働効率を高めることになる。このことは、昭和三十一年の三〇分時間短縮時の経験に明らかなことである。

ホ 特にわれわれには、昭和二十五年に実働七時間から八時間にされたいきさつがある。当然今日においては、実働七時間制が復活されなければならない。

ヘ 三〇分短縮後の就業時間割については、先回のアンケートの集計によると朝おそくするか、帰りを早くすることの意見がよい。またアンケートには、強くはあらわれなかったが、休憩時間は実働七時間であれば、殆んどが一時間というのが世間並であるので、昼の休憩時間を一時間とし、帰りを一五分早めることにした。

ト 夏場の週休二日制については

最近夏休みを設定する所が多くなって来たので、うちでも夏休みをという意見が出ている、しかし自分の休暇をつかったり、人がみな休む日を休まないで夏休みを設定するのは、正しいあり方ではない。この他に休暇がなかなかとれない、子供と海や山にいけない、土曜半ドン等の声がある。これらの声を取りまとめて、一日八時間に問題があるが、夏場の一ヵ月を週休二日、週四二時間制にした。

この組合の要求は途中七日間におよぶ半日ストを交えた強力な団交推進により会社側の受けいれるところとなり、実働七時間、夏季一ヵ月は土、日の二日を週休とし週四〇時間とし、いわゆる飛石連休を一週以内の他の適当な日と振り替えて連休とすることができるといふ大幅な時間短縮協約を獲得することができた（九月一八日調印）。

二 事前協議協定

一九六〇年度においては主として公労協関係組合においてとりあげられた事前協議協約闘争が本年度には民間労組においても主要目標となりはじめた。

電労連では本年二月以来「週四〇時間の時間短縮」、「一律二〇日の年次有給休暇」、「二年の定年延長」とともに「事前協議制」を加えた四項目を重点におく協約改訂闘争にはいった。電労連の事前協議制に関する協約基準案は二つの部分から成る。その一つは、現存の経営協議会のなかに「長期事前協議制度」を設け、「事業場の新設、改廃等について」、「運営の円滑を期」し、「経営施策の基本方針および業務年次計画」を付議事項として加えるという提案であり、他の一つは人員異動基準として「技術的革新に伴う機構改革等広範な異動を行う場合または課係の過半数におよぶ異動を必要とするときは職場間の業務量の均衡と妥当なる人員等については充分考慮し……事前協議を行う」旨の規定を挿入するという提案であった。この基本線にのっとり各電力労組は各社別の協約改訂闘争に臨んだが、今回は各労組ともいづれも成果をおさめるにいたらなかった。

全石油労組でも統一協約要求案のなかに「事前協議事項」をおりこみ、「会社は、会社の分割、併合および事業所の新設、閉鎖、縮小、請負化、子会社の設立等の会社経営上の重要な変動のあるときは、事前に組合に通知し、従業員の身分および労働条件に変化がともなう場合は、組合と協議の上決定する」ことを定めているが、各石油労組のうちそこまで到達したものは今のところない実情である。

事前協議協定を完全に締結しえた例としては次に掲げる名古屋精糖労組がある。協定内容は以下のとおりである。

会社と組合とは精糖産業の現状勢と将来への展望につき十分な認識に立ち事業の積極的な発展を目的とする合理化等について双方前向きな態勢をもって対処することを確認するとともに、会社は組合員の完全雇用と職場の確保をはかり、組合員の労働条件に影響を及ぼす事業計画については事前に組合に提示し、関連する労働条件につき協議決定する。

一 上記の主旨にもとづき会社が事前に提示し協議すべき場合は次の各号の通りとする。

(1) 甜菜糖工場、新糖製糖工場の建設

(2) 新機械設備、技術の導入、機構改革又は新たな労務管理を行う場合

二 前項各号に定める以外に経営上の変更を必要とする場合には前項に準じて取扱うものとする。

三 前第一項乃至第二項に伴い組合員の配置転換が生ずる場合はその基準の計画について会社は事前に組合に提示し、意見の一致をみたのち実施する。この場合会社は労働条件が低下しないよう考慮するとともに本人の希望、住居関係、家庭事情、適性、経験、健康状態等を十分考慮して行う。

四 会社は安全衛生について万全を期することを確認し、新機械設備、技術の導入に当っては災害、障害の発生を防止するため必要措置を事前に組合と協議決定する。

三 長期平和協定

長期平和協定の締結は前年度にひきつづき、今年度も各企業に現われ、不況の深刻化とともにいよいよ広範化していく傾向にある。しかも次に掲げるT社の例のように平和協定と銘をうたず、安定賃金協定の名称をもって登場してくるものがふえたことも注目に値す

る。

安定賃金に関する協定書

T会社（以下会社という）とG硫安Y工場労働組合（以下組合という）とは、昭和三十六、三十七、三十八年の賃金増額に關し下記の通り協定する。

記

一 昭和三十六年の賃金増額については硫安関係各社（一五社）の当該年度賃金増額のうち、上位一〇社の増額平均額に一、五〇〇円を加算した額とする。（この金額には賃金体系改正の源資を含む。）

二 昭和三十七年の賃金増額については、当該年度上位一〇社の増額平均額に一、〇〇〇円を加算した額とする。

三 昭和三十八年の賃金増額については、昭和三十七年の賃金増額処置と同じ処置を行なう。

四 毎年の賃金増額中には定期昇給額を含める。

五 毎年の賃金増額は四月一日に行なう。

六 賃金増額とは社員たる組合員一人当たり平均税込額をいう。

七 会社、組合は本協定期間中は賃金問題に關し争議行為は行なわない。

八 協定期間中の賃金増額を含めた賃金の配分については、別紙の通りとする。

九 常備労務者たる組合員の賃金増額については社員に準じて行なう。

十 本協定の有効期間は昭和三十六年四月一日より昭和三十九年三月三十一日までとする。（詳細は労政時報一六五五号参照）
同労組が本協定を締結するについてはかなり複雑な事情があった。本協定の内容が会社から同社労組に口頭で提案されたのは一九

六一年四月五日である。合化労連硫酸共闘委ではただちにこれを取りあげ、基本的には反対の態度を示した。しかし、合化労連との間に具体的結論を得ないままに回答を迫られた組合は安定賃金条項についての組合修正案を提示したが、会社側の強硬な態度の前に断念、会社側提案を受け入れることにした。平和協定条項についても合化労連中闘委との交渉が進まず、五月二日組合は受諾と条件闘争の方向に向かい、八月末会社原案どおりの協定にいたったわけである。T社にみられるこの推移はコンビナート化が急速に進められている化学産業の労使関係にかなり大きな影響を与えるものと思われる。

四 休暇買上げ

協約闘争においては年次有給休暇の日数を法定の基準または既定の日数からさらに引き上げようとする方向に運動がなされている。それは組合側がレジャーブームに刺激された若年層の組合員の要求につきあげられるという事情もあるが、なによりも休暇が蓄積した疲労の回復という意味で労働条件に密接な関係をもつことに気づいたことによるといえるであろう。ところが近時各企業で仕事が多忙になり、その結果、権利のある休暇も実際上行使しえないという側面もまた出てきた。そこで会社側がこの使い残した休暇を買い上げるといふ制度を提案し、これを協約中に明確化するところが現われてきた。三越がその典型である。ここでは一九五五年から年次有給休暇の買上げを制度化していたが、一九六一年一月の協約改訂にさいし、年休の取り方を大幅に変更し、買上げ制度をいっそう容易にした。従来の年休日数は、法上の休暇日数（勤務年数に応じて六〇二〇日に法定外の休暇として一律六日がプラスされていた。そして労働者が休暇をとる場合はまずこの法定外分から先にとることになっていたが、買上げの対象となるのは法定外休暇だけで

あるから、使い残してなお買上げの対象となる休暇はおのずから限られてくる。そこで今回の改正によって年休をとる場合には逆に法定分からとるようにして、残りの休暇の買上げを容易にすることをはかったわけである。同時に従来買上げの「特典」からはずされていた出勤率八割未満の者や勤続一年未満の者にも適用することにした。新方式はもちろん組合側（三越労連）の合意によってなされたものである。買上げは法定外の分だけを対象とし、かつ休暇請求権が発生してから二年後の時効が完成するとき、すなわち、二年前に発生した法定外年休分についてのみ行なわれるので労基法上一応違法にはならないが、有給休暇制度の趣旨からいってきわめて問題が多いといわねばならない。新労働協約中関係ある部分を抜粋して次に掲げる。

第五六条 勤続一年に達した組合員の年次特別休暇は十三日以上、以下勤続年数を増す毎に一日を加算する。但し勤続十五年以上の組合員の年次特別休暇は二十七日とする。前年度の出勤率八割未満の組合員については前項日数の半数（端数切上）とする。

第五七条 年次特別休暇の更新日は三月一日とし勤続年数の端数は六ヵ月以上を切り上げ六ヵ月未満を切り捨てる。

第五八条 勤続一年未満の者の特別休暇は雇入れの日から前条による更新日まで毎月一日とする。但し前月の出勤率八割未満の者には与えない。

第五九条 会社は年次特別休暇を組合員の自由に定める日に与える。但し歳末及び中元時の繁忙時その他請求されたときに休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合会社は休暇を他の時期に変更させることができる。

第六〇条 組合員が年次特別休暇を当該年度にとり得なかったと

きは次年度に限り繰越することができる。

同覚書（抜粋）

八 年次特別休暇については、労働基準法第三十九条による年次有給休暇日数（法定日数という）からこれをとるものとする。

第六〇条の規定により次年度に繰越された年次特別休暇は一年を経過することによって無効となる。

会社は無効となる休暇日数のうち、残余の法定日数を除く日数に対し、第八七条による日割給料を支給する。但し第五六条第二項又は第五八条により賦与された日数の取扱いは左の通りとする。

(1) 第五六条第二項による休暇日数については七日を限度として支給する。

(2) 第五八条による休暇日数については、三月一日から九月末日までに雇入れた者に対し三日を限度として支給し、十月一日以降に雇入れた者に対しては支給しない。

第四編 主要な労働組合の現状と動向

主要な全国組合（単産）の産業別、組織系統別の一覧表を作ると別図のようになる。以下順に各組合の現状を、組合名（略称）、組合員数（一九六一年六月末現在、労働組合基本調査によるもの、ただしこれにないものは公称人員等で補い*印を付した）、役員（なるべく最近改選された三役の役名、氏名、出身組合）、結成年月日、機関紙誌の順に並べ、全国組合連合体と協議会、共闘組合についてはその構成（組織状況）を加えた。また各組合ごとにこの一年間（一九六二年六月まで）の活動のなから主要なものを紹介して、その動向を知る一助とした。

1 日本労働組合総評議会（総評） 三、九六八、一二三

役員（一九六一年八月六日改選）

議長 太田 薫（合化労連） 副議長 門間吉信（鉄鋼労連）

大出 俊（全通） 野口一馬（炭労） 兼田富太郎（全港湾）

鈴木 力（日教組） 事務局長 岩井 章（国鉄）

一九五〇年七月一二日結成 機関紙「総評」週刊 機関誌「月刊総評」月刊

加盟組合（一九六二年三月二七日現在、組合員数は会費完納人員）

民間産業関係	二四組合	七五七、五四一
官公庁関係	三五組合	一、六六〇、九九七
計	五九組合	二、四一八、五三八

（友誼組合二二組合 七七七、六三九）

（民間産業関係）

炭 労	一七五、〇〇〇	鉄鋼労連	一〇〇、五〇〇
私鉄総連	八五、〇〇〇	合化労連	九一、〇〇〇
全日通	六〇、〇〇〇	全国金属	五三、〇〇〇
全 鉦	四三、〇〇〇	紙パ労連	三六、〇〇〇
化学同盟	二六、〇〇〇	新聞労連	一〇、〇〇〇
全港湾	一〇、一〇〇	全印総連	一〇、〇〇〇
日放労	六、六四二	全自交	五、〇〇〇
全海連	二、五〇〇	国際電電	二、五〇〇
全日自労	一〇、〇〇〇	電 産	一、八〇〇
全自運	二、五〇〇	全国一般	一、五〇〇
医労協	三、〇〇〇	電済労	二、〇〇〇
日住労	一、〇〇〇	全硝労	三、〇〇〇
（官公庁関係）			
日教組	四三〇、〇〇〇	国鉄労組	三三〇、〇〇〇
自治労	三九、九〇〇	全 通	二〇〇、〇〇〇
全電通	一六〇、〇〇〇	全農林	七九、〇〇〇
全駐労	一六、〇〇〇	都市交通	三七、〇〇〇
全専売	三六、五〇〇	全国税	一五、〇〇〇

第105表 主要労働組合産業別組織系統図

産業別	産 業	金属産業	化学産業	繊維産業	食品産業	文化産業	通信業
協議会・ 共闘組織		11 金属共闘	23 化学労協				
1 総評	9 炭 7 炭 労 全 鋁	12 鉄鋼労連 13 全国金属	24 化学同盟 25 合化労連 26 紙パ労連		35 全専売 36 アルコ ル専売	41 全印刷 42 全印総連 44 新聞労連 45 日放労	47 全通 48 全電波
2 同盟 3 全労会議		20 自動車労連		33 全繊同盟		39 全映演	49 全特定 50 全郵労
4 総同盟	8 全炭鋁	14 全金同盟 18 造船総連	27 全化同盟		37 全食品同盟		
5 新産別		15 全機金	28 新化学				
6 中立労連		16 電機労連 17 全電線 19 全造船 22 車両労連	29 全石油 30 全国ガス 31 全国セメント 32 全窯連	34 繊維労連	38 全食労協	40 映演総連	
その他	10 鋁 労	21 全国自動車				43 出版労協 46 民放労連	

第四編 主要な労働組合の現状と動向

教 育	運輸業									電 気 産 業	金 融 業							建 設 業					
	89	84						75	全交運			63 62 全銀総連 金融共闘							54	建設労協			
95 日 教 組	92	90	87	86	85	83	80	77	76	73								61	55	53	51		
	全 港 湾	全 海 連	全 自 交	全 自 運	全 日 通	都 市 交 通	私 鉄 総 連	動 力 車 労 組	国 鉄 労 組	電 産								全 日 自 労	建 設 一 般	国 際 電 電	全 電 通		
	91							81	78	74										52 全電電			
									82	全交運同盟									56 全土建同盟				
	88 新運 転																						
																	57 全建総連						
96 日 高 教	94	93							79	国鉄総連									60	59	58		
	全 倉 運	日 港 労 連										72	71	70	68	67	66	65	64	日 電 工	全 国 土 建	日 建 協	
												全証労協	全損保	全外連	全信連	全相銀連	外銀連	地銀連	市銀連				

中小企業	公務					商業	医療	
全建労 九、八三	113 政労協	公労協	106 地公労	105 全大蔵	104 国公共	103 公務員共闘	99 全商協	
全労働 七、〇〇〇	114 全国一般	112 全駐労	111 全造幣	109 全林野	108 全水労	107 自治労	98 日本医労協	
全商工 五、〇〇〇						102 全官公 国税労組		
全港建 四、〇〇〇								
全電波 二、五〇〇								
大蔵職組 一、八〇〇								
全造幣 一、五〇〇								
文部職組 一、〇四								
人事院 一、三〇								
会検労 一、一〇〇								
全印刷 七、〇〇〇								
全水道 五、〇〇〇								
全司法 五、〇〇〇								
厚生職組 三、〇〇〇								
全調達 一、五〇〇								
全海事 一、〇〇〇								
アルコール専売 一、二四〇								
全税関 一、〇〇〇								
経企 二〇〇								
開発 三、〇〇〇								
恩給局 四〇〇								
全財務 一、〇〇〇								
動力車 四、〇〇〇								
(友誼組合)								
電機労連 二五、〇〇〇								
全造船 七〇、〇〇〇								
地銀連 三五、〇〇〇								
全百連 二九、〇〇〇								
全損保 二六、〇〇〇								
全国セメント 一六、五〇〇								
全林野 三七、〇〇〇								
全法務 一、〇〇〇								
市銀連 六、五〇〇								
繊維労連 三五、〇〇〇								
全建総連 七五、〇〇〇								
全食労協 三三、〇〇〇								
全石油 二〇、一五								
全生保 二二、〇〇〇								
115 全中総連	110 日林労					国公七組合	101 ホテル労連	97 全教連

全電線	一八、五〇〇	全国ガス	一五、〇〇〇
日建協	一七、五〇〇	映演総連	九、〇〇〇
全倉運	五、〇〇〇	日高教	三、〇〇〇
民放労連	六、〇〇〇	政労協	二、〇〇〇
車労連	二、〇〇〇		

第一七回定期大会（一九六一年八月二～六日）は、反ファッショ統一戦線の結成をバックボーンとする一九六一年度運動方針を原案どおり可決した（第一編 組織状況の項参照）。次いで第一回評議員会で秋季闘争方針を決定、炭労の政転闘争、公務員共闘などの賃上げ、予算要求運動、学力テスト拒否、政暴法闘争（同項参照）その他について決定、一月には一九六二年度賃金白書を発表するとともに、同二四日には中立諸単産とともに春闘共闘委員会を発足させた。一月二七～二八日、第一八回臨時大会では春季闘争方針および炭労政転闘争を中心とする年末段階のたたかいの進め方を決定した。春闘は共闘委のもとに七次にわたる統一行動を展開し、三波の統一ストを実施した。五月の第四回拡大評議員会に、特に高校全入問題を取りあげ、民主教育を守り教育予算を要求するための国民大行動展開をきめた。

2 全日本労働総同盟組合会議（同盟会議）

役員（一九六二年四月二六日選出）

議長 中地熊三（全労・海員） 議長代理 片山武夫（全労・電労連） 事務局長 天池清次（総同盟）

一九六二年四月二六日結成 機関誌「同盟会議情報」月二回刊
加盟組合（一九六二年四月二六日結成当時、組合員数は公称）

全労会議	一一組合	八〇一、八〇〇
総同盟	一一組合	五九九、四〇〇
全官公	六組合	四三、八〇〇

計 二五組合 一、四〇八、五〇〇

（ただし全労と全官公に三組合重複）

結成に至る経過については、第一編組織状況参照。

3 全日本労働組合会議（全労会議）

役員（一九六二年一月二〇日改選）

議長 滝田 実（全織同盟） 副議長 亀山微瑞（電労連） 重枝琢己（総同盟） 川鍋清一（自動車労連） 書記長 和田春生（海員）

一九五四年四月二三日結成 機関紙「全労新聞」週刊 機関誌「全労」月刊 調査部機関誌「調査時報」

加盟組合（一九六二年四月現在、組合員数は公称）

全国繊維産業労働組合同盟	四四一、〇〇〇
全国電力労働組合連合会	一二四、〇〇〇
全日本海員組合	一二一、〇〇〇
日本自動車産業労働組連合会	五五、〇〇〇
全国映画演劇労働組合	三、〇〇〇
全国民営交通労働組合協議会	一六、〇〇〇
王子製紙新労働組合連合会	四、〇〇〇
伊藤ハム労働組合	一、三〇〇
全国特定局労働組合	一九、〇〇〇
国鉄職能別労働組合連合	一六、〇〇〇
全郵政労働組合	一、五〇〇
計 一一組合	八〇一、八〇〇

第八回定期大会（一九六二年一月一八～二〇日）は、日本経済の中で経営に積極的に参画し、産業民主主義を確立していくという基調の運動方針を決定、民主的労働戦線統一再編で態度をきめた（第一編 組織状況の項参照）。

4 日本労働組合総同盟（総同盟） 三五六、三七〇

役員（一九六一年一〇月二七日改選）

会長 基 政七 副会長 井堀繁雄（全金同盟） 村尾重雄（全
化同盟） 重枝琢己（全炭鉱） 古賀 専（造船総連） 柴田利

右衛門（新菱重） 総主事 天池清次（全金同盟）

一九五一年六月二日結成 機関紙「労働」旬刊

加盟組合（一九六二年四月現在、組合員数は公称）

全国金属産業労働組合同盟 一五〇、〇〇〇

全国石炭鉱業労働組合 四七、〇〇〇

全国造船労働組合総連合 五〇、〇〇〇

全国化学労働組合同盟 七五、〇〇〇

全国食品産業労働組合同盟 二一、五〇〇

全国交通運輸産業労働組合同盟 三〇、〇〇〇

全国港湾労働組合同盟 二、〇〇〇

全国土建一般労働組合同盟 二、〇〇〇

新三菱重工労働組合 二九、六〇〇

東邦亜鉛労働組合 一、六〇〇

公立学校共済組合職員組合 七〇〇

その他 一九〇、〇〇〇

計 一一組合 五九九、四〇〇

第一六回全国大会は一九六一年一〇月二五日から三日間開かれ、

全労会議対策で即時統一は困難であるが民主的労働戦線の再編にふみだすこと、また、（一）情勢分析、（二）労働条件引上げの闘い、（三）産業民主主義の推進、（四）当面の組織対策、（五）日常活動の強化、の五本の柱を軸とする一九六二年度運動方針を決定した。春の賃上げ闘争は、全体目標三千円を掲げてたたかわれた。

5 全国産業別労働組合連合（新産別） 四二、八四七

役員（一九六一年一〇月二二日改選）

委員長 石垣卯一（全機金） 副委員長 藤田政男（新化学）

田中末次郎（京都地連） 書記長 落合英一（本部）

一九四九年一月一〇日結成 機関紙「新産別」旬刊

第一三回定期全国大会は（一九六一年一〇月一九、二二日）、新

情勢のなかでいかにして大幅賃上げを目標に乗り切っていくか、転機を迎えた平和運動にどう取り組むか、政党との関係をいかにするか、戦線統一の推進等の当面する問題について一九六二年度の運動方針を決定した。一九六二年五月一九日に開かれた第二回中央委員会は当面の諸問題と新産別の役割について、次のような決定を行なった。

新産別の任務と統一戦線

1 現在の労働運動において、わが新産別はいかなる役割を果そうとしているのか。一般には、総評と全労の対立における中間的存在という評価が少なくない。しかしそれは間違っている。われわれは、中間に存在しようとして存在しているわけではない。また総評、全労の何れにも組まないという建前をとっているわけではない。

その結成の経過が示しているように、新産別は日本の労働運動の理想に立って出発点を築いたのである。ただ時の経過が、総評、全労時代を推移したにすぎない。われわれの理想とし使命とするところは、今日においてもなおその意義を減じないばかりか、一層重要性を加えつつあるといわなければならない。われわれに課された使命と役割は、集約していえば、日本の労働戦線を一つの全国組織にすることである。まずわれわれはこのことをはっきりと再認識し、ここ数年間の停滞を破って、積極的な行動に移らなければならない。

2 労働戦線の統一のために、われわれは絶えず総評、全労の間に立って橋渡しや調整の努力をしなければならない。

しかしわれわれが、積極的な意思をもって統一への努力を進める場合、なによりも大事なことは、われわれ自身をあいまいにしてはならないということである。あくまでわれわれ自身の組織の主体性を堅持しながら、統一戦線の条件の開拓に当らなければならない。新産別の強化は統一戦線の発展に矛盾しないばかりか、かえって統一の条件を促進するテコとなるものである。

3 現在の段階における統一戦線の原則は、次の通りである。

イ 現在の段階における統一戦線は、機械的な組織統一の問題ではない。各団体の話し合いによる共闘の持続的な発展によって、統一の条件を成熟せしめて行く。この過程がすなわち戦線統一である。

ロ 話し合いの基礎条件としては（A）各団体間の自主性を尊重し話し合いで一致した問題について、一定のワケと条件を設けて共闘を行う。（B）国内の戦線統一を優先させ、国際関係の対立をもちこまない。（C）互譲の精神は尊重されねばならないが、同時に相互批判の自由を認める。（D）団体の話し合いを破壊するような「下からの統一行動」や、名分のない切崩しなど不公正な競争はとらない（地方における共闘はしばしば組織干渉となるので、各団体の合意なしにはやってはならない）。

（E）共産党活動の排除を原則とするが組合内における彼らの活動に対しては、団体間の事情に即応して対処する。

すなわち現在の共闘にあたっては、ある一定の幅をもちつつ、各団体間の行動が調整されることが必要であり、われわれはあらゆる問題と機会をとらえて、何らかの共同行動を可能にするような努力をくり返し、くり返し続けて行く。

4 昨年来、時間短縮、ILO条約批准、その他の問題を取り上げて、労働四団体の懇談的な協議機関が常設的にもたれてきた。これらは過去一年の経過を通じて必ずしも目ざましい効果があげたとはいえない。しかし全体として険しい気運が緩和されたことは否定できない。四団体の協力は一層活用されねばならない。

さらに統一戦線前進の要因として、社会党と民社党の関係の調整は少なからざる意義をもっている。われわれが社会党の分裂当時に表明したように、両社が分れる理由を認めないとすれば、そして両社の関係と統一戦線とが歴史的に軌道を一つにするとすれば、両党間の調整は、統一の背景を整えることの一つの条件でもある。われわれは四団体懇談会を通じて、あるいはそれに即応して、総評、全労あるいは中立労連等と協同し、この方向に努力を進める。この点では、とくにわれわれは、最も動き得る立場にあるといわなければならない。（以下略）

6 中立労働組合連絡会議（中立労連） 六五六、一四〇*

役員（一九六一年一〇月五日改選）

議長 竹花勇吉（電機労連） 副議長 北川 休（全商協） 中

里治郎（全電線） 渡辺 章（全国ガス） 事務局長 柳沢錬造

（全造船）

一九五六年九月三日結成 機関紙「中立労連ニュース」不定期

加盟組合（一九六二年一月中労委調べ）

電機労連	二四、一六〇	全造船	七五、〇〇〇
全建総連	九五、〇〇〇	全食労協	四六、二五〇
全石油	一七、七六〇	全国セメント	一六、五〇〇
全電線	一六、七六〇	全国ガス	一五、三〇〇
映演総連	八、九〇〇	繊維労連	三五、〇〇〇

車輛労連	一四、〇〇〇	全窯連	二四、四〇〇
全百連	三、〇〇〇	全生保	二五、五〇〇
全国石油鉱業労働組合（全油鉱）			四、六九〇
鉄道弘済会労働組合			一四、八〇〇
日本交通公社労働組合			四、五七〇
帝国繊維労働組合			四、八七〇
計	一八組合		六五、二四〇

7 日本炭鉱労働組合（炭労） 一三六、七八六

役員（一九六二年五月二六日改選）

委員長 古賀 定（三井三池） 副委員長 野口一馬（杵島）

事務局長 岡 松雄（三菱美唄）

一九五〇年四月二二日結成 機関紙「炭労新聞」週刊

第三〇回臨時大会（一九六一年八月一七～一九日）は、杵島争議（合理化反対スト一二〇日余）の事態收拾をきめ、幅広い政策転換闘争を展開することになった。石炭政策転換闘争については、第三編の争議の項参照。また日炭高松争議も九六日間続いたストを八月一九日に中止した。期末手当、退職手当、じん肺闘争は政転と並行して闘われ、退職手当・じん肺協定改定闘争は一九六二年春闘中の三月一日妥結、また春季賃上げ闘争は四月一〇日から無期限ストにはいり、同一三日以降一万五五円アップで妥結した。その他、尺別炭鉱において、「生産阻害の文書を回覧した」という一方的な理由で現職の書記長を含む一〇名の懲戒解雇を会社が提案した、いわゆる尺別事件に対しては特別対策委が設けられ、法廷闘争がたたかわれている。大正鉱業争議は会社の再建案をめぐり二月七日以降就労拒否を続けてきたが、炭労第三四回大会（五月二三～二六日）が事態收拾をきめた線で交渉にはいり六月二二日生産再開（一三六日ぶり）となった。

8 全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱） 四五、八三四

役員（一九六一年五月二五日改選）

委員長 重枝琢巳（福岡） 書記長 菊地 勇（常磐）

一九五四年五月二一日結成 機関紙「全炭鉱」旬刊

第二回中央委（一九六一年九月二八～三〇日）は、石炭産業安定化闘争（安闘）の方針をきめ、炭労、炭職協との共同行動とあわせて陳情行動を開始した。賃金闘争では二月二三日に一方一三〇円要求をきめ、四月一四日、五五円アップで妥結した。第九回定期大会（五月二八～三〇日）は、安定化闘争に対する批判と、今後のたたかいの進め方を中心に討議があった。

9 全日本金属鉱山労働組合連合会（全鉱） 五八、六五六

役員（一九六一年九月二八日改選）

委員長 原口幸隆（住友別子） 副委員長 沢田政治（三菱尾去

沢） 杉野一幸（三井三池） 事務局長 鷺谷政之助（同和小坂）

一九四七年二月一〇日結成 機関紙「ぜんこう」週刊

和歌山県の妙法労組（組合員六〇〇名）の組合員全員の名簿が顔写真つきで警察に保管されているという事実が一九六一年七月四日報道された。総評も現地調査団を派遣して抗議行動を全国的に展開した。

第三八回定期全国大会（九月二五～二八日）は、賃上げ、合理化反対・鉱業政策の確立など六つのスト権を確立した。

一〇月七日、妙法の組合員半数以上の整理が提示されたが、この闘争を中心に、炭労とも共闘を組み、鉱業政策確立のための動員行動が始まった。三鉱連（三菱鉱業労連）傘下の全単組は一月二六日妙法支援全面二四時間連帯ストを実施、全鉱傘下の全単組が職場大会で抗議した。一月二五日、二六日第三九臨時全国大会が開かれ、賃金、合理化、鉱業政策確立の三つのたたかいの結合による闘争方

針をきめたが、妙法の企業整備反対闘争は二月五日をもって条件闘争に移行、これより賃金闘争を中心にスト体制で追込みにはいり、全闘（大手）は四月二〇日から平均二一〇〇円前後で妥結した。この間五月七日の衆院本会議で、自由化に直面する金属鉱業危機打開に関する決議が可決され、全鉱は一応の成果と評価した。中小の賃闘では吾妻労組（三五〇名）の二三日間の全面ストなどが目だった。

10 日本金属鉱業労働組合協議会（鉱労） 一六、〇〇〇*

役員（一九六一年四月二一日選出）

委員長 江藤喜佐夫（日鉱連） 副委員長 大塚澄夫（日室鉱連）
夏井 満（日東職連） 事務局長 佐藤 進（日鉱連）

一九六一年四月二一日結成 機関紙「鉱労」月二回刊

一九六〇年春の全鉱臨時大会で、全鉱の「運営を激しく非難し、組織内における改革に望みを失い、再度の脱退を余儀なくされてより、組織改革への希望を捨てず、組織外より金属鉱業における労働運動の正しい歩み方に新しい意欲を燃やしつつ、再び組織対策委員会を設けて慎重な討議を続けて、新産別結成への大綱を組み上げ、新組織結成推進の決意を新たにした」日鉱連を中心に、続いて全鉱を離脱した日室鉱連、総同盟傘下の日東職連などが、一九六〇年二月五日、全国金属鉱業労働組合産別組織結成連絡協議会を組織し、一九六一年四月二一日、四〇組合の代表員の出席のもとに結成大会を開いた。第一回全国会議（一〇月一四日）、鉱業政策確立と合理化対策。第二回全国会議（一九六二年四月一二日）、金属鉱業政策確立に関する要請書と方針。

11 中央金属共闘会議（金属共闘） 六〇六、〇〇〇*

鉄鋼労連 一五、〇〇〇 全電線 一八、〇〇〇
全国金属 一五、〇〇〇 全造船 七、〇〇〇

電機労連 二〇、〇〇〇 車輛労連 一三、〇〇〇

役員（一九六一年一〇月一九日改選）

議長 門間吉信（鉄鋼労連） 副議長 東宮 孝（電機労連）
松尾 喬（全国金属） 多田友吉（車輛労連） 林 行雄（全電線） 事務局長 長谷川勲（全造船）

一九五二年結成

金属の共闘会議はすでに一〇年前から存在した。毎年の春闘などでそのつど共闘に関して協議してきたのであるが、一九六一年三月下旬に共闘事務局を設置、地方との共闘連絡などで前進を示した。七月一日、一二日、第四回全国代表者会議を開き、議長、事務局長制を採用、指導体制を確立した。一九六二年春闘では三月四、五日に総決起大会、一五日全国集会、二八日統一実力行使を実施した。

12 日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連） 一六一、八二〇

役員（一九六一年九月二九日改選）

委員長 門間吉信（鋼管鶴鉄） 副委員長 長牛 正（富士室蘭）
畠山恵次郎（神鋼神戸） 書記長 宮田義二（八幡製鉄）

一九五一年三月一日結成 機関紙「鉄鋼労連」週刊

第二一回定期大会（一九六一年九月二六、二九日）は一九六二年度運動方針と政暴法粉碎などを中心とした秋季年末闘争方針を決定した。一九六二年春闘では、まず一月一九、二二日に中央討論集會を開き、平均五千元、五〇%以上配分の賃上げ、勤続三〇年二八〇万円の退職金、超過給の割増賃金三割五分の統一要求のもとに二月一四、一六日第二二回臨時大会は闘争体制を確認した。しかし四月六日のスト中止、一八〇〇円回答、職務給提案、四月一〇日の四八時間スト中止（以上いずれも大手五社）という困難な情勢のなかで、中小のみがストでたたかうことになり、四月二三日第七回拡中闘は

闘争終息の方向で、大手三社に出された職務給についてのみ是正闘争としてとりくむことをきめた。五月二四、二五日の第二三回臨時大会は春闘自己批判を行なった。

13 全国金属労働組合（全国金属） 一八〇、〇四九

役員（一九六一年一〇月三日改選）

委員長 椿 繁夫（大阪） 副委員長 高野 実（東京） 飯尾増雄（愛媛） 高山勘司（東京） 書記長 松尾 喬（書記局）

一九五〇年一〇月八日結成 機関紙「全国金属」旬刊 機関誌「金属労働資料」

14 全国金属産業労働組合同盟（全金同盟） 一二七、四八〇

役員（一九六二年五月二三日改選）

会長 井堀繁雄（埼玉） 副会長 新家宗明（大阪） 吉田秀雄（石川） 主事 天池清次（本部）

一九五一年三月一八日結成 機関紙「全金同盟」月刊

15 全国機械金属労働組合（全機金） 二五、四八五

役員（一九六一年七月一日改選）

委員長 柳瀬 田（東芝製鋼） 副委員長 西谷正信（不二越） 書記長 大谷徹太郎（東部）

一九四九年二月八日結成

16 全日本電機機器労働組合連合（電機労連） 二四〇、三七一

役員（一九六二年六月一日改選）

委員長 竹花勇吉（東芝） 副委員長 野口勝一（日立） 福間知之（松下電器） 書記長 阿部万亀四郎（日電）

一九五三年六月一日結成 機関紙「電機労連」月二回刊

17 全日本電線工業労働組合（全電線） 二三、二二一

役員（一九六一年七月二七日改選）

委員長 中里次郎（古河横電） 副委員長 川上洸一（藤倉深川）

岡田貞一（大日本社） 書記長 林 行雄（昭和）

一九四六年七月二日結成 機関紙「全電線」月刊

18 全国造船労働組合総連合（造船総連） 四一、七八七

役員（一九六二年五月二二日改選）

委員長 基 政七（本部） 副委員長 古賀 専（本部） 書記長 西本春三（呉NBC）

一九五一年二月一日結成 機関紙「造船労働」旬刊

19 全日本造船労働組合（全造船） 七〇、五四八

役員（一九六一年八月三十一日改選）

委員長 柳沢錬造（石川島） 副委員長 西方真一郎（三菱横浜） 書記長 長谷川勲（川崎）

一九四六年九月一日結成 機関紙「全造船」週刊

20 日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連） 三三、〇三七

役員（一九六二年四月一九日改選）

会長 塩路一郎（日産） 副会長 川鍋清一（日産） 松本公夫（部労連合） 増田勝己（民間労協） 村瀬昭夫（販労連合）

事務局長 尾田正明（日産）

一九五五年一月二三日結成 機関紙「自動車労連」月刊 機関誌「季刊自動車労連」季刊

21 全国自動車産業労働組合連合会（全国自動車） 五〇、〇〇〇*

役員（一九六二年一月二八日選出）

委員長 伊藤一男（トヨタ） 副委員長 加藤和夫（トヨタ） 渡辺正信（いすゞ） 中山徹郎（日野） 書記長 池本 正（いすゞ）

一九六二年一月二八日結成 機関紙「全国自動車」

全自動車が一九五四年一月に解散して以来、日産を主体とする自動車労連以外の、トヨタ、いすゞ、日野などの労組を中心に、ま

ず中立という性格で自動車産業労組の全国組織を結成しようとする動きがあり、日産も加えて新組織結成のための話し合いが続けられてきたが、意見の統一を図ることはできず、「産業別または全国的中央組織、すなわち総評、全労とか各単産のような上部組織に加入していない自動車産業の単組を組織（規約六・九条）」の対象とすることによって一月二八日、全国自動車の結成をみた。

22 車両産業労働組合連合会（車両労連） 一四、五四九

役員（一九六一年八月二三日改選）

委員長 中村利明（汽車会社大阪） 副委員長 天野一吉（帝国車輛） 武内 薫（日本車輛名古屋） 事務局長 林 竹義（汽車会社大阪）

一九五一年五月五日結成 機関紙「車輛労連」月刊

23 化学産業労働組合協議会（化労協） 三〇〇、〇〇〇

加盟組合Ⅱ 合化労連、化学同盟、紙パ労連、全国ガス、全石油、新化学、全国セメント、全食労協の八単産

一九五三年九月結成

一九五八年以降、化学産業では技術革新のための合理化が、特に石油化学を中心として進み、これに対応すべく化労協の再組織化による共闘態勢をとることが要請され、一九六一年にいたって新発足が実現した。

24 化学産業労働組合同盟（化学同盟） 五四、〇一二

役員（一九六二年五月三一日改選）

委員長 山花秀雄（本部） 副委員長 北川正之（横浜ゴム）
藤本用輔（ダンロップ） 書記長 広瀬謹一郎（本部）
一九五一年六月一六日結成 機関紙「化学同盟」週刊 調査部機関誌「化学同盟資料」

25 合成化学産業労働組合連合（合化労連） 一二一、九一二

役員（一九六一年七月二四日改選）

委員長 太田 薫（宇部窒業） 副委員長 入江正治（住友新居浜） 岡本明保（田辺製薬） 書記長 西野六郎（東北肥料）
一九五〇年一二月九日結成 機関紙「合成化学」月二回刊 機関誌「月刊合化」月刊

26 全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連） 五八、八四四

役員（一九六一年七月二八日改選）

委員長 池ノ谷吉春（王子製紙） 副委員長 谷口浩二（日本パルプ） 大畑秋吉（本州製紙） 陳東芳彦（三菱製紙） 書記長 土橋昭富（北越製紙）
一九四七年四月六日結成 機関紙「紙パ労連」週刊 調査部機関誌「調査月報」月刊

27 全国化学労働組合同盟（全化同盟） 五八、二三二

役員（一九六一年八月一日改選）

会長 村尾重雄（大阪一般化学） 副会長 小林通夫（武田薬工）
藤田茂郎（日本セメント） 主事 中島桂太郎（関東一般化学）
一九五一年一月一八日結成 機関紙「全化同盟」月刊

28 全化学産業労働組合連合（新化学） 八、四二一

役員（一九六一年七月二八日改選）

委員長 藤田政男（呉羽化学） 副委員長 柿本隆義（鶴見曹達）
書記長 高瀬又七（本部）
一九五〇年一〇月二五日結成

29 全国石油産業労働組合協議会（全石油） 二六、一四八

役員（一九六一年六月二六日改選）

委員長 菊地清一（昭和石油） 副委員長 山沢雅夫（東亜燃料）
書記長 吉岡 正（日本石油）
一九四七年四月一日結成 機関紙「全石油」半月刊 調査部機関誌「石油資料」

関誌「全石油月報」月刊

30 全国瓦斯労働組合連合会（全国ガス） 一五、五二三

役員（一九六一年八月三〇日改選）

委員長 渡辺 章（東京ガス） 副委員長 仲山知春（東邦ガス）
緒方弘美（西部ガス） 書記長 城 忠一（東京ガス）

一九四六年七月二日結成 機関紙「全国瓦斯労働」旬刊 機関誌
「全国ガス旬報」旬刊

31 全国セメント労働組合連合会（全国セメント） 二〇、五二六

役員（一九六一年八月二九日改選）

委員長 阿部頼夫（小野田セメント） 副委員長 工藤幸作（豊
国セメント） 書記長 我妻勝美（日立セメント）

一九四七年七月二五日結成 機関紙「全国セメント」旬刊 機関
誌「月刊全国セメント」月刊

32 全国窯業労働組合連合会（全窯連） 二九、四四三

役員（一九六〇年五月一八日改選）

会長 大峰賢一（東海窯連） 副会長 木村健次（有田窯連）
書記長 久野福蔵（東海窯連）

一九四九年四月一七日結成 機関紙「全窯連」月刊
全国石油鉱業労働組合（全油鉱） 四、六九〇

役員（一九六一年九月二六日改選）

委員長 伊藤誠光（長岡） 副委員長 三丁目俊弥（酒田） 書記
長 高橋俊二（帝石本社）

33 全国繊維産業労働組合同盟（全織同盟） 四四一、五五五

役員（一九六一年八月三日改選）

会長 滝田 実（本部） 副会長 高山恒雄（本部） 書記長
宇佐美忠信（本部）

一九四六年七月三一日結成 機関紙「全織新聞」五日刊 調査部
機関誌「繊維労働」月刊

一九六一年度統一賃金闘争は、第一六回定期大会（七月三十一日、
八月三日）においてスト権を確立、八月一七日Aグループ二二組合
が無期限、Bグループ五三組合が二四時間、Cグループの九〇組合
が二時間のそれぞれストにいつせいに突入した。綿紡大手一〇組合
が九日間の全面ストの末、二五日、三五〇〇円満額獲得の成果をあ
げて妥結したのをはじめ、ほとんどの組合が満額もしくはそれを上
回るような回答を得て妥結した。

全国繊維産業労働組合同盟綿紡部会（綿紡部会）

役員（一九六一年八月一〇日改選）

部会長 山本友吉（大和） 副部会長 岡村 博（敷島） 佐藤
晋六（日東） 宮野若雄（民成） 書記長 久保田常久（日清）

一九四八年六月一日結成

全国繊維産業労働組合同盟化学繊維部会（化繊部会）

役員（一九六一年四月二八日改選）

会長 服部引一（東レ） 副会長 嶋田忠平（旭化成） 書記長
久村 晋（日レ）

一九四六年一〇月二四日結成 機関紙「化繊速報」週刊

全国繊維産業労働組合同盟羊毛部会（羊毛部会）

役員（一九六一年四月二六日改選）

部会長 岩崎昇策（大東紡） 副部会長 浜 国彦（日本毛織）
書記長 高橋金馬（本部）

一九四六年七月三一日結成

全国繊維産業労働組合同盟麻部会（麻部会）

役員（一九六一年七月二九日改選）

部会長 山崎太数（帝産） 副部会長 沖田信夫（東織） 書記

長 加藤悦弘(本部)

一九四七年六月一日結成 機関紙「全織新聞麻総合版」

全国繊維産業労働組合同盟地方繊維部会(地織部会)

役員(一九六一年六月二七日改選)

部会長 下田喜造(本部) 副部会長 高木隆昭(高瀬染工)

書記長 中村 弘(本部)

一九五〇年十一月二八日結成

34 日本繊維産業労働組合連合会(繊維労連) 三二、一四九

役員(一九六一年七月三一日改選)

委員長 小口賢三(片倉) 副委員長 岡田和夫(群馬) 書記

長 羽室幸明(郡是)

一九四七年二月一二日結成 機関紙「繊維労連」月二回刊 機関

誌(学習誌)「せんの仲間」季刊 調査部機関誌「調査時報」

35 全専売労働組合(全専売) 三九、〇三六

役員(一九六一年七月二七日改選)

委員長 佐藤新次郎(福島) 副委員長 久我正明(金沢) 書

記長 斎藤一雄(名古屋)

一九四九年六月二八日結成 機関紙「全専売新聞」週刊 機関誌

「時報全専売」

36 アルコール専売労働組合(アルコール専売) 一、一三〇

役員(一九六一年七月二六日改選)

委員長 箱守一男(東京支部東京分会) 副委員長 原田哲和(本

省分会) 書記長 青木金次郎(本省分会)

一九五三年二月一九日結成 機関紙「アルコール」随時刊

37 全国食品産業労働組合同盟(全食品同盟) 一四、八〇三

役員(一九六二年五月二八日改選)

委員長 湧井寅松(群馬醸造) 副委員長 鶴田源治郎(ヤマサ

醤油) 川畑重二(宝酒造) 書記長 大迫栄治(本部)

一九四七年一〇月六日結成 機関紙「全食品同盟」月刊

38 全日本食品労働組合協議会(全食労協) 四五、〇〇〇

役員(一九六〇年十一月二五日改選)

議長 染谷 茂(野田醤油) 副議長 福田秀夫(全森永) 尾

下一三(昭和産業) 事務局長 中本長栄(全国ビール)

一九五四年十一月二一日結成 機関紙「全食労協」月刊 機関誌

「全食労協時報」

加盟組合 全国ビール、水労協、全国製菓労働組合協議会(全菓

労協)、野田醤油労働組合、昭和産業労働組合、協同乳業労働組

合、名糖産業労働組合、森八労働組合

全国麦酒労働組合連合会(全国ビール) 九、九八九

役員(一九六〇年一〇月改選)

委員長 高地元春(朝日) 副委員長 高牟礼真(日本) 畠中

貞久(キリン) 書記長 中本長栄(キリン)

一九四九年五月一九日結成 機関紙「全国ビール」月刊

水産冷凍労働組合協議会(水労協) 八、六六五

役員(一九六〇年十一月二二日改選)

議長 川原耕造(大洋漁業) 副議長 後藤成公(日本冷蔵)

中沢弥七(日本水産) 加藤健市(日魯漁業) 事務局長 野波

博泰(日本水産)

一九五二年九月二〇日結成 機関紙「水労協」

39 全国映画演劇労働組合(全映演) 三、二五九

役員(一九六一年一月八日改選)

委員長 清水 実(東宝東京) 副委員長 大和田実(楽天地)

永井秀雄(東宝東京) 竹内宗和(東宝大阪) 事務局長 石井

晋一(東宝東京)

一九四七年五月二〇日結成 機関紙「あしなみ」月刊
40 映画演劇労働組合総連合（映演総連） 九、五三二

役員（一九六一年四月二〇日改選）
議長 田上桃資（松竹） 副議長 吉田尚武（東映） 石井勝一

（大映） 事務局長 間島三樹夫（舞芸）

一九五二年三月二五日結成 機関紙「映演総連」月刊

41 全印刷局労働組合（全印刷） 七、七九八

役員（一九六一年六月二九日改選）

委員長 鈴木善太郎（小田原） 副委員長 町田政男（滝野川）
書記長 星宮文夫（本局）

一九四七年四月一日結成 機関紙「全印刷」旬刊

42 全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）

二三、〇九四

役員（一九六一年七月改選）

委員長 木村信雄（東京地連） 副委員長 山田 勉（東京地連）
猪飼 栄（大阪地連） 書記長 高橋 武（東京地連）

一九五三年四月二五日結成 機関紙「全印総連」週刊 調査部機
関誌「全印総連調査合対資料」

43 日本出版労働組合協議会（出版労協） 三、六七七

役員（一九六一年一〇月八日改選）

委員長 檜橋国武（講談社） 副委員長 清水 驍（学校図書）
豊田匡介（岩崎書店） 書記長 熊谷達雄（岩波書店）

一九五八年三月一五日結成 機関紙「出版労協」月二回刊

44 日本新聞労働組合連合（新聞労連） 三六、七〇七

役員（一九六一年七月二三日改選）

委員長 末田春彦（朝日） 副委員長 新福 章（西日本） 原
寿雄（共同） 書記長 小川峯一（日経）

一九五〇年六月三〇日結成 機関紙「新聞労連」旬刊
45 日本放送労働組合（日放労） 一一、一五五

役員（一九六一年八月一九日改選）

委員長 斎藤 力（関東） 副委員長 浜口泰三（関東） 書記
長 奥田幸三郎（中国）

一九四八年三月二日結成 機関紙「日放労」週刊

46 日本民間放送労働組合連合会（民放労連） 九、二七九

役員（一九六一年八月一三日改選）

委員長 中村紀一（東京放送） 副委員長 岸田 功（日本テレ
ビ） 北村日出夫（朝日放送） 書記長 竹村富弥（北海道放送）

一九五三年七月一二日結成 機関紙「民放労連」旬刊

一九六一年末から一九六二年春闘にかけての争議について第二編

第六章参照。

47 全通信労働組合（全通） 二二〇、八三〇

役員（一九六一年六月二〇日改選）

委員長 宝樹文彦（東京） 副委員長 高柳常雄（佐賀） 大出
俊（神奈川） 書記長 下村義美（東京）

一九五〇年九月二九日結成 機関紙「全通新聞」週刊 機関誌「全
通時報」月刊

合理化闘争、春闘については、公労協の争議の項参照。

48 全電波労働組合（全電波） 二、七八七

役員（一九六一年六月二八日改選）

委員長 砂原俊雄（熊本） 副委員長 川久保昭司（福岡） 書
記長 栗田昭二（東京）

一九五一年三月一五日結成 機関紙「全電波」週刊

49 全国特定局労働組合（全特定） 一八、〇五六

役員（一九六二年五月二一日改選）

委員長 中村 勉(東海) 副委員長 遠藤 直(東海) 書記
長 中山 守(関東)

一九五三年七月二五日結成 機関紙「全特定新聞」旬刊

50 全国郵政労働組合(全郵労) 一、五〇〇

役員(一九六一年五月二一日改選)

委員長 宮尾真一(品川) 副委員長 長谷幸太郎(中野) 柴

山栄三郎(大崎) 書記長 武満秀雄(京橋)

一九五八年一〇月一一日結成 機関紙「全郵労新聞」月刊

51 全国電気通信労働組合(全電通) 一七九、九五九

役員(一九六一年七月一四日改選)

委員長 片平久雄(札幌) 副委員長 川畑政則(宮崎) 書記

長 石井清一(東京)

一九五〇年九月二九日結成 機関紙「全電通新聞」週刊 機関紙

「月刊全電通」月刊

合理化闘争、春闘については、公労協の争議の項参照。

52 全国電信電話労働組合(全電電) 三〇〇

役員

委員長 沢津橋政吉

一九六〇年九月七日結成

53 国際電信電話労働組合(国際電電) 三、二九六

役員(一九六一年八月二日改選)

委員長 二反田秀雄(東京国際電報局) 副委員長 山田克巳(大

阪国際電報局) 書記長 小島紳一(本社)

一九五三年四月一日結成 機関紙「国際電々」半月刊

54 全日本建設産業労働組合協議会(建設労協) 一一三、一八〇

役員(一九六一年二月一八日改選)

議長 唐沢平治(全建総連) 副議長 山田俊一(日住労) 事

務局長 河村秀男(国労建協)

一九五六年一二月二〇日結成 機関誌「月刊建設労協」月刊

加盟組合Ⅱ全建労、全建総連、日住労、全通建築部、全電通建築

部、国鉄労組建築協議会

55 建設産業一般労働組合(建設一般)

総評が中心となり、これに建設関係の労働組合が協力して、建設業の未組織労働者の組織化をするため、特に野丁場労働者の組織化のための、産業別単一の個人加盟組合として、一九六二年三月二七日に規約を決定して組織中である。

57 全国建設労働組合連合(全建総連) 九一、七五一

役員(一九六一年一〇月二〇日改選)

委員長 横山周三(東京都連) 副委員長 浅田源三郎(京建労)

森 治平(三重県連) 書記長 唐沢平治(東京都連)

一九六〇年一一月二四日結成 機関紙「全建総連」月三回

58 日本建設産業職員労働組合協議会(日建協) 一七、八八三

役員(一九六一年五月二七日改選)

議長 黒武者俊美(東京) 副議長 神谷和男(東京) 中林政

雄(大阪) 事務局長 新江隆彦(東京)

一九五四年一二月一二日結成 機関紙「日建協ニュース」月二回

59 全国土建労働組合同盟(全国土建) 一〇、三四九

役員(一九六一年六月一五日改選)

委員長 小林省三(東京建設) 副委員長 岡本瑞石(東京建設)

丸山松尉(東京建設) 書記長 富所富平(東京建設)

一九四七年六月二七日結成

60 全日本電気工事労働組合協議会(日電工) 一九、四七八

役員(一九六一年三月改選)

議長 高橋芳雄(関東) 副議長 岸本克巳(中国) 右田 稔

(九州) 事務局長 中島 紳(東海)

一九四七年五月一日結成 機関紙「日電工ニュース」月刊

61 全日本自由労働組合(全日自労) 二二五、八二八

役員(一九六二年五月一〇日改選)

委員長 中西五洲(三重) 副委員長 坂本周一(東京) 和田

富美夫(兵庫) 書記長 近藤一雄(新潟)

一九四七年六月三〇日結成 機関紙「じかたび」週刊 機関誌「学

習」隔月刊

62 全国金融労働組合共闘会議(金融共闘) 一三三、三〇〇

加盟組合

全損保 三七、〇〇〇 地銀連 三、〇〇〇

全相銀連 二五、〇〇〇 外銀連 一、〇〇〇

全生保 二六、〇〇〇 全証労協 一、四〇〇

公庫労協(金融公庫労働組合協議会) 四、五〇〇

全信労(全国信用金庫労働組合協議会) 五、七〇〇

全労金(全国労働金庫労働組合連合会) 二、六〇〇

日本信託労働組合 一、一〇〇

(オブザーバー加盟)

全信連、日本相互銀行従業員組合、長期信用銀行従業員組合

役員(一九六一年九月一日選出)

議長 上田利輝(全損保) 副議長 北川 休(全生保) 大野邦

夫(全相銀連) 石井外史(全信労) 能見 博(全労金) 事務

局長 平田貞治郎(地銀連)

一九六一年八月一日結成 機関紙「金融のなかま」

八月一日の拡大金融労組懇談会は八・一一アピールを発し、そ

の討議を中心に全国の都道府県に、全金融、金融共闘、金融労組懇

談会などの名称で地域共闘組織が結成され、一九六一年十一月九、

一〇日の金融共闘全国代表者会議に結集した。名称は懇談会を金融共闘と改め、中央事務局も九月二〇日に設置されて、一九六二年春闘は大産業別金融共闘としてたたかわれた。

63 全国銀行従業員組合総連合(全銀総連) 一四五、七〇五

役員(一九六二年五月二四日改選)

議長 松本不二夫(市銀連) 副議長 江崎次郎(地銀連) 事務

局長 和気秀夫(市銀連)

一九五七年五月二五日結成

加盟組合 市銀連、地銀連、全信連、外銀連

64 市中銀行従業員組合連合会(市銀連) 九三、八五五

役員(一九六二年五月二三日改選)

委員長 松本不二夫(第一) 副委員長 森本芳雄(三和) 和気

秀夫(三菱) 事務局長 山本卓亮(三井)

一九五六年七月二八日結成 機関紙「市銀連ニュース」月刊 調

査部機関誌「調査部報」

65 全国地方銀行従業員組合連合会(地銀連) 四一、五五四

役員(一九六一年五月二一日改選)

委員長 平田貞次郎(福岡) 副委員長 江崎次郎(静岡) 山崎

隆夫(四国) 書記長 伊勢谷越夫(青森)

一九五六年七月二八日結成 「地銀連」月二回刊

67 全国相互銀行従業員組合連合会(全相銀連) 二三、九五九

役員(一九六一年五月一七日改選)

委員長 本多 武(岐阜相銀) 副委員長 大野邦夫(中央相銀)

品田芳一(第一相銀) 書記長 野口 豊(長崎相銀)

一九五三年九月八日結成 機関紙「全相銀連」月刊

68 全国信託銀行従業員組合連合会(全信連) 九、六〇四

役員(一九六一年五月一日改選)

議長 大野泰正(三菱) 副議長 川内義昭(第一) 湯浅宙俊
(安田) 書記長 松山顯夫(三菱)

一九五七年一月二日結成 機関紙「全信連新聞」年二回

69 全国生命保険労働組合連合会(全生保) 七四、一七八

役員(一九六一年一〇月一八日改選)

委員長 北川 休(東邦生命) 副委員長 橘 一郎(千代田生命) 賀来伸吉(第一生命) 及川 清(住友生命) 書記長 田中武人(東京生命)

一九四六年六月四日結成 機関紙「全生保」隔月刊

70 全国生命保険外務労働組合連合会(全外連) 九九、三五四

役員(一九六一年六月二三日改選)

委員長 田中義一(明治) 副委員長 鵜沢利萌(第二) 真鍋助一(朝日) 書記長 肥田野武雄(日本)

一九四八年四月一日結成 機関紙「全外連」二ヵ月一回

71 全日本損害保険労働組合(全損保) 三〇、〇二〇

役員(一九六一年一〇月六日改選)

委員長 上田利輝(大正) 副委員長 品川正治(日火) 田中恭亮(日産) 松村哲昭(大成) 書記長 福尾長和(東海)

一九四九年一月五日結成 機関紙「全損保」週刊 調査部機関紙「調査時報」

73 日本電気産業労働組合(電産) 一、五三七

役員(一九六一年五月三十一日改選)

委員長 筒井時雄(中国) 副委員長 藤田正次(中国) 書記長 田中信夫(中国)

一九四九年五月七日結成 機関紙「電産」月刊

74 全国電力労働組合連合会(電労連) 一二三、三〇三

役員(一九六一年八月二四日改選)

会長 片山武夫(東京電力) 副会長 亀山徹瑞(関西電力) 事務局長 佐藤 伸(東北電力)

一九五四年五月二七日結成 機関紙「電労連」月三回

75 全日本交通運輸労働組合協議会(全交運) 九一五、六〇〇

役員(一九六一年九月七日改選)

議長 堀井利勝(私鉄総連) 副議長 兼高 隆(動力車労組) 鈴木正清(全日通) 中山唯男(海員) 吉岡徳治(全港湾) 川添嘉平(都市交通) 鮎ヶ瀬芳雄(鉄弘労) 事務局長 野々山一三(国鉄労組)

一九四七年七月九日結成 機関紙「全交運情報」月二回刊

加盟組合Ⅱ国鉄労組、動力車労組、私鉄総連、海員、全日通、都市交通、全港湾、全自交、全自運、鉄道弘済会労働組合(鉄弘労) 日本交通公社労働組合(交通公社)、運輸省全国陸運職員組合(全陸運)、自動車運転手労働組合(自運労)の二三組合

76 国鉄労働組合(国労) 三三四、七三九

役員(一九六一年八月八日改選)

委員長 鈴木 清(東京) 副委員長 鎌倉繁光(門司) 木村美智男(東京) 書記長 山田耻目(広島)

一九四七年六月五日結成 機関紙「国鉄新聞」週二回 機関誌「月刊レール」月刊・「国鉄文化」月刊

ダイヤ改正反対、時間短縮、工場整理など合理化反対、春闘については公労協の争議の項参照。

77 国鉄動力車労働組合(動力車) 五三、二五五

役員(一九六一年六月一六日改選)

委員長 車田 守(東京) 副委員長 兼高 隆(岡山) 書記長 新井勝美(門司)

一九五一年五月二四日結成 機関紙「国鉄動力車」週刊 機関誌

「働く力」月刊

78 国鉄職能別労働組合連合（国職労連） 一八、七五〇

役員（一九六二年五月三十一日改選）

委員長 菅原栄悦（一般仙台） 副委員長 坂本正一（工作多度津工場） 西 孝雄（一般天王寺） 書記長 渥美正巳（運輸静岡）

一九五七年一月二〇日結成 機関紙「国鉄職労新聞」週刊

79 国鉄地方労働組合総連合（国鉄総連） 二二、六〇〇

役員（一九六一年九月一八日選出）

委員長 山際政治（新潟地労） 副委員長 谷村孝一（金沢地労） 事務局長 岩川修二（新潟地労）

一九六一年九月一八日結成

国鉄労組の闘争至上主義を批判して分裂した新潟地労を中心に東京、大阪、金沢、仙台、静岡の各地労と、国鉄電気労組の七組合が、地労単位のたたかいの弱さを中央に結束することによって強化しようと、九月一七、一八の両日、結成大会を開いた。

80 日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連） 一九一、三八三

役員（一九六一年七月三十一日改選）

委員長 堀井利勝（釧路臨港） 副委員長 佐藤 弘（京浜急行） 三橋幸男（京阪神） 書記長 安恒良一（西鉄）

一九四七年一月一〇日結成 機関紙「私鉄新聞」旬刊

春闘におけるストに関して、私鉄の争議の項参照。

81 全国民営交通労働組合協議会（全交労） 一五、〇〇〇

役員（一九六一年一月二八日選出）

委員長 参谷新一（山陽電軌） 副委員長 島崎史朗（広島電鉄） 佐藤貞治（越後交通） 事務局長 本名主計（新潟交通） 一九六一年一月二八日結成

「私鉄総連の闘争至上主義、企業経営を無視した暴力闘争」を批判、総連を脱退した中小私鉄バスの組合は、全労会議に結集する新組織結成に一年余の準備活動を行ってきたが、一月二八日結成大会を迎えた。しかし総同盟は傘下に全交運同盟があり、従来から全労との組織競合問題で話し合いがあったにもかかわらず、これを無視して全交労を結成した全労の態度は遺憾であるとして、話し合い打ち切りを申し入れた。のちに同盟会議結成にいたる組織再編問題は全交労結成を機として急速に事態の発展をみたのである。

全交労結成宣言

われわれは、労働運動が国民大衆の日常生活に直結している社会性を自覚し、われわれの自由と権利を守り、労働諸条件の向上と社会的地位の向上のため、われわれの綱領を堅持して民主主義と社会正義に立脚し、交通産業全労働者の期待と責任を背負ってここに全国民営交通労働組合協議会を結成する。

われわれは、きわまりない社会の進展に積極的に取り組むと同時に経営側の封建性と非近代性に断乎対決して、われわれの限らない生活向上のため闘う。

片や、交通産業の公共性を無視し、無謀な画一闘争至上主義に立った左翼指導者による暴力闘争がしつようにくり返されているが、われわれはこれを勇敢に排撃し、民主的労働運動こそが労働者の生活の諸権利を守り高めてきた事実を誇りとしている。われわれは遠からず民営交通の全労働者の民主的な結集体が大きく発展することを確信し、一層の自信と勇気をもって目的達成に総力を結集して前進することを誓うものである。

加盟組合 広島電鉄労働組合、常盤交通従業員労働組合、防石鉄道労働組合、防長交通労働組合、宇和島自動車全労働組合、山陽電軌労働組合、頸城鉄道自動車労働組合、越後交通労働組合、新

瀧交通労働組合、浦原鉄道労働組合、弘南バス全労働組合、福島電鉄労働組合、全但交通労働組合、会津乗合自動車労働組合、林田産交労働組合

82 全国交通運輸産業労働組合同盟（全交運同盟） 一八、八九三

役員（一九六一年三月一七日改選）

会長 古賀 専（本部） 副会長 白川菊馬（岡山） 西村忠一（岡山）

書記長 倉沢重雄（東京）

一九五五年一〇月二七日結成 機関紙「交通労働」旬刊

83 日本都市交通労働組合連合会（都市交通） 六一、九六四

役員（一九六一年七月一二日改選）

委員長 川添嘉平（東交） 副委員長 藤岡三郎（神交） 書記長 岩田数義（大交）

一九四七年一月一六日結成 機関紙「都市交通」月刊

84 全国通運労働組合協議会（全通運） 八〇、〇〇〇

役員（一九六一年六月一五日改選）

議長 伊部 真（全日通） 副議長 村田義次（東信運輸） 宮崎 薫（松浦通運） 清水兼一（京都通運） 事務局長 鈴木正清（全日通）

一九五六年三月八日結成 機関紙「全通運」月刊

85 全日通労働組合（全日通） 七〇、〇二九

役員（一九六二年五月一八日改選）

委員長 伊部 真（大阪） 副委員長 山崎達夫（東京） 中川 豊（広島） 書記長 鈴木正清（香川）

一九四六年四月二〇日結成 機関紙「日通労働」週刊

一九六一年七月五日、本給二五〇〇円プラス五%など新賃金を要求して始まった賃上げ闘争は、九月一九日全国いっせい二四時間ストにひきつづき、二〇日四八時間ストに突入した。八月一二日まで

五回にわたる交渉で、会社は向こう三ヵ年間毎年七%ずつ賃金を増額するという計画賃金を提案してきた。九月一八日の中労委の職権あっせん案は昇給を含めて三千円というものであった。ストは約五〇時間続き、九月二一日、昇給を含め三三〇〇円（要求は推定五〇二八円）で妥結した。

86 全国自動車運輸労働組合（全自運） 三四、三五六

役員（一九六〇年一〇月八日改選）

委員長 引間博愛（東京） 副委員長 山田 重（愛知） 山内棹 示（東京） 事務局長代理 平林正樹（東京）

一九五〇年十一月二五日結成 機関紙「全自運」月刊

87 全国自動車交通労働組合連合会（全自交） 三九、〇二八

役員（一九六一年一〇月二〇日改選）

委員長 伊坪福雄（東京） 副委員長 佐藤 保（本部） 小坂純 三（東京） 玉川秀雄（京都） 書記長 金良清一（本部）

一九四七年九月一四日結成 機関紙「全自交労働」月刊

89 全国海運港湾労働組合連絡会議（海港労連） 一二一、三四二

一九六二年一月二三日結成

加盟組合 海員、日港労連

船舶と港湾に従事する労働者の生活労働条件の改善をはかるため

には、それぞれの組合の緊密な協力体制が必要である、との主旨

で、海員と日港労連が提携して一月二三日結成総会をもった。特に

港湾における民主的労働運動の発展をはかることを目的としてうた

っている。

90 全日本海運労働組合連合会（全海連） 七、〇一八

役員（一九六一年一〇月二八日改選）

委員長 谷田正次（飯野海運） 副委員長 井原貞雄（日本郵船）

安西貞利（大阪商船） 三田和雄（本部） 書記長 河野恒男（三

田和雄（本部） 書記長 河野恒男（三

井船舶)

一九四七年一月一〇日結成 機関紙「全海連」月刊

91 全日本海員組合(海員) 一一三、五三七

役員(一九六〇年一〇月九日改選)

組合長 中地熊造(本部) 副組合長 青木 敏(本部) 南波佐間豊(本部)

一九四五年一〇月五日結成 機関紙「船員しんぶん」週刊 機関

誌「海員」月刊 調査部機関誌「調査資料」月刊

労働時間短縮を中心とする労働協約改定争議について、海員争議の項参照。

92 全日本港湾労働組合(全港湾) 一八、四三〇

役員(一九六一年八月二四日改選)

委員長 兼田富太郎(関西) 副委員長 吉岡徳次(九州) 書記長 五十嵐武雄(北海道)

一九四六年七月二七日結成 機関紙「港湾労働」月二回

港湾の共闘機関として全港湾をはじめ、日本海事検定協会職組、

検定新日本社職組、日本検数労組、全倉運、全日通、沖縄港湾荷役労組(以上七組合は全港労協に加盟)および全海事、全税関、全農林、全港建、全海連、自治労、全日自労によって港湾中央共闘が組織されている。

春闘は全国討論集会で確認された一律五千円要求を二月五日に一齐提出、三月二七日全港二四時間ストを実施した。このストは日本の労働運動史上はじめての港湾国際統一行動(同情ストや支援激励集会など)としてたたかれ、太平洋アジア地域の港湾労働者組織など一カ国一〇〇万人の労働者が参加したといわれる。

93 日本港湾労働組合連合会(日港労連) 七、八〇五

役員(一九六〇年六月一七日改選)

委員長 古賀 勲(神戸) 副委員長 佐藤清吉(東京) 大利幾

94 造(神戸) 書記長 松本正男(横浜)

一九五六年三月一七日結成 機関紙「日港労連」

全日本倉庫運輸労働組合連合会(全倉運) 五、八七一

役員(一九六一年九月二二日改選)

委員長 飯田忠男(帝蚕) 副委員長 富田重義(安田) 堀 剛典(川西) 書記長 篠崎長文(三菱)

一九四九年九月一〇日結成 機関紙「全倉運」月二回

95 日本教職員組合(日教組) 六〇三、三〇七

役員(一九六一年七月二四日改選)

委員長 小林 武(北海道) 副委員長 鈴木 力(岩手) 井上勲(東京) 書記長 宮之原貞光(鹿児島)

一九四七年六月八日結成 機関紙「日教組教育新聞」週刊 機関誌「教育評論」月刊

学力テスト阻止闘争について、争議の項参照。

96 日本高等学校教職員組合(日高教) 四一、八一〇

役員(一九六一年二月二九日改選)

委員長 小笠原和夫(北海道) 副委員長 磯本達則(栃木) 書記長 甫守 伝(長崎)

一九五一年五月一〇日結成 機関紙「日高教情報」旬刊

97 全国教職員団体連合会(全教連) 四六、〇〇〇

役員(一九六二年二月一八日選出)

委員長 鈴木正夫(徳島) 副委員長 福永英夫(大阪) 上田種義(山口) 書記長 菊池達也(東京)

一九六二年二月一八日結成 機関紙「新教育情報」旬刊

全教連結成に伴って、その母胎となった日本教職員団体連合会(教団連)は翌二月一九日第九回臨時大会を開いて発展的解消をき

め解散した。二月一八日全教連結成大会における宣言左のとおり。

大会宣言

戦後、民主国家として再発足したわが国は絶望と焦土の中より立ち上ってより十七年、予想外の経済成長と高度の科学技術の進展によりその地位は徐々に回復し、漸く世界の信頼を得るに至った。

かかる国家の発展、民族の将来に教育の占める役割は甚だ大であるといわねばならないが、今日、わが国の教育界の現状をかえりみるとき極めて憂慮すべき状態であることは何人もこれをいなむことはできない。

即ち教職員組織の一部指導者による特定イデオロギーと極端な階級意識に基づく運動などにより教職員をいやが上にも憎悪と敵対意識にかりたてて、闘争至上主義による職場の混乱、教育の破壊をあえてし、はては児童・生徒までもその具に供したことはわが国教育界の汚点であるといわねばならない。それがために今日ほどわれわれ教職員の尊敬と信頼の念を失墜したときはないであろう。

また一方、行政当局の施策をみるに、その政策を充分に国民に納得、支持させるための努力を怠り、いたずらに組合対策にのみ専念したといっても過言ではない。ために全国民から委任された行政権者としての権威を甚だしく失い、却って組合との対立抗争の悪循環を繰返すこととなり、法のみを唯一の盾として官僚的独善によってさらに現場の混乱を倍加している結果となっている。

このときにあたり、われわれ全国教職員団体連合会が結成されたことは、その意義と使命は誠に大であるといわねばならない。われわれは本日、決定された綱領・規約・運動方針に従い強力な運動を展開することを固く誓い合った。そして、自由にして民主

的な組合主義を貫くことにより教職員の社会的、経済的地位の向上を図り、真に教職員を守る組織であることを約束し、同時に教職員としての特性を十分に自覚し、真摯なる組織の原動力により教育の向上発展に寄与することを期した。本日よりのわれわれの熱意と積極的な行動によってわが国の教育は正常化し、また真の教育の民主化が実現するものと期待する。しかしながらわれわれの前途は希望に明るく輝いているというもののその間に幾多のしゅん険難所が横たわっている。

われわれに加えられる破壊・弾圧には組織を挙げて敢然と対決し、また左右の全体主義とも勇敢に闘う用意がある。(中略)

われわれは本日の感激と初志を組織の伝統として全国民の信頼と期待にこたえるべく、青少年の育成と教職員の権利と利益擁護のために力強い前進を誓う。

右宣言する。

昭和三十七年二月十八日

全国教職員団体連合会結成大会

98 日本医療労働組合協議会(日本医労協) 二九、五八〇

役員(一九六一年八月二三日改選)

議長 岩崎清作(全医労) 副議長 宇夫方貞夫(全日赤) 鈴木

利久(健保労連) 横山 宏(新潟医労協) 鳥元一之(京都医労

協) 事務局長 宇田川次保(東京医労連)

一九五七年八月三十一日結成 機関紙「日本医労協新聞」旬刊

第七回定期大会(一九六一年八月二一・二三)において、医労

協としての総評一本加盟をきめ、単組の批准を経て一月八日実現した。

加盟組合Ⅱ全医労、全日赤、全労災、健保労連、厚生連労組、全専売東京病院、東京医労連ほか全国各府県の医労連、医労協

全日本国立医療労働組合（全医労） 二六、一八二

役員（一九六一年六月二三日改選）

委員長 岩崎清作（旭川病） 副委員長 山根一人（別府病） 書記長 渡辺素良（八事療）

一九四八年一月二〇日結成 機関紙「全医労新聞」週刊

全日本赤十字労働組合連合会（全日赤） 八、二九一

役員（一九六一年七月二三日改選）

委員長 赤塚健吉（山田） 副委員長 宇夫方貞夫（盛岡） 川口邦与（京都第一） 書記長 伊藤茂歳（長野）

一九四六年三月一〇日結成 機関紙「全日赤ニュース」月二回

99 全国商業労働組合協議会（全商協） 二二二、二三〇

役員（一九六〇年八月二四日改選）

議長 上田利輝（全損保） 副議長 田中義一（全外連） 山田理（全百連） 事務局長 北川 休（全生保）

一九五三年八月一日結成

加盟組合Ⅱ全外連、全生保、全百連、全損保、全相銀連、全倉運、全海連、ホテル労連、殖産住宅労組、明治商事従組

100 全日本百貨店労働組合連合会（全百連） 三九、一二六

役員（一九六一年一〇月二〇日改選）

委員長 伊藤 博（全松屋） 副委員長 小谷喜八郎（全そごう） 齋藤勝馬（東横） 書記長 河地韶美（全松坂屋）

一九四九年一〇月二四日結成 機関紙「全百連」旬刊

101 全日本ホテル労働組合連合会（ホテル労連） 四、〇一六

役員（一九六一年九月七日改選）

委員長 高野和男（帝国） 副委員長 志村光祥（第一） 野口博幸（丸栄） 書記長 石井 敏（本部）

一九四八年三月二八日結成 機関紙「労連ニュース」旬刊

102 全日本官公職労働協議会（全官公） 四三、八〇〇*

役員（一九六一年一〇月七日改選）

議長 菅原栄悦（国職労連） 副議長 田中 毅（教団連） 宮尾真一（全郵労） 事務局長 中山 守（全特定）

一九五九年九月四日結成 機関紙「全官公通信」月刊

加盟組合（一九六二年四月現在、組合員数は公称）

全国特定局労働組合 一九、〇〇〇

国鉄職能別労働組合連合 一六、〇〇〇

国税労働組合 五、〇〇〇

大分県職員組合 二、〇〇〇

全郵政労働組合 一、五〇〇

全国電信電話労働組合 三〇〇

計 六組合 四三、八〇〇

（オブザーバー組合）

全国教職員団体連合会 四六、〇〇〇

国鉄地方労働組合総連合 三〇、〇〇〇

日本国有林労働組合 八、〇〇〇

国税労働組合（国税労組） 五、〇〇〇

役員（一九六一年六月二八日改選）

委員長 齋藤みのる（東京国税局） 副委員長 中沢保二（東京国税局） 岩田 実（中野税務署） 齊木一郎（川崎税務署） 書記長 村上正敏（東京国税局）

一九五九年八月八日結成 機関紙「国税労組」週刊

103 公務員労働組合共闘会議（公務員共闘） 一、四五一、五二五

役員（一九六一年九月五日改選）

議長 鈴木 力（日教組） 副議長 丸山康雄（自治労） 樋口緑（全港建） 事務局長 藤本 勝（全農林）

一九六〇年二月二九日結成
加盟組合Ⅱ国公共、地公労

一月二三日の共闘会議は一九六二年春闘方針をきめた。その具体的内容は左のとおりで、三月二日の春闘第一次全国統一行動には、公務員共闘の第一〇次統一行動として参加、また三月二八日の春闘第一波統一ストにも、三四単組が三〇分時間内職場大会を実施したほか、春闘の統一行動に終始参加してたたかった。

闘いの進め方

(一) 公務員共闘は押付け賃金に反対し、一律五、〇〇〇円引上げを要求しているが、政府は勧告体制のワクを強硬に維持しようとしている。われわれは低賃金に大きな不満をもっている。わずかに七・一%の引き上げでは物価の上昇にすら追いつけないものであり、実質賃金は低下しているという不満を組織し、押付け賃金不承認の態度を明確にして政府を追求する。

地公労でまだ妥結していない都府県では、統一要求を実現し、勧告の壁を打破するための強力な闘いを組織する。

この対政府と対自治体の闘いが全国的な闘いに発展するよう、重要時点で全国統一行動が配置できるよう配慮する。

年度末手当は、公労協各単産ではすでに獲得している。われわれ公務員労働者も年度末手当を制度化させなければならないが、当面不当な低賃金によって生ずる赤字を補填するために、〇・五ヶ月分の支給を要求して強く政府を追求する。この基本賃金引き上げ、および年度末手当に必要な財源を獲得するために、第二次補正を組ませるよう、国会開会中に院内外の闘いを結合し、強化発展させる。

(二) 産業構造や雇用状態の変化によって、今日最低賃金制闘争の重要性は非常に大きなものとなっている。最賃制闘争はわれ

われ自らの低賃金に止めをするだけでなく、賃下げ攻撃すら出ることが予想される今日、とくにこの闘いを強める事が極めて重要な事であり、また公務員労働者のなかから一二、〇〇〇円以下の労働者をなくす事は、公務員労働者の低賃金を打破し、賃金体系をゆさぶる事になる。従って、公務員共闘傘下全組織は、県評、地区労に加盟し、地域最賃共闘に積極的に参加して、この春闘で全労働者とともに、最大限の努力を傾け、目標を達成するとともに、自らも公務員最賃一二、〇〇〇円を獲得するために闘う。

(三) I・L・O条約は、この通常国会において批准をかちとる事を目的に闘いをすすめる。また敵の企図している国内四法の改悪には絶対反対の態度をもって、組織の全力をあげて闘い抜く。このためスト権奪還委員会のなかで方針を統一し、公労協との共闘・革新政党との協力を強化し、国民各層の宣伝を活発にしつつ、最大限の実力行使をふくむ全国統一闘争を配置して闘う。この闘いを発展させ、権利意識を高めて労働基本権の確立を計る。

(四) 公労協、国公の退職年金制度はすでに実施されているが、この制度および運用は極めて非民主的でありあまつさえ掛金の引き上げをさらに実施しようとしている。地公の退職年金も同様に改悪されて通常国会に提案されようとしている。われわれは民主的な年金制度確立のために、社会保障拡充のための国民的予算要求闘争と結合させつつ闘いを発展させる。

(五) 去る臨時国会で臨時行政調査会法が成立した。一応人員整理等を目的としない事を明らかにしているが、今日われわれの職場では技術の革新、公共企業の下請化等の合理化が進んでおり、とくに全調達の防衛庁統合、農林省の大幅機構改革等が起ってお

り、また個々の職場で権利侵害が行なわれ労働強化が進んでい
る。われわれはこのような合理化に反対し、労働条件を向上させ
るために「週休二日、四〇時間労働制の確立」を目標に、技術革
新や自由化にともなう合理化政策に対決し、権利侵害に対しては
職場点検闘争を行なってこれを排除する。

また現在多くの定員外職員が残されているが、定員外職員の劣
悪な賃金や、労働条件を許す事は、定員内職員の賃金、権利を劣
悪化させるものであり、われわれはこの不当な差別を許す事は出
来ない。全員定員化のために全国の職場を起点に統一的闘いに発
展させる。(以下略)

104 国家公務員労働組合共闘会議 (国公共) 二三四、六六五

役員 (一九五一年八月二二日改選)

議長 井上 士 (全農林) 副議長 樋口 緑 (全運輸) 藤井
務 (全国税) 事務局長 金辺順炳 (全農林)

一九五五年三月結成 機関紙「国公労新聞」月刊

加盟組合 全農林、全医労、全建労、全国税、全労働、全司法、
全運輸、全商工、全法務、全開発、全財務、全税関、日教組大学
部、全厚生、国会職連、全電波、全調達、総理統計、大蔵職組、
文部職組、会検労、恩給職組、経企労、人職、公正取引、全監
察、学術会議、行管統計の二八組合

105 全大蔵労働組合協議会 (全大蔵) 八二、二五六

役員 (一九六一年一〇月二一日改選)

議長 佐藤新次郎 (全専売) 副議長 高橋 勇 (大蔵職組) 高
田 実 (全国税) 事務局長 清水 一 (全印刷)

一九五七年七月一八日結成

加盟組合 全専売、全国税、全印刷、全財務、全税関、大蔵職
組、全造幣の七組合

全国税労働組合 (全国税) 一九、七七四

役員 (一九六一年八月一四日改選)

委員長 藤井 務 (高松) 副委員長 村上晴男 (関東信越) 高
田実夫 (大阪) 書記長 吉本 貢 (東京)

一九四九年一月二五日結成 機関紙「全国税」週刊

全国財務職員組合 (全財務) 五、八七八

役員 (一九六〇年九月一〇日改選)

委員長 沼田 実 (関東) 副委員長 百田 清 (北九州) 書記
長 湯本徳一 (関東)

一九五四年一〇月二七日結成 機関紙「全財新聞」月四回

全国税関労働組合 (全税関) 六、二二九

役員 (一九六一年七月改選)

委員長 栗山彦七郎 (横浜) 副委員長 西田春人 (長崎) 書記
長 藤原国男 (東京)

一九四七年一月二一日結成 機関紙「全税関」

大蔵省職員組合 (大蔵職組) 一、九〇〇

役員 (一九六一年五月二六日改選)

委員長 高橋 勇 (主計局) 副委員長 栗林薫三 (管財局) 事
務局長 大内蔵利雄 (理財局)

一九四五年一〇月三一日結成 機関紙「大蔵」月二回

全農林労働組合 (全農林) 六〇、〇六五

役員 (一九六一年七月二四日改選)

委員長 井上 士 (香川) 副委員長 西川恵夫 (香川) 書記長
江田虎臣 (熊本)

一九五二年一月三一日結成 機関紙「農林新聞」週刊

全建設省労働組合 (全建労) 二五、〇六六

役員 (一九六一年七月一五日改選)

委員長 本条嘉久雄（近畿地本） 副委員長 大河原基典（関東）
書記長 君島孟雄（地理総支部）
一九四九年七月一八日結成 機関紙「全建労」旬刊 調査部機関誌「調査部報」

全労働省労働組合（全労働） 一六、四一七

役員（一九六一年七月一日改選）
委員長 園田敏明（福岡） 副委員長 小幡 久（富山） 書記長 内山 昂（東京）

一九五三年六月二日結成 機関紙「全労働新聞」週刊

全国司法部職員労働組合（全司法） 一六、九五四

役員（一九六一年七月二五日改選）
委員長 佐藤喜三郎（札幌） 副委員長 溝口富夫（大阪） 書記長 吉田博徳（福岡）

一九四七年一月二五日結成 機関紙「全司法新聞」旬刊 機関誌「全司法通信」月刊

全商工労働組合（全商工） 九、八一九

役員（一九六一年八月三〇日改選）
委員長 渡辺光雄（本省） 副委員長 明田収民（中国） 書記長 威（関信） 書記長 岸本文男（関信）

一九四八年九月一日結成 機関紙「全商工新聞」旬刊

全法務労働組合（全法務） 五、〇七五

役員（一九六一年七月二四日改選）
委員長 坂本 登（東京） 副委員長 池谷純良（甲府） 書記長 加藤重武（東京）

一九四七年一月二日結成 機関紙「全法務新聞」月刊

全北海道開発局職員労働組合（全開発） 九、九七二

役員（一九六一年六月二〇日改選）

委員長 渡辺 実 副委員長 吉田勇治 千葉俊行 書記長 松原清志

一九五一年四月結成 機関紙「全開発」旬刊

厚生省職員組合（全厚生） 四、〇三四

役員（一九六一年五月二〇日改選）
委員長 諸岡信一（予防検） 副委員長 馬場春夫（栄養研） 書記長 川崎 速（麻薬取締所）

一九四六年四月二一日結成 機関紙「全厚生」不定期

全国調達庁職員労働組合（全調達） 二、二〇六

役員（一九六一年五月一九日改選）
委員長 清水 登（横浜） 副委員長 平山徳二（札幌） 書記長 桜井俊男（東京）

一九四九年七月二四日結成 機関紙「全調達」旬刊

文部職員労働組合（全文部） 一、九一六

役員（一九六一年七月二九日改選）
委員長 赤塚孝雄（調査局） 副委員長 川野辺敏（調査局） 書記長 児山 滋（初等中等教育局）

一九四六年一〇月三〇日結成 機関紙「文労」月刊

全運輸労働組合総連合（全運輸）^{*} 一二、五〇〇

役員（一九六〇年九月一五日改選）
委員長 樋口 緑（全港建） 副委員長 高橋克巳（全気象） 書記長 浦 明（全陸運） 事務局長 織ノ田武（全海事）

一九五三年七月三日結成

運輸省全港湾建設労働組合（全港建） 五、〇七六

役員（一九六一年八月三〇日改選）
委員長 樋口 緑（博多港） 副委員長 下向井良一（三建地本） 書記長 松末誠一（神戸港）

一九四九年七月九日結成 機関紙「全港建」旬刊

運輸省全海事職員組合（全海事） 二、五一五

役員（一九六一年七月二六日改選）

委員長 酒井徳三郎（本省） 副委員長 津田昌宏（本省） 書記

長 川原幸雄（北海道）

一九五〇年六月九日結成 機関紙「運輸」二〇日刊

国会職員組合連合会（国会職連） 二、八〇〇

役員（一九六一年九月一八日改選）

委員長 林 昌茂（衆議院） 副委員長 藤田 敏（参議院） 住

谷雄幸（国立国会図書館） 事務局長 渡辺敬三（衆議院）

一九五九年一〇月二二日結成 機関紙「国会職連新聞」隔月刊

総理府統計局職員組合（総理統計） 二、一〇〇

役員（一九六一年四月一四日改選）

委員長 矢島俊良 副委員長 望月スミ子

一九四八年一二月一日結成 機関紙「統計職組」月刊

106 地方公共団体関係労働組合会議（地公労）

* 一、二一六、八六〇

役員（一九六一年九月一一日改選）

議長 鈴木 力（日教組） 事務局長 安養寺俊親（自治労）

一九五八年九月一五日結成

加盟組合Ⅱ日教組、自治労、都市交通、日高教、全水労、都労連

107 全日本自治団体労働組合（自治労） 六〇九、九二一

役員（一九六一年八月二一日改選）

委員長 栗山益夫（東京都職） 副委員長 小坂新二郎（山形県

職） 丸山康雄（全道庁） 書記長 安養寺俊親（福岡県職）

一九五四年一月二五日結成 機関紙「自治新聞」週刊 調査部機

関誌「自治労調査時報」月二回刊

108 全日本水道労働組合（全水道） 二二、九二三

役員（一九六一年三月一日改選）

委員長 植田正男（東京） 副委員長 松本利雄（京都） 加藤

豊（広島） 書記長 上野秋雄（大阪）

一九六一年三月一日結成 機関紙「全水道」月刊

東京都労働組合連合会（都労連） 一二四、〇〇〇

役員（一九六一年六月二九日改選）

委員長 岡本丑太郎（東交） 副委員長 関口淳司（都教組） 鈴

木八郎（都職労） 中村礼作（高教組） 書記長 中川達男（都職

労）

一九四六年六月六日結成 機関紙「都労連新聞」

109 全林野労働組合（全林野） 六八、八三九

役員（一九六一年七月二〇日改選）

委員長 亀井忠衛（北見） 副委員長 宮下 功（長野） 谷沼嘉

瑞（高知） 書記長 梅木 勇（熊本）

一九五三年二月五日結成 機関紙「全林野新聞」週刊 機関誌「せ

んりんや」

110 日本国有林労働組合（日林労） 八、〇〇〇

役員（一九六一年七月二六日改選）

委員長 熊井一夫（本庁） 副委員長 山内健雄（本庁） 財部実

成（本庁） 書記長 山田保夫（本庁）

一九五九年一二月四日結成 機関紙「日林労新聞」隔月刊

111 全造幣労働組合（全造幣） 一、六四一

役員（一九六一年八月三一日改選）

委員長 三上義雄（大阪） 副委員長 村田 登（広島） 本庄一

昭（大阪） 書記長 谷 慶三（大阪）

一九四六年一月二二日結成 機関紙「全造幣」月刊

112 全国駐留軍労働組合（全駐労） 三五、三三〇

役員（一九六一年五月二八日改選）

委員長 市川 誠（埼玉） 副委員長 及川 陽（長崎） 作田徳

松（東京） 書記長 坂西栄蔵（神奈川）

一九四六年九月一日結成 機関紙「全駐労」旬刊

113 政府関係特殊法人労働組合協議会（政労協） 一七、九三〇

役員（一九六一年六月二四日改選）

議長 滝沢幸一（全基金） 副議長 松井 隆（原研労） 高橋次

郎（愛水労） 事務局長 山田俊一（日住労）

一九六〇年一月二日結成 機関紙「政労協新聞」隔月刊

加盟組合（一九六一年一月現在、中労委調べによる）

日本住宅公団労働組合（日住労） 二、四六〇

愛知用水労働組合（愛水労） 五〇〇

日本原子力研究所労働組合（原研労） 一、一五〇

農地開発機械公団労働組合（機械公団労） 三五〇

原子燃料公社労働組合（原燃労） 四三〇

日本貿易振興会従業員組合（ジェトロ労組） 五九〇

東北開発株式会社労働組合（東北開発労） 一、二九〇

全国総合職業訓練所職員組合（全総訓） 一、〇八〇

日本科学技術情報センター労働組合（情報センター労） 一二〇

理化学研究所従業員組合（理研従組） 三四〇

首都高速道路労働組合（首高労） 六〇〇

私学振興会労働組合（私学労） 五〇

農林漁業団体職員共済組合労働組合（農林年金労組） 一三〇

日本育英会労働組合（育英会労） 三二〇

学徒援護会職員労働組合（学援労） 四〇

全国社会保険診療報酬支払基金労働組合（全基金） 三、四〇〇

農林漁業金融公庫職員組合（農林公庫職組） 五二〇

住宅金融公庫労働組合（住公労） 八五〇

国民金融公庫従業員組合（国金従組） 二、六五〇

中小企業金融公庫職員労働組合（中小公庫労） 八五〇

中小企業退職金共済事業団労働組合（退共労） 一三〇

海外協会連合会労働組合（海協連労） 八〇

計 二二組合 一七、九三〇

日本住宅公団労働組合（日住労） 二、四七七

役員（一九六一年四月一日改選）

委員長 小林淳郎（東京） 副委員長 山田俊一（東京） 書記長

宮永竜一郎（福岡）

一九五七年六月二二日結成 機関紙「ひろば」月刊

114 全国一般労働組合（全国一般） 八五、〇二六

役員（一九六一年七月一日改選）

議長 大門義雄（関東） 副議長 村田重三（関西） 黒瀬 騰

（四国） 事務局長 倉持米一（関東）

一九五五年七月二五日結成 機関紙「総評全国一般」月刊

115 全日本中小企業労働組合総連合（全中総連） 二、〇四二

役員（一九五九年八月二〇日改選）

委員長 田中政男（東京） 副委員長 内田 寛（大阪） 石岡貞

次郎（北海道） 事務局長 田中政男（東京）

一九五五年一月一六日結成 機関紙「全中総連」不定期刊

第五編 国際労働運動と日本

第一章 国際労働組合の組織の発展

一九六一〜六二年の時期には、国際労働組合運動の勢力分野になり顕著な変化がみられた。国際自由労連（ICFTU）に比べて世界労連（WFTU）の組織人員数にきわだった増加がみられるとともに、第二次大戦後独立した国々と植民地の労働組合は、アフリカ、ラテン・アメリカなどで、直接的経済要求とともに、民族独立、民主主義、平和などの要求を掲げて地域的に結集し、積極的中立をたてまえとする地域的国際労働組合組織を結成するにいたった。しかもこうした組織ができた場合、それは世界労連との連携を密にし、国際自由労連とは疎遠になるかもしれない。対立する傾向をとった。世界労連、国際自由労連、国際キリスト教労連（IFCTU）と表面的に大きく分裂した国際労働運動のなかで、すでにここ数年来、統一の底流がますます強まりつつあったが、この一年間にみられた国際労働組合の組織上の変化は、こうした底流の強化の表面化にはかならない。

世界労連の組織人員は、一九六一年二月の一億七〇〇万から、一九六一年一二月の約一億二〇〇〇万へと、一〇ヵ月内に一三〇〇

万の増加を示し、国際自由労連の組織人員は、一九六〇年末の五九〇〇万から一九六一年末の五七〇〇万へと、逆に二〇〇万の減少を示した。

また一九六一年一二月に開かれた世界労連の第五回世界労働組合大会には、一億一九五〇万の世界労連加盟の組合員を代表する代議員に加えて、中立の全国中央組織と国際自由労連に所属する組織の二三五〇万の組合員を代表する代議員、オブザーバーが参加したことは、世界労連を中心として世界の労働組合戦線の統一が一步前進したことを示していた。

アフリカでは、一九五一年一月に結成されたニグロ・アフリカ労働組合同盟が中心になり、かねてアフリカ地域の労働組合運動の統一がはかられていたが、一九六一年にはいつて五月二五〜三〇日にはついにカサブランカで全アフリカ労働組合連盟（AATUF）結成のための会議が開かれるにいたった。会議にはアフリカの四二カ国にわたる一六二名の労働組合指導者が参加した。コンゴ・ブラザビル、中央アフリカ共和国、マダガスカル共和国、チャード、ガボン、カメルーンの代表は、政府に阻止されて出席できなかったが、これらを例外として、アフリカ地域のほとんどすべての国の労働組合が、ここに代表を送っていたことが注目される。会議にはまた、国際自由労連、世界労連をはじめとする国際労働組合組織やILO

の代表、ソ連、中国をはじめとする社会主義諸国の労働組合、フランス、イタリアの労働総同盟の代表も、オブザーバーとして出席していた。この広範な代表の参加を得て大会が可決した「原則と政策に関する報告」と「憲章」は、植民地主義と新植民地主義の打破のために国内および全大陸的に労働組合を統一しようという要求、全世界、とりわけアジア諸国の労働者との連帯の要求を、強く反映するものであった。会議は、アフリカ諸国の労働組合が既存の国際労働組合組織を離れて全アフリカ労働組合連盟に結集することをきめ、モロッコ労働同盟書記長マージュブ・ベン・セディックを連盟議長に選出し、本部をカサブランカにおくことを決定した。だが、アフリカにおける国際自由労連加盟組合のうち最も有力なモロッコやチュニジアの労働組合をはじめとして、全アフリカの労働組合が、こうした方向で統一組織をつくるということは、国際自由労連幹部としては見のがしえないことであった。そこで結成会議が終わるやいなや、国際自由労連執行委員であるチュニジア労働総同盟書記長トリリーは、会議の決定を激しく攻撃し、別のアフリカ地域組織をつくる意図を表明した。そして一九六二年一月チュニジア労働総同盟はリベリア、ケニア、南ローデシアの一部の組合幹部と協力して、ダカルでアフリカ労働組合連合を結成した。しかし、アフリカにおける最も有力な労働組合の一つであるモロッコ労働同盟は、全アフリカ労働連盟に残留した。

ラテン・アメリカ地域では、この地域のいたるところで高揚しつつある要求闘争を通じて労働者の統一が強化されてきたが、とりわけキューバ革命がこの地域の労働者に大地主・独占資本・アメリカ帝国主義からの解放の道を示したことは、こうした統一をいっそう発展させた。このことを表面化させる契機となったのは、一九六二年一月ウルグアイのプンタ・デル・エステで開かれた米州機構の外

相会議で、会議がアメリカの圧力のもとにキューバを除名しようとするや、ラテン・アメリカ全域にわたって、労働者はキューバ内政不干渉を要求する連帯行動にたちあがった。とりわけ、ラテン・アメリカで国際自由労連の米州地域組織（ORIT）に加盟している二つの主要な組織、メキシコ労働者連合とブラジル工業労働者全国連合が、ORITの幹部の反対にもかかわらず、この連帯行動に参加したことが注目される。

ラテン・アメリカ諸国の労働組合は、かねて一九六一年二月に、チリ統一労働組合の創立八周年の祝典を機会にサンチャゴで会議を開いて以来、この地域の労働組合の統一組織の結成を目ざして努力していたが、一九六二年にはいって右に述べたような新しい情勢の展開がみられると、チリ、ウルグアイ、ブラジル、エクアドル、キューバの全国的労働組合の代表は、二月末にふたたびサンチャゴに集まり、ラテン・アメリカの情勢や労働者の当面する諸問題を分析したのち、同年八月三十一日と九月二日にサンチャゴでラテン・アメリカ労働組合会議を開くことを決定した。こうしてラテン・アメリカ地域でも、アフリカに次いで地域的な国際労働組合統一組織が新たに誕生しようとしている。

なお、この一九六一と六二年にわたる期間に、わが国労働組合の国際組織への加盟関係には変化はみられなかった。国際自由労連傘下のわが国の組合は全労系六単産、総評系五単産にとどまり、ただ加盟の電労連の組織人員の増加がみられたために、国際自由労連加盟組織の人員は、一九六二年五月末には一九六一年五月末の約一四〇万から約一〇万を増し、一九六〇年五月末の約一五〇万の水準を回復した。他方世界労連加盟の組織も全建労、全日自労の二つにとどまった。次章にみられるように、わが国労組と国際労働組合組織の連携は強まったが、それはまだ組織上の措置をうむまでにいたら

なかったのである。

第二章 国際労働組合と日本

(一) 概況

一九六一・六二年の時期には、ベルリン問題をめぐる国際緊張の激化、核実験の再開、キューバ問題の進展などをめぐって、互いに正反対の立場にたつ世界労連と国際自由労連が、激しい宣伝・組織活動を展開した。そのうえ、世界労連の第五回世界労組大会が、中立の組合組織だけでなく、国際自由労連加盟の組織も一部加えて、一億四三〇〇万という画期的な数の労働者を代表する大会として組織されたこと、さらにアフリカやラテン・アメリカ地域で積極的中立の立場にたつ労働組合の国内的・国際的統一がとりわけ顕著に発展したことなどは、国際自由労連を苦境にたたせ、このことが、国際自由労連とこれにつながる勢力の、その他の地域の労働組合に対する働きかけを、いっそう強化させる傾きがあった。

以上のような事態の推移は、わが国がもつ国際的地位の重要性ともあいまって、わが国労働組合に対する国際労働組合組織からの働きかけを強めずにはおかなかったし、また、わが国の労働組合運動の側も、運動自体の発展に伴う外国の闘争経験摂取の要求、国際的連帯行動の必要性への自覚の強化などから、国際的連携の強化を求めることとなり、わが国労組と国際労働組合との結びつきは、前年にもまして発展することとなった。だが、国際自由労連ならびにその加盟組織からの働きかけは、国際交流の面に顕著に現われているように、時期的にも性格上もしばしばアメリカ国務省、アメリカの

財団、日本政府、生産性本部などからの働きかけと呼応するものであったことは注目されてよい。

国際自由労連は、一九六一年八月の総評大会にあてて「国際自由労連は日本の労働運動に対しあらゆる面で最大限の重要性をみとめている」として、きわめて調子の高いメッセージを送ったことにも現われているように、わが国労働組合運動に強い関心を示し、一〇月三〇日・十一月二日に開催された第三〇回執行委員会は、一九六〇年十一月の執行委員会で決定した駐日代表派遣を急ぐことを決定した。こうした自由労連本部の動きに応じて、九月にはアジア地域組織の議長ナラヤナンが訪日した。また、九月の鉄鋼労連大会には国際金属労連の代表とともに全米鉄鋼労組の代表が出席し、国際鉱山労組連盟は九月の執行委員会で炭労支援の決議を採択、一〇月には加盟二一カ国の炭鉱労組が集会を開いて日本の炭坑労働者の闘争について理解を深めることを決定した。また、国際自由労連アジア地域組織は九月の執行委員会で「日本の鉱山労働者」についての決議を採択し、国際自由労連と国際鉱山労組連盟に調査団派日を要請した。一〇月には全造船と造船総連の招待に応じて国際産業団体一般労連が会長J・マッシュューズを派日したが、マッシュューズは合化労連とも会談し、合化労連の同労組加盟を要請した。一九六二年にはいると、一月国際自由労連は国際鉱山労組連盟と連名で、炭労の要求を支持する旨の書簡を池田首相宛に送り、二月にはILO条約八七号の批准を要求する書簡を同じくわが国政府あてに送った。他方、岩井事務局長を団長とする総評代表団は、同じ二月にブラッセルの国際自由労連本部をたずね、日本の労働運動が直面している各種問題について話し合い、とりわけILO条約八七号批准の闘争を効果的にする方法について検討した。また、三月開催の国際自由労連小執行委員会は、特にわが国炭鉱労働組合との交流を深めるための検討

を開始することをきめ、同月開かれた炭労臨時大会にはベクー書記長の名でメッセージを送った。

他方、わが国でも、総評主流は一九六一年八月の総評大会以来資本主義諸国の労組との提携を強調し、ある程度国際自由労連への接近をはかる態度を示してきたが、とりわけこの時期に総評内の反主流派が第五回世界労組大会を契機に世界労連との提携を深めたことは、総評主流のこうした動きをいっそう促進したかにみえた。だが、国際自由労連ならびにその加盟組織と総評主流との接近は、たちまち矛盾を露呈した。一九六一年九月総評鈴木国際部長が世界労連主催のベルリン問題に関する国際労組会議に出席し、その決議を支持すると、ベクー書記長は、総評は積極中立といながら事実上はソ連と同じ立場をとっているではないかと、総評の態度をきびしく批判する書簡を二度にわたって太田議長に送ったのである。こうした事態の発展は、総評主流の基本政策と国際自由労連のそれとの間に根本的対立が存在する以上不可避的なものと思われるが、さらに一九六二年の年頭に当たり、国際自由労連ベクー書記長が、わが国労働者にあてた年頭メッセージのなかで、世界労連との提携こそれとも「自由な」労働組合との提携かの二者択一を強いことばで迫ったことは、三月の国際自由労連執行小委員会会議が社会主義国労組との交流を加盟組織にいっさい禁止することを再確認したこととあいまって、国際自由労連とわが国労組との連携・交流の広がり（国際交流の節で述べるように、アメリカの国務省と財団、日本の政府と生産性本部の積極的支援があったにもかかわらず）一定の限界を与えた。

これに対して世界労連は、その方針が総評やわが国の中立組織の大部分と基本的に一致しており、方針の違いは部分的な点にとどまるため、わが国労組との連携をより円滑に発展させた。一九六一年

六月には世界労連のルイ・サイヤン書記長は、政暴法をたな上げさせた日本労働者の闘争の成功を祝い、「労働組合の権利と、民主的自由にたいする攻撃に反対して統一行動をつよめている総評ならびに日本労働者を無条件に支持する」という電報を送った。また、同月世界労連加盟自由ドイツ労働組合同盟は取材のため竹村総評通信員を半年間にわたってベルリンに招待した。八月の総評大会には、世界労連代表スギリ書記をはじめ、世界労連加盟の中国、イタリア、ソ連、蒙古、インドネシアの労働組合代表が出席し、わが国労働者の闘争に讃辞と助言を送った。また世界労連書記局は十一月の総評臨時大会にもメッセージを送り、政暴法反対闘争、合理化反対闘争の成果を高く評価した。一九六二年にはいると、世界労連の金属労組インターナショナルは、三月の八幡製鉄労組臨時大会にメッセージを送り、運輸インターナショナルは、三月二七日のアジア太平洋地域の港湾労働者の国際統一行動日にさいして、全港湾にメッセージを送った。また世界労連は、四月一八日の第七回働く婦人中央集会と同月二八日の沖縄返還要求国民大会にそれぞれメッセージを寄せた。

この間、世界労連ならびに世界労連の産業別労働組合インターナショナルが組織した大会や国際労働組合会議には、わが国から総評もしくは中立労組の代表が必ず参加した。すなわち、九月にベルリンで開催されたドイツ問題をめぐる国際労働組合会議には総評鈴木国際部長ほか一名が、一月にブダペストで開かれた金属インターの電機部分と運営委員会には電機労連代表二名が、一月にライプチヒで開かれた国際印刷労働者協議会には全印総連、新聞労連、全印刷、出版労協などの代表九名が、同月モスクワ開催の社会保障国際行動委員会には総評鈴木国際部長と全日自労の代表が、参加した。そして、一二月モスクワ開催の第五回世界労組大会にはわが国から

炭労、国労、日教組、全国金属、全印総連、全損保、全商協、全日自労、全自交、全電通、全国税、新聞労連、医労協、全建労、紙パ労連、全造船の各代表と第五回世界労組大会地方準備会の代表合計三四名と総評オブザーバー三名、電機労連オブザーバー二名を含む、総計四四名の広範な代表が参加し、大会では、わが国労組代表の主張をとりいれて、「現段階における労働組合行動綱領」その他の決議が採択された。さらに一九六二年にはいると、五月にブカレストで開催された第二回国際繊維衣服皮革産業労働者会議に靴労連、皮革労協の代表が参加したのである。

このほか、一九六二年三月二七日に全港灣を中心とするわが国港灣労働者が、国際的連帯行動のもとに二四時間ストを実施したことは、画期的なできごとであった。この日全港灣は、港灣労働者の雇用の恒常化に関するILO決議の批准を要求してストを行なったが、アメリカの国際仲仕倉庫労組（無所属左派）やオーストラリア水辺労組は一九六一年六月の第二回全太平洋アジア港灣労働者会議の決議にもとづき、この日を国際連帯行動デーとして日本船積荷拒否闘争にはいったのである。このことは、わが国労働組合の国際的連携が、部分的ではあるがすでに連帯の直接的行動を生みだす段階に達したことを示すものとして、注目された。

(二) 国際自由労連系の諸会議

〔一九六二年〕 八月二〇日ブラジルで国際自由労連米州地域組織（ORIT）の第五回大会が開かれた。出席したベクー国際自由労働書記長は、そのあいさつのなかで、「ラテン・アメリカの労働運動は左右の全体主義勢力と闘い、中立主義を口実として自由な労働組合運動を分裂させようという策動に反抗してほしい」と要請した。会議にはラテン・アメリカ地域で国際自由労連に加盟する一九

カ国二六組織を代表する代議員一二名、ベネズエラその他の未加盟組織から派遣された友宜代表、国際産業別組織の代表のほかに、国際公機関ならびに亡命中のキューバ労働組合グループからのオブザーバーが出席していた。

九月二二・二五日にはサイゴンで国際自由労連アジア地域組織（ARO）の第二〇回執行委員会が開かれ、インド、インドネシア、台湾、韓国、マライ、パキスタン、フィリピン、南ベトナムの代表と並んで、わが国からは宇佐見忠信執行委員（全織）ほか三名が出席した。会議は地域組織の財政基礎の確立、カルカッタの労働組合大学を強化するため日本その他の労働組合教育責任者で構成する教育諮問委員会の設置などの方針をきめ、また、①日本の炭鉱・金属鉱山労働者のたたかいに連帯を表明し、国際自由労連と国際鉱夫連盟（MIF）に対し共同調査団の日本派遣を要請する決議、②南ベトナム政府にILO第八七号条約の批准を要請する決議、③ラオス問題の自主的解決を要望する決議、④ベルリンでソ連政府がとった交通制限措置を非難する決議、⑤ソ連政府の核実験再開を非難する決議などを採択した。

一〇月三〇日・十一月二日にはブラッセルで国際自由労連第三〇回執行委員会が開かれ、わが国からは西巻敏雄執行委員（海員）が出席した。会議が採択した「世界の政治的緊張増大に関する決議」は、緊張増大の原因は「ソ連が西ベルリンの現状変更を主張し、核実験を一方的に再開し、国連機能の弱体化を試みることにによって頂点に達した」と述べ、西ドイツへの出入りの自由、自由選挙によるドイツ統一を主張している。「国際貿易問題に関する声明」は、関税貿易に関する一般協定への協力をうたい、国際貿易における公正労働基準の採択を推進するための調査を行なう目的で、国際貿易問題に関する委員会を設置することを明らかにしている。このほか、低開

発諸国に対する融資基金の増額、融資条件の緩和を国際通貨基金に要請する決議、第七回自由労連大会に提出される完全雇用政策に関する声明を起草するため、加盟組織の専門家会議を召集することをきめた決議、既婚婦人に対する雇用上の差別待遇をなくすため、ILO条約第一一一号の批准を政府に要求し、ILOと協力してこの問題にとりくむよう加盟組織に要請する決議などが採択された。

一月三・四日にはブラッセルで国際自由労連の主催により国際非筋肉労働者会議が開かれた。会議にはヨーロッパ、アジア、中近東、アメリカ、オーストラリアの二七カ国の民間ならびに公共企業の非筋肉労働者代表ならびに五つの国際産業別組織の代表が参加した。会議は非筋肉労働者の雇用の現状とその社会的影響、その組織方法と労働組合機構内で占める位置、その利益を促進するための国際的活動に関する報告書を討議した。会議は、技術革新に伴い先進工業国で労働力内における非筋肉労働者の重要性が増大していることを認めるとともに、労働者はすべて共通の主要な利害関係をもっていることを指摘した。会議はまた、非筋肉労働者を労働組合運動に統合するために全世界に通用するパターンはないということを確認したが、一部の経営者がその勢力下におくことのできる少数の筋肉労働者の組織をつくろうとしていることには強力に反対すべきであるとの見解を明らかにした。

二月六・八日にはニューデリーで国際鉱山労組連盟(MIF)のアジア地域会議が開催され、七カ国一〇組織、四六万の労働者の代表と国際自由労連、ILOのオブザーバーなど約三〇名が出席し、わが国からはそれぞれ炭労、全鉱、全炭鉱を代表して野宮信雄、原口幸隆、坂場実の三名が参加した。会議は、MIFのアジア地域組織の設置の方針、MIF加盟組織が一国内で一つ以上ある場合にこれを統一する、MIFと国際自由労連の合同調査団の

日本派遣、④核兵器の実験、製造、貯蔵を行なうすべての政府の方針を非難する、⑤鉱山労働者の諸権利の擁護、などに関する諸決議を採択した。

「二九六二年」三月一二・一三日にはブラッセルで国際自由労連執行小委員会の第一四回会議が開かれた。会議は、七月ベルリンで開催される第七回国際自由労連世界大会の議題について審議し、通常の報告、議題のほか、「国連指導のもとに行なわれる平和と自由の確立を目ざす闘争」、「完全雇用を実現・維持するための経済政策」、「低開発国の経済問題と要求」、「変転しつつある世界における労働組合教育」、などを重要議題として加えることをきめた。会議はまた各国の労働組合事情を検討した結果、ネパール、軍事政権下の韓国で労働組合が正しい活動が続けることができないという事実注目し、日本については、「特に石炭産業内の労組の現状に注目し、石炭労働者に援助を与えること」、および「日本の自由な労働組合組織と国際自由労連、国際産業別組織ならびに自由世界の全国組織との間の交流をさらに助長するための対策を検討すること」を、書記局に対して指示した。会議はさらに西イリアン問題、ブラジルの全国工業労組連盟の最近の指導部変更にかかわる問題、アルジェリア停戦などの問題を討議したのち、一九五五年一二月の執行委員会で採択された「独裁国内の組織との交換訪問に関する決議」を再確認した。なお、同決議の要旨は、「共産主義国家が自由地域との労働代表の交流を行なうための努力を強化している事実注目し、その代表交流計画の企図するものは、①共産国家のご用組合の正当性を認めさせ、②自由な労働者を誤導し、③自由世界への共産主義者の浸透と破壊工作を容易にし、④ソ連帝国主義の領土拡張を増進することであることを了解し、したがって、かかる国の組合との交流は絶対に行なうべきでないし、また、「この種の訪問の招

待をうけた場合には、これについて国際自由労連書記長に報告するよう、全加盟組織に要請する」というものであった。

三月一九・二〇日にはブラッセルで国際自由労連の安全雇用対策会議が開かれ、一四カ国の労働組合と国際建築木材労組連盟を代表する組合専門家ならびに国際自由労連の代表が参加し、わが国からは全織の井上甫調査部長が出席した。会議は、同年七月開催の第七回国際自由労連大会に提出される、完全雇用の達成と維持を目的とする行動計画の草案を採択した。

次いで三月二一・二二日には同じくブラッセルで国際自由労連の国際貿易問題委員会の第一回会議が開かれた。委員会は第三〇回執行委員会の決定により設置されたもので、わが国からは井上甫（全織調査部長）が参加した。会議は最近の国際貿易事情について討議したのち、次期執行委員会に提出される「低開発国の貿易問題に関する決議草案」と「国際貿易政策に関する声明草案」を採択した。声明草案は、自由国家の貿易関係が危機に達した徴候が多数みられることを指摘し、自由国家は、経済の成長を助長し、国際貿易における協力を強化するよう、協調的貿易政策を発展させるための対策を立案すべき時機にある、と強調している。

（三）世界労連系の諸会議

〔一九六一年〕 六月二三・二六日にはプラーハで第四〇回世界労連執行局会議が開かれた。会議は、同年末の第五回世界労働組合大会に提出される「現段階において労働者の利益と権利を守るための労働組合の行動綱領草案」を採択し、広く各国の労働組合と労働者の討議にかけるために発表した。

七月二四・二六日にはアキラで南アフリカ労働者人民支援国際労働組合委員会が開催され、世界労連のほか、ガーナ労働組合会議、

ナイジェリア労働組合会議など一カ国の組合が参加して、全世界の労働者と労働組合にあてたアピールを発し、全世界の労働者が団結して南アフリカにおける人種的差別政策に反対してたたかうよう呼びかけた。

九月二二・二四日には世界労連の呼びかけにより、ベルリンで、「ドイツ平和条約、西ベルリン問題の平和的解決、戦争挑発反対国際労働組合会議」が開かれた。会議には、さまざまな組織に加盟する、あらゆる大陸の四七カ国にわたる労働組合組織に所属する、一億一四〇〇万以上の労働者を代表して、一八三名の代表ならびにオプザーバーが参加し、わが国からは、総評が鈴木国際部長ほか一名をオプザーバーとして参加させた。鈴木国際部長は会議の議長団に加えられ、日本代表として次のように発言した。

「ドイツとともに第二次世界戦争の源の一つであった日本の労働者は、ドイツとベルリンをめぐる深刻化している危機を、局地的性格のものと考えるはならないことを強調する……われわれは新しいボン・東京枢軸につよく反対している。われわれはドイツ民主共和国、ドイツ連邦共和国および日本で社会進歩をのぞむ労働者と人民大衆が、軍国主義と原子戦争準備に対して自分たち自身を守るために、相互に兄弟の感情を披瀝し合うよう希望する。総評に指導される日本の労働者は、すべての重要問題の平和的解決と現在の危機の打開のためにただちに話し合いを開くこと、二つのドイツ国家の平和条約の締結と西ベルリンの自由な非武装都市化を要求する。この目的を達成するために、われわれは世界の労働者が統一行動をおこなうよう希望する。」

会議はソ連、アメリカ、イギリス、フランス、東西ドイツにあてた「ドイツ平和条約と西ベルリン問題の平和的解決に関する覚書」と「あらゆる国々の労働者に対する呼びかけ」を採択したが、採択

された「覚書」は、ドイツをめぐる情勢はきわめて重大であること、アメリカ・イギリス・フランス三国の援助のもとに再建された西ドイツの帝国主義・軍国主義の権力は、強力な経済的・軍事的潜在力に依拠し、第二次世界大戦後確定した国境を暴力で改訂するたに報復と戦争宣伝の政策をとっており、これが緊張激化の原因であることを指摘したのち、西側三大国がドイツの侵略的軍事基地をヨーロッパ各国に設置させている事実を遺憾の意を表し、西ドイツにおけるファシズム勢力の進出に憂慮を示している。また覚書は、西ドイツ帝国主義がEEC諸国に政治的・経済的圧迫を加え、アフリカ、アジア、ラテン・アメリカに浸透するとともに、その戦争経済は高度の集中をとげ、旧ナチの軍事専門家によって指導されているという事実を指摘し、ドイツ労働総同盟の若干の幹部は独占資本の手先として行動していると、これをきびしく非難している。さらに覚書は、西ベルリンが社会主義国に対する侵略・諜報・破壊活動の基地になっているという事実を指摘し、アメリカ・イギリス・フランス・ソ連四カ国政府に対して、ポツダム協定の改正実施によって西ベルリンと西ドイツの報復計画をやめさせるよう要求するとともに、「現在の情勢のもとで、二つのドイツ国家との平和条約の早期締結が、報復精神と軍国主義への道を防ぎ、原子戦争を防ぎ、ヨーロッパと世界における平和を救う、効果的な道である」と宣言して、そのために四大国政府と二つのドイツ国家の政府がただちに交渉を始めることを呼びかけている。

一〇月一二―一四日にはミラノで世界労連加盟共同市場諸国労働組合統一行動委員会が開かれた。会議はこれらの国における労働者の闘争の発展とエネルギー政策について討議した。

十一月八―九日にはカルカタでアジア商業労働組合代表者会議が開かれた。会議はビルマ、セイロン、ベトナム民主共和国の商業

労働組合の支持を得、インドとインドネシアの商業労働者の代表三名の出席をみた。会議は、①商業、大商店、スーパーマーケットの労働者の経済的社会的要求、②商業における独占資本の政策に対して全国的ならびに国際的段階で闘争を発展させる必要、③商業労働者が平和と社会進歩のためにいっそう寄与する必要があることを内容とする宣言を採択し、また西イリアン解放を目ざすインドネシアの労働者と人民の闘争の支持を強調した。

十一月二二―二八日にはブダペストで金属機械労働組合インターナショナルの電機部会と運営委員会が開かれ、わが国からは電機労働者が二名のオブザーバーを出席させた。

十一月二五―二八日には、世界労連の提唱のもとに国際印刷労働者協議会がライプチヒで開かれ、わが国からは全印総連、新聞労連、全印刷、出版労協などの代表九名が出席した。

十一月三〇日には世界労連の社会保障国際労働組合行動委員会の第二回会議がモスクワで開かれた。会議は第五回世界労組大会に提出される社会保障憲章草案を作成したが、わが国からは中西五州（全日自労委員長）が参加した。

十二月四―一五日にはモスクワで第五回世界労組大会が開催された。全世界にわたり、数ヵ月におよぶ広範な討論によって準備されたこの大会には、九七ヵ国一億四二八三万余の組織労働者を代表する、九五八名の代議員、オブザーバー、来賓が参加した。大会に代表を送った労働者の数は、第四回世界労組大会の場合よりも三六〇〇万、第三回世界労組大会のときよりも五三〇〇万多く、また、世界労連に加盟していないヨーロッパ、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカの組織労働者一八六万五八〇〇人の送った代表、オブザーバーは、大会参加人員の約半数におよぶ四六九名に達した。これより先、わが国では四月二二日に第五回世界労組大会日本準備会が

結成され、準備会には全国金属、紙パ労連、全印総連、全日自労、印刷出版労協、全自交、炭労、全港灣、新聞労連、国労、日教組、全労働、全電通、全国税、全税関、全建労、自治労、日本医労協、全水連、電機労連、全造船、全百貨、全商協、全損保、地銀連、建設労協が組織として参加し、東京、神奈川、埼玉、新潟、石川、福井、青森、山形、京都、兵庫、広島、山口、北海道、福岡、高知など地労準備会が設立されて、きわめて活発な参加活動が展開された。その結果、大会には、細井宗一（国労中執）を団長とし、本条嘉久雄（全建労委員長）、高橋武（全印総連書記長）、佐竹五三九（全国金属組織部長）を副団長とする三四名の正式代表団、野口一馬（総評副議長）を団長とする三名の総評オブザーバーなどをふくむ合計四四名の代表が参加することとなった。

大会ではアゴスチノ・ノベラ世界労連議長の開会の辞に続いて、ソ連フルシチョフ首相がいさつを述べ、次いで第一議題「世界労連の活動、および平和擁護、帝国主義反対、平和共存、全面完全軍縮、労働者の社会的経済的諸要求実現のための労働組合の当面の諸任務」についてルイ・サイヤン書記長の報告、第二議題「植民地主義の廃止のためにたたかっている諸国民を援助する労働組合の活動と連帯の発展」についてイブラヒム・ザカリヤ書記長の報告が行なわれた。討論のすえ大会は三五におよぶ文書を採択したが、そのうちとりわけ重要で、この大会に歴史的意義をあたえたのは、「現段階において労働者の利益と権利をまもるための労働組合行動綱領」と「社会保障憲章」の採択である。

大会はまた職業訓練の問題が多く、多くの国で重要性をもつにいたっていることを考慮し、この問題に関する国際労働組合会議を招集することをきめ、各国の労働組合全国組織とともに検討して会議の招集方法、性格、期日、場所、議題を決定することを執行委員会に対し

て指示するとともに、一九六三年中に第二回国際婦人労働者会議を開催することを決定した。

最後に、大会は役員選考委員会の報告にもとづいて世界労連の総評議会、執行委員会、執行局など諸機関を満場一致で選出し、書記長にはルイ・サイヤンが、議長にはレナート・ビトッシ（イタリア労働総同盟執行委員）が就任した。なお、今回の役員選出に当たり、わが国について特に正副評議員、正副執行委員の席が空席のまふりあてられ、今後これらの役員をわが国から出す余地が残されたことは、注目に値する。

大会で採択された「行動綱領」は、まず前文のなかでこの綱領が「闘いの現段階における世界労連と労働組合運動全体の目的と任務を決定した」もので、「世界中の労働者にとって共通のものであり、国際労働者階級の偉大なたたかいに労働者を結集し団結させる諸問題と諸目標をしめしている」と述べるとともに、その適用に当たっては、特に各国の諸条件を考慮にいれなければならないことを指摘している。本文は「一、世界の労働者階級はすべての進歩的諸勢力とともに、人類の当面する諸問題を解決することができる」、「二、戦争は不可避ではない。戦争は避けることができる。平和をまもりぬき、強めることができる」、「三、植民地主義は完全に絶滅されなければならない」、「四、新しい世界の建設者——社会主義諸国の労働者」、「五、資本主義的搾取に反対し労働者の社会的経済的要求をめざす闘争における労働組合の任務」、「六、労働組合の権利および民主的自由の擁護と拡大」、「七、行動による統一と国際連帯こそは労働者階級の勝利を保障する」の七節から成り、第一節では、現在の社会主義体制が資本主義体制に対して優位を示しており、人間社会の進歩の決定的要素になっていること、諸国民の民族解放運動は植民地制度を崩壊に導いていること、平和を目ざす諸国民の運動は新

たに大きな発展をみせ、帝国主義者の軍事的冒険をくい止め世界戦争を避けることが可能になっていくこと、資本主義国の労働者階級は一段と鋭いたたかいを發展させ、労働者階級とその同盟者の攻勢にさらされて、資本主義の崩壊は不可避になっており、いくつかの資本主義国ではある程度の経済拡大がみられるが、これも不安定なものであることを指摘するとともに、帝国主義者たちは流血の手段に訴えても植民地支配を維持しようと企て、この目的のために、最近解放された国に新しい形態で浸透したり、冷戦を続けたり、国際的諸問題の平和的解決に頑強に反対していると述べ、新しい戦争の危険は帝国主義者と軍国主義者にとっての侵略政策のなかにあること、しかもアメリカ独占資本は最大の帝国主義国家の政策を支配し、その他の帝国主義諸国の政策にも影響を与え、国際緊張の主要な原因となっていることを、指摘している。「行動綱領」はこうした情勢分析にたつて、労働組合の平和を守る任務について次のように述べている。現在、「労働組合勢力は、平和をまもりつよめることを自分たちの活動の中心にすえなければならない。」また「平和、民主的自由、帝国主義反対、植民地主義の残りかすの根絶、新しい形態の植民地的抑圧反対——これらをめざす広範な大衆運動は、あらゆる大陸でいままでよりいっそう広い範囲でいっそう大きく統一して發展することができ」のであるから、「これらの新しい可能性のうえにたつて、労働組合は思想上の立場をとわず、帝国主義に反対する階級的基盤にとづいて有効にたたかいを進めるすべての労働組合組織と、できるかぎり広く関係をもつていかなばならない。」

第二節は、独占資本の戦争政策によって最も苦しめられているのは、資本主義国、植民地、後進諸国の労働者と人民で、アメリカの労働幹部の一部を含む戦争政策支持者が、軍縮は雇用を減少させ兵器生産は繁栄をもたらすといっているのは恥知らずな偽善である

と指摘するとともに、「現在の諸条件のもとでは戦争は不可避免でない」が、労働者階級は戦争勢力をうち負かすために不断の警戒心を發揮しなければならず、そのためにこそ、「ことになった経済・社会制度をもつ諸国間の平和共存」のための闘争に労働者と労働組合のあらゆる勢力を動員しなければならないと述べ、さらに平和共存のための闘争と階級闘争との関係を次のように規定している。「平和共存は、資本主義的搾取や植民地的抑圧や階級協調をうけいれることを意味しない。その反対に平和共存のための闘争は、資本主義諸国における階級闘争と植民地従属諸国における民族解放運動の大きな高揚のための新しい可能性をつくりだす。そして階級闘争と民族解放運動でかちとった成功は、平和共存を強化する。」第二節はさらに、「アメリカ帝国主義にひきいられる帝国主義諸勢力」の軍事ブロック政策を非難し、日本については、「アメリカ帝国主義は、たえず日本軍国主義の復活を強め、日米『安全保障』条約を日本国民におしつけ、こうして日本国民の利益をいぢるしく傷つけ、アジアと世界の平和をおびやかしている」と述べ、平和と軍縮を目ざし、戦争のさしせまった脅威に反対するたたかいに生きいきとした活力をそそぎこむよう、すべての労働組合と労働者に呼びかけるとともに、こうしたたたかいの目標として次のものをあげている。

○平和共存の雰囲気確立、力や戦争に訴えることなく、平和的手段や話し合いの方法によるあらゆる国際紛争の解決。○軍事ブロックの解体、他国の領土からのすべての外国部隊の撤退。○国際管理のもとでの全般的かつ完全な軍縮、大気圏内、水中、大気圏外、地下における核実験の禁止、原子核兵器の貯蔵の破棄。○二つのドイツ国家の存在を實際に認めることを基礎において、話し合いの方法でドイツ平和条約を締結するという、緊急で激化している問題の解決、ヨーロッパのまったなかでの挑発と国際緊張の

危険な温床を根絶し、西ドイツの支配層が復活させている好戦的で復讐主義的な危険な計画を挫折させるための、西ベルリン問題の解決。⑤日米安全保障条約の廃棄。⑥中華人民共和国の国連における正当な権利の回復。⑦国家間の平等、領土の保全、独立、主権の真の尊重。キューバ革命にたいする侵略の阻止。朝鮮、ベトナムの人民の平和的民主主義的再統一のための諸条件の育成。⑧台湾の不法占領の停止と台湾の人民中国への返還。西イリアンにたいする不法占領の終結と西イリアンのインドネシア共和国への返還。人民の保全と統一を保持してアルジェリアの独立を承認すること。コンゴとラオスに対する外国の介入をやめさせること。

植民地主義の問題にふれた第三節は、「植民地制度を完全にしかも最後の絶望させることは、全世界のすべての平和・進歩勢力の第一義的な任務である」とし、植民地・後進国の労働組合は、独立と社会進歩を目ざす自国の国民の闘争のなかで果たさなければならぬ重要な任務をもっているとともに、国際労働者階級は、植民地主義に反対してたたかっている国々の人民と労働者に対して、積極的な連帯を示すという重要な任務をもっていることを、指摘している。そして「アメリカ帝国主義は、植民地主義の支柱」であり、また国際自由労連指導部の分裂活動は、植民地主義と新植民地主義の維持・育成を助けていると指摘したのち、新しく独立をかちとった国は、社会主義国の援助とみずからの努力を通じて帝国主義や外国独占資本の浸透なしに民族の利益のために農工業をつくりだすことが現在では可能になっていると述べ、こうした発展を保障する幅広い民族戦線の結成のために労働者階級が主要な役割を果たさなければならぬこと、こうした活動のなかで労働組合組織の独自性が保たれなければならないこと、また労働組合は民族民主国家の形成に

貢献することが決定的に大事であることを、指摘している。また、世界労連は一九六一年に結成された全アフリカ労働組合連盟を支持する旨を明らかにするとともに、全世界の労働者と労働組合に対して、民族独立のためにたたかっているアルジェリア人民、自由と平等を要求する南アフリカ人民、アンゴラの愛国者の闘争の支持、いまなお植民地のくびきのもとにあるすべての諸国民の解放、新興独立国に対する帝国主義者の冒険の阻止のためにたたかうよう、訴えている。またこの節は、新しく独立した国々の労働者と労働組合が掲げるべき要求として次のものをあげている。

賃金引上げ、協定にもとづく賃金の支払いの保障、最低賃金制。賃下げなしの労働時間短縮。社会保障・社会保険の確立と拡充。働く権利。団体協約制度の実施とその全般的適用、すべての個人契約の廃棄。雇用者と労働者のあいだに生じた問題の解決への労働組合の参加。食料品・必需品を市場に確保することとその価格の引下げ。有給休暇の実施。職業訓練、文盲の絶滅、人民の文化水準の引上げ。植民地権力の下でおこなわれていた賃金制度、雇用制度、解雇制度の廃止。

そして、後進国の労働組合は、労働者の切実な利益をめざす行動を発展させることによって、大衆を次の諸要求をめざすたたかいに動員するためのきわめて有利な諸条件をつくりだしている、と指摘している。

①外国独占の諸企業の国有化、自国の産業と国有部門の建設と発展。外国独占資本の追放。②農業改革の実施、植民地的所有制と封建制の残りの廃棄、貧農と農業労働者の援助。③国家の民主化、帝国主義反対、社会進歩、軍事独裁や反民主的措置反対のたたかいへのすべての民族勢力の動員。④あらゆる国との協力の政策、貿易を帝国主義者の支配・干渉からまもるための、外国貿

易に対する国家管理の確立。⑤国民経済発展のための経済計画と方針を準備・編成することへの、労働者と労働組合の自主的な参加。

社会主義諸国の労働者にふれた第四節は、社会主義諸国が、できるだけ短期間に工農業生産の絶対量で資本主義諸国を追い越し、一人当たりの生産と生活水準で最も発展した資本主義国を追い越すための活動で成功をおさめつつあり、これらの任務を遂行するうえで労働組合が重要な役割を果たしていることを指摘し、さらに「社会主義諸国におけるほど労働組合が社会生活における権利と活動の自由ならびに責任をもっている国はない。労働組合の機能と権利の拡大、生産計画の立案、国民経済、国政の運営にたいする労働者の直接参加の増大は、社会主義的民主主義の発展にとって不可分のものとなっている」と述べている。そして、社会主義国の労働組合は労働組合運動の統一を援助し、国際連携を發展させており、「社会主義諸国の労働者がかちとったすべての勝利は、帝国主義に対する新たな打撃であり……同時にすべての国の労働者が帝国主義に反対しておこなっている統一闘争は、社会主義諸国の労働者の平和的活動に基本的な貢献している」ことを指摘している。

資本主義的搾取に反対し労働者の社会的経済的要求を目ざす闘争における労働組合の任務にふれた第五節は、現在の条件のもとでは独占資本は労働者の搾取だけで満足することができず、利潤の維持・増大をはかるために、搾取を強化し、いっそう完全なものにし、労働者階級と勤労者全体の生活水準、その民主的自由と労働組合の権利にも攻撃を加えていること、いくつかの發展した資本主義国では、アメリカ帝国主義の経済的・政治的および軍事的支配のためにこの情勢がさらに困難なものとなっていることを述べたあと、「労働者の階級闘争の規模はますます拡大している。これらの闘争のいちじ

るしい特徴は企業内における統一であり、しばしば残酷な弾圧をおかしておこなわれたストライキやデモに止められたその高度な闘争性である」と指摘している。また、「労働者の最近の多くの闘いは、経済的要求のほか、労働組合の諸権利の尊重・拡大、とりわけ雇用主にたいする労働組合の自主性、労働者のあらゆる利益をとりあげて団体協約を交渉する権利、職場であらゆる要求を討議し、組織をつくる権利をかちとることをめざしている。これらの闘いの方向は、企業内や社会生活のすべての側面におよんでいる独占資本の無制限な権力にたいしてむけられており、これらの闘いは民主主義と社会進歩という意味をもつ要求をあらわしている」とも述べている。そして資本主義諸国労働者の共同要求として次のものをあげて

①賃上げ、賃金の保障および最低賃金制。この要求はすべての労働者にとって、死活の必要をみたし資本の侵害に対抗する基本的手段である。②賃金のあらゆる温情主義的形式の廃止。賃金の実質的引上げおよび賃金決定にたいする労働組合の監督の確立。③賃下げなしの労働時間の短縮。④失業と首切りに対する保障の強化・拡大。⑤労働者のあらゆる利益、工場に到着してから離れるまでに及ぶような、団体協約にかんする交渉権の拡大。⑥実際の職業資格や生産方式の性質に応じた格付けの改善の交渉による解決、賃金制度を技能にもとづくものにする。⑦雇用主から独立し、またすべての温情主義的傾向を排除するためにその指導と実施に労働組合が直接に参加する職業教育の發展。⑧社会保障と社会保険の確立、改善および拡大。それは国家と資本家が金をだし、あらゆる種類の労働者を対象にし、明日の不安を少くするものでなければならぬ。⑨労働組合の監督のもとでの労働安全の改善。作業のスピードアップ、労働災害および職業病にたいする

保護の改善。③有給休暇の増加。④退職年金受給資格年齢の引下げ。⑤雇用、賃金、職業教育、昇進における人種、年齢、性、宗教、政見、国籍による、いっさいの差別の廃止。

また同じ節は、「労働者の経済的社会的諸要求と、完全雇用および労働者の全般的利益をめざす闘いは、独占資本の力に制限をくわえ、民主主義をつよめ、平和政策および社会的進歩を実現する行動と、密接に結合している」ことを指摘し、労働組合は次のことを目ざしてたたかっていると述べている。

①独占資本の権力が依拠している主要産業と、国民の福祉にとって決定的に必要なすべての部門と事業の国有化、国有産業の経営の民主化。②軍事予算の削減およびこれによって浮いた金を生活・労働条件の全般的改善に利用すること。平和経済の発展と住宅の建設、こうして人民大衆の生活を改善し、失業と首切りをへらすこと。③世界のすべての国と無差別に貿易を発展させること。

さらに同節は、労働組合は民主的土地改革を目ざす農民大衆の闘争を支持し、農業労働者を工業労働者と同等の地位に引き上げるためにたたかうものであることを明らかにしたのち、「以上の目的を達成するためには、労働組合の方針をいっそう階級的なものとし、労働者階級の統一を強化し、労働者階級のまわりにすべての民主的人民勢力を結集することが必要である」と述べるとともに、「独占資本に反対するこのような勢力の結集によって、われわれは資本主義国における民主主義の強化を意味するような変革をもたらすことができるであろうし、このような変革にもとづいて、労働者階級は社会的経済的要求のために、また独占資本の政策の犠牲者である人民大衆の利益のために、政治生活に効果的に参加することができ」こと、また、「国内の独占資本ばかりでなく、アメリカその他帝国主義者にも支配されている資本主義諸国では、これらの変革

は外国の支配と干渉をなくすことときりはなしがたく結びついている」ことを指摘し、「働く人びとを統一できるこれらの要求をもちとすることは、社会進歩の道にそった重要な前進となるであろう。このような措置をとることは、人間による人間の搾取を廃止するものではないにしても、全能の独占資本に制限をくわえ、かれらを孤立させることができ、労働者階級をしてさらに一層重要な役割を演じさせることとなる」と述べている。

労働組合の権利と民主的自由の擁護・拡大にふれた第六節は、労働者の要求をかちとるためには「労働組合の自由の擁護と拡大をめざすはげしい闘いが必要である」こと、独占資本が「民主主義に攻撃をくわえ、国家機構全体に対する直接的支配をつよめ」ていき、労働組合の権利の擁護は民主主義擁護に欠くことのできない要素である」ことを指摘したのち、反動立法、組合弾圧、雇用組合の育成など資本家と政府が労働組合の自由に攻撃を加えるさいに用いる手段についてふれ、「すべての労働組合の任務は、すべての差別に反対して、労働組合の権利と民主的自由を擁護し、すべての既得権を確保し、労働組合の独立をまもり、資本家と政府の干渉から労働組合を擁護するために、労働者階級と労働者のすべての力を一層積極的に動員することにある」と述べている。同節はとりわけ「企業のなかで労働組合組織を承認させることによって、また労働組合がその活動を遂行してゆくあらゆる機会を組合に与える措置をとることによって、また資本家の一方的措置に反対して活動家をまもってゆくことによって、職場における労働組合の自由が拡大されることが必要である」ことを指摘している。労働者階級の勝利を保障する行動による統一と国際連帯にふれた最後の節は、労働組合運動の分裂は独占資本に利益を与え、労働者が統一、階級的結集、国際連帯をもってたたかうときは、独占資本と政府は経済的政治的譲

歩を余儀なくされると述べたのち、第四回世界労組大会以後、企業内のあらゆる系統の労働組合の統一行動が大きな発展をとげ、アメリカとラテン・アメリカでは大陸的規模で帝国主義反対を基礎にして統一への動きが明確になってきたこと、世界労連とその加盟組織、中立系組織、国際自由労連加盟組織の間で国際的共同行動と代表団の交流が発展したなどの事実を明らかにし、「世界労働組合運動の第一義的任務は、死活の利益にかかわる諸要求をかちとるためにたたかっているすべての勢力の統一戦線を形成することにある」といつている。そして国際自由労連と国際キリスト教労連の幹部のいつている態度は統一の妨げとないつているが、かれらの立場は階級協調と資本主義的経済制度の容認をもつにした労働組合路線を反映したものので、ほんとうに統一を願うすべてのものの義務は、「労働者階級の利益に敵対する国際自由労連指導部のこの政策とたたかうことにある」ときびしい指摘を行なうとともに、「世界労連は労働組合の国際的統一の再建を世界労連の原則的任務の一つと考えており」、「他の組織のなかにも、統一政策の正しさを理解……いつている指導者や活動家がいつという事実をつねに考慮にいつている」と述べ、統一推進の方法について次のように指摘にいつている。「労働組合統一の政策や統一のための討論や提唱の中心には、もっとも重要でさしせまつた問題をすえることが必要である。」「全国的規模での統一行動、とくに職場の統一行動の達成と拡大、および労働組合の国際的統一をめざす労働者の努力は、現在困難を克服するために決定的に必要である。この点で、労働組合インターナショナル（世界労連の産業別部門）の行動はさらに一層重要とないつている。……行動の中で、そして行動のために、統一のあらゆる努力をたゆみなくつづけること、はつきりした説得的な方法で統一の敵を断固として批判すること、およびかれらの態度の理由と結果をあきらかにする

こと、こうしたこととは国内的および国際的統一の達成にとつて、いぜんとしてきりはなすことのできない条件である。」さらに同節は、独占資本の権力に反対し労働組合の諸目的を達成するためには、「労働者階級は孤立していつない。労働者階級はおなじように資本の逆行的政策の犠牲者である他の人民各層を統一戦線の中に結集できし、またそうしなければならいつない。新しい人民層が平和と社会進歩をめざす正義のたたかいに結集しつとあるとき、労働組合がすべての民主的・反帝国主義的人民勢力の結集に積極的に参加することは、その主要な任務である」と述べ、結びとして次のようなアピールを發していついる。

「すべての国の労働者諸君、すべての労働組合組織の労働組合員諸君！ もし諸君が統一するならば、もし諸君が諸君の切実な利益、民主主義と社会進歩をめざし世界平和の事業をめざす闘争の中で統一戦線を結成するならば、諸君は何ものも抵抗することのできない巨大な勢力となる。搾取のくさを投げすて、諸君の切実な要求をかちとるためには、労働者階級のすべての力をただちに統一し、労働者階級の行動の統一をあらゆる方法でできるだけとりもどし、強固なものにする必要がある。労働者諸君！ 断固として統一のために闘おう。諸君の隊伍のなかに分裂をもちこんでいつる独占資本とそちとり、人類のために繁栄の道をひらくため、諸君のすべての力を統一しよう。万国の労働者、団結せよ。」

第五回世界労組大会が採択した「社会保障憲章」は、まずその「まえがき」で、「社会保障は労働者階級の基本的権利である。社会保障の目的は、労働能力の減退、あるいはその一時的または恒久的喪失のあらゆる場合に、労働者の完全な保護を保障し、不慮の社会的災厄にたいして労働者を保護し、予防措置を講ずることであ

る」ことを明らかにし、社会主義諸国の社会保障制度は資本主義諸国の労働者を導く貴重な手本であると述べ、資本主義国では、軍備の重荷が労働者の生活水準を低下させ社会的給付や社会的支出を減少させているので、労働者は現在の軍事支出を社会保障の改善をはじめ社会的諸目的のために利用させるようたたかわなければならぬと指摘している。また、最近植民地のくびきから解放された国では、労働者は国の経済的發展を支持し、植民地支配の完全排除のための行動を支持し、同時に社会保障制度の確立と拡大のためにたたかわねばならず、また植民地的支配のもとにある国では、労働者は民族解放を目ざす全般的闘争のなかで社会立法を要求してたたかわべきことを、指摘している。そして本文では、社会保障の原則として、それが現金および現物の諸給付によって働く人びとに正常な生活手段を保障し、また働く人びととその家族に全額無料の医療を保障しなければならないこと、社会保障は原因と理由にかかわらず病気、出産、身体障害、老齢、労働災害、職業病、家族手当、失業、死亡などを含むいっさいの社会的責任と災厄に対して適用されなければならないこと、社会保障に対する権利は人種、国籍、宗教、性、年齢、職業などによって差別されてはならないこと、社会保障の財源は雇用主あるいは国家、またはその双方によって保障されるべきで、労働者の拠出によってはならないこと、社会保障機関の管理は労働組合によって行なわれるか、もしくは労働組合が参加して労働者およびその他の受益者代表によって行なわれなければならないことなどを明らかにし、次いで次の諸項目について、それぞれ社会保障制度の具体的適用の規準を述べている。その項目とは、疾病、出産、家族手当、労働災害および職業病、身体障害と老齢、死亡および遺族年金、働く権利・失業、予防、労働衛生および安全、労働時間、有給休暇、住宅である。

大会がこのほかに採択した文書のうち主要なものは、第二議題の報告と討論にもとづく「植民地主義の絶滅をめざす諸国民の闘争における労働組合の活動と連帯の發展に関する決議」、「世界の男女労働者にあてたアピール」、「職業訓練に関する国際労働組合会議の招集についての決定」、「第二回国際婦人労働者会議に関する決定」、「アルジェリアの労働者と人民への連帯の決議」、「アメリカ帝国主義の侵略と内政干渉にたちむかい民族独立を守ってたたかうキューバ人民への連帯を示す「キューバに関する決議」、南アフリカ連邦政府の人種的差別政策と労働組合の権利の抑圧を非難する「南アフリカの情勢に関する決議」、アメリカ帝国主義にあとしされた独裁制とたたかうドミニカ共和国労働者への連帯を示す「十一月二八日のゼネ・ストにあたりドミニカ共和国の労働者と人民にあてた連帯のメッセージ」、アメリカ帝国主義者が南朝鮮において日本の独占資本と軍国主義を利用し、東北アジアに侵略的軍事ブロックをつくろうと努力していることに注目した「朝鮮の情勢に関する決議」、南ベトナムからのアメリカ軍の即時撤退、ゴ・ジン・ジエム政府の人民殺害の中止、ジュネーブ協定の厳正実施を要求する「ベトナムについての決議」、アメリカ帝国主義による対ラオス干渉を非難しラオスの労働者と人民に連帯を示す「ラオスに関する決議」などであった。

〔一九六二年〕五月一五・二〇日にはブカレストで第二回国際繊維衣服皮革毛皮労働組合会議が開かれた。会議は、繊維、衣服、皮革ならびに毛皮の三つの業種別集会を開き、その討論にもとづいて「繊維衣服皮革毛皮産業における労働者の国際連帯と行動統一の分野での労働組合インターナショナルと労働組合組織の活動と任務」を討議することを目ざすもので、わが国からは靴労連事務局長石川留吉、皮革労協常幹高沢義人の二名が出席した。

(四) 中立系の会議

一九六一年六月一五〜一七日東京で第二回全太平洋アジア港湾労働者会議が開催された。会議には、アメリカの国際沖仲仕倉庫労働組合、ソ連の海洋河川労組、オーストラリア水辺労組、インドネシア水辺労組、中国の海員工会ならびに中華全国总工会、沖縄港湾荷役労組の各代表、計一五名と、わが国の日検、全倉運、全港湾、海事検定、新日本、日港労連、浜港労連の各代表、計七二名、合計八七名の代表に加えて、世界労連運輸港湾漁業インターの代表が来賓として出席した。会議では、①雇用、賃金、労働時間、機械化、有給休暇、休息、安全、医療、福祉などの基本的労働条件の擁護ならびに改善に関する諸問題、②基本的労働組合権利の制限ないし禁止に反対する共同闘争に関する問題、③平和及び完全軍縮、非核武装、核実験反対、東西貿易の正常化などの労働者並びに労働組合の当面する諸問題、④太平洋アジア地域の港湾労働者間の国際連帯と協力強化に関する件並びに連絡委員会の方針と任務の強化の件、の四つの主要議題についての報告・討論が行なわれ、各議題について決議が採択された。これらの決議は、一九五七年ILO内陸運輸委員会第六回会議で採択された「港湾労働者の雇用恒常化に関する決議」を早急に批准することを日本政府に要求し、日本港湾労働者の夜荷役廃止闘争を支援することをきめ、各国の港湾労働者に対し、ILO条約三二号の批准のためにたたかうことを呼びかけ、共産党員であるとの理由で国際沖仲仕倉庫労組の幹部A・ブラウン氏が逮捕されたことに抗議し、またILO八七号条約批准のためにたたかう日本労働者階級のたたかいを支持する旨うたっている。また平和に関する諸決議のなかには、「アメリカのキューバ政策非難決議」、「南朝鮮におけるクーデター非難決議」、西イリアンのインドネシア共和

国への奪還を目ざしてたたかうインドネシア国民の要求を支持した「西イリアンに関する決議」、日本の労働者・国民の独立、民主主義、平和、中立を目ざすたたかいに特に注目し、外国軍事基地の撤廃、外国軍隊の撤退、侵略的軍事条約の撤廃、核兵器禁止、太平洋アジア地域における非核武装地帯の設置などを求めた「平和に関する決議」などがある。最後に会議の決議は、共同綱領にもとづいてアジア太平洋地域の港湾労働者連帯行動日を計画することをきめ、具体的計画の立案を連絡委員会にゆだねた。

第三章 国際交流

第一章に述べた国際労働組合組織とわが国労働組合の連携の強化は、当然のこととして国際労働組合組織とわが国労組の代表交流の発展を伴い、それと並行して進んだ。

一九六一年における世界労連ならびに世界労連系組織との交流の特徴は、次の点にあった。すなわち、この時期に、こうした目的で出国した労働組合代表は二二六名で、一九六〇年の二三九名とほぼ同じ規模であったが、一九六〇年の二三九名のうち一四六名は中国訪問ならびに中国の労働組合との交流を目的としていたのに対し、一九六一年には中国を目的とする渡航者はわずか三一名にすぎず、世界労連ならびにその産業別インターナショナルの主催する会議への出席を目的としたものが五七名にのぼり、そのほかはソ連その他の社会主義国ならびにフランス、イタリアなどの世界労連系組合との交流を目的としたものだったということである。このことは中国の招待に大きく依存していたこの種の交流が、交流範囲の拡大、国際会議への自主的参加の増加など、質的に向上したことを示してい

る。こうした交流の質的变化は、世界労連ならびにその加盟組織の代表の入国者数の増加となって現われ、総評、炭労、日数組、全港労協、国労、全専売、全食品、アルコール専売、全印総連、全日農、中央金属共闘、全電通、鉄鋼労連、全建労の招待により、世界労連の産業別インターナショナル、世界労連加盟のソ連、中国、ポーランド、ハンガリアの労組の代表など、合計五十一名がわが国をおとずれ、その他総評大会出席の目的で世界労連ならびに世界労連系組織の代表一七名が来日し、この種の入国者は一九六〇年の五四名を上回って総計六八名に達した。

他方、一九六一年における国際自由労連ならびに国際自由労連系組合との交流は、それにかかわる出国者一九三名、入国者三九名で、人数のうえからみれば世界労連系組合との交流にさして劣らない規模に達したが、交流は主としてアメリカの政府とアジア財団、日本生産性本部の招請によって行なわれたもの——上記一九三名のうち、国際自由労連系の組織の会議出席者は、わずかに一九名で、アメリカ政府の招待による者九名、アジア財団の招待による者一四名、西ドイツ政府に招待された者四名、日本生産性本部の招請による者一三〇名、その他七名——であって、出国者の大半は訪米を目的としていた。

第六編 農民運動

第一章 農業情勢と農民運動の概況

第一節 農業情勢と農政の動き

農業生産 農林省は一九六二年三月二八日、一九六一年農業生産指数を公表した。それによると耕種、養蚕、畜産を総合した粗生産指数は、一四三・一（一九五〇～五二年平均一一〇〇、以下同じ、前年対比二・八％増）となり、この数字から、輸入された飼料・家畜を差し引いて国内農業によって生産されたもののみについて算出した指数（純生産指数）では一三五・七（前年対比一・八％増）となつて、一九五五年以降ひきつづき順調に伸びている。

耕種部門では、米が第二室戸台風やその後の気象不順などのため、一九五六年以降はじめて前年に比べて減少した。一九五五年以降、著しい上昇傾向をたどっている畜産では、一九六一年にも豚の指数四〇〇・一（前年対比五〇・二％増）、生乳四九八・八（同一二・一％増）、鶏卵（にわとりを含む）三五一・二（同三三・〇％増）というように、急増を示している。しかし、これらいわゆる

「選択的拡大生産」の対象に当たる部門は、豊作（増産）即価格崩落の關係に支配され、たとえば肉豚の農村価格（全国平均）は次のような推移をたどった。

肉豚の農村価格は、一九六〇年一月から九月にかけて、近年の最高値（生体一キロ当たり一八四～二四四円）に達したが、一九六一年にはいると下向しはじめ、上期は一七〇～一八〇円（前年同期比一五～二五％安）台で推移し、ほぼ三四年下期なみの水準となった。この傾向は下期にはいると一層強まり、一九六二年一月には前年同月を二八％下回る一四六円となった。枝肉の卸売価格もほぼ同じ傾向をたどり、このため一九六二年三月上旬から畜産振興団による余剰肉の買入れが行なわれているが、農村では飼料の独占価格の重圧下に仔豚を川に流し、はらみ豚も売り払う状況が展開されている。

農家経済 一九六一年度の「農家経済調査結果概要」（一九六二年七月二八日公表）によると、一九六一年度の農家経済は第106表のような動向を示した。

農家所得の前年の伸び率は、年を追って高まってきたおり、一九六一年は前年に比べ一七・四％の伸びとなっている。

農業所得と農外所得の伸び率の対比では、一九五九年までは農業所得のほうが大きかったが、一九六〇年、一九六一年になると農外

第106表 農家経済調査概要(1961年)

区 分	現 金 (千円)					前 年 対 比 (%)			
	1957	1958	1959	1960	1961	1958	1959	1960	1961
農業所得 $A = a - b$	109	117	133	146	168	107.7	113.5	110.3	114.8
農業収入 a	184	194	215	244	276	105.7	110.7	113.2	113.2
農業支出 b	75	77	82	97	107	102.8	106.4	117.9	110.9
農外所得 $B = c - d$	151	159	174	202	241	105.2	109.5	116.0	119.2
農外収入 c	175	178	192	227	273	102.1	107.4	117.7	120.5
農外支出 d	23	19	18	24	32	82.4	95.0	133.5	131.0
農家所得 $C = A + B$	260	276	307	344	410	106.2	111.2	113.5	117.4
租税公課 } 諸 負 担 } D	24	26	26	29	33	104.4	100.6	111.2	116.2
家計支出 E	195	200	218	246	288	102.8	109.0	113.0	116.6
経済余剰 $F = C - (D + E)$	40	50	62	73	88	123.8	125.2	116.4	120.2

- 〔備考〕 1) 「農林水産統計速報」37～61による。
2) 農外収入＝（農外事業等の収入＋労働俸給収入＋地代利子収入＋歳費手当）および恩給年金救護扶助収入。
3) 全国1戸平均。

所得の伸び率が高くなっている。したがって、農業所得の農家所得に対する割合は、一九五九、一九六〇、一九六一年で、それぞれ四三・三％、四二・一％、四一・一％と漸減している。

家計支出は、農村消費水準の上昇を反映して増加率を高めており、農業所得による家計支出の充足も比率も、一九五九、一九六〇、一九六一年で、それぞれ六一・〇％、五九・五％、五八・六％と漸減している。

農業収支の動向について「概要」でみると、「米作」収入の農業現金収入に対する割合は三四年四七・三％、三五年四四・五％、三六年四〇・二％と年々低下しており、これに代って所得弾性値の高い野菜、畜産物、果実の需要が伸びた結果、この三者の現金収入合計額の農業収入に対する割合は最近大きく伸びており、三六年には農業現金収入全体のなかで三六・二％を占めるにいたり前年に比べて構成比は五・一％増している。農業収入の前年対比でみると……中略……とくに「野菜」三六・一％、「養畜」二三・六％、「果樹」二〇・四％等、商品比率の高い農産物の伸び率が大きかったことが注目される。この反面穀作収入の停滞が目だっている。

農業支出のうち、最近増加傾向の著しい費目をみると「飼料」、「種苗」、「農業薬剤」、「諸材料及び光熱動力」、「賃借料料金」等で、なかでも「飼料費」の年々の上昇は「養畜収入」の著増傾向と軌を合わせて大きく増大している。

三六年の農業現金支出に対する「飼料費」の割合は二七・五％で、昨年度まで首位を占めていた「肥料費」を上回って、第一位となるにいった。一方「肥料費」のほうはこの数年間の価格低下傾向を反映して農業支出に対して占める割合は年々低減する傾向にある。……中略……豚価格の暴落に伴って「豚・羊およびや

ぎ」購入費一九三六円（三五・五％減）が注目される。

一九六一年下半期の農政は、七月の内閣改造で、就任した河野農相の、ヤミ米を合法化して、自由米と政府管理米の二本立ての流通制度をつくろうとする、いわゆる「河野構想」によって、まず激しくゆすぶられた。農民・農業団体の反対はいうまでもなく、九月末からの第三九臨時国会にも、「構想」に対する激しい論争がもちこまれた。この問題は、結局、農林省内に食管問題懇談会（会長松村謙三）を設置して、そこでの討議に付することになったが、参議院選挙を経た一九六二年下半期、懇談会の結論が出される時点で、河野派の重政農相のもとであらためて食管制度の改正問題が緊迫した様相を示す可能性を強めている。

農業基本法の関連法案の大部分は、第三八国会で審議未了となっていたが、第三九国会で農業近代化資金助成法案、第四〇国会で、農地法および農協法の改正案がそれぞれ可決され、農業基本法体系はようやく体裁を整えることができた。政府の農基法体系にもとづく農業構造改善事業は、農民のための価格政策を欠落させたまま、また国家財政における農林財政の低減化をそのままに、一九六二年から実施段階にはいった。

なお、激動しつつある畜産に対する新政策として、形骸化した「酪農振興法」をのりこえるものとして、畜産物価格安定法が第三九国会で成立したが、同法にもとづいて設立された畜産振興事業団は、設立早々「豚恐慌」の激烈な事態に直面している。

第二節 農民運動の概況

一九六一年下半期から一九六二年上半期にわたる約一カ年の農民運動の主軸をなしたのは、農産物価格問題を基底においた食管闘

争・米価闘争・乳価闘争などであった。全日農は、前年度にひきつづき、当面の農民運動の「戦略的方向」を「農基法体制」との対決、その粉碎におき、食管闘争・米価闘争についても、本質的には「農業基本法体制」とのたたかいであるというところをえ方をしている。もちろん、全日農は、「構造改革事業は小さい農民の参加をはばむだけでなく、この事業に参加できる農民にも、安心した将来は決して保障されていない。「選択的拡大生産」に値するとされる畜産物や果実にも、価格の保障は少しもないからである」と批判している。しかし、このような正確な批判と「農基法体制」との対決という運動性格の規定の間には、実践的視点のくいちがいがいがないだろうか。「河野構想」を点火剤とした食管闘争に示された一万人動員の成功は、全日農の潜在力を立証するとともに、食管制と米価公定に対して、まったく相対的な意味においてではあるが、これらの「制度」を、利益の側面としてとらえる農民の現状認識をも立証してはいないだろうか。「近代化資金」をカバラーへの道として峻拒する立場（全日農）とこれを資金闘争、価格闘争のコースのなかにひきいれていこうとする立場（常東）との間には、食管闘争や乳価闘争の高揚した闘争体験から、大衆運動の理論をひきだすという共通の任務があるように思われる。価格支持政策を欠いた日本の農業生産のなかで、相対的な意味で、価格支持的環境を備えた米作の局面で、農協の経営的利害が固く結合しているとはいえ、食管制度と、米価公定を守れという要求を基調にして盛り上がった食管闘争、米価闘争と、長野、岩手、千葉、その他で激しくたたかわれた乳価闘争とを対比することは、この時期の農民運動の総括を、反独占農民運動の発展に役だたせようとする見地からいっそう重要である。

第二章 主要な農民闘争

食管制度改悪反対のたたかい 一九六一年八月一日の「河野構想」発表をきっかけに、全農業農民団体の反対運動が中央・地方を通じて展開された。八月一日、全日農食管防衛闘争委員会の結成、同一五日米作一〇県農民組合共闘会議（秋田市）、同一二日全国食糧対策連絡協議会（食対協）——構成・労働組合、農民組合、市民組織、婦人団体等——の反対声明。農協も、全国農協中央会を中心に、農協食管対策中央本部をおき、秋田、宮城、茨城、新潟、福岡などで次々反対大会が開かれ、一〇月二八日の食管制度改悪反対全国農協代表者会議（東京）には一五〇〇名が参加した。

一〇月二六日の「全日農食管改悪反対全国代表者会議」（東京）につづいて、翌二七日には、「食管制度を守る全国労農市民総決起集会」が、中央労農会議と食管制度を守る全国連絡会議の共同主催で東京国労会館で開かれた。全日農はじめ、この時期に一人の中央動員を計画していたが、「河野構想」が臨時国会では具体化されなかったため、動員の時期を一月末に延ばした。しかし、「当時一万人動員をめざして組織的な大衆工作にはいっていたのは秋田、新潟など十県共闘会議加盟の若干の県だけであって、大部分の府県ではこの活動は大衆動員を達成するまでには成熟していなかった」（「農民運動資料」一九六二年三月号）。一〇月二六日の「代表者会議」は「農民の反対意識の高まりがまだ不十分であるのとあいまって、食管改悪に反対する全日農としての農民闘争の意識化については、立ちおくれがみられる」ことを確認した。

一〇月二七日の「総決起集会」は全国代表約五〇〇名が参加、議長団に小山良治（総評）、上林与市郎（全日農）、四谷信子（くらしの会）を選び、食管制度の堅持、反動河野農政粉砕に関する決議、石炭政策転換闘争支援に関する決議を決定したのち、今後の活動方針を次のようにきめた。

具体的実践活動

（一）中央においては「中央労農会議」「食対協」「食管を守る全国連絡会議」の提携を強め、統一的な国民運動として発展させる。（二）来年一月一人の中央動員を行う。（三）ブロック、県、地区などで集会をひらき理論武装につとめる。（四）各府県の運動は①県内の反対運動を統一するため労農会議、県評が中心になって農業・農民組織、婦人団体、労組、民主団体、青年団体などによる「県民共闘会議」の結成にとりくみ、広汎な国民運動として幅広く闘う体制を確立すること。②活動家研究集会、部落座談会、職場集会をおこない、署名運動をすすめるながら反対世論の盛り上げにつとめる。消費者にたいしては街頭ビラまき、街頭署名運動を展開する。③一〇〇〇万署名運動を展開する。通常国会をめざして集約をおこなう。④県、市町村ごとの大衆動員による地方集会、デモ行進などによって大衆的な反対意見を表明し、地方自治体、市町村議会、農業委員会等につきつけ決議せしめて反対決議の意見書の提出を要求していく。⑤県選出国會議員に積極的に働きかけをおこなう。

「河野構想」は、自民党内にも激しい論議をおこしたが、結局、一九六二年一月一六日、農林省内に「米穀管理制度懇談会」（会長松村謙三）を設置し、参議院選挙後に、結論をもちこすことになり、このような変わり目を機会に、農協陣営は食管闘争から事実上、脱落していった。これに対し、全日農は、「河野構想」に対す

る緊迫感のうすれを、新たに日程にのぼってきた旧地主補償問題に対する反対闘争によって補足する方針をとり、一万人の中央集結行動に全力を集中した。反動農政粉砕・食管堅持・旧地主補償反対・最賃制確立全国労農総決起大会は、一九六二年二月二六・二七日、「労農一万人の中央集結行動」としてたたかわれた。

経過報告に立った栗林全日農米闘委員長は、「この大会の準備は『河野構想』が発表されたときからおこなわれ、その期間は実に六ヵ月におよんだ。この間、米作十県共闘会議が三回にわたっておこなわれ、たゆまない下部討議とその積みあげを基礎としてひらかれたものである」と強調した（『農民新聞』第三四八号による）。この大会に参加した地方代表は五千名をこえ、その大部分は米作十県共闘会議の加盟県連の動員によるものであった。しかし、東京近県からも、埼玉六〇〇、群馬三〇〇など多数の動員がみられ、一般に動員参加の地域が広がったことも、このたたかいの特徴とされている。

米価闘争 一九六二年産米に対する農民・農業団体の価格要求は、米価審議会の開催時期を前に、五月中旬から六月上旬にかけて例年どおり出そろった。全日農は、五月一六日の米作十県農民組合共闘会議（山形県酒田市）で、米価算定の基本事項について、次のように決定した。

- (1) 算定方式はバルクライン八〇％による「生産費および所得補償方式」とする。
- (2) 自家労賃は製造工業規模三〇人以上の労働者の賃金によって評価すること。
- (3) 雇傭労賃は自家労賃と同時に評価すること。
- (4) 女子労賃は男女同一労働同一賃金の原則にもとづき、男子賃金で評価すること。

- (5) 都市農村間の物価差はみないこととする。
- (6) 米価決定後、物価・賃金等が上昇した場合にはこれにに応じて米価の追加払いをおこなうこと。

要求米価と行動に関する他団体の統一については、「誠意をもって最大限の努力をつくすが、そのさい、統一はあくまでも農民の大衆的な統一であることにたたかいの視点をするとともに、要求ならびに行動にかんする労農共闘の独自性を解消してはならない」という方針をきめた。

五月三〇日、新潟市で開かれた全日農第八回中央常任委員会は、一九六二年産米の政府買入れの生産者基本価格を、正味一五〇キロ当たり一万四六〇〇円とすること、現行食管制度を堅持すること、時期別格差その他は前年どおりとすること、消費者価格はすえおくこと、米価審議会はこれを公開し、民主的な運営のもとで価格を諮問することなどの要求とその他の闘争方針を正式に決定した。同日、新潟市で新潟、山形、秋田、福島、富山、長野、山梨、東京、神奈川、大阪、徳島など一一都府県約二〇〇名の労農代表による「要求米価貫徹全国代表者会議」が、また五月三十一日・六月一日には東京で、「食管堅持・要求米価貫徹全国労農代表者会議」（茨城、新潟、山形等二二府県一一七名の労農代表参加）が、それぞれ一万四六〇〇円米価要求を決議した。この第一次闘争に次いで、参院選挙直後の七月四日から三日間、東京に三二〇〇名を動員した総決起大会が開かれ、米価闘争は高潮に達した。

これに対し、農業団体は、六月九日全国農業会議所の臨時総会、全農中央会の五連会長会議が、それぞれ基本米価一万二七六八円の統一要求をきめ、次いで、七月六日「全国農業委員代表者会議」（一五〇〇名参加）、同月三日「要求米価貫徹全国農協代表者大会」（一万四千名参加）、同月四日、全国農民連盟の米価大会というよ

うに、農民・農業団体は、選挙直後の首都にそれぞれの動員態勢を固めて、政府と自民党陳情と要求を集中した。

六月二〇日米価審議会は、「米価決定にあたり留意すべき事項」という政府の諮問をうけて、非公開で開かれ、七月五日「従来の生産費および所得補償方式によることはやむをえない」と答申している。自民党は、七月一二日、両院議員総会で政府案修正を党議としてきめ、政府は翌一三日首相裁断の形で、一五〇キロ当たり一万二一七七円の米価を決定した。

中央労農会議主催要求米価貫徹全国労農総決起大会（七月四～六日）第一日、東京・青山の日本青年館に集まった三二〇〇名の代表のうち、三分の一は前日の農協大会にも参加している。大会は石田宥全、上林与市郎、羽毛田正直、水野正男（全農林）の五名を選び、栗林全日農米闘委員長の経過報告、米価要求決議宣言を決定してデモ行進にはいった。

地方の動き。新潟、全日農県連は、六月二一日、新発田市で、一万二千名を動員して「要求米価貫徹県農民大会」を開いた。

長野、長野県食管を守る県民会議は、六月六日、一六日に代表者会議を開き、一万四六〇〇円の米価要求をきめ、各地区の農協大会に積極的に参加し、統一要求米価を全日農の要求に統一するよう強く働きかけた。その結果、六月二〇日長野市民会館で開かれた「米価要求貫徹・農協組合員大会」をはじめ、各地区農協大会で「一万二七六八円を最低としてことしの米価をきめるよう政府に要請する」決議をさせ、飯山地区農協大会では全日農の一万四六〇〇円を統一要求米価とすることをきめた。

葉たばこ闘争 葉たばこ収納価格引上げ要求全国大会（全国葉たばこ対策共闘会議主催）は一九六一年一二月八日、東京・国労会館に全国代表約六〇〇名を集めて開催、下坂正英（全日農）、金野茂

（岩手東山耕作組合）を議長団に選び、(1)一九六二年産葉たばこ収納価格は「生産費および所得補償方式」により反当たり一三万九三一六円以上にすること。(2)たばこ専売法ならびにたばこ耕作組合法を根本的に改正すること、特に鑑定制度の民主化、たばこ耕作組合の民主的運営、災害補償の充実、専売益金の縮小、たばこ耕作組合法の民主的改正。(3)耕作農民と労働者を犠牲にする専売公社の合理化反対などを決議、当日開かれているたばこ耕作審議会と公社総裁に申し入れた。

乳価闘争

昨年乳価闘争をして再び今年も闘争を起こすにいたったのは、いうまでもなく生産資材の高騰にもかかわらず乳価が依然として低いからにはかならない。しかも昨年は佐久酪農が明乳に対して闘争をただけであったのが、今年は協同酪農会議（協乳）、浅麓酪農（雪印）、ハッ岳酪農（ハッ酪）と共同で闘争を開始したというのも……（中略）……世論におされているからである。農基法の精神にみられる「畜産物三〇四倍」、「酪農は成長部門」の掛声にもかかわらず、畜産物価格安定法が生乳の価格支持をせずに乳製品のみを対象としている如き乳業資本擁護の性格をもち、飼料需給安定法が配合メーカーをふとらせるだけの運用であって、飼料価格の破滅的な暴騰等に見られる政治に対する不満は、多頭化によるコスト低減などの幻想を完全に砕いてしまった。多頭化のためには、現実の壁は余りに厚く、近代化への道は余りに峻しく遠すぎる。これでは多頭化だけではとうてい対応しきれものではない。こうしたことが、はげしい闘争を起す何よりの原因である。そしてこうした闘争への原動力は、佐久酪青年部の活動に負うところ最も大であるといえよう（小林節夫「佐久の乳価闘争」『農業協同組合』一九六二・五月号）。

乳価闘争の高揚の発火点となった一九六一年初頭の長野県佐久の闘争の指導者が語る乳価闘争の原因は、佐久に続く千葉、秋田、岩手の闘争にも、一九六二年にはいつて続出した各地の乳価値上げ大会にも当てはまる。

一月三〇日 埼玉県酪農危機突破大会

二月一四日 新潟県酪農大会

同月二一日 兵庫県酪農危機突破東京大会

同月二六日 石川県酪農危機突破大会

同月二七日 全九州・中国酪農大会

同月二八日 長野県酪農危機突破大会

三月一日 群馬県酪農危機突破大会

同月六日 全国畜産農民代表者大会

同月一三日 全国酪農大会

これらの大会は、「生産費所得補償方式による乳価値上げ」を決議し、一キロ当たり四三〇五四円の乳価を要求している点で共通していた。

長野県佐久の闘争 一九六二年二月二七日、佐久地区生産者大会は、キロ当たり四三円（一升約八〇円）の乳価要求（昨年は六〇円）、その他を決議し、各社に要求した。佐久酪青年部の「乳価闘争情報第八号」によれば次のとおりである（要旨、「酪農民情報」第二号による）。

三月七日の一日スト、八月九日のすわりこみ予定を背景にした佐久酪農民の要求にたいし、各メーカーは三月五日、つぎの第一次回答をおこなってきた。

佐久酪（明治）——値上げする気はあるが、具体的な数字は全国の関係もあるから数日まってくれ。協酪（協乳）、浅酪（雪印）、八酪（雪印）——一三日の全国大会まで待て。この回答に接して

佐久の酪農青年は怒った。森永では、三月三日に全国各工場に一升五円の値上げを指令したではないか。……中略……会社のゼロ回答にたいし、いよいよスト体制の執行プランがねられはじめた。三月五日、即日佐久酪合同会議と共闘会議実行委員会がひらかれた。佐久酪合同会議（役員会、組合長会、青年部）の結論はこうだった。

(1) たてまえとしては大会決定により四者共闘体制でいくべきだが、他がやらなくても、単独ストでいく。

(2) だが、同一步調で進めるよう最善の努力をする。

(3) 他団体が応じない場合や、四者揃ってスト突入の場合、落札等の損失は組合員みんなで負担する。

こうして、佐久酪の実力体制と団結が進められた。傘下のメーカーと集乳所が共通のところは単独実力行使も抵抗がある。また四者共同でなければイヤだという日和見もある。落札等の心配もある。そうした日和見に一つ一つ手をうったのは青年部である。青年部はきめた。

(1) 佐久酪独自でも実力行使をやる。

(2) 一日ストの時、冷却の水がないところは佐久酪の自動車で集乳し、青年部が責任をもって冷却保管しよう。

(3) すわり込みは、第一日、佐久酪役員、第二日は青年部その他がやるようにしよう、と。

回答に接し、同日、共闘の実行委員会もひらかれた。各酪農協の態度はつぎのとおり。

佐久酪——前記のとおり四者同一步調で実力行使に入るよう最善の努力をするが、独自でもやる。

協酪——四者同一步調でいきたい。一日ストなど生ぬるい（但し南佐久のみ）。

浅酪——七日のストはやらない。全国いっせいストならやる。

八酪——ああいう回答しかだせないだろう（但し、八酪は午前中、青年部結成を行い、午後南部地区大会で実力行使決議、代表間の連絡不十分）。

結局、実力行使は一三日前にやろうということで、その具体的方法については九日の共闘で定めることとなった。

ここで問題となったのは浅酪だ。佐久酪の青年は雪の中をオルグに入った。実状はこうだった。

(1)代表は牛もかっていないボスで、末端にニュースも流さず、末端の意見も代表していない。

(2)コールド・ステーションをもっているので機械的に同一步調のストが困難である。

(3)しかし、税金問題にはものすごい不満をもち、酪農協の自主化、乳価闘争、税金闘争を切望しており、同一步調をとれなくとも、せい一ぱいの支援をおくろう。

こうした実情がわかって、九日の共闘会議にだされ、ボスの切りくずしも封じられた。

四者同一步調でなければだめだという右翼日和見や、一日ストでは生ぬるいなどといった左翼日和見を排し、三月九日の共闘会議では一三日の全国大会を前に佐久地区で各団体、各メーカーに一日出荷ストの波状攻勢をおこなうことが確認された。

(1)佐久酪、協酪南佐久支部、八酪の三者は一、二日、一日出荷スト、浅酪、協酪北佐久もそれに同調するよう努力すること。

(2)後二者が一、二日、ストできぬ場合は共闘の線をくずさず、波状ストを一五日おこなうこと。

こうして、三月一二日、佐久酪の農民たちは、一日出荷ストとすわり込みを貫行し、八ッ酪八千穂組合の農民たちは、その日の牛乳

を、学校給食、佐久病院などにただで贈ったほか、二〇〇キロの乳を千曲川に流した。

三月一四日、明乳中込工場は佐久酪に対して「一キロ当たり二円七〇銭の奨励金加算、期限は三月一日より九月三〇日まで」という回答を寄こした。奨励金を含めてキロ当たり三二円〇四銭（一升当たり六〇円〇七銭）になる。

三月一八日の佐久地区の実行委員会はとうぜん全面的拒否の結果をだした。県実行委員会も、佐久のつよい闘いにおされ、拒否、両回答要求を行なうことにきまつたが、そのさい県実行委員会は佐久地区に対して乳価交渉権の一任を求めた。

このような策動に対して三月二四日、第二波実力行使のすわりこみが佐久青年部の会議で決定され、佐久酪理事者たちの妨害をはねのけて実行された。下部からの闘争体制づくりも精力的に続けられ、二六日には諏訪地区酪農生産者大会もひらかれた。

臼田町議会では乳価闘争支援決議が行われた。今後もおこるだろう出荷拒否分の生乳を引受け消化する体制の準備が、町村長、農業委員、農協組合長、日農などで構成された酪農安定対策協議会（三月二〇日発足）や地区評で考えられるようになった。また地区評の春闘デモを酪農家が支援するなど、労働者との連帯も深まっている。

……中略……メーカー、政府、それに六八円〇五銭という全国大会の決議を無視した線を出した中央五団体など農協ボスの連合に支えられて、闘いは長期化せざるをえない。マラソンのような持続的なたたかいを支えるのは、拡がり深まる生産酪農民の統一と団結だ。……中略……部落のなれあいでも無投票で選ばれていた佐久酪の役員も、四月七日、はじめて選挙がおこなわれ青年部から三人の理事がえらばれた。また、中込農協、平賀農協の総会でも、

なれあいと排して、農民の不満や要求が徹底的にぶちあけられ、拍手をあげた（『酪農民情報』第四号による。四月一二日の現況）。佐久の乳価闘争は長期化の様相を強めながら、各方面に波及していつて「農民の現段階での意識、経済の面で出荷ストを短期にしばしば実行しうる条件としての、出荷拒否分の乳の買上げ体制も、労農提携を来年、また次の年とだんだん積みかさねていくなかで確立されるものだろう」（同上）。

第三章 農民団体の活動

第一節 全日本農民組合連合会

第四回大会 全日農第四回定期大会は「独占資本の農基法体制を打破することを目標とする新しい段階をむかえての運動方針を確立する重要な任務をもって」（『農民新聞』三二九号主張）、一九六一年六月二八、二九の両日、東京芝の中労委会館で開かれた。

代議員は三四都道府県から約一五〇名が参加した（大会割当代議員は二一九名）。

この大会について機関紙「農民新聞」は「本年の大会は農基法成立により具体的な政策がおしだされる方向といかに対決し、実質的な粉砕闘争を行うかという重要な問題をかかえている」と主張している。

全日農のとりくんでいる課題の重要さと困難さは次の事実のなかに集中的に現われている。それは組織実体を如実に示す一指標としての次の決算報告書である。

決算報告書の一九六〇年の収入の部は次のとおりである。	
前年度繰越金	四八六、九八七
連合会負担金	一八九、四四〇
役員議員団分担金	一、五〇三、〇〇〇
寄付金	九五七、二六六
全国大会代議員費	二九四、五〇〇
資料販売収入	一四九、三四三
雑収入	二三、九六七
バッジ販売収入	二一、五三〇
借入金	五〇、〇〇〇
特別寄付金	四四五、七〇〇
貸付金返済	三五、〇〇〇
合計	四、一五六、七三三

右の決算報告は収入中の連合会負担金の比重の示すように、全日農の組織が現在、なお大衆的基礎のうえに成り立っていないことを端的に示している。

第一日目は亀田書記長の「一年間の一般活動報告」と会計報告、機関紙・誌報告がなされ質疑討論の末、万場一致で承認された。

次に議事にはいり、亀田書記長より新運動方針案、栗田財政委員長より予算案がそれぞれ提案されたあと総括質問がなされた。

第二日目は午前中運動方針と組織問題の二つの分科会がもたれ討議が行なわれた。

午後本会議が開かれ運動方針、各種提出議案など原案どおり採択された。

第一分科会は主として「運動のすすめかた」について、第二分科会は「組織の拡大」について検討した。なお、第二分科会は、このほか一九六一年度の予算案の審議をも行なった。

第一分科会では提案に対し修正意見は出されなかった。討議は提案をさらに深める方向へ発展し、たとえば、米価闘争における要求・行動に関する農協との統一についての原則的立場との関連を理論的にも実践的にもいっそう明確にすべきことが今後の課題として提起された。また、農村における文化活動、国際農業交流のためにいっそう努力すべきことについての補足的な説明が執行部から行なわれ、分科会はこれを確認した。

第二分科会では、前回の第三回全国大会以来の課題である賃労働兼業農民、農村労働者の組織問題にまず討議を集中し、提案された組織方針を確認した。

次いで討議は組合と政党との関係をめぐって活発に行なわれた。この討議は、全日農の組織の実態、全体としての全日農の運営に関する現実など、具体的な組織上の問題点をふまえた意見を中心に討議され、一部の連合会からは原案に対する修正意見が出された。しかし、討議のなかで、原案の趣旨はよく了解され、修正意見は撤回された。

次いで野溝会長以下の新役員が決まった。なお、大会では次の九つの決議が行なわれた。

- 一、食糧管理制度の堅持に関する決議
- 一、参議院議員選挙に関する決議
- 一、政治的暴力防止法案に関する決議
- 一、公共用地取得特別措置法に関する決議
- 一、千里山ニュータウン建設による農地強制取上反対闘争支援に関する件（大阪府連提出）
- 一、梅雨前線豪雨による災害状況とその対策について（長野県連提出）
- 一、農民に対する社会保障制度の不均等の是正と小児マヒ対策に

関する決議

- 一、山形における自衛隊夏期教室阻止闘争についての支援決議（山形県連）
- 一、日本原軍事基地（射場）に反対し、農耕用地として農民に即時解放の決議

一九六一年度運動方針の大綱

当面の基本方向と当面の主な要求

一、運動の基本方向

（一）農業基本法体制と対決する

独占資本とその政府は農民の強い反対があれば、ときにはそのやりかたを改めたようにみせかけ、少しばかりの譲歩をすることがある。たとえば農民のほとんどがかちとったといっているほどの成果をあげている余マス廃止の要求がある。これは、もちろん農民の利益になるものである。

しかし、独占資本とその政府は、じぶんの根本にふれる利益の立場をかたんに空け渡すようなことはしない。それだからこそ、どんなに強い農民の反対があっても、たとえば麦の政府買入れを制限する法律をいつかは、実現させようと決意しているのである。そうしなければ、農業基本法の方針による農業のつくりかえをすることができないからである。

権力には団結の力で対決する以外に方法はない。われわれは大多数を占める勤労農民層にその団結をよびかけ、価格、税金、資金、自治体その他あらゆる面についての農民の日常要求を積極的にくみあげ、これを組織化し、独占資本とその政府の政策が地域の農民の経営や生活を侵害してくるのを、その地域の団結によって防ぎとめ、それを改めさせるというたたかいに立ちあがらなければならぬ。

たとえば、農民の利益をふみにじるダム建設の工事を地域の大众的な自衛組織でくいとめたり、土地改良事業を改めさせたり、米の検査を合理化させたりするたたかいがその例である。そして、このような、農民の日常の利益に密着しながら、しかも、地域ごとに、また、地域がたがい手結びあつて、地域農民の経営と生活を大衆の力によってつくり変えていく、そういうたたかいの形が、大衆闘争の基本になるのである。

そして、この対決のたたかいこそ、この一年間の農業基本政策Ⅱ農業基本法にたいするたたかいの基本路線である。

(二) 農民支配の道具を農民の手に取りもどす

農業基本法にもとづく諸施策が進められていくと、資本の農業分野への進出、零細農民に対する経済的な離農強制、農民の賃労働農民化のいっそうの深まり、自治体や農協、農業委員会にたいする中央支配の強化などが行われる。これに対して農民のための農業発展の道をかちとるたたかいこそ、われわれの運動の基本路線となるが、この場合、政府が農民を支配する道具になっている地方自治体や農協、農業委員会に諸要求をつきつけ、これらの農民支配の道具を逆に、政府や農民のために動かす道具にかえていかなければならない。

(三) 計画生産ができる体制をかちとる

農業基本法は農業経営を企業化し、中小農を切り捨てて生産を合理化し、コストを引き下げること、また生産の選択的拡大という名目によって農畜産物の価格保障から政府が手をひくことなどをネラっているが、われわれはこのような資本主義的な農業合理化の方向ではなくすべての農民の自主的で積極的な共同によって生産性を高め、価格保障を十分にゆきわたらせ、そのもとで骨折り損の増産などがおこらないように計画生産をおこなうことがで

きる農業体制の確立のためにたたかわなければならない。そして、その方向のなかで、とくに広範な中小農を団結させ、農民的な農業つくりかえの力をつくつていく運動をすすめていく。

(四) 政府をかえるたたかい

農業基本法をつくることによって、独占資本とその政府が大多数を占める勤労農民の根本利益に敵対するものであることがいよいよ根底からバクロされた。したがって、われわれは日常の運動のなかで労働者との提携を強め、現在の政治や経済を支配している独占資本とその政府を取り除いてしまわなければ農民の根本的な要求が達成されないことをたえず説得し、農民の意識をこの方向へ高めていくように活動しなければならない。そして、「農基法」体制打破のたたかいから発展していくこのたたかいの方向は、池田渡米を契機とする日米経済協力という名によるわが国の対米従属の深まりに反対し、新安保条約の破棄、平和と独立と民主主義を求める国民的なたたかいと結びついていくものである。

二、当面のおもな要求

一、農畜産物の価格保障について

(一) 食糧生産の安定と発展をはかるため現行食糧管理制度を堅持すること。

(二) 米価は、生産費をつぐない、農民に労働者なみの賃金を与えるよう決定すること、米の予約減税廃止反対。包装代の適正化、等級と包装の検査には農民の要求を入れること。

米の消費者価格はすえおくこと。

(三) (四) (五) ……略

(六) あらゆる主要農畜産物を生産費と労賃をつぐなう価格で保障すること。

そのため現在の不十分な農産物価格安定法でなく、地方自治体

も価格の保障に責任をもつ制度を確立すること。

- 二、生産資材の価格につて
- 三、営農改善、生産力向上につて
- 四、土地につて
- 五、税金引下げにつて
- 六、仕事と賃金につて
- 七、社会保障につて
- 八、農業災害補償につて
- 九、公共料金等物価につて
- 十、農協につて
- 十一、農村民主化につて
- 十二、農民組合法の制定につて
- 十三、平和と独立と民主主義につて

運動のすすめかた われわれの本年度のたたかいは新安保条約と結びついた貿易の自由化、経済の高度成長政策、そして、それらの政策の重要な部分としておしすすめられる農業基本法による農業のつくりかえに反対してたたかうことが基本である。そのためには農民の要求に密着して日常のたたかいを進めていくなかで、すべてのたたかいを「農基法」体制の粉碎にむけて集中しなければならぬが、いろいろのたたかいのなかでも、つぎのものをとくに全国的な運動展開の視野に立って重点的にとりあげていく。(筆者注「つぎのもの」とは既述の「当面のおもな要求」のことである。)

地域地域によって、きわめて多種多様な運動がおこなわれているのであるが、基本的な農業つくりかえに反対し、これを粉碎するには一つ一つの各地域のたたかいを横にひろく結びつけて全国的な規模にまで発展させることが当面の運動をすすめるにあたっ

てきわめて大切なことである。

組織の拡大 農民運動をさかんにするため、全国いたるところで農民組合をつくって活発にたたかわなければならないこと、しかし、農民の性質や農業の性質などからこの活動がひじょうに困難であるが、これをのりこえて休みなく組合づくりの活動をつづけていかなければならないこと、このほか、組合づくりについて原則的に大切な活動と組織の方針は、もういままでの全国大会でいくたびも強調され、われわれが、たがいに認めあい、そして、その決定した方針によって運動をすすめてきているところであるから、この第四回全国大会ではくりかえし指摘しないで、これからの一年間の運動方針をすすめていくにさいして、とくに心がけなければならない点をはっきりさせることにする。

この一年間、われわれは政府・自民党の「農業基本政策」『農業基本法』を粉碎する大きなたたかいはじめとして、全国各地でさまざまなたたかいをすすめてきた。農民のたたかいはたしかに発展している。そして、それに応じて、農民組合は再建され、強まり、その活動もさかんになってきているところがある。しかし、われわれの組合の現状は、全農民の数からみても、また、さいきんの農民の目ざめからみても、まだまだ、きわめて貧弱である。

われわれは、「農民組合は、団結の力をもとにして農民の社会的経済的地位の向上をかちとることを目的とする大衆団体である」という全日農の組織原則に徹底して、一にも組織、二にも組織という具合に、ことしの一年間も、広範な農民の利益のためにたたかう農民自身の大衆組織を発展させていかなければならない。

一、一にも組織、二にも組織をつくること

- 二、指導力のある組合になること
- 三、組合費が納まる組合にすること
- 四、はば広く組織をつくること
- 五、兼業農民の組織化について
- 六、活動家をたくさん育成し、配置すること
- 七、青年部組織を確立すること
- 八、農村婦人の活動ととりくむこと
- 九、機関紙・誌のただもらいをやめること
- 十、労農提携にいつそう徹底すること
- 十一、農民組合と政党の関係を正しく保つこと

第四回大会で決った役員

会 長 野溝 勝
副 会 長 日野 吉夫・上林与市郎
書 記 長 高田 富之
財務委員長 栗田 久男
統制委員長 石田 宥全
中央常任委員(三〇名) 川俣清音、栗林三郎、鈴木清(以上秋田)、八百板正、渡部行雄(以上福島)、栗原俊夫、東海林稔(以上群馬)、山田長司(栃木)、下山田虎之助、吉田幾之助(以上茨城)、下坂正英(東京)、河合悦三、古屋貞雄(以上山梨)、小林進、夏川信一(以上新潟)、佐野憲治(富山)、久保田豊(静岡)、西村関一、矢尾喜三郎(以上滋賀)、亀田得治、梅原昭(以上大阪)、足鹿覚(鳥取)、湯山勇(愛媛)、関口謹作(青年部)、福島せい(婦人部)、高野啓吾、中村迪(以上中央)
会計監査(四名) 佐々木庸(福島)、阿部助哉(新潟)、塩田親雄(石川)、荻原貞一(富山)
統制委員(一〇名) 金沢忠雄(山形)、木皿森二(宮城)、藤間

啓次郎(茨城)、高橋徳次郎(群馬)、武藤山治(栃木)、荒川幸雄(新潟)、白田潔(長野)、斎木重一(福井)、奥野忠安(滋賀)田中積(大分)

顧問(五名) 清沢俊英、黒田寿男、杉山元治郎、永井健、三宅正一

なお、中央委員会次各専門部長が決定された。

総務部長Ⅱ書記長兼務、組織部長Ⅱ栗林三郎、指導部長Ⅱ山田長司、機関紙部長Ⅱ東海林稔、調査部長Ⅱ河合悦三、教育文化部長Ⅱ下坂正英、国際部長Ⅱ平等文成、法律部長Ⅱ古屋貞雄、青年部長Ⅱ関口謹作、婦人部長Ⅱ福島せい

特別委員長

米価対策Ⅱ栗林三郎、共済対策Ⅱ上林与市郎、社会保障対策Ⅱ小林迪、肥料対策Ⅱ梅原昭、選挙対策Ⅱ八百板正、議員団長Ⅱ栗原俊夫

大会以後のおもな活動は次のとおり。

米作十県農民組合共闘会議 一九六一年一〇月二一、二二の両日、新潟県月岡で米作十県農民組合共闘会議と中央労農会議東北・北陸ブロック会議と全農林東北・北陸ブロック会議の合同会議が開かれ、東北、北陸の食管改悪反対闘争の推進態勢を強化することになった。

この合同会議には、地方から各県の労農代表のほか、全日農本部からは高田書記長、栗林組織部長、石田統制委員長ら、総評からは各県の労農オルグなどが参加し、会議は一月末の中央集結闘争を中心にし、東北、北陸ブロックがその主体勢力となる方針をきめた。

一〇月二六日、東京衆院第二議員会館で食管改悪反対全国代表者会議を開いた。全日農の全役員と各連合会から代表三ないし五名が参加し、たたかいの長期展望にたった闘争方針を討議した。また、

翌二七日には中央労農会議の総決起集会が東京八重州口の国鉄労働組合会館で開かれ、労農市民の統一闘争前進の態勢をかためた。

この二つの集会によって、全日農と総評を中心とする食管改悪反対闘争の態勢は確立された。

そこで決められた全日農の活動計画のなかの「たたかひの推進」は次のとおりである。

(一) 食管制度の改悪がもつ農基法体制との関連、その政治的意義などを肥料・共済など重要な農業問題と一体の関係で取りあげ、これを農民の間にてっいていさせていく。この場合、たたかひの性格にかんがみ、これを推進するため政治バクロにとくに力を入れて活動する。

(二) たたかひは総合的に取りくまれるが、当面の活動としてはその重点を明確にするため食管法改悪反対に力点をおき、これを中心に農民の諸要求を集約する。

(三) 食管制度改悪には農業団体、食対協などが反対して活動しているが、これらの諸団体の活動にはその性格上限界がある。全日農はこれらの反対勢力と提携し、ハバの広い統一戦線を展開していくが、このたたかひの政治経済的な根深い性質にかんがみ、労農共闘を中軸にして大衆的な行動にもとづくたたかひを推進していく。

全日農青年部全国大会 全日農青年部は三月一二、一三の両日、約五〇名の代議員で東京参議院会館で全国大会を開いた。

この大会で特に強調された点は、農基法体制のもとでいっそう農業危機が深められつつある実情を、新安保体制下におけるアメリカ帝国主義と日本独占資本の攻撃と結合して理解を深めなければならないということ、農民のたたかひが多様多様にわたり、しかも高度な問題の理解とたたかひの技術を身につける必要から青年部組織化

の意義が強調されたことである。また、全国委員については、現に青年部組織があり、活動をしている府県から全国委員会に出席できるものを推せんさせて、役員を選任した。

また、役員選出と関連して、従来のような全国委員会による討議だけでなく、今後活発に全国青年部長会議や青年活動家会議を開き、積極的に地方活動の経験をくみあげる方針をきめた。

青年部長 関口謹作（群馬）

副部長 阿部末雄（山形）

書記長 村田 太（東京）

全日農第七回中央常任委員会 三月三〇日全日農第七回中央常任委員会を開き、一万名動員による労農総決起大会の成功を基礎に、たたかひと組織を発展させるために、活動家の研究集会を軸にして構造改善事業に対するたたかひや米価闘争の諸準備にはいるなど、あらまし次の項目を含む「当面のたたかひの設定とその活動方針」を決定した。

1 構造改善事業にたいするたたかひ

2 米価要求のたたかひ

3 活動家の研究集会の開催

4 メーデーへの積極的参加

5 参議院選挙のたたかひ

6 組織の整備と拡大

酪農対策活動者会議 全日農酪農対策特別委員会（委員長 平等文成）は四月六日、衆議院会館で「酪農対策活動者会議」を開いた。

これは全日農の酪農闘争を強めるために開かれたもので、これには先に生乳の出荷止め闘争を組織して、いまなお強力な乳価闘争を展開している長野県北佐久酪農組合の代表も参加した。

そこで定められた方針は次のとおりである。

1 当面、乳価引きあげのたたかいを強力に組織するが、とりわけ、市乳地帯化している原料乳地帯にあっては、乳価を市乳地帯に引きあげるたたかいをくんでいく。

酪農組合の民主化、自主化をはかる。

また、たたかいの発展のなかで労働組合、農民組合などをいれた共闘体制をつくるようにする。

2 乳価闘争と並行して飼料問題、税金、資金闘争もくむようにする。

3 全日農の乳価闘争拠点をつきめ、とりあえず拠点県連ごとの活動家会議をひらく。さし当たりの拠点県を山形、福島、群馬、埼玉、長野とする。

全日農地方組織の動き 食管闘争での各地の大会の様子は次のとおり。

福岡 県下の全生産者、消費者団体によって一九六一年一〇月四日「食管制度改悪反対福岡県協議会」が開かれた。

大分 全日農県連が中心になって九月四日「大分県食糧対策協議会」を結成し、街頭宣伝にのりだした。

山形 県農民組合連合会では九月二八、二九の両日寒河江市で執行委員会を開き、今後の組織拡大と当面する食管闘争などの方針を協議した。

秋田 県労農会議と日農県連が主催し、九月一七日県南三郡を中心に農民、労働者約五〇〇人が出席し、横手常南小学校で「食管制度改悪反対労農総決起大会」を開いた。

群馬 全日農、全農林、群馬地評、消団連の共催のもとに一〇月二一日前橋市の教育会館で開いた。

第二室戸台風の災害補償闘争
京都 被害の最も激しかった綴喜郡田辺町三野、関屋、岡村の三

部落では大阪の総電力量の三割を占める新北陸幹線（二七万V）高圧鉄塔三基が倒伏し、農作物等々に多大の被害を与えた。

全日農ではこの問題を取りあげ、区民大会を開催し、対策委員会（代表委員橋本修一、山中高吉）をつくり、町当局と関西電力と団体交渉を進めている。

福岡 全日農福岡県連では十月中旬に県総評によびかけ、全農林、自治労、その他の団体で「災害調査団」を編成、被災農村の調査を行なったのを皮切りに福岡市内二七ヵ所で部落座談会を開き、一〇月二四日杵岐校区で農民大会（一三〇名参加）を開いた。

こうしたつみかさねのうえ、二月一日には福岡市役所前で「災害完全補償要求貫徹農民大会」（四〇〇名参加）を開き、一一項目の要求を市当局に提出した。

各地の府県連大会

大阪 二月一八日大阪府連第四回大会を府厚生会館で開いた。

山梨 山梨県農民総連（全日農）では山梨県養蚕対策委員会との共催で二月二八日、甲府市県農協ホールで県下各地から約二〇〇名の参加を得て「農業危機突破第五回県下農民大会」を開いた。

北海道 全日農北海道連では二月一日に活動者会議を開き、これまでの活動家集団であった組織を大衆的な組織に発展させるため農民の経済要求を重視して、ビートや酪農、部門別組織など、それぞれの実情に即応した組織づくりをすることをきめた。

徳島 日農徳島県連では三月一八日に徳島市婦人福祉会館で定期大会を開いた。

福岡 全日農福岡県連では三月一五日、福岡市中央公民館で第二回定期大会を開いた。

石川 三月一日、七尾市公会堂で能登地区協議会大会を開いた。

山形 出荷果樹への特別課税を内容とする県条令の撤廃運動や農業共済掛金ストップ、さらには学力テスト反対闘争など強力なたたかいを展開してきた西山形農民組合は西山形公民館で第七回定期大会を開いた。

和歌山 県教組、全農林、社共両党の活動家が中心になって長らく有名無実に近い状態に陥っていた農民組合の組織化と日農県連の結成準備を目ざし、三月三日、和歌山市教育会館で全日農和歌山県連結大会を開いた。

富山 全日農富山県連第四回定期大会は三月二一日富山市公会堂で代議員約百名出席のもとに開かれた。

新潟 日農新潟県連では六月二一日新発田市において県下農民一万二千名を動員して、「要求米価貫徹県農民大会」を開いた。

第二節 全国農民連盟

全農連第一七回代議員総会、全農政連第三回通常総会（以上の二つの団体の関係については本年鑑第34集参照）は一月二八、二九の両日、三重県伊勢市如雲閣で開かれた。

今年度の運動方針などをきめたほか役員改選、食管制度堅持など五項目の決議を行なった。

役員改選では全農連小林委員長、農政連鈴木会長、中村書記長らは再選され、また連盟の統一についての研究機関を設置することに決定した。大会で採択された宣言、総会スローガンと運動方針の大綱は次のとおりである。

宣言

農業と他産業との所得格差はますます拡大し、更に農民の階層分化は進行しつつある。一方、農業の近代化を推進する基盤は、

まだ整備されていない。日本農業の新しい情勢に対応し得る農協を育て、真に農民の農政を確立するために、今こそ全農民の強大な政治力を結集するときである。われわれは農協とともに、農民の経済的政治的団結力を通じて、日本農業と農民が直面している幾多の課題に対処し、その解決に邁進するものである。

右宣言する。

昭和三十七年一月二十九日

総会スローガン

- 一、農民のための農基法関連政策を速かに樹立せよ
 - 一、農民を犠牲にする貿易自由化反対
 - 一、現行食管制度を堅持せよ
 - 一、肥料二法の廃止絶対反対
 - 一、農災法を抜本的に改正し、任意共済の農協一元化をはかれ
 - 一、専売法及びたばこ耕作組合法を抜本的に改正せよ
 - 一、産業資本の農村進出に対応し農協の刷新強化をはかろう
 - 一、地域活動を強化し組織を拡大強化しよう
 - 一、事態に即し、農村課税の適正化を闘いとう。
- 一九六二年度運動方針の大綱 この方針は全農連、全国農青連の統一運動方針である。この方針書は、(1)一般情勢ならびに農業情勢、(2)運動の基本的態度、(3)当面の活動目標、(4)組織の拡大と発展の四つの大きな柱から組み立てられている。
- 運動の基本的態度としては農民の日常闘争を主体にして運動を高め、目標を明確にすることによって政治力を結集していくとの従来態度を明確にしている。
- 特に本年の強調している問題としては食管、肥料問題など河野農政と対決している。
- 組織問題としては農協小組合と組織活動とを深く結びつけるこ

と、業態別、目的別組織体の結成を促進し運動を前進させることなどのほか、情報活動をより積極化すること、会費による財政の確立をはかることをあげている。

以下は方針書中の「運動の基本的態度について」の全文である。

われわれの農民運動は、国際的にも国内的にも広い視野に立ち、かつ社会とその歴史の流れを正しくみきわめながら、日本農業の発展と快適で文化的な農民生活の実現をめざして、現実的な農民の諸要求を具体化し、これを農民の闘いとして押し進め、組織化するという地についたものでなければならない。

そのためには、現在もちあがって表にあらわれている要求はもちろん、個々の農民、あるいは地域の農民の中に潜在している大小の要求までも引きだして、これを組織化することが大切であり、農民生活のなかに日常生起しつつある自然発生的要求をとりあげ、これに目標をもたせることによって農民運動の新しい発展を期待すべきである。

つねに農民の生活と営農の中に根をおろし、具体的調査にもとづく実態の把握によって農民の新しい意識から運動がはじまり行動が展開される。そして正しい行動と実践を通じて大衆的な教育と学習は達成され、正しい学習はさらに高い大衆の行動に発展させるものでなければならない。

日常問題と闘争について

農民の生活と営農の日常的に生起しつつある問題と、たとえば、どんな小さな問題でも、また地域的に限られた問題であっても、これを熱心にとりあげ適時適確に処理してゆくことは、けんきょにして細心なオルグの基本的態度でなければならない。農民の自然発生的な日常問題の中には、多くの普遍性をもったものがあり、一般化し、拡大化する可能性を含んでおり、ここから出発し

た闘いは少くとも今日の段階では運動の前提条件である農民の団結をもっともつくりやすいものである。

したがって、われわれは一般的な農政問題に農民をかりたてる前に、農民自身の自然発生的なまたは潜在的諸要求をとりあげることに努力し、その闘いを高く評価する。このことによって新しい農民の意識を高め、その闘争エネルギーに点火し、組織の陣営に迎えて、農民戦線を拡大しなければならない。

農民生活の矛盾について

農民生活の中には、いく多の矛盾と不合理がある。とくに他産業従業者との所得と生活水準の格差はいちじるしくなっている。その矛盾と不合理について調査してみる。その多くは経済問題であること、耕地がせまく、生産物の価格は適正でなく、労働に対する賃金報酬は低すぎ、購入物資は高い。これは分配が公平に行われていないからだ。税金や諸負担が多すぎる。これは政治が悪いかからだ。等々の矛盾を農家個々についてえぐり出し、その不合理を農民自らの生活のなかで発見することによって、その解決策について研究することが大切である。農民が一回や二回のアジ演説や、えらい先生の講演などで自覚し、立ち上るなどと考えたら大まちがいである。

農業近代化について

わが国の農業は経営規模が零細であり、資金がないために、その改善と発達が阻害されており、また、労働生産性が低いということも、一通り頭の中では理解し、農民は自らを自立経営農家にまで引きあげようと意欲にもえていながら、そのための土地、資金等の条件は用意されないでいる。そうした農民の意欲は或は農業法人化となってあらわれている。また、共同化や協業化を通じて、農業の近代化をはかり農業の構造改善をしようとしながらも

その根本的な農地制度、金融施策などに制約されて容易に実現できない状況にある。

一方、政府の生産対策は、バラバラで計画性がなく、多くの農産物は一時的な市場出回りによって過剰現象のために買いたたかれ、契約生産物もみな一方的な買手市場の原則によって取引されている。それらの矛盾と不合理の多くが政治的に解決されねばならぬことを発見することによって、農民の政治的実践行動は出発する。

第三節 全国農民同盟

全国農民同盟の第二回全国大会は、一九六二年一月二四日、東京で開かれた。

経過報告

(前略)

二 執行体制

(一)同盟中央は結成以来、三回の中央委員会と十四回の中央常任委員会を開いて結成大会から付たくされた決議事項の処理・組織の強化、運動の組織化などにつとめてきたが、常務執行の機関である中央常任委員会の機動の不足や執行部の事務推進機関である書記局の不備、財政基礎の弱さから、運動の様相や要求を把握しながらも、それに見合う適切な指導と適確な行動に欠ける面が多くあったことを素直に反省し、新年度の課題として①指導力の充実②機動力の強化などについて真けんにとりくむべきと考えている。(以下略)

三 組織活動(略)

四 一般活動

- (一)農業基本政策確立について(略)
- (二)農地対策について(略)
- (三)食糧制度改変反対等について(略)
- (四)米価、農産物価格について(略)
- (五)肥料等資材対策について(略)
- (六)課税対策について(略)
- (七)災害対策について(略)
- (八)選挙対策について(略)
- (九)学習活動について(略)
- (十)平和を守るために(略)
- (二)その他(略)

五 機関紙報告

一九六二年度運動方針

一 国際情勢と日本の立場(略)

(1)激動をつづける諸国(略)

(2)国際経済の動向(略)

(3)世界の農業(略)

(4)国内情勢(略)

二 日本農業の現状

(1)苦境にたつ農業経営(略)

(2)農業への圧迫は強まる(略)

(3)後退する保守農政の実態(略)

三 運動の基本的態度と活動目標

(1)運動の基本的態度

われわれの本年度のたたかいは経済合理主義を基調とし農基法の本旨に逆行する農業軽視の保守党農政と対決し、農村に潜在する不安ムードを一掃するとともに、農民の要求をふまえての近代

化促進、農業所得の増大、他産業との所得格差の解消など日本農業の正しい進路と文化的な農民生活の確立をめざす諸要求を具体化し農民の闘争に組織し発展させることである。

そのためには農民の生活と営農のなかで日常的におこりつつある諸要求に密着してこれを適確に謙虚に処理していく日常の世話役活動が大切になってくる。とくにわれわれの運動が部落や市町村など生産や生活の場に根ざしたじみちな運動を重視している以上、現に農民のなかからもりあがっている要求は勿論、潜在している要求もこれを引き出し組織化することが大切である。

営農や農民の日常生活のなかにおこりつつある自然発生的な要求をとりあげ、具体的な調査による実態把握と学習活動をつうじて、これに目標を与えることは農民の新しい意識をひきだし、運動のエネルギーを生み、運動発展の大前提である農民の団結を最もつくりやすい。

したがってわれわれは、農民の生活と営農のなかで日常おこりつつある要求をとりあげること努力し、謙虚で適確な日常の世話役活動を高く評価し、これを運動推進の基調とする。

- (イ) 経営規模の拡大と生産基盤整備のために (略)
- (ロ) 農民の所得を増大するために (略)
- (ハ) 農業計画樹立と協同化推進のために (略)
- (ニ) 生活の安定と権利の伸長のために (略)
- (ホ) 農村の民主化と近代化のために (略)
- (ヘ) 農業人口対策 (略)
- (ト) 貿易自由化対策 (略)

(2) われわれの活動目標
われわれの活動目標を列挙すればここに挙げるような広汎な多種多様の闘いであるが、このなかには政府に対する要求、地方自

治体に対するもの、農協に対するものなど、いろいろなものが含まれているが全国的な運動展開の視野にたつ重点項目で、これを画一的にとりあげようとするものではない。

地方の各組織が、これらの闘いを展開するにあたっては、その地域の特性や組織の実態に即して、力関係から来る可能性と充分な見通しの上になつて、適時適確に運動を組織化することが必要である。

(イ) 農地に関する闘い

農地改革後の農地行政は後退の一途をたどり、農民の土地をめぐる闘いも小作地の取り上げからダム道路建設などによる土地取り上げまで規模も内容も複雑化し、農民の要求も複雑になってきた。また工業の地方分散も、地方自治体の誘致のままにまかされているため、計画に一貫性がなく、農業計画や生産基盤を破壊することが多くなっている。

土地改良もコマ切レ的で、進捗の度合はまことにおそい。更に五百万町歩におよぶといわれる利用できる未墾地がそのままに放置されているが、農地がきわめて狭小であるわが国で、今のままにしておくことは許さるべきではない。

これらの国有林野や未開拓原野を解放せしめ、国の責任で農業の協同化、近代化のための農地造成を行なわせ、畜産や果樹園芸等を取り入れることによって経営規模の拡大と体質の改善を行なうことができる。

農地の転用や潰廃に反対し、これを防止するために解放農地の転用については再び国がこれを買上げ、農業に専念する者に再配分する措置をとるべきだ。したがって、いかなる名目であっても旧地主への国家補償的財政支出に反対である。

土地収用法、公共用地取得特別措置法による土地取得や話しあ

いによる公共用地買収のいかんをとわず農地の潰廃転用は極力さけるべきで、やむを得ぬ場合でも団体交渉によって農地の評価基準をきめることは勿論、替地や生活保障についても話しあいこれを実現させる義務を国に負わすべきである。

農地・牧野の土地改良、大小規模の畑地かんがいに対する国の助成を強化し、生産基盤の整備を徹底せしめる。

(ロ) 畜産振興のために (略)

(ハ) 畑作振興のために (略)

(ニ) 農業課税に関する闘い

村のなかで所得税をおさめる農家はきわめて少ない。つまり所得税を払う基準にすら達していない農家があまりにも多いということである。現在、所得税を課税されている農家は、約四十万三千戸（三四年度農林省推定）で、全農家の一割にも満たない。だから所得税を中心とする恒例の減税政策もほとんど農民には影響皆無と評価されなければならない。

その反面、地方では農家負担の増加を結果するような措置がとられている。その一つは住民税の所得割方式の統一が行なわれ、最も重い課税方式に統一されたこと、二つは固定資産税の評価基準改訂の問題で評価方法について「時価主義を原則として評価を統一する」主旨の固定資産評価制度調査会の答申の線にそって三九年度から本格的に改訂されることになっており、とりあえず三六年度以降の農地評価額は三％の評価増の措置がとられることになった。

農業課税や諸負担に対する農民の不満は大きい。とくに自家労賃の控除および固定資産の評価基準のひき下げ、相続税、住民税の軽減に対する農民の要求は税制調査会の答申でも裏切られた。われわれは課税軽減を政治の場で闘わねばならない。相続税、

固定資産税は農業経営の実情から特別措置として減税を実施するよう強く要求しよう。納得のゆかない税金には説明会を開かせ団体交渉などの手段で改めさせよう。地方自治体の議員もこの闘いに積極的に参加すべきである。

このほかPTA会費、水利費などの諸負担は農業課税に匹敵するほどの大きなもので営農の発展や生活向上をはばんでいる。

これらの天下り賦課をやめさせ、営農や生活の実態に即したものに改めさせよう。

特にPTA会費中の教育費部分などは国の予算支出に編入させるよう予算要求の運動にたち上がる。

(ホ) 肥料など農業用資材の引下げのために (略)

(ヘ) 社会保障制度充実のために (略)

(ロ) 農災法改正など災害対策確立のために (略)

(ハ) 農協を農民のものにするために (略)

(リ) 地方自治体と工場誘致

地方自治体とくに市町村自治体が地域住民の生活と密接につながっていることは論をまたない。しかし最近の自治体は国の委任事務が多く、自治体自身の仕事は非常にせまめられてきた。

だからといって、自治体自身でなにも出来ないということにはならない。要は地域住民がネバリ強く自治体を住民の利害に従わせるよう要求することである。

また、最近、自治体では地域経済を豊かにするという目的で工場の誘致さえすれば、農業の近代化も進むといった単純な考えでさかんに誘致をやっているが、事実逆は近代化にマイナスの要因を与えている事例も多い。

一般に工業化が先行したところでは土地改良などは不可能となり、周辺の農業は一樣に弱体化している。その他農地の潰廃、地

価の高騰は経営の拡大を困難にしているし、工場の雇用吸収力は少なく、採用も若年層に限られているため非農業労働力は女子化老齡化し、農業近代化とは逆に零細兼業化への進行を一段と強めている。

したがって自治体の工場誘致にあたっては農業の生産基盤を破壊しないこと、近代化促進に役だつこと、災害防止を徹底することなどの地域住民としての要求をつきつけ、自治体の仕事があくまでも地域住民のためのものであるように充分に看視しなければならぬ。

(又)米麦と食管制度(略)

四 組織の強化と拡大

(1) 組織活動の重要性

(2) 組織のつくりかた

(イ) 部落組織とのむすびつき

われわれの活動の出発点は部落にあるが農村における部落は、最近とくに、地域的共同体としての性格から、生産共同体としてより発展しつつある。しかも、それは部落における各種生産小組合を中心とする技術改善や、農産物の集荷処理、農業生産の諸条件の維持改善等の諸活動の拠点となり、恒常的組織の一つとなっている。この点からも部落組織はわれわれが恒久的な動く組織をつくる上で重視しなければならない対象である。

だが、このような部落組織が、部落の生成過程および生活実態の関係から、地縁的、血縁的な結合として旧い封建的色彩を多分に残し、非近代的なボス支配の温床になっていることも見逃してはならない。歴史的にも、人間関係の複雑性からも深く根ざした地縁的、血縁的なつながりを個人の力で解決することはとうてい困難である。われわれはまず部落組織のなかにもつ、こうした血

縁的な古いきずなを解き、民主的で近代的な結合体へ脱皮させるよう、あらゆる努力を結集しよう。このため営業上、生活上の共同活動を媒介として部落の諸要求を引出し、運動に盛りあげ、団結に導き、末端農民を結集して、近代的な部落組織を確立しよう。

(ロ) 業態別・目的別組織のあり方(略)

(3) 活動家の養成(略)

(4) 財政の確立(略)

(5) 教宣活動の充実(略)

(6) 青年・婦人への働きかけ(略)

(7) 労働者・市民層との提携(略)

第二回大会で決定された新役員左のとおり。

会長 稲富稜人(福岡)

副会長 吉川兼光(千葉)・中崎 敏(島根)

書記長 神田大作(栃木)、副書記長 国方好市(香川)、財務委員 長 門司 亮(神奈川)、会計監査 山本和平(茨城)、山中

巳年雄(神奈川)、甲斐 直(宮崎)

中央常任委員 東 隆(北海道)ほか二三名

顧問 平野力三・片山 哲・鈴木義男・棚橋小虎・吉田 正

第四節 常東農民組織総協議会

農業経営改革運動 常東総協の指導下に鹿島郡銚田町を中心に展開されてきた農業経営改革運動は、昨年、新宮農業研究会が一〇一件、三〇二三万五千円の近代化資金獲得に成功し、運動は逐次拡大の方向をたどっている。

新宮農業研究会の獲得した近代化資金の内訳は、養豚一八一九万

五千元(四三名)、種豚一四〇万円(八名)、養鶏三一九万円(一八名)、機械三二一万円(一七名)、畜舎二七五万円(七名)、乳牛一二五万円(六名)、土地改良一〇万円(一名)、堆肥舎一四万円(一名)、合計三〇二万五千元(一〇一名)で、畜産部門、特に養豚、養鶏と、農業機械導入への資金利用が主体をなしている。

この新宮地区の近代化資金の獲得額は、茨城全県の融資総額の一割近く、鹿島、行方二郡の融資総額の五〇%以上を占めている。

新宮農業研究会の近代化資金を獲得した農民の階層別分布をみると、五反未満三名、五反一町二〇名、一町一・五町三三名、一・五町二町一八名、二町三町二八名で、政府が近代化資金の融資対象から除外しようとしている一町未満の担保能力のない貧農層も、近代化資金獲得に成功している。

新宮農業研究会の近代化資金獲得運動の一応の成果を契機に、常東総協の農業経営改革運動は逐次周辺町村に拡大の方向をたどりつつあるが、常東総協のこの運動に対する評価、中間総括をみてみよう。(以下、常東総協委員長山口武秀「常東における農業経営改革の運動」より引用。)

(前略)

一〇〇名の農民が経営改革にすすむ土台をつくったことで、農民のなかにあたらしい動向がうまれる。一〇〇名の農民が先進的な役割をになって経営改革の具体的実践をうちだすことは、当然、他の農民に影響をあたえ、その動きのひろく波及することが考えられる。鉢田町においても、新宮農協をのぞくと、他の地区の農協はすべて農業近代化資金の枠をせばめ、とくに中・下層農民への門をとぎそうとしている。その状況のなかで新宮地区の農民の具体的実践はなにより直接的に他の地区の農民を刺激せずにはおかない。それは現段階の農業危機において農民が政府の農業

構造政策に対決し、みずから経営をまもるための広汎な立ちあがり促進するもので、そこに経営改革運動の拡大、発展がみられよう。(中略)農民のなかの経営改革への動きは全国各地ではじまっており、大勢はすでにそこへむかっているといえる。その経営改革によって独占資本のもとにおける農業の零細経営という状況が根本的にかわるというものではないが、それをやらない農民はいわゆる首切りの場にけおとされる。そのため、どうしても農民は経営改革にむかわざるをえない。しかし改革の実行にはこんながあり、独占資本、政府の政策をうちやぶらなくてはならない。大多数の農民にとっては画期的な転機であり、危機である。それにもかかわらず、いわゆる農民運動のがわでは、いまだにそれを指導する十分な態勢をつくりだしていない。十分な態勢をつくりだしていないばかりか、その立場・観点が混乱していて、すんだ動きに水をかけてさえいる。ふるい運動の観念であたらしい事態をわりきろうとしているからであり、経験主義をぬけだせないからである。

もちろん、あたらしい運動の主張もあり従来の農民運動の伝統のなかからも今日の動きがはじめている。それにしても、立ちおくれであることはまちがいない。そして、あたらしい主張や動きにはなお批判、反対意見がなげられている。ここにおいて、経営改革運動はみずからの方針をより整理し、発展させる必要がある。なぜなら、その運動にはいまだ端緒的であり、思いつきのある部面もすくなく、その姿が正当にうちだされていないところがあるからである。

そうした未整理のもの一つとして、経営改革の動きは農民の生産部面に根ざすものだから重視しなければならぬとする意見があげられよう。農民の生産部面の要求こそ大切であり、それな

るがゆえに経営改革運動にはしつかりした存在根拠があるという見解である。

その見解には、農民運動は地についたものでなければならぬとして名前だけの中味のない運動にたいする批判がみとめられるが、その反面、それいがいの部面の農民闘争を軽視ないし否定する傾向がふくまれている。だが、経営改革運動の存在根拠をそうしたところだけからみてよいものだろうか。なるほど農民の要求が生産部面において根づよいものをもつことは事実である。零細な経営、おくれた技術という農業の現状では、当然、そこに要求がでてくる。しかし、その要求が重視されるのは、いわゆる生産闘争といったものではなく、現在経済的諸条件のもとで零細な経営、おくれた技術といったところに矛盾が激化しその解決が社会的意義をもつからにはかならない。経営運動が農民運動としてとりあげられるいわれはそこにある。

いわゆる農民の生産闘争なるものは今日の資本主義社会でなりたつものではない。生産をたかめる努力というだけのもので農業の発展や農民生活の向上を期待できるはずはなく、それらは、それらをはばんでいる社会の変革とむすびついてはじめて実現のみちすじをもてるのである。さらに生産面の要求だから重視するといふ見解をとると、つぎの段階の闘争が消滅してしまふ結果になる。生産面のみならず、流通面においても、その矛盾が激化する条件のもとでは、それが重視されなければならない。それだからこそ、経営改革運動が価格闘争につながるというみちすじが想定されているというわけである。(以下略)

第四章 国際農民運動

一九六一年から一九六二年に続く時期の国際情勢の特徴は、一九六一年秋ソ連共産党第二二大会で採択された「ソ連共産党新綱領」が指摘しているように、資本主義が新たな第三の段階にはいり、多くの国々の労働者階級が新しい歴史的條件のもとで、資本主義がまだ転覆されないまゝに、普通の改良のわくをこえた重要な意義をもつ諸施策をブルジョアジーに強要する闘争を組織し、成果をおさめつつあること、ならびに民族運動がひきつづき高揚を示していることにあるということができよう。農民運動も、このような情勢に伴って、後進諸国においては民族的自覚・独立のたたかいと結合して活発となり、チリでは局地的ではあるが原住民族の土地奪還の武装蜂起がおこり、セイロンでも移民農業労働者のいっせいストが発生した。数年にわたる不屈の闘争をいどんできたアルジェリア民族独立政府がついに勝利を確保したのも一九六二年春であった。農民闘争の激しい波はフランスをも襲った。農業基本法を一九六〇年七月に制定し、ヨーロッパ共同市場での立ちおくれを克服しようとしたド・ゴール政府は農業と農民生活の改善に成功しなかっただけでなく、ブルターニュ地方でまれにみる強烈な農民の実力行使に直面して、種々の譲歩を余儀なくされたのである。以下乏しい資料ではあるが、これらの運動を記述してみよう。なお、フランスの農民行動はやや詳細に跡づけることができたので項を改めて採録した。

後進国におけるおもな闘争

ソマリア労組、団体協約を結ぶ ソマリア労働組合連合会は一九

六一年六月、イタリア系巨大企業SAISと団体交渉を行ない、農業・工業合わせて約四千名の労働者に影響をもつ労働契約を結んだ。同連合会はプランテーションにおける組織活動を推進するために特に地区事務所を二カ所設置しており、プランテーション労働者の全国的労働契約をつくろうとして精力的に活動している。

セイロン農業労働者の政治スト 一九六一年四月二五日朝、セイロン労働者会議の指導でカンデイ、ガラハ、バドゥラ、ハットン、ガンボラマタール、ロタッタ、サバラガムワ、ヌワラ・エリヤおよびエラにおける茶園・ゴム農場の労働者、中央部のウヴァ・サヴァラガムアの農業労働者がストに起ち上がった。これは政府がタミール連邦党を禁止したのに対して抗議したもので、秩序整然とした非暴力的行動であった。しかし、政府は二六日総動員令を下して陸海空軍九集団を待機させ、市民の不服従に備えた。ストは二六日朝、労働者会議ソンドマン会長が仕事に復帰するよう放送で訴えたため終了したが、これより先四月四日、銀行従業員のストが始まり（二八日に停止）、農業労働者はこれに呼応したものである。ストに参加したのは主として南インドから移民としてはいつてきているタミール族労働者で、かれらはイギリス人経営のコーヒー農場その他で働いている。出かせぎ的性格が濃厚であるが、解雇される場合は家族ともども住宅を追い立てられる境遇におかれており、民族としての政治的進出をおさえようとする政府に対して抗議したものである。

米州地域組織、農地改革推進を決議 北・中・南米およびカリブ海域諸国の国際自由労連系労組結集体である米州地域組織（ORIT）は一九六一年八月二〇日からリオデジャネイロで第五回大会を開き、大土地所有が社会的緊張を激化させ、経済発展を妨げ、貧困と文盲を温存し、専制主義と軍事独裁を助長していると宣言し、農民・農業労働者の組織化によって農地改革の推進に一定の役割を果

たすべき必要を強調した。

エクアドルで農地改革要求デモ エクアドルの首都キトで一九六一年一二月、二万の群集が農地改革を要求してデモを行なった。プラカードには「土地か死か」と大書され、小作地を耕作農民に与える農地改革法の制定を支持する政府閣僚もデモに参加した。

チリ、インディオ族の武装蜂起 チリの土着民族インディオ族の農民は一九六一年一月二五日、スペイン人地主によって占拠されている土地を奪還するために起ち上がった。約五〇〇名の農民は銃器その他で武装して、スペイン系大地主イグナシオ・コレア兄弟の占有地に突入して三〇〇ヘクタールを占拠した。この土地奪還闘争は三〇万のインディオ族の共感を呼び、アルゴル、ビクトリア、カリブリなどの諸都市労働者も支援している。武装農民は山に集結して頑強に官憲とたたかい、一部は逮捕されたが一九六二年にはいっても闘争は継続された。なお、サンチアゴ南方七〇〇キロのパンヘでも五〇戸のインディオ族農民が大地主から土地の奪還に成功した。

スペイン、鉱山ストに農業労働者参加 一九六一年四月初旬、アスチュリアス炭鉱労働者が賃上げを要求してストにはいり、これが導火線となって全国に波及し、五月第二週までに約一〇万の労働者がストに起ち上がった。政府はアスチュリアス、ビスケー、ギプスコアの三州に非常事態宣言を発し、軍隊を介入させた。アンダルシアでは鉛鉱山労働者とともに農業労働者二名がスト扇動のかどで逮捕されたが、政府がストを違法とし、指導者を軍事反乱罪で処刑するという弾圧手段をとったなかで、スト指導に農業労働者が参加しているのは注目される。

スペインで農地改革立法を準備 一九六一年六月、政府は農地改革法ならびに農業組合法の立法準備にとりかかった。スペインの農

協書記長はこれについて「農地改革は非経済的な小土地所有と、大土地所有の寡頭支配とに終止符をうち、中間階級を育成するであろう」と述べ、約七千の農協はこれを支援するといわれる。スペインの農業人口は総人口の半ばを占めるが、生活水準はきわめて低く、特にアンダルシア、エストラマドルなどでは少児死亡率、文盲率ともに高く、移民の送出基地となっている。

フランスの農民行動

一九六一年六月、フランスの北西半島部ブルターニュ地方に起きた農民行動は、農産物価格の値下がりによる生活の困窮と、政府が農業基本法の具体的な実施をサボタージュしていることに対する不満から生まれたもので、ヨーロッパ共同市場がフランス農民に与える苦痛と負担をまざまざと暴露した。この激的な農民行動は政府の農業施策に修正をしい、労働者階級もこれに共感を示して共同行動を行ない、確実な成果をあげることができた。

事件の発端は六月八日、ブルターニュのモルレーに集合した数百名の農民が郡庁におしかけて抗議したことに始まる。ブルターニュ地方はジャガイモ・麻・亜麻・ライ麦・燕麦・大麦を産し、牛馬を主とする酪農地帯が多いが、人口密度が高く耕地は細分化されて生活水準が低い。農民は前年の農業基本法制定によって経済の好転を期待していたが、同法の適用がサボタージュされ、輸入農産物の影響で価格が低落し、窮乏はいよいよ激化した結果、同地方の農民代表者が示威運動を行なうために集合したのであった。農民はまずトラックで交通を断し、電話線を切断して郡長に要求をつきつけた。郡長は憲兵隊の出動を要請し、指導者としてグーブナンス（農業経営者連盟副委員長、二四歳）とレオンの二名を逮捕した。これが口火となって一〇日には地方首郡レン市で二千の農民が市中を

行進、自動車に拡声器をとりつけ「基本法を改正に実施しろ」、「健康保険のベースを引下げる」などと呼びかけ、各所で交通断を行なった。翌日も全地方的な行動が続けられ、憂慮した政府は一二日、農業経営者連盟委員長クロオと会見、事態收拾を申し入れたが拒否された。そのあとクロオは「ブルターニュの農民を抗議するにいたらしめた不安はこの地方だけに限られたものではなく、他地方にも共通したものであり、緊急な安定のための課題こそがとりあげられねばならない。農民の忍耐をかちうるには基本法の第三〇条を適用すべきだ。これを農民は一九六〇年春の抗議闘争における成果だと考えているのだから」と語っている。第三〇条は安価な輸入農産物によって国内市場が圧迫されないよう、国産品を保護することが規定してある。

一三日には国会で農産物関税をめぐって論争が行なわれたが結論が出なかった。この日ロリアンでは暁方から数千の農民が参集してバリケードを築き、鉄道線路には樹木を横たえパリカンパー線をストップさせた。午前六時半、アンボンで四人の憲兵が県の知名の指導者ポーガンを逮捕しようとしたが、三〇〇名の群集が阻止して果たせなかった。農民たちは口々に輸入農産物の税率について抗議し、同時に二名の逮捕者の即時釈放を叫んでいた。一一時一五分、秘密指令にもとづいて農民はマルセイエーズを歌ったのちバリケード地点から撤退した。一二時一五分、憲兵が若干の労働者の応援を得て道路上の障害物を除去し、汽車も発進できるようになった。

一四日にはさらに広範な行動が展開された。モルビアン西部五郡の農業経営者連盟幹部が自主行動をきめ、「農業者青年サークル」(CNJA——革新的農業青年の集団)もこれに参加した。一五日にはゲレで中部一八県の農業組織指導者による「ゲレ委員会」が結成され、「生活を守るために起ち上がったブルターニュ農民の行動

に対して共感を表明して連帯を誓う。そしてさまざまな形態による闘争を組織する」と宣言を発表した。このような情勢の高まりにおびえた政府は閣僚会議を開いて、ブルターニュ四県の屠殺場の営業中止、国民市場の創設、養鶏農家の保護措置ならびにラマンーレン鉄道（ブルターニュ幹線）の電化と次年度よりの着手などをきめ、憤激の緩和につとめた。

二〇日にいたり、農民行動はいっそう広がり、労働者を渦中にまきこんだ。モルビアンでは二千名の農民が県庁を包囲したが、ロール・アトランティックのCFTCは組織された労働者階級と農民の共同示威を全面的に支持し、「農民がみずからの生産物価格をより高く売ろうとするのは当然だ」と声明、「農業者青年サークル」と提携できたことを歓迎した。サンナゼールでは金属労働者三千名と農民一千名による秩序あるデモが行なわれた。労働者は四％賃上げを、農民は生産物格下げ反対を叫び、二台のトラクターを先頭に行進した。

二三日、投獄されていた二名の公判が開かれ、保釈となったが、農民行動は終息せず、オートヴィエンヌでは農民は「牛肉はキロ当たり二二〇フランで売り、ビフテキは一二〇〇フランで買わされる。永遠の犠牲者になるのはごめんだ。オレたちは農民問題を解決するのだ」と叫んで実状を訴え、インド・エ・ワールでも数千の農民デモが行なわれた。しかし、大規模な行動は六月末にはほとんど終わったようである。

この一揆的農民行動の発生した原因は、前年成立した農業基本法が実施段階で独占資本の利益のためのサボタージュが行なわれて農民の期待を裏切ったこと、具体的にはヨーロッパ共同市場によって安価な農産物輸入が市場を攪乱し、農民の窮迫状態をさらに悪化させたことにあるといえよう。農民の要求は基本法の条項の厳正実

施、価格の引上げ・安定が主であったが、政府に対する不信と怒りがこの爆発的闘争となって現われたのであり、それは指導者の逮捕によってさらに激化の度を加えることになった。表面的には農業経営者連盟が動いたが、その中核となった「農業者青年サークル」の組織的な活動、特に労働組合との提携に果たした役割は大きいものがあつたようである。そしてこれらの激烈な闘争が成功的に遂行できた根底には、一九六〇年春の農業基本法をめぐる広範な行動が農民に基本法を自己のものとして活用しようとする自覚を与え、さまざまな闘争戦術と形態を生みだす原動力となったということ忘れてはならないと考えられる。

〔資料出所〕

“UNION HERALD”

“NEWS REPORT” 1961～1962.

“LE MONDE” 1961.

第七編 政治運動・人権擁護運動

第一章 政暴法および新政暴法

に対する反対運動

政暴法の性格と反対運動 「右翼の歓迎する」右翼テロ取締り法」といわれた政暴法、すなわち政治的暴力行為防止法案は、一九六一年五月一三日、自民党と民社党の共同提案として衆院に提出された。これより先四月一三日、破防法改正を検討してきた自民党の治安対策特別委員会は、単独立法として政治的暴力活動防止法案要綱をきめ、同一八日総務会は社会・民社両党との折衝をするための基礎案としてこれを了承した。一方、社会党は独自に政治テロ行為処罰法案を上程しており、民社党も政治危害防止法案を用意していたのであるが、これらが浅沼事件や嶋中事件の予防を目的に個人テロの処罰に重点をおいているのに対し、自民党のそれは、むしろ安保闘争におけるような事態の再発防止を目的に、集团的暴力行為の規制を主眼とするもので、両社党の法案と自民党の法案とは本来あいられようもない対立した性格のものであった。しかし、自民党はできるだけ野党の了解を得たいとの態度で折衝を行ない、社会党とは意見の一致をみないままに協力を得ることを断念し、民社党との共

同提案とするため努力を続け、調整のため衆院法制局でまとめた原案にさらに修正を加えて、五月一日共同提案としての法案に意見の一致をみることに成功した。

政暴法案は、「政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもってする暴力行為を防止するための必要な規制措置を定めるとともに、これらの行為に対する刑罰規定を補整し、もってわが国の民主主義の擁護に資することを目的とする」(同法案第一条)もので、政治的暴力行為とは、「政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもって」する、殺人、殺人の予備・陰謀・教唆・扇動、傷害、傷害の教唆・扇動、逮捕監禁、強要、暴力行為等処罰法に定める集团的暴行・脅迫・器物損壊等、国会または首相官邸への暴行若しくは脅迫その他暴力手段による不法侵入、殺人の正当性または必要性の主張をする行為(第四条)などをさす。特に法案のねらいとする団体規制の規定として、(一)団体の活動に関し、または団体の目的の実現に資するため「政治的暴力行為」を行なった役員または構成員に、一定期間その団体のためにする行為をさせることを禁止する措置(第七条)、(二)「政治的暴力行為」を行なった団体の活動の制限(第八条)、(三)団体の解散の指定(第一〇条)の三つがあり、また罰則についてみると、前記各行為およびその未

遂に対しては、いずれも刑法よりは重い規定がされており、法案全体として破防法を適用拡張と弾圧機能の強化などによって普遍化、強力化したものであるとの印象が強い。

したがって労働組合や民主団体が、この法案の成否をもって民主主義を崩壊させるか、擁護するかの岐路にたつものであるとしたほど重視したのは当然のことであった。総評は五月二十七日、「民主主義の危機に当たり国民に訴う」と題して左の非常事態宣言を發した。

宣言

五月十三日、自民党・民社党共同で「政治暴力行為防止法」を提案してきた。これは右翼テロに対する国民の怒りを巧みに利用しながら、その実は平和と民主主義を愛するすべての政党、民主団体、すべての人に対する弾圧を意図するものであり、言論、集会、結社などの基本的人権をいじめるしく制限するもので弾圧立法の性格に先の破防法をさらにうまわるものである。

なぜなら治安維持法は国体の変革を目的とする組織を対象としていたが、政暴法は「政治上の主義もしくは施策、または思想的信条を推進し、またこれに反対する目的」をもってする「傷害、逮捕、監禁、強要、集団暴行」をすべて対象とするのであるからいじめるしく範囲は拡大されている。したがって労働者が自分達の生活を守るために行うILO条約批准要求も、国公法改悪反対闘争も、日常の経済要求の闘争ですらこの目的に入れられる。前記の諸条項の罪名は拡大解釈されて、われわれの正しい労働組合活動を弾圧するのいかに駆使されてきたかは、われわれが経験した多くの事実によって明らかである。

破防法には規制の基準として「労働組合の正当な権利活動」があったが、政暴法にはこの条項がないし組合活動の自由は何ら保障

されていないのみならず、公安審査委員会の権限を拡大強化し公安審査委員会が認めたときは、直ちにデモ集会の禁止、機関紙の発行停止、さらに解散させられるしこれらのことは憲法の保障する基本的人権を全く無視するものである。

今や、民主主義は重大な危機にさらされている。われわれは国民の民主的諸権利を守り民主主義と自由を守り抜くために、いまこそすべての人々が団結し、すぐ行動にたちあがることを強く訴える。われわれ労働者は、全国民の先頭にたつてこの悪法を阻止しなければならぬ。そのためにあらゆる行動を組織し、日本の平和と民主主義、憲法を守り抜くことを誓う。

政暴法案上程から六月八日第三八国会閉会で継続審議となるまでの反対闘争経過は概略左のようなものであった（「総評」六月一六日号より）。

五月十三日に政暴法案が国会に提案されてから一斉に反対運動が起った。社会党は直ちに反対運動をおこすことを明らかにし共産党もまた大衆運動を連日よびかけた。早くも十八日には新聞労連、紙パ労連などマスコミ五単産が統一ビラで政暴法反対のアピールをおこなった。翌十九日総評は幹事会で同法案を粉砕する態度を明らかにするとともに、政暴法粉砕とILO条約即時批准、国内法改悪反対を結合した二千万署名運動を展開し、安保国民会議の統一行動に最大限の動員をもって参加することを決定した。

具体的な大衆行動は安保反対国民会議の第一次統一行動を皮切りに展開された。

(1)五月二十日II安保反対国民会議の第一次統一行動は一万二千人を集め、政暴法反対を真正面からとりあげ、チョウチンデモがおこなわれた。また十九日には「安保闘争一周年記念集会」が女

優、評論家、学者、安保批判の会などが参加してひらかれ政暴法反対の決意を発表した。

(2)五月二十五日Ⅱ春闘第五次統一行動は、政暴法反対とからんでかなりのもり上りを示した。

このようなたたかいのもり上りを背景に、自民党にも内紛が生じ、結束が破れた。参院議長松野鶴平氏らが慎重審議論を主張し、継続審議へと大勢は動いていった。ここで反対運動にとつてはじめて有利な局面がひらけた。

しかし、すでに権力側は政暴法を実地におしすすめようとしている。ものものしい武装警官の集会・デモ取締り、目に余る私服の挑発、デモや集会の参加者にたいする威圧的な態度、それらは安保闘争のときとくらべて一段とつよめられている。公安条例をタテにとって取締りを強化していることが特徴的であった。こんどの政暴法闘争にたいして警察はすでに政暴法ができているかのような態度をとっていた。総評本部も加藤組織部長、坂根幹事、岩垂書記を不当タイホし、兼田副議長、湯浅幹事に任意出頭をかけ、出頭した湯浅幹事をそのままタイホし、この期間のあいだ延べ七十四名の労働者学生をタイホしている。もし政暴法ができれば警察当局はますます国民運動を抑圧してくるだろう。そのようなキメ手となる政暴法案を廃案にするまで国民会議はこんごもたたかいをすすめるだろう。

(3)五月三十日Ⅱ東京共闘、東京地評が午前十一時三十分中部、東南部、西・三多摩、北部の四カ所で集会、各ブロックごとに日比谷野外音楽堂に集中行進、午後三時三十分から東京総決起大会を開き代表が国会、政府、自民、民社に抗議、デモ行進をおこなった(参加人員十万人)。全学連は午後二時から芝公園で集会、日比谷までデモ行進(参加人員千人)。

(4)五月三十一日Ⅱ公労協労組が午後五時から赤坂氷川公園で集会、国会請願(参加人員一万人)、総評青年部、全日農青年部、東京地評青婦協、社青同、民青の五青年団体は午後六時から日比谷野外音楽堂で青年学生総決起大会を開き、八重洲口までデモ行進(参加人員一万二千人)、全学連は午後五時、日比谷野外音楽堂で決起大会を開き、国会に抗議デモ(参加人員二千人)、全自連は午後二時から芝公園で決起大会、日比谷公園までデモ行進(参加人員四千五百人)。

(5)六月一日Ⅱ総評、中立労連の民間労組は午後五時三十分から赤坂氷川公園で総決起大会を開き、国会請願、新橋までデモ行進(参加人員二千五百人)。

(6)六月二日Ⅱ政暴法採決にそなえ安保国民反対会議が緊急動員を指令。午後三時ごろから深夜まで国会周辺に集結、急をきいて近県共闘からも上京(参加人員三万五千人)、京都では立命館大学友会、京大同学会が緊急抗議集会(参加人員四百五十人)。衆院法務委員会で強行採決。

(7)六月三日Ⅱ安保反対第二次全国統一行動は全国六百七十カ所で約四百五十万人が参加。東京中央集会は午後一時、六時の二回にわたり三宅坂の国立劇場予定地で開かれ、国会請願をおこない、八重洲口、新橋までデモ行進(参加人員は地方代表五千人を含む七万人)。衆院本会議において強行採決、参院に回付さる。

(8)六月五日Ⅱ総評主催で公労協労組員が午後五時三十分から日比谷野外音楽堂で集合、国会請願、新橋までデモ行進(参加人員一万五千人)。

(9)六月六日Ⅱ安保反対国民会議の三波全国統一行動は全国七百カ所で四百万人が参加、東京では午後六時から三宅坂の国立劇場予定地で中央集会を開き、参院の審議状況にあわせて徹夜で国会請

願（参加人員地方代表三千人を含む七万五千人）。

(10) 六月七日、安保反対国民会議主催で午後三時、五時に日比谷野外音楽堂で集会、国会請願（参加人員は地方代表五千人を含む六万人）。

(11) 六月八日、安保反対国民会議主催で午後五時半日比谷野外音楽堂で集会、午後八時二十分まで国会請願（参加人員三万人）。第三八国会最終日で参院は継続審議をきめる。

九月二五日の治安対策特別委員会、この臨時国会ではぜひとも政暴法案の成立をはかるべきであるとの態度をきめた。これに対して安保反対国民会議も九月六日に安保反対共闘第二回全国代表者会議を開いて闘争方針を協議した。以下は安保反対国民会議幹事会（八月二五日）の方針にもとづき、全国代表者会議で決定した今後のたかひの方向である。

政暴法闘争当面の方針

池田内閣のもとで政治反動が強められ、帝国主義復活の速度が早まっている今日の情勢は、平和と民主主義、中立・独立をまもるために闘ってきたわれわれに重大な決意をかためることを求めている。言うまでもなく、政暴法は労働運動・平和・民主運動の発展を抑圧し、安保体制を強化しようとするものであることはすでに明らかである。

げんざい進められている日韓会談、軍事基地の強化、二つの中国をつくり出そうとする努力。さらには憲法改悪や、第二次防衛五カ年計画のねらいもまた、安保体制強化の具体的な内容として理解し、これと関連させて闘うことが重要である。

われわれは先国会において、政暴法の継続審議という一定の成果をかちとった。しかし政暴法を粉砕する闘いは来るべき臨時国会にかかっている。政暴法には、一部修正ということはありません、廃案にするためにわれわれは全力をつくさなくてはならない。

われわれは今日以降、あの偉大な安保闘争の経験を学び広汎な国民を結集し、労働者階級を中心とする諸闘争と深く結合させ、統一行動を積み重ねる中から、署名運動、討論集会等を通じ、全国の地域共闘を拡大し、政暴法粉砕、安保条約廃止の闘いを一層発展させるために新たな決意で闘わなくてはならない。

われわれは当面、

(1) 政暴法問題を国民各層へ徹底的に浸透させる強力な宣伝活動に重点的にとり組む。

(2) この活動を促進させるために九月十五日から二十五日までを「安保反対、政暴法粉砕第四次統一行動旬間」と設定する。

(3) この旬間の中で、政暴法の再審議に反対し、その撤回と廃案を要求する先制的な行動を条件のあるところでは集会、デモ、その他の地域でも一斉街頭進出などを組織する。この行動の中で、自民党、民社党に対して抗議する。

(4) この期間内にできるだけ大規模に、街頭、戸別訪問による署名運動をくり返し、有権者の過半数獲得のために努力する。

(5) 他階層への浸透に留意して、各県、地域の知識人、弁護士等の集会を組織し、これらの人々に講演会討論集会などの活動に積極的な参加を要請する。

(6) 中央においても、各地域の活動とみあって、これを集約した形で「政暴法反対の国民集会」を開催し国民世論を盛り上げる。

(7) 臨時国会の開会と関連させ統一行動旬間の中で積み上げた成果をさらに全国的な第五次統一行動に組織して闘う。

(8) 不当弾圧に反対し、懲罰をはね返す闘いを政暴法闘争の中で強力に闘う。

(9) 以上の闘いを推進し、広汎な国民世論を結集させつつ、労働者階級の生産点にかける実力行使の体制を準備する。

九月一五〇二五日の第四次統一行動旬間(二五日中央総決起大会)に続き、一〇月五〇一二日の第五次統一行動(一一日政暴法粉碎全国請願大会)、一〇月一七日の第六次統一行動(いっせい街頭進出)、一〇月一九〇二五日の第七次統一行動(一九日中央総決起大会)、一〇月二六〇三〇日の第八次統一行動(二六日中央総決起大会、炭労行動隊を中心に国会請願デモ)、一〇月三一日第九次中央統一行動、三万人のデモと、政暴法反対運動は第三九臨時国会(一〇月三一日閉会)の開会中、一刻の休みもなく続けられた。閉会まぎわに参院はふたたび政暴法案を継続審議とすることで自民社会両党の妥協が成立したが、社会党はこれをもって実質的廃案と確認、総評もこれを了承した。

新政暴法案反対闘争 政暴法案が再度継続審議となったとき、社会党は事実上廃案となったと主張したのであるが、自民党はなお政暴法案成立への夢を捨てたわけではなかった。一九六二年にはいり、自民党は二月一五日の治安対策特別委員会で新政暴法、「民主的秩序の保持に関する法律案」の要綱をきめ、同日の総務会を経て、一七日の幹部会で一九日参議院上程をきめた。しかし一九日の実力者会談では慎重論が続出、立消えとなる可能性が強くなった。自民党内部に政府・実力者と党総務会、参議院自民党と衆議院自民党といった間における見解の不一致、連絡の不備があつて誤算を生じ、このような事態になったとはいえ、こうした党内の反対論といえども、法案の内容に対するものではなく、あくまで今国会における重要三案件(三七年度予算案、ガリオア・エロア対米債務返済協

定、タイ特別円改定協定)などの審議状況と見合わせての措置をめぐってのことにすぎないので、安保共闘や総評としてもなお反対闘争の手をゆるめることはできなかった。特に新法案作成にあつた自民党治安対策特別委員会は、同二一日「当分静観するが、秩序保持法案をうやむやにすることは絶対了承しない」と申し合わせ、党執行部に対し善処方を要請している。

新法案を政暴法案と比較した場合、逮捕、監禁、強要、暴力行為を団体規制の要件から除き殺人、傷害にしぼったことが緩和の主要点とされているが、傷害罪が労働運動弾圧に適用される場合が最も多いこと、国会、首相官邸、裁判所への侵入罪では処罰範囲を旧政暴法より拡張したこと、罰則は刑法に比べて非常に重い旧政暴法の規定をそのまま存続させていることなど、団体規制立法としての本質そのものはなんら変わるところがなく、このため社会党は政暴法とその変形であるいかなる団体規制立法に対してもあらゆる手段をつくして反対するとの態度をとり、総評も二月一九日、新政暴法に抗議する声明を発し反対闘争強化を指令した。

声 明

自民党の熱意にもかかわらず、政暴法が二度まで成立を阻まれたことは「結社、団結権、団体行動権、思想、信条の自由」という憲法における民主主義の最低の保障と矛盾するという国民の危惧にもとづくものである。

前国会は国民のこのような懸念を反映し「各党各派の意見の一致がなければ政暴法は審議しない」ことを公約した。しかるに自民党はこの公約を一方的にふみ破って政暴法を「民主的秩序保持法」という名称にすりかえて提案し、今国会における成立をめざしている。

政暴法が、労働運動、平和、民主運動を敵視し、その弾圧をね

らったものであることは周知の事実である。新政暴法が依然として団体規制による民主団体の規制をめざし、さらに「集団暴行、強要、逮捕監禁」などの規定によって労働運動、大衆運動の弾圧を企んでいることはいうまでもない。

われわれは正当な争議行為が、これらの罪名で取締まられてきた経験を数え切れない程知っている。新政暴法は、このような官憲の不法な取締りを一層奨励することになるのであることは明白である。新政暴法はわれわれの労働運動や平和、民主運動を一般刑法以外に特別の刑罰を課してまで弾圧しようとするねらいをもつものであり、断じて許すことはできない。

われわれは、このような反民主主義の法律が春闘にたち上った労働者階級を弾圧し、安保体制打破、日韓会談反対、憲法擁護のための大衆運動を弾圧しようとするものであることを暴露しつつ安保反対国民会議を軸として春闘の中で反対闘争をさらに強化し、三たびその成立を阻止することを声明し、全労働者に共闘を訴えるものである。

その後、結局自民党執行部は新政暴法案（民主的秩序保持法案）の提出を断念し、政暴法問題はいったん立消えとなったのであるが、今後ふたたび類似の法案が形を変えて現われてくる可能性は決して消え去ってはいない。

第二章 人権擁護運動

第一節 松川事件

(一) 一九六〇年三月二日から仙台高等裁判所において始められた松川事件差戻審公判は、一九六一年にはいつて最終の段階を迎え、一月二一日の第二九回公判によって証拠調べを終了し、二月一四日から検事の論告求刑、三月二八日から四月二七日まで弁護人の弁論と被告の最終陳述が行なわれ、判決宣告は八月八日に指定された。

一月の公判では、国鉄新宿保線区線路工手石川昭一氏が弁護側の証人として出廷し、証拠品のボルトにはハンマーか何かの打痕がたたくさんついており、そのねじ山がつぶれているのは、激しくたたかれたために生じたものである、という証言を行なった。この証言は、顛覆作業が検事の主張するような方法によって行なわれたものではないことを示すものとして注目された。

差戻審において取り調べた証拠は証人八〇名、鑑定人一名、証拠書類一六七五通、証拠物二九四点、ほかに検証などを行なった。

特に注目される点は、弁護人の要求と、裁判所の勧告のために、検察側が約二千通に近い証拠書類を提出したことである。これらのなかには、警察官の捜査報告書、参考人・被告人の供述調書などが含まれるが、これらによって、従来必ずしも明らかにされなかった捜査の過程が分析・批判の対象となり、その結果、警察・検察の捜査上の過誤や不正が明かるみに出てきたことである。

弁護人の弁論は広範囲にわたって事件の全ぼうをつきとめるために詳細な論証が行なわれたが、特に捜査過程の分析に重点のおかれたことが従来にはみられない特色であった。

検察官は、依然として全員の有罪を主張し、旧二審判決どおりの刑、すなわち四人の死刑、二人の無期を含む極刑の求刑を行なった。

検事の論告求刑の終わった二月一六日、仙台市労働会館ホールで抗議集会が行なわれ、東京国鉄労働会館においても同様の集会が開かれた。

弁護人弁論の開始された三月二七、二八日には、全国的に現場調査、公判傍聴、仙台における全国集会の開催が訴えられた。この現地調査には全国二九都道府県から二八三名が参加した。その後、四月二七日の弁論最終日にいたるまで、毎回ごとに現地調査と公判傍聴を合わせた動員が行なわれた。

弁論終了と同時に、弁護団は次の声明を発表した。

「いまや、全被告の無実は大太陽のごとく明らかである。

裁判所は速やかに無罪の判決をなすべきである。みにくい警察検察の捜査に終止符をうたねばならない。正しい裁判を求めている幾百万の人々とともに、これからも全力をつくしたい。

一九六一年四月二七日

差戻審弁論終了の日

(二) 裁判の進行と並んで、他方では劇映画「松川事件」の製作の仕事が進められた。

松川映画製作委員会は一九六〇年二月一三日に発足し、シナリオの検討、製作資金の募集などに当たっていたが、同年一月五日に撮影にとりかかった。

脚本新藤兼人、演出山本薩夫、製作伊藤武郎・糸屋寿雄らによる。自主製作・自主上映の基本方針にたち、全国都道府県に松川事

件劇映画製作・上映実行委員会をつくり、これが製作資金の調達と、上映にいたるいっさいの事業を行なうことになった。資金は四五〇〇万円が予定され、これらはすべてカンパによる。

映画のあらすじは、被告らの逮捕から二審判決にいたるまでのたかいた法廷場面を中心しながら描きあげたもので、これの完成・上映は、従来の松川事件の運動を飛躍的に発展させるものとして、関係者はこの事業に熱心にとりくんだ。

撮影開始に当たって、製作委員会・スタッフ・キャスト一同の名前で発表されたアピールは、これらの人たちの意気込みを表現している。

映画松川事件が来る十一月五日からいよいよ撮影開始することになったことを心から喜びとします。

被告、家族、弁護人をはじめ、良心あるすべての人々の十一年のながい、苦しい闘いを通じて松川事件は国内ではもちろん、国外でも類例をみない裁判闘争事件となり内外注視の事件となりました。

したがってつくられる映画はいわば松川闘争十一年の血と汗の総結晶がフィルムの上にそのまま現出されるものとして、貴重な意義あるものと思います。

私達の資金カンパでつくり、私達の手で上映するという、困難な仕事が多くの人々の支援を得て、成功を収め、親しみをもってむかえられるよう期待して止みません。私達も一生懸命奮闘することをお誓いします。

右参加者一同の名において。

一九六〇年十一月一日

撮影は順調に進められ、撮影の進行に並行して、全国から資金が集められた。一九六〇年一二月二八日現在で一三四〇万円、一九六

一年一月一四日現在で一七〇四万円、二月七日現在で二三一五万円、三月七日現在で二七七五万円、三月一三日現在で二八五六万円、四月二五日現在で四一五四万円が集められた。

撮影は一九六一年一月一三日に完了し、二月上旬から全国各地で上映されるにいたった。

裁判事件をめぐる闘争が広範な国民の運動に発展し、さらにこれが劇映画にまとめあげられ、その製作・上映にいたるいっさいの事業が人権擁護の大運動にさざげられたという経験は、世界的にみて、稀有の例であろう。この映画の上映は松川事件について新しい関心と支持を呼びかけるのに役だった。

(三) 最終弁論の終わった翌日、一九六一年四月二八日に、松川事件対策協議会は、仙台市公会堂において、総評、中央単組、各県評、各松対協、松川映画製作実行委、その他の活動家約二〇〇名を集めて、八月八日の判決を目ざす運動を展開するために、全国代表者会議を開催した。

この集会では、判決までの具体的方針として、無罪判決要請五〇〇万人署名運動、無罪判決要求の決議をあらゆる団体・職場・地域の松川集会で行なう、松川映画に五〇〇万人動員する、現地調査団の組織、資金カンパ、各地に松対協を組織する、などの方針が決定された。特に八月八日の判決を目ざして、松川事件被告無罪判決要求集中大行進を行なうことが決定された点が注目される。

この行進は、「最終判決当日の仙台高裁に向って南北から集中する平和と真実の勝利をめざす一大示威行進は、権力による攻撃をはねかえし、仙台高裁が真実をあざむくならばどこにも逃げる道がない——不正な判決は絶対に許さない——という国民の固い決意の表明をそのまま配置態勢とするもの」といわれた。

まず各地域・職場で無数の中・小集会をつみかさね、これを各県

の無罪要求県民大会に組織し、ここで集中大行進に参加する県民代表を選び、これが雪だるま式に合流して地方大会を開き、青森・東京の南北の出発点に結集する、青森・東京では無罪判決要求大集会を開いて、行進の出発を送る、行進は仙台に向かって南北から開始し、沿道各地に無罪要求を訴えながら八月八日の朝に仙台市内にはいる、という方針がうちだされた。

これらの方針のもとに判決を前に広範な国民運動が展開された。各労組もこの運動をとりあげた。国鉄労組は五月三〇日に行なわれた第五八回中央委員会において、「松川事件をはじめとする諸デッチ上げ事件に対し全組織をあげて闘うための決議」を満場一致決定し、電機労連もまた六月一日、第九回定期大会において、松川事件対策を含む運動方針を決定した。日本民主青年同盟は、六月四日の第七回全国大会において、「松川事件の全員無罪をかちとる決議」を行なった。七月にはいってからは、全農林、全国税、国鉄、新聞労連などの大会が決議を行なった。

外国からの支援の動きのおもなものは次のとおりである。

世界労連ルイ・サイヤン書記長と「労働組合の権利擁護のための国際労働組合法律家委員会」のエレナ・テオドレスク書記の両名は、一九六一年五月一九日付の書面で、仙台高裁の門田裁判長あてに無罪判決を要請した。

要請文は次のとおりである。

十七名の日本の労働者がまきこまれている、いわゆる松川事件の裁判を全世界の労働者は注意深く見まもって来ました。本事件に対し、第二審の判決をとりけし、再審を命じた最高裁の判決をわれわれは満足の念をもって注目しました。しかしながら、すべての証拠が全被告の無実を明らかにしているにも拘らず、検察側では再び四名の労働者に死刑を、その他の被告に重刑を要求して

いることを知り憤りにたえません。松川事件が労働運動をくつがえし、他の諸階層から孤立させることをねらった政治的デッチ上げ以外のなにものでもないことはすでに明白であります。

重大な裁判の最終段階にあつて世界労連は全世界一億七百万の組合員を代表して、あなたが明白な事実を考慮され、全被告の無罪釈放を宣言されるよう要請します」

またドイツ民主共和国の鉄道産業労組は、一九六一年六月六日の日本の国鉄労組との共同声明にもとづいて、六月一六日には中央本部書記局の名前で、「松川裁判の国鉄労働者に対する鉄道産業労組中央本部書記局の連帯の声明」を傘下各組織に訴え、この訴えに応じて六月二二日にはデーベルン（ライプチヒ管区）地方本部幹事会が、六月二八日にはドレスデン地方本部がそれぞれ支持の決議を行なつて松川事件対策協議会にその文章を送つてきた。

アメリカの国際沖仲士倉庫労組は、四月の第一四回定期大会において「松川事件に関する決議」を採択し、その決議文を全港湾労組を通じて松対協に届けた。

そのほか、イタリア化学同盟、朝鮮民主法律家協会からも支援の決議文が寄せられた。

判決を間近にひかえたこれらの動向を結集して、東京では六月一九日、日比谷野外音楽堂において松川事件無罪判決要求東京決起大会が開かれ、約八千名が参集し、被告団を先頭にデモ行進を行ない、各地では六月一七日の宇都宮をはじめとして決起大会があいついで開催された。

七月二七日に集中大行進が開始された。各都道府県代表二三五名が炎天のもとに行進を始めた。コースは青森・仙台間の青森コースと、東京・福島間の福島コース、常盤コースに分かれた。行進は途中で参加する人を加えてしだいに増加し、八月八日朝仙台市にはい

ったときは、東京からのコース約一万三千人、青森コース約四千人にのぼった。

(四) 八月八日、朝九時、判決は宣告された。裁判所は、裁判長門田実、ほかに細野幸雄、杉本正雄の両名によって構成される。

判決主文。第一審判決中、被告人らに関する部分を破棄する。被告人らは、いずれも無罪。

判決理由はきわめて長文のものであるが、判決当日、関係者に渡された「判決理由の要旨」と題する文書は冒頭の部分において次のように述べている。

当裁判所はあらゆる審理をつくしたが、上告審判決が旧二審判決にかけた事実誤認の疑いはついに解消できなかった。そのみではなく、新証拠の出現により、かえって謀議についてはもとより実行行為について、従来の認定に対し、さらに新たな合理的疑いをいれる余地が多分に出てきて、全般的に被告らが本件犯行をあえてしたことを確信するに足る心証の形成からは程遠い結果になった。

本件列車脱線転覆が人為的事故であることは明らかで、問題は被告人らが犯人かどうかである。この直接のきめ手となる証拠は自由のみ。実行行為のきめ手となる証拠は本件捜査の端緒となつた赤間自由と、それにより検挙された浜崎の自由だけである。赤間自由によれば実行行為者は五人で、国鉄側は本田・高橋・赤間の三人。とくに本田は謀議にも、実行にも指導的役割を果たされ、国鉄側では鈴木、東芝側では実行行為もしたという佐藤一が重要な役割を演じたとされる。

赤間自由なくして松川事件は存在しない。その赤間自身のアリバイが、新証拠の出現により、いまや成立のがい然性がはなはだ

高いのである。本田アリの成立はまったく決定的、高橋アリバイ成立のがい然性もまたはなはだ高い。佐藤一のアリバイは決定的、鈴木信アリの成立もまた決定的である。

かくして謀議関係はもとより、実行行為自体について合理的な疑いがきわめて深い。松川事件の根幹は大きくゆらいだのである。

この判決は、仙台からラジオ・テレビを通じて全国に報道され、長い間、この裁判闘争に関心を寄せてきた多くの人たちに、喜びをもって迎えられる。

この判決に対しては、八月八日付朝日紙が「裁判、実質上の終止符」という見だしをつけたように、検察側に再上告の余地を残すとはいえ、十余年にわたる裁判に事実上の決着をつけたものとして各新聞にも好意をもって迎えられ、検察側が上告しないで事件を確定させることを望む論調が多かった。被告団はもとより、この運動に関与した広範な国民は一致してこの公判闘争の終結を要求した。

しかるに最高検察庁は、八月二一日に最高裁判所に対し、再上告の手續きを取り、事件の確定を延引させた。

こうして松川闘争は、さらに苦しいたたかいを迎えることになった。

(四) 次に判決に対する被告団、弁護団、日本共産党その他の声明を掲げる。

声 明

一九六一年八月八日午前九時、われわれは全員無罪の判決を受けとった。この判決は総評を中心とする広範な労働者、ならびに広津和郎先生はじめ、多くの国民および全世界の平和を愛する人びとの十二年にわたるねばりづよい真実追求の努力と、弁護団の寝食を忘れたたたかいによってもたらされたものであり、これは

真実と民主主義の勝利である。あつくお礼申しあげます。

松川のたたかいはこれで終ったのではなく、無実を知らながら証拠をかくし、つくりかえ、意識的・計画的に民主主義を弾圧した検察・警察の不正を追及し、かれらが今後もしもいたずらに裁判をひきのぼすために上告しようと策謀するならば、真実と民主主義の名において断固としてやめさせなければならない。さらに検察官は真犯人を明らかにし、事件の犠牲になった機関車の乗務員に謝罪するよう要求する。

一九六一年八月八日

松川事件被告団

声 明

真実は勝利した。全員無罪の判決は、虚偽をにくみ、正義を愛するいく百万の人びとの献身と努力の結果である。裁判所は被告諸君による共同謀議と実行行為の不存在を確認し、この裁判が警察と検察のつくりあげたものであることを指摘した。われわれは第一審および第二審の裁判所に比較し、当裁判所の努力と勇気を支持する。十二年の長きにわたって無実の被告諸君を苦しめ、国民を不安におとし入れてきたすべての責任は警察と検察にある。検察と警察はすみやかにその非をみとめ、この判決に服し、上告を申立てないことを内外に表明するとともに、ただちに真犯人にたいする真剣な追求を開始すべきものとわれわれは考える。われわれはなお警察と検察の責任だけでなく、その権力におどらされて恥ずべき偽証をして裁判を長びかせてきた偽証証人にたいしても責任追求を徹底的にしなければならぬと考える。

一九六一年八月九日

松川事件弁護団

声 明

松川事件全員無罪の判決は、正義と真実の勝利である。アメリカ帝国主義と日本独占の暴虐な支配とたたかっている日本人民の

勝利である。警職法、安保、政暴法反対等の勝利について、これは日本人民の新しい勝利である。

松川十二年のたたかいは苦難にみちたものであった。被告団の諸君は、絞首台の悪夢に悩まされ、心身をむしばまれながら、獄の内外で日本全国から国外にまで松川の真実を訴えつつけてきた。その労苦は筆舌につくすことはできない。家族のくるしみもそれにおとらずはげしいものであったが、団結を強固にして被告諸君の即時無罪釈放と救援のためにたたかいつづけてきた。政党・政派をこえ、真実と人権のためにたちあがった全国数百名におよぶ弁護団諸氏の活動もまたこれをささえる大きな役割を演じてきた。広津和郎氏の情熱をこめた多年の献身は日本民族の良心を代表するものであった。労働組合や文化人や地域の活動家の努力が、このような高まりの原動力であった。これら諸活動を中核として、日本の裁判史上空前ともいべき大きな松川救援の全人民的闘争が、全国に展開され、それは日まじに強大なものとなった。人道と国際プロレタリア主義にもとづく国外の平和、民主勢力の援助も忘れることができない。

わが党は、この事件が共産党員と戦闘的労働組合員に不当な暴圧を加えたものであるだけに、勝利をたたかいとったすべての人びとにたいし、心から限らない感謝の念を表明するとともに勝利のよろこびをわかちあうものである。

米日反動はかれらの支配体制の弱化を補強し、新安保を強行するため、政治的反動をつよめ、政暴法その他ファシズム体制の整備にやっきとなっている。松川無罪判決は、かれらにとって重大な打撃である。かれらは、この敗北をとりもどすべく、上告手続によって、まきかえしをたくらんでいる。かれらのかかる企ては成功しないことは明白である。しかし、われわれは断じて検察

側の上告を容認することができない。すでに十二年の長きにわたり、被告団をはじめとする全日本人民の松川デッチ上げ事件による損害は計数をもつて数えられないほどじん大である。

松川事件の犠牲者の無実証明された。しかも列車転覆とそれによって死者のたことは厳として動かしがたい事実である。真犯人は別にかくされていることは明白である。われわれは、松川事件をデッチ上げた米日反動とそのいっさいの手先どもの責任を厳重に追及する。かれらの法律を無視した人権じゅうりん行為は明白な犯罪であることを宣告する。

そして同時に松川の真犯人とその証拠をかくすことなく、すみやかにそれを厳罰にすることを要求する。

この事件の真相は、アメリカ帝国主義が朝鮮戦争をひきおこすために、それにそなえて日本人民の独立と平和と民主主義の陣営に加えた攻撃であったことにある。この攻撃は失敗が明らかになったが、アメリカ帝国主義と日本独占資本とは今日ますます不安になりつつあるその支配を維持するために、日本の独立と平和と民主主義をおびやかそうとして攻撃をすすめている。

松川闘争が無罪判決をかちとったことの意義は、日本人民の進むべき道を切り開いたという点でひじょうに重要である。

日本人民のみなさん、この勝利の成果をしっかりとにぎって、人民解放闘争のあらゆる方面において発展させるために奮闘しよう。

一九六一年八月八日

日本共産党中央委員会幹部会

声 明

仙台高裁における松川差戻し公判は本日全員無罪の判決を下し

た。総評は当初よりこのことあるを確信していたのであるが、本日判決によってこの確信がはっきりと立証されたことを心から喜ぶものである。

松川事件という事実があった以上、この事件を企図し実行したもののあることは勿論である。しかし、当局側が、当時の労働情勢、社会情勢から労働組合に対して予断的偏見をもって臨み一方的な捜査及び検挙に当たったことにそもそもの誤りがあった。時日の経過と共に事件の真相が明らかにされ、労働組合員を犯人に仕立てるために行った警察及び検察当局の陰謀や、卑劣なる政治的工作も明らかになった。われわれはこのことに対して痛憤あたるものがあり、今後とも検・警察の責任の追及を行い、真実を明らかにするものである。

一二年間にわたって物心両面の苦難に耐えて闘い抜いてきた被告団一同及び真実のために、ひいては日本の民主主義と人権擁護のために闘い抜いた国民大多數の今日までの闘いに対し深甚なる敬意を表すると共に、反ファシズム戦線拡大のために今後とも闘い抜くことを誓うものである。

一九六一年八月八日

日本労働組合総評議会

声 明

一九四九年八月松川において列車転覆事件が発生し、その容疑者として国鉄、東芝などの労働者が、官憲の術策によって長い間獄窓につながれてきた。この一二年間真実を追求する労働者と国民のたたかいは、全国的にひろがった。われわれのたたかいは、いして、悪らつな政府の妨害が随所におこなわれたが、これを統一と団結の力によってはねかえし、今日までたたかいを展開させてきたのである。

真実は壁をとおして全国民の声となり、全世界の労働者階級の

声となった。八月八日の仙台高裁における差し戻し裁判は「全員無罪」の判決をかちとることができた。真実は必ず勝利するのである。われわれは悪らつな陰謀により、平和と民主主義を守る労働者が、無実の罪におとし入れられる社会の機構を、徹底的に改革しなくてはならない。松川のたたかいを基礎として、さらに民主主義と平和のためにたたかうことを声明する。

一九六一年八月八日

国鉄労働組合

声 明

仙台高裁が、松川事件被告全員に無罪の判決を行ったことは、当然のこととはいえ「正義は勝利する」という裁判の毅然たる真髓を示したものである。最近ややもすれば裁判の公正に疑いもたれているなかで、門田裁判長のこの判決には敬意を表したい。

また、この判決は、一二年の長い年月、重罪被告の鎖の中で闘ってきた被告団、およびこの裁判を勝利にみちびいた弁護団、広津和郎氏はじめ松対協と多くの支援大衆の勝利である。われわれは、真理と正義を守るためのたゆまないこの闘いに、心から感謝の意を表すものである。

検察側もこの判決に速かに服し、判決を確定せしめ、はかり知れない苦痛を強制してきた被告団とその家族の不安定な状態に終止符をうってもらいたい。

一九六一年八月八日

日本社会党

第二節 白鳥事件

一九五二年二月二日、札幌市内で射殺された当時の札幌市警備課長、白鳥警部殺害の犯人に擬せられて一〇年に近い獄中生活を送っている村上国治に対する救援運動は、一九六〇年五月三十一日の

札幌高裁における懲役二〇年の有罪判決のちに、しだいに広がりをもせていった。

一九六一年一月二〇、二一日の両日にわたって、総評・白鳥事件対策委員会などの主催により、白鳥事件現地調査が札幌市内において行なわれた。参加者は二〇〇名をこえた。さらに五月二一、二二日には第二回現地調査が行なわれ、九州・四国をはじめ全国から四〇〇名が参加した。これらの調査団は、当時白鳥警部の勤務した札幌中央署から、事件当日白鳥警部が立ち寄ったバー・シロー、射殺現場、試射訓練をしたとされる幌見峠などを回って、事件に関する説明を聞き、さらに札幌大通拘置所に在監中の村上国治被告に面会し、調査結果を交流しあって事件に対する理解を深めた。

第三回の現地調査は、松川事件の判決直後、八月九日から一一日にわたって行なわれ、約四六〇名が参加した。

これらの現地調査参加者の多くは、全国各地に、白鳥事件に関する救援の組織をつくり、調査の報告を行なうことによって事件についての宣伝を行なった。村上国治を守る会、白鳥事件懇談会などの多様の組織が地域や職場につくられていった。これらの組織は特に八月六日の総評大会における支援決議を機に、中央に対策協議会を結成する方向に進み、九月二九日には、総評・日教組・国鉄・全国税・国民救援会・松川対策協議会・白鳥事件弁護団・同懇談会などの関係者が集まって、中央対策協議会と準備会をつくることになった。

八月六日、総評一七回定期大会は、一二単産、一地評の共同提案により、「最終段階にある白鳥事件の裁判闘争支援に関する決議」を行なった。そのほか、この年に行なわれた労組・民主団体などの大会においては、白鳥事件に関する救援支持の決議をするところが多く、総評のほかに、国労・日教組・全通・自治労・全日通・鉄鋼

労連・私鉄総連・全農林・全林野・全国税・全税関・全建労・全港建・全司法・全電波・動力車・全港湾・全国金属・全自交・全日自労・全印総連・紙パ労連・炭労・日高教・出版労協などの二五単産がその決議を行ない、日本共産党・日本国民救援会・日本母親大会・全国民医連・日本民青同などもその支援を決定した。

総評の行なった決議は左のとおりである。

昨年度の総評大会における白鳥事件の闘争支援決議以来、長期不当に拘留されている村上被告を即時釈放せよという運動は全国的にひろがり、最高裁判所に対する署名要請はこの一年間に十万人をこえ、公判資金も二七〇万円が寄せられている。また総評太田議長をはじめ各界代表数十名の身柄保証による釈放願もたびたび提出されたにもかかわらず、最高裁判所はこれらの一切を無視して、再三にわたり保釈を却下し、未だに不当な拘留を続けている。この事実は憲法を守るべき最高裁判所が基本的人権をふみにじり、偏見と予断によってこの事件に対処しているあらわれであり、強く抗議するものである。

今や事件は最終的な段階にあり、明年半ばごろまでには最終判決がくだされる見通しであり、われわれは真実と民主主義をまもる立場から、白鳥事件の裁判が公正に行われるよう、最高裁判所に対し、

一、なによりも十年間の長期にわたり北海道の獄中に捕われている村上国治君の即時釈放を要求する。

二、真実をより明らかにし公正に裁判が行われるため口頭弁論をひらいて審理するよう要求する。

また以上の目標実現のため、真相の宣伝、署名、抗議要請運動、被告と家族の救援、弁護団活動などをいっそう強化し、統一的な発展をはかるため、

一、救援公判資金のカンパ
二、運動のセンターを中央に確立することに積極的に協力するものである。

右決議する。

一九六一年八月六日

日本労働組合総評議会第一七回定期大会

なお、無実を訴える弁護人・被告人の上告趣意書は三月三十一日に提出され、最高裁の審理が具体的に始まることになった。上告趣意は多岐にわたるが、重要な論点は次のとおりである。

一 昭和二十七年一〇月に村上被告を逮捕してから三〇年八月に殺人罪で起訴するまで、村上被告に対する苛酷な処遇と取調は、憲法違反である。

二 佐藤直道、追平雍嘉、高安知彦の三証人の証言は信用できない。

三 昭和二十七年一月四日の殺害の謀議については、村上被告に明白なアリバイがある。

四 証拠品の弾丸と薬莖は、官憲によって特別に用意されたものではないか、という疑念がつよい。長期間、幌見峠に埋没していたとされる二発の試射弾丸には、それにふさわしい金属腐蝕と、傷跡がない。

第三節 占領軍被害補償要求の運動

一九四五年八月以来、一九五二年四月の平和条約発効までの間の、いわゆる占領期間中に、アメリカ兵の不法行為によって殺傷された国民に、「給付金」を支給するという「連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律」が、一九六

一年秋の第三九臨時国会で成立した。この法律によると、死亡者の遺族に二〇万円（ほかに葬祭給付金五千円）、障害者に最高二三万八千円、最低二万四千円の給付金が支給されることになっている。

この法律によって、給付金が支給される被害者には、これまで占領軍当局からも、また、日本政府からも満足な補償がなされていなかった。このため、広島、東京の一部の被害者が、一九五三年ごろから「進駐軍被害者連盟」を結成して国を相手に損害賠償訴訟をおこしたり、被害補償の立法運動などをおこすことをきめた。一九五七、五八年のいわゆるジラード事件、ロングブリー事件等について国民の激しい抗議がまきおこったが、こうした世論に励まされて占領中の被害者もようやくたちあがり、一九五九年一月には全国で一九県の連盟が団結して「全国進駐軍被害者連合会」が結成された。その後しだいに新聞、ラジオ、テレビ等もこの運動をとりあげ、また、全国調達庁職員労組や社会党もこれに協力するようになった。こうした世論を背景に、政府もようやく同年度の予算四〇〇万円で被害者の実態調査を始めることになった。この実態調査によると、一九六〇年七月一〇日現在で、被害者総数八八四名、うち二二四〇名は政府が行政措置で支給した「見舞金」（死亡者で平均六万円程度）すら受け取っていないことがわかった。さらに、これらの被害者のなかには、生計中心者を失って四散した遺族、また、受けた身体障害のためいままなお療養を続けるもの、あるいは幼時に受けた頭部障害のため、成長した現在でも精神無能力者となったもの等々、ようやく被害者の受けた悲惨な全ぼうが明かるみに出るようになった。また、被害者の生計の状況のわかったもののうち、七二％が月収わずか一万六千円以下で、生活保護法の適用を受けているものも多く、月収二万五千円以上のものはわずかに二八％にしか達していないこともわかった。

一九六〇年五月一二日、社会党は単独で補償法案を衆議院に提出した。この法案は、死亡者に約六五万円の補償を行なう、というものであった。被害者連合会は、当時安保条約改定に反対して国会に押しかけた労働者に交じって、「安保改定より占領軍被害者に補償を」と訴え、また、東京、新橋等のおもな駅でビラをまいて都民に訴えた。しかし、五月一九日自民党が衆議院で新安保条約の単独採決を行ない、社会党法案の審議は行なわれなかった。

同年一二月招集された特別国会で社会党はふたたび同法案を提出したため、一二月二二日に自民党国防部会もようやく一九六一年度になんらかの補償を行なうことをきめ、翌六一年一月には、とりあえず一億八千万円の予算を計上することになった。同年三月二日、政府は「連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案」を提出した。この法案は、死亡者の日収を一率に一五〇円とし、その千日分を支給するというものであった。被害者連合会は、この低額な給付金法案に抗議するため、三月三〇日全国の代表を交じえて総決起大会を開き、アメリカ大使館、国会等に向けてデモ行進を行なった。政府に向けられた抗議文は次のようなものであった（要旨）。

抗議文

我々被害者は既に七年前より、日本政府が速やかに正当な補償を行なうよう要求してきたが、今回ようやく右法案の提出をみた。しかしながら、この法案は、既に十数年の永い間悲惨な生活を余儀なくされた我々の損害を償うにはあまりにも低額であり到底納得することはできない。我々は先に、少なくとも五〇万円の補償を行うよう要求する決議を行った。

我々は平和な一市民として生活を送っていたにもかかわらず、占領軍将兵に射殺され、あるいは撲殺される等の不当な行為によ

って殺害された。従って交通事故等によって死亡した者とは本質的に異なるのであり、日本政府として特別の配慮を行うべきである。さらに、平和条約一九条によって我々の損害賠償請求権を日本国が放棄し、直接補償の責任がないとはいえ、いまなお、日本国内に多数の軍隊を駐留させているアメリカ政府も何らかの措置によって我々被害者に謝罪し慰藉する道義的責任があるものと考ええる。我々は日本政府に抗議すると共に、アメリカ政府に対しても善処方を要求する。

一九六一年三月三〇日

全国進駐軍被害者連合会

社会党は被害者の要求によって、政府案を増額させるため、自民党と折衝を続けた。しかし、自民党が突如衆議院に提出した政暴法案を、六月二日深夜法務委員会で強行採決したため、国会はふたたび混乱し、六月八日の会期末までに審議が終わらず廃案となった。しかし、同法案は九月二五日招集された臨時国会の三日目にふたたび提出され、社会党と被害者連合会の要求に押され、一〇月一七日政府は死亡者に五万円増額することを諒承する旨の決定を行ない、一〇月一九日衆議院を通過、二八日参議院で可決された。参議院は、この法律が被害者の実態を救済するにはきわめて不十分なことを認めたらうえ、次のような付帯決議を行なった。

占領期間中における連合国軍等による被害者等については、本法による支給額の程度をもつてしても、必ずしも十分なものと認め難い。よって政府は各種給付金の額について更に検討すると共に本法の運用に当っては被害者等の立場を十分に尊重し、事務処理上遺漏なきを期せられたい。

この法律による給付金の支給は、一九六二年三月ごろより開始され、三年間で打ち切られることになっているが、すでに十数年後の

いま、被害の事実を立証することができないため、給付金を受けられないものが多数あるものと予想されている。

一方、訴訟を提起した被害者の一部に対し、東京地方裁判所は一九五六年に、次のような要旨の判決を行なっている。

平和条約一九条a項は、外交保護権だけではなく、日本国民から連合国の国民に対する個々の請求権をも放棄したものであるが、無条件降伏をした敗戦国として締結したものであるから、その内容が憲法その他の国内法に違反していても、違法な公権力の行使として国に対して損害賠償の責任を問うことは許されない。

その後、被害者側の控訴に対して、東京高等裁判所もまた棄却の判決をいいわたして、被害者側の敗訴は確定した。

なお、自由法曹団は、この運動の訴訟ならびに補償立法について、終止変わらぬ協力を行なった。